

企画委員会
8

45年

1月20日

1月31日

2月3日

2月5日

2月10日

2月13日

2月20日

2月24日

国立公文書館	
分類	内閣府
	平成16年度
排架番号	4E
	34
	28





目次

第1部 新経済社会発展計画の課題（項目省略）

第2部 課題達成のための政策

A 今後の重点政策

I. 物価の安定

II. 対外経済政策の積極的展開

1. 貿易、資本自由化の積極的推進

2. 経済協力の拡充・強化

III. 産業構造の革新

3. 産業の効率化

4. 高生産性農業の実現とその対策

5. 中小企業、流通部門の革新

6. 労働力の有効活用

IV. 社会開発の推進

7. 社会保障の充実

8. 住宅、生活環境の整備と土地対策の推進

9. 公害対策の強化

10. 消費者行政の推進

V 発展基盤の培養

- 11 社会資本整備の重点とその効率化
- 12 産業立地の円滑化
- 13 エネルギーと基礎資源の確保
- 14 情報化の促進
- 15 技術開発の推進
- 16 教育と人的能力の向上

B 財政金融政策

第3部 経済社会発展の姿（項目未定）

第2部 課題達成のための政策

この計画の課題を達成するためには、新しい時代に対応した政策発想に基づいて、有効な施策の総合的な展開を図らなければならない。重要な政策内容については、以下項を追ってのべるが、これらの政策をとりあげかつ実施するのに当たっては、つきの点に注意することが必要である。

第1は、諸政策の整合性に関する点である。ここでは前述の諸課題に対応して、①物価の安定 ②対外経済政策の積極的展開 ③産業構造の革新、④社会開発の推進、⑤発展基盤の培養 および ⑥財政金融政策をとりあげたが、各々の課題および政策は独立的なものではなく、ときに相補い、ときに相反的な関係にある。したがって、政策が整合的に体系化されていないと、一つの課題の解決が他の課題の解決を不可能ないし不完全なものにする場合も考えられる。これまでは、経済政策の主目標は成長の極大化による完全雇用の達成とか、国際収支の赤字・不均衡の是正に重点がおかれたが、これからは、成長に

加えて物価や国際収支をはじめ社会開発や消費水準さらには経済協力などに関連して政策目標が多元化してくるので、政策間の整合性に格段の注意を払わなければ、政策効果を損うことになりかねない。本計画では、とくに、国際化の進展と国際収支にこれまで以上のとりかできた事柄にかんがみ、たとえば輸入自由化の促進と国内産業構造の自主的革新を対応的に進め、両者の円滑な推進に当っては、要すれば過渡的な調整措置を講ずることとするなど、内外政策の総合的運営を図るべきことを強調している。

第2は、政府と民間の役割を明確にすることである。わが国経済は、市場機構を中心に運営される自由経済であり、民間の創意と工夫が発展の原動力である。したがって民間部門については、原則として競争原理を尊重し、政府の保護、介入を最小限にとどめることかのをましい。政府としては、①民間の自由な競争が公正に行われるための環境を整備することに重点をおき、②国際化の進展にともなって経済外交を積極的に行い、③対内的には国民生活を護る立場から公害

(目-4)

規制や消費者保護などの点で積極的に介入し、社会保障や社会資本、あるいは教育など人的能力の開発については、民間経済力の活用を図りながら、基本的には政府が主導的な役割りを果たさなければならない。④

また、新規産業や大型技術の開発については適切な政府の支援が期待され、困難な環境におかれている農業等については、強力な総合施策の展開が要請される。

⑤さらに、景気変動の波をできるだけ小幅にとどめ、成長率を適正に維持するための総需要の管理も政府の重要な役割りとなっている。

この計画では、これまで国際収支の制約が大きかった時代にはじまった各種の保護的措置を緩和・撤廃することに重点をおくとともに、経済の量的拡大が国民生活の質的向上に結びつくよう留意すべきことを強調している。

第3は、政策実行の責任体制を明確にすることである。ここに掲げた政策が有効に実行されるためには、政策ならびに各関係機関、企業および個人がそれぞれ計画に位置づけられた各々の役割りを果たすことが期待

(目-5)

される。とくに本計画では、農業問題、土地問題、物
価問題、賃金問題などいずれも幅広い層の協力を必要
とする点に鑑み、総合的な施策の展開を図り、従来の
制度慣行にとらわれない国民経済的視点にたつて取組
むべきことを強調し、また国民の連帯感をつよめると
ともに、高い福祉を実現するために相応に費用負担が
高まらざるをえないことについて国民の理解と協力を
うることを期待している。

(I) 物 価 の 安 定

昭和 30 年代の後半から消費者物価は根強い上昇を示し、さらに最近では卸売物価の騰勢が強まってきている。物価の安定は国民生活の実質的な改善と、健全な経済発展の実現のための両面から強く要請され、この計画においても、もっとも重要な課題の一つとなっている。

物価の安定の度合いは経済諸政策の総合的效果の指標でもあつて、物価の安定のためには総合的かつ整合性のある諸施策の強力にして継続的な展開が必要である。

経済社会の変化が大きく見込まれる情勢の下で、物価の安定をはかるためには、まず、内外の条件変化に即応した財政金融政策の弾力的な運営によって総需要の調整をはかることが基本的に重要である。総需要の適切な調整によって、短期的な需要圧力の緩和が図られるばかりでなく、以下にのべるような物価安定のための重点施策が効果をあげうる基礎条件が確保されるこ

ともなる。

適正な経済成長の下で、合理化の努力を伴わずにコスト増を安易に価格に転嫁したり、あるいはやむをえない他の価格改訂に便乗しようとする態度をゆるさぬ環境をつくり、国民各層の理解と協力をえつつ、長期的かつ国際的な視野に立って国民経済の効率を高め、生産性の向上を実現して物価の安定をはかることが肝要である。

このため、以下の諸施策を中心に物価安定政策を総合的かつ積極的に講じなければならない。

第1は従来から実施されてきた構造政策をより一層強力に推進して、国民経済全体としての効率化をはかることである。

とくに、生産性の低い農業、中小企業、流通部門などを中心として、経済の近代化、合理化を強力に進め、農産物や大衆的工業製品などの廉価にして豊富な供給体制をつくらなければならない。農業についてはこれまで所得補償的価格政策に偏りがちであったが、シス

(I-2)

テム化、装置化などを含む構造対策の積極的な推進によって、近代化をはかるよう政策のあり方を再検討する。一方、中小企業分野では単純労働集約的な加工産業の発展途上国への委譲などを含めて産業の高度化を実現することが必要である。また、これら生産段階における効率化とともに、重要なのは流通段階の効率化であり、とくに労働力の過剰であった時代に成立した戸別配達制度や消費慣行の再検討など制度・慣行面の改革や協同一貫輸送体制の導入など物的流通手段の改善を進めなければならない。

なお、こうした経済の近代化と再編のなかで、低生産性部門就業者とくに中高年層の円滑な離転職を促進する労働力流通化政策を強化する。雇用賃金制度の近代化や再訓練などを通ずる労働力の活用をすすめることは物価安定に大きく資するものと考えられる。

第2は価格の機能を有効に働かせるための競争条件の整備を進めることである。

公正取引委員会の活動の強化など競争条件の整備は

(I-3)

構造政策をすすめるためにも欠くことのできない要件であり、中小企業分野などにおいては、独占禁止法除外カルテル、再販価格維持契約の再検討、徹底に積極的に取り組む一方、チェーン組織など新しい流通チャネルが旧来の流通機構と自由に競争しうる環境を整備するための制度面の検討も必要であろう。

また、高生産性部門においても、卸売物価の下方硬直化現象にみられるような寡占化に伴う価格整理的傾向のもたらす弊害を排除するため、独占禁止法の厳格な運用などによって競争条件の強化に努めることが必要である。

第3は輸入政策の積極的展開をはかって、国際的視点に立った国民経済の効率化を進めることである。

安定した供給力を確保するため、国内生産に対して配慮を払うことはいうまでもないが、わが国の農産物が概して国際的に割高であり、輸入制限品目の国内価格の上昇が大きい実態などからみて、輸入政策の積極的展開は物価の安定に有効であると考えられる。とく

(I-4)

に従来、緊急輸入的な対策として取り上げられる傾向の強かった生鮮食料品の輸入については、輸入制限品目の自由化、輸入割当の枠の拡大、既自由化品目の関税引下げ、輸入機関の多元化、など、弾力的かつ積極的に輸入政策を展開しなければならない。また、より長期的な視点に立って、南米輸入を有効に活用することも必要である。

もちろん、輸入の積極的活用が、国内の生産や就業者に与える影響を考慮して、必要な経過的措置をとりつつ輸入政策を展開しなければならない。しかし従来廉価な輸入が行なわれても制度的に競争条件が確保されていないため、大巾な流通マージンが上積みされ、消費者段階では、内外価格差が殆んど消滅して、価格安定に有効に活かすことができなかった従来の経験に鑑み、とくに、輸入品に關する流通のあり方を全面的に検討することが必要である。

第4に、政府関与価格についてはこれをできる限り安定化させることが必要である。

(I-5)

国鉄運賃、米価、公共サービス料金など、政府関与価格は心理的にも全般の物価動向に与える影響が大きいので政府関与価格は、当面の物価動向に鑑みできる限りその上昇を抑制することが必要である。もっとも価格対策の基本はすでに述べたように当該部門の効率化であることはいうまでもなく、また、こうした効率化を伴わない価格の抑制は、一時的、緊急的なものとしては有効であっても、問題の根本的な解決とはならないといえる。従って常に長期的視点に立って均衡のとれた価格体系の実現を目指しつつ、合理化、生産性向上を促進する政策の中で、政府関与価格の安定をはからなければならない。

なお、農産物価格一般への影響などからみて重要な米価については、米の需給の動向や都市勤労者と農業者間の所得均衡などを考慮しながら、当面は生産者、消費者両米価の据置きを目途として、物価安定に資するものとする。

第5に住宅生活環境の改善を阻み国民生活に大きな

(I-6)

不満をもたらしている地価のすみやかな安定をはかることである。

地価の騰貴、家賃・地代の上昇は、国民生活の不安を増大している一方、住宅建設の隘路となって、生活関連公共事業の進展を妨げるなど経済社会の発展の支障となっている。

とくに、住宅地価格の安定が急務となっている現状においては、都市計画にもとづく土地の計画的利用を強力にすすめるとともに土地に対する課税の適正化や通勤交通手段の整備、あるいは大規模住宅団地の造成を通じて、宅地供給の増加をはかるなど総合的施策を実施し、地価の安定に努めなければならない。

最後に、物価、賃金、所得、生産性問題については、国民経済的視点に立って対処することが必要である。

物価安定の基本は、以上に指摘したように総需要調整策、構造諸対策や競争条件整備、さらに輸入活用などを通じて国民経済の効率化にあるが、今後、賃金の上昇がさらに加速化し、それが物価上昇に影響する程

(I-7)

度が強まることが懸念される。一部の企業で、生産性向上を実現しながらも高価格を維持して高賃金、高利潤を実現する傾向があり、これが全般としての賃金上昇に影響している面がみられる。高生産性は当該企業の努力もさることながら、国民経済における諸条件を有効に活かしてはじめて実現しうるものであることに思いをいたし、この生産性向上の成果は、価格引下げなどを通じて、国民経済全般に配分するよう努力すべきものと考えられる。

国民経済における物価、賃金・所得、生産性の関連については、労働組合や経営者を含めた合理的な議論の場をつくることなどを通じて本問題に関する国民各層の共通の理解をすすめ、これについて国民的合意をつくり、広汎な世論を背景に物価安定の方途をもとめて行くことが必要である。

Ⅱ 対外経済政策の積極的展開

1970年代を迎えたわが国の対外経済政策としては、国際経済関係の変化に対する積極的適応と長期的ウイジョンにもとづいた新しい展開が必要である。

世界経済は、先進諸国間における経済力格差の縮小や南発途上諸国の工業化、交通・通信の飛躍的發展を基礎に商品貿易の多様な拡大と資本・技術・知識の国際交流を活発化しつつあり、また自由主義諸国と社会主義圏との間の経済交流の拡大も予想されるなど、国際経済社会は相互依存関係をますます強めていく方向にある。

1970年代において世界経済がひきつづき力強い発展を示すためには、こうした変化をふまえて国際分業の高度化と再編成を促進することが大きい前提となる。一方、これまでの発展過程は他面において各種のひずみをもたらしており、これを是正することも1970年代の世界経済に課せられた大きな課題である。今後、世界経済が均衡のとれた発展をとげるためには、先進諸国がインフレの克服、国際通貨体制の安定化、自由貿易体制のいつ

その推進と国際資本取引の秩序ある発展を目指して国際協調を強化するとともに、多様化、複雑化しつつある南北向題に対処して開発途上諸国に対する経済協力を強化かつ効果的に推進することが強く要請される。

こうしたなかにあつてわが国は、経済力の強化と国際収支の好転に伴って国際的地位を強化する一方、経済の大型化から海外経済に対する依存度をいっそう高めつつあり、国際分業へ積極的に参加することが可能かつ必要となってきた。今後わが国としては、各種の保護的ないし制限的措置を果敢に撤廃して自由化の促進と競争条件の整備を進めるとともに、对外投资を積極的に推進して海外資源や輸出市場の確保、海外労働力の活用をはかる。また従来の重化学工業化から進んで、より多くの技術・情報の集積や高級品化を中心とする高加工度化へ輸出構造を質的に高める。

このようにして、労働力不足経済への移行と情報化社会の進展しつつあるわが国の経済を国際的視野から効率的に再編成しつつ、世界的な国際分業の高度化と再編成の潮流のなかに積極的に組み込んでいく必要がある。

(II-2)

なおわが国経済の大型化と人的・物的国際交流の活発化に対処して、海空輸送力の確保と受入体制の整備をはからなければならない。

さらに国際的地位の向上と経済の大型化は、わが国が、対外的陣さつを回避する配慮を払い、また世界経済の均衡的發展に大きい関心と責任をもつことを必要とする。今後のわが国対外経済取引は国際的に調和のとれた拡大が必要であり、そのためには輸入の増大を通じて輸出市場の拡大をはかり、開発途上国における市場開発型輸出や未開拓資源の開発輸入、特恵供与による開発途上国からの輸入促進などのように貿易と経済協力を有機的に結合させるという、幅広い視野から推進していかなければならない。また国際経済社会の有力な一員となつたわが国としては、世界経済の均衡的發展を期するため、互惠主義に立脚しつつ必要に応じて他の主要先進国とともに自由貿易主義の堅持に主導的役割を果たし、東西貿易の拡大に努力するなど、経済外交の積極的展開をはかるものとする。さらに世界的なインフレ、南北向題などの課題に対する国際協力についても、わが国の経済的地位に即

(II-3)

した貢献を行なうことが肝要である。

わが国今後の国際収支のあり方としては、このような努力を通じて、経済の健全な成長の持続をはかりつつ、経常収支で適度な黒字を維持し、これにより全体としての資本収支の赤字を補って適度な国際収支の黒字基調を維持することにつとめ、世界的な国際収支調整過程の改善に配慮しつつ、わが国の対外取引規模等の増大に応じて外債準備の漸増を実現するよう政策を運営する必要がある。

(I-4)

1. 貿易・資本自由化等の積極的推進

(1) 残存輸入制限等の緩和ないし撤廃

非関税障壁の緩和ないし撤廃は、ケネディ・ラウンド実施後の自由貿易体制推進の手段として、また一部諸国にみられる保護主義への動きを抑えケネディ・ラウンドの成果を確保するためにも、新しい国際的課題となっており、わが国としても諸外国に仿さかけつつこれに積極的に取り組んでいく必要がある。

とくに残存輸入制限の緩和ないし撤廃については、わが国が昭和28年に、国際収支上の理由による輸入制限はできないというガット11条国に移行して以来の懸案であり、輸入自由化の完成を目指して大巾な自由化をすみやかに進めることが必要である。この点に關しすでに昭和44年には、残存輸入制限品目を昭和46年末までに半減して60品目以下とする方針を定め、55品目の自由化を決定したが、今後さらに残余の制限品目の大巾な自由化を行うため最大限の努力を払うものとする。なお国内事情が

(I-5)

ら自由化が困難とされる品目については、輸入枠の拡大等により自由化に準ずる効果があらわれるよう極力努力する。

(2) 関税率の引下げ

先進諸国は、昭和47年初頭までの間にケネディ・ラウンドにもとづく、関税一括引下げの段階的实施を完了することになっており、わが国としても現にこれが引下げを進めるとともに、開発途上国の関税品目である28品目については期限を待たず一挙に繰り上げて全面的引下げを行ったが、その他の品目についても極力繰り上げて引下げを行うものとする。ケネディ・ラウンドによる一括引下げの完了後においても、互惠主義の立場に立って他の先進諸国とともにさらに関税引下げを推進するよう極力努力する必要がある。

一方、開発途上国に対する一般特惠関税の供与については、現に第2回国連貿易開発会議の要請にそって先進諸国でその具体化が進められているが、わが国としても、その貿易が開発途上国と深い結びつ

(II-6)

きを有する現状にかんがみ、国内的にとくに困難な事情にある一部産品について相当の配慮を加えつつ、工業製品については主としてシーリング方式(注)にもとづきできるだけ積極的な供与を行うものとする。

(注) シーリング方式とは、製品・半製品に対して一定の枠内で無税特惠を供与するが、無税分の輸入額は、基準年の全受益開発途上国からの輸入額を基本とし、これに最近年の受益国以外の国からの輸入額の5%を補足額として加算した額の範囲に限り特惠関税を供与する方式をいう。

(3) 対内・対外直接投資自由化の促進

対内直接投資については、おそくとも昭和46年度末までにはわが国産業の相当な分野を自由化することとし前向きな努力をつづけてきており、すでに昭和42年・44年の2回にわたり自由化措置を実施したが、今後もこの方針に沿い自由化範囲の拡大が可能となるよう極力努力するものとする。

(II-7)

対外投資については、従来国際収支上の理由から制限を行ってきたが、外貨事情の好転に伴い弾力的な許可を行っており、今後はわが国民向企業の自由な選択に委ねる方向でさらに積極的な緩和を行なうものとする。また、対外直接投資は、海外資源の確保、海外労働力の活用など国際分業体制の推進、海外市場の拡大にとって不可欠であるうえ、経済協力の対象としても効率性が高く、開発途上国側も自国の開発への効果を評価しており、わが国としては今後積極的にこれを促進する必要がある。このため、各種投資環境の整備、海外情報の収集・処理機能の強化、投資保証協定の締結促進、海外投資保険の拡充等対外経済活動発展基盤の強化をはかるとともに、投資受入れ国との利害の調整についても十分配慮する。

(4) 輸出優遇措置の再検討

輸出の伸長がわが国経済の今後の発展にとりなきつづき基本的に重要であることはいうまでもないが、経済力が強化され国際収支が好転しつつある現状に

(II-8)

かんがみ、これまで外債不足状態のしとでとられてきた直接輸出にたずさわる部門のみにたいする税制・金融上の優遇措置については、経済運営における含目的性と斉合性、国際的にみた妥当性等総合的な視野からそのあり方について再検討する必要がある。

(5) 為替制限のいっそうの緩和

貿易・為替自由化の進展に伴って經常取引の為替制限はすでにほとんど撤廃され、資本取引についても直接投資は前記のように積極的に制限緩和をはかることとしている。間接投資については、国際的資本流動や国際投機の懸念があるため、慎重な配慮を行ないつつその緩和に努める。なお、為替制限緩和の実効を期するため、為替管理手続のいっそうの簡素化を推進する。

(II-9)

2. 経済協力の拡充・強化

南北問題の解決は、人類の福祉を高め、世界経済の均衡的發展に貢献し、国際政治の緊張緩和をはかるために、ますます必要であり、また援助は、開発途上国に対するたんなる恩恵ではなく、それによって援助受取国の自助努力を高め、やがては自律的経済発展の軌道に乗って援助を必要としなくなるよう、開発途上国の開発に対して援助の供与国と受取国が協力のきずなを強めることにある、とする認識が次第に深まりつつある。

1960年代の開発の状況を見ると、「国連開発の10年」の目標とした5%の経済成長率は達成されつつあり、品種改良等による食糧増産、工業化の進展と輸出の増進などから自律的経済発展に近づく国もでてきたが、1人あたり国民総生産等であらわされる開発途上国と先進国との格差は開発途上国の高い人口増加率もあっていぜん縮小せず、開発途上国内部の開発成果の格差も目立ち、また一部援助受取国で債務累積が拡大する一方、一部供与国に国際収支の悪化等から援

(Ⅱ-11)

助の停滞がみられるなど、南北問題の多様化と複雑化がうかがわれる。

こうした現状をふまえて、1970年代を「第2次国連開発の10年」とする新しい国際的な開発への努力が、今後世界的に受請されようとしている。

わが国としては、開発途上国との経済関係に依存する度合いが強く、これら諸国の経済発展をはかることがわが国と開発途上国との経済交流の安定的拡大の前提であり、しかもわが国の経済力の強化と国際収支の好転から経済協力の拡大を可能とする環境が生まれつつある状況にかんがみ、民間対外投資の積極的活用と所要財政資金についての国民的理解を通じて、効率的な経済協力の拡充・強化をはかる必要がある。

(1) 量的拡大と条件緩和

経済協力の量については、第2回国連貿易開発会議で決議された国民総生産1%目標の早期実現をはかり、条件緩和については、経済協力開発機構(OECD)の開発援助委員会(DAC)による勧告の実現が可能となるよう極力努力するものとし、また

(11-12)

政府開発援助の比重をできるだけ高めるよう努める。

(2) 技術協力の促進

産業技術、技能、経営、教育その他の分野にわたる広汎な技術協力は開発途上国への自助努力に大きく貢献するとともに、人的交流を通じ開発途上国との間に一般的相互理解を深めるうえで重要な意義を有する。しかしわが国では、人材・言語等の制約もあって国際的にいちじるしく小さいので、この際とくに各種の措置を講じつつその拡充を積極的にはかるものとする。このためには、国内における人材の確保および養成のための体制の整備・強化をはかり、また開発途上諸国からの研修生の受入れ、訓練等を促進し、関係国際機関への拠出と職員派遣の増強に努めるとともに、投資プロジェクトの選定、運営等にあたっては技術協力と資本協力との有機的連けいを強化する必要がある。

(3) 効率性の増進

量的拡大と条件緩和に伴って援助の効率性がますます重要となるので、個別案件について投資の事前

(11-13)

および事後にわたる一連の調査への協力措置により
その効率性の維持、向上に努め、個別開発事業は受
取国の開発計画全体との関連をとらえ、また受取国
に対する各種の経済協力面、前記のように（「対外
経済政策の積極的展開」の前文）経済協力と貿易と
の間では有機的連けを強めるとともに、わが国の
援助供与の計画的運用にも十分配慮する必要がある。
またこの意味において、援助受取国の経済事情や経
済開発政策などに因する事情を把握するための努力
を怠ってはならない。

さらに、政府ベース援助の方式についてみると、
国際機関への拠出を通ずる多国間援助方式は、原則
として汎用性のない援助であり、貸付対象を市広
い視野からの国際的判断に委ねられるという利点がある
ので、関係国際機関においてわが国の地位が高
まり、またわが国と深い結びつきをもつ地域での国
際機関の活動が強化されるに伴い、二国間援助方式
とならんでこれを強化するとともに、これら方式を
有機的に結合して活用し、政府ベース援助の効率を
高めていく必要がある。

(Ⅲ) 産 業 構 造 の 革 新

わが国の産業構造は、構造変化に対する柔軟な適応能力を発揮しつつ、二次産業部門の高成長を軸としてかなりの高成長を遂げてきているが、今後とも国内需要構造や世界の貿易構造の動態的な変化の方向をみきわめつつ、長期的な視点からわが国にとって最も有利で効率的な産業構造への革新をはかることが必要である。このような革新努力こそが所得水準の上昇のもとより、物価の安定や高福祉を実現する基礎を提供するものである。

1970年代は、国際化の全面的な進展、労働力不足の一層の進行、高成長化の進展、技術革新の急速な展開と経済社会の高成長にともなう需要構造の急激な変化、情報化の進展、立地問題や資源問題などの表面化等大きな環境変化に直面することとなるが、このような変化に対して単に受動的に対応するのではなく、これをわが国産業構造の革新の契機として積極的に受けとめつつ果敢に対応するという姿勢が要請される。

かかる産業構造の革新は、産業活動に携わるすべての国民の努力によってはじめて可能となるものであり、個人経営者、農業者を含めた企業の創意と工夫に期待するところがもつとも大きい。政府としては、創造的な民間経済活動が自由に展開されるよう、これまでの労力過剰と封鎖体制下に形成された各種の競争制限的な制度、慣行を大胆に除去する等競争条件をさらに整備することにも、労力の有効活用を図りつつ、農業、中小企業などともすれば適応のおくれがちな低生産性分野の近代化を誘導し、また、将来、主導的な役割を果すと期待される新規産業についてその発展に必要な環境条件の醸成に努めるなど、新段階にかかわしい産業政策を展開することが必要である。

3. 産業の効率化

国際化の進展、労力不足の進行、高度化の進展等、1970年代の内外情勢の変化は、産業構造全体の一層の高度化を要請することにも、個々の産業部門や企業に対して新たな適応を迫っている。

このような全体としての産業の効率化は個々の企業の自主的努力によって達成されるべきことはいうまでもないが、政府としても企業の創意と工夫が適切に発揮できるよう環境の整備に努め、所要の支援を行なうことが必要である。

このような基本的考え方に基づいた産業効率化のための今後の方針と重点政策は次のとおりである。

第1に、創造的な技術革新の展開を軸とより情報集約化、技術集約化、高加工度化の方向に産業構造を誘導し産業全体の生産性を飛躍的に向上させていくことが必要である。

このためには、このような構造変化の方向に即応して労力、土地、資本等の各種の生産資源が円滑に移動できるよう配慮するとともに技術成熟的な労力集約

産業においてはおもいさつた構造転換を行なうことが要請されよう。この過程においては、衰退部門の構造改善、事業転換などに対する適切な配慮が不可欠であり、対外投資政策、労力政策、産業立地政策等の総合的、有機的な展開が必要である。

他方、電子工業、航空機工業等の高度な機械工業、情報産業、原子力産業、新規合成産業等の新規産業は、その高い所得弾力性と技術先端部門であることから、今後、わが国産業構造を高度化する中核的存在であり輸出構造高度化の担い手として大きな期待が寄せられる分野である。これら新規産業について、政府は大規模先導的研究の推進等技術開発の促進、業態に応じた所要資金の確保等を図ってその育成を図るものとする。

また、1970年代においては経済社会の高度化の進展や所得水準の上昇等にもともない、新しい社会的需要の増大や消費需要の高度化、多様化が急速に進むものとみられる。これに応じて、都市開発、住宅建設、大規模工業基地開発、海洋開発、公害防止等多くの機能を総合した分野の需要が登場するであろう。これら

(Ⅱ-4)

の需要は各種の産業分野を有機的に連携することによって充足されるものであり、産業活動のシステム化、システム技術の開発、これらを支える構成機器、材料の開発と標準化、環境の整備等を推進し、経済社会の新しい要請に充てていくことが必要である。

第2に、農業、工業、サービス産業等の産業各部門の特性に応じた効率的な産業体制を確立することが必要である。

このためには、競争制限的な諸制度、諸慣行の再検討、貿易自由化の推進等によって有効な競争環境を確保、整備すること、過当競争の排除、適正規模の確保等による効率の向上等の観点から構造改善を推進すること、産業活動のシステム化を促進することなどが必要である。

とくに、計画前半期においては、対内直接投資の自由化が一段と進展し、欧米巨大資本との本格的な競争が予想される。このような分野においては、業種別ベンチマークに基づき、構造改善を推進して、生産規模、経営規模の適正化をはかることにより、わが国経済の自

(Ⅱ-5)

主性を確保することにも欧米企業との接触が当該部門の効率化に資するよう努める必要がある。

また、構造改善がすすみ、寡占的傾向が強まる可能性があるので、有効競争を確保し、技術進歩、生産性上昇の成果が広く国民に行きわたるよう、寡占の弊害を除去するための体制を確立する必要がある。

等3に、国際化の進展に伴って欧米先進諸国の巨大企業をはじめ、外国企業との競争がますます激化するが、これに備えてわが国企業の生産、販売効率の向上、企業経営の体質改善等により企業力を一層強化するための工夫と努力が必要である。このため、各企業においては、省力化投資を進めて資本設備率を上昇させ、規模の利益を遂及することなどを一層進めるとともに、国際的視野に立つ経営戦略を展開し、さらに市場開拓、生産管理、経営管理、技術開発力などの水準を意欲的に引き上げることが肝要である。

また、わが国企業体質の問題点である自己資本比率が低く、しかもすう勢的に低下の一途をたどっている点については企業力の強化の観点から大きな問題であり、

(Ⅲ-6)

自己資本を充実させることにより、不況抵抗力、国際競争力、自主技術開発等に伴なう危険負担能力等を高め企業経営の安定を図らなければならない。

政府はこうした企業の自主的努力に対応して、後述の情報化の推進、技術開発体制の確立など必要な条件整備に努める必要がある。

第4に、産業の基礎条件あるいは外部環境の整備を図ることが必要である。

ここに、産業構造高度化の原動力としての技術の役割はますます重要となるが、先進諸国との間には依然として大きな技術格差が存在することを充分配慮し、自主技術開発力の強化を中心とする積極的な技術政策を展開することが必要である。さらに、資源問題、立地問題等の産業の基礎条件についての隘路の打開を図るほか、産業関連社会資本の充実、金融体制の整備等が重要である。

(Ⅲ-7)

4. 高生産性農業の実現と対策

今後の経済社会発展の過程において、農業がその近
化を強く要請されるのは、つぎのような農業をめぐる
内外のきびしい諸情勢と展望にもとづく。その第1は
いかに農業の基幹作物である米が深刻な供給過剰状態
にあり、需要に見合った生産の調整が緊急の課題とな
っていることである。

カ2は、経済の高度成長のもとで、地価の高とうと
これにもとづく農地の資産的保有意識の増大などによ
り農地の流動化が進まず、また、若年層を中心とする
勞働力の他産業流出のため、農業従業者の大部分は中
高年齢層であるなど、農業がその構造改善を推進する
うえで、幾多の困難な問題に直面していることである。

カ3は、今後の農産物価格が、米の過剰、その他、
農産物の需給緩和の傾向、物価安定への要請などから
みて、水準として停滞的に推移せざるをえず、1960
年代後半にみられたように価格面から農業所得の大巾
な増大を期待することはむづかしくなってきたことであ
る。

(四-9)

オ4は、経済の国際化の進展に伴って農産物の輸入制限の緩和ないし撤廃が国の内外から強く要請されていることである。

オ5は、所得水準の上昇が、食料需要の多様化、高度化、加工化、生産流通単位の大規模化、供給の大量規格化などに対応した食料の供給体制の整備が不可欠の要請となっていることである。

以上のような諸点を考慮するとき、農業に対し強力な施策が展開されない限り、わが国の経済が成長を続けるなかで農業と非農業との生産性、所得の格差は今後ますます拡大する方向をとるおそれがある。

以上のようなきびしい内外情勢の進展のもとで、国民に良質な食料を安定的に供給するとともに、農業従事者の所得と生活水準の向上をはかるといふ農政の基本目標を達成するため、政策展開の方向として、

オ1は、長期的観点に立って、農産物の価格上昇に依存しがちであった従来の農政から脱却し、国際競争にも耐える生産性の高い農業の実現をめざして、生産・流通構造の抜本的改革をはかること

(Ⅱ-10)

オ2は、当面の緊急対策である米の生産調整を強力に推進するなど、食料需要に適合した農産物の安定的な供給体制の改革整備をはかるとともに、農産物価格政策の適正化を期すること、さらに、需要の増大する水産物、林産物についても今後、積極的に水産業、林業の近代化をはかりつつその安定的な供給体制の整備充実を進めること。

オ3に以上の方向で政策を展開するに当たっては、従来の農政の領域をこえられない国民経済的な対応策が不可欠であり、とくに高生産性農業の展開に十分対応できない農民層や地域の存在を正視しつつ、労働力の流動化、土地政策、社会保障、産業立地、公共投資など多角的な視野からの検討および総合的な政策の展開を推進すること、が重要である。

(1) 高生産性農業の展開

わが国の農業が、工業を中心とする低産業部門の急速な成長に対応しつつ、生産性の飛躍的向上をはかるために、また、食料需要の多様化、高度化、加

(Ⅱ-11)

工化に伴う農業生産・流通の大規模化への要請にこたえるためには、① 規模が大きく 能率の高い自立経営や協賛など集団的生産組織などの積極的な育成助長をはかるとともに、② これらの経営、組織などを含めた広大な地域全体の農業の高い総合生産力の突現をはかるため、整備された生産基盤や生産・流通の大規模施設など高度な「装置」を中核とし 分化する生産・流通の諸機能を総合化し システム化するよう、その方向で検討し、誘導をはかることが不可欠である。このような基本方向に沿いつつ、高生産性農業の展開をはかるため、つぎの諸施策の実施を進める。

1) 農地流動化の促進

経営面積の規模拡大をはかるため、農地の所有権の移動によるばかりではなく賃借権の取得による方法を積極的に推進し、また、農地の移動が規模拡大に資するよう方向づけを行なう。このため、現行農地制度の速やかな技術的改正を行なって、農地流動化などの促進をはかるとともに、農地の

(11-12)

造成、譲渡、賃賃などの業務を担当する公的機関の設置について検討する。

2) 農業の装置化（生産基盤、設備等）の推進

オ1に、大型機械の導入、高度な水管理、耕地の多角的利用等を可能とする圃場の整備とその前提をなす基幹的用水排水施設の建設、大規模畜産の展開をめざした草地の造成開発、生産、出荷などの大規模化に対応した大型農道等農村地域の道路網の整備など、農業生産基盤の整備充実をはかる。

この場合、農地と林地の一体的な利用形態についても配慮する必要がある。

オ2に、生産から加工、流通にいたるまでの諸種の近代施設、機械などの建設導入を進める。

オ3に、革新技術の開発とその普及をはかるため、試験研究、普及指導および農業者教育の体制を刷新充実する。

3) 離農の援助・促進と地域政策の展開

オ1は、中高年農業者の円滑な転出を促進する対策である。在老通判を中心とする地元雇用機会

(11-13)

の創出とその増大を主軸として、農業者の通勤可能な農村地域への工場分散に対する助成指導、道路交通網および通信網の整備、農用地と非農用地との利用の計画的調整、転居希望者に対する情報提供と転居紹介、転居訓練の強化、離農希望者の農地の公的機関による買取りまたは貸借、財産整理の円滑化をはかる措置など、産業立地の誘導、公共投資をふくむ総合的な地域政策の展開を積極的に推進する。

すなわち、高齢者の農業からの円滑な引退を促進し、あわせて農業者の老後保障、後継者その他への経営移譲に資するため、農業者年金制度の創設とその活用をはかることが重要である。この場合、同年金制度の対象とならない高齢者等について、経過措置として離農一時金を支給するなどの措置を講ずる。なお、同年金基金の活用により、農地の移譲の円滑化など離農促進策の実施についても検討を進める。

また、今後における高生産性農業の展開に十分

(Ⅱ-Ⅱ)

対応できない農民層および農業地域に対する対策として、たとえば、農村の高齢者層に、手労働と熟練を要する特殊職業部門などの雇用をふり向けること、山村過疎地域の保健休養地としての開発利用を進めることなどが必要である。

(2) 食料の安定的供給

1) 農産物の供給調整と価格安定

今後、高度化、多様化する食料需要に適合した農産物の供給体制の整備をはかるため、当面、米の生産調整対策を積極的に推進するとともに、需要の強い畜産物、果樹、野菜などについては、生産性の向上を基本としつつ、積極的な生産対策・流通対策の充実に振興をはかる。米の生産調整については、当面、農業団体などの自主的な協力のもとに、播作の転換などに対する奨励措置によってこれを推進する。（これとあわせて、事態の推移によっては、政府買入れ価格の調整および買入れ制限など現行食糧管理制度の改正について検討を加える必要が生じよう。）

(Ⅱ-Ⅲ)

また、長期的視点に立って、従来とすれば所得補償に偏し、需給事情についての配慮に欠けるおらみのあった価格政策の運用を改め、今後は、価格の需給調整機能の回復をはかるとともに、価格政策の重点を価格の安定におく方向をとることが重要である。この場合、とくに米価とその他農産物の相対価格関係の是正に努め、需要の動向に即応した農業生産を進める。

さらに、国民の食生活の向上および農業者の所得維持向上の見地から、農産物の出荷・輸送・貯蔵・包装・加工など流通加工全般にわたる合理化、近代化を促進するとともに、食品の品質・規格の向上、表示の適正化など適切な消費者保護対策を講ずる。

2) 農産物輸入の自由化とその対応策

農産物の存続輸入制限については、品目ごとに農業生産と雇用に対する影響などを考慮して、必要な調整措置を講じながら、漸次、輸入制限の緩和ないし撤廃を行なうことが必要である。その場

(17-16)

合の対応策としては、農産物価格は、農業の生産性向上の進度、農業労働力の流動化の程度、消費者価格安定への要請などを考慮した中長期的見通しにもとづいて漸次国際的価格への接近をはかることを旨とし、経過的措置として、可変的課徴金、不足税、および兩者の組合せなどによる調整措置を講ずる必要がある。

3) 水産物の供給体制の整備

今後における水産物の需要の増大に対応して、生産の安定的拡大と水産業の近代化を図るためつぎの施策を講ずる。

沿岸漁業については、漁場環境の維持につとめつつ漁場造成等の生産基盤の整備、近年開発されつつある新しい技術の活用による資源培養型漁業の展開、養殖業の推進等により需要の旺盛な中高級魚貝類を中心とした生産の安定的拡大と生産性の高い漁業経営の育成を図る。

沖合・遠洋漁業については、新漁場の開発、新しい漁獲技術の開発導入等による未利用資源の

(17-17)

利用と漁業経営の合理化を図る。

生産と流通加工の拠点である漁港の重点的整備を進めるとともに、水産物価格の安定に資するた
めの流通加工施設の集約的拡充、水産物の規格化、
流通情報の整備等を図る。

5. 中小企業、流通部門の革新

(1) 中小企業

国際分業のいっそうの進展と、労働力需給の逼迫は中小企業経営に根本的変革を迫っているほか、公害など社会環境への配慮も必要になっている。

一方、所得水準の上昇、先進国間貿易の拡大、技術革新の進展等、需給両面からの要請による産業の高加工度化、需要の高級化、多様化が中小企業の活躍する機会を増大させている。中小企業によるこうした変化への適応は、産業構造の高度化と経済の持続的成長につながるとともに、国民消費水準の実質的な向上をもたらすための不可欠な要件であるので、高度の技術と高い生産性を有する企業に育成、継承する。

1) 生産効率の向上

中小企業が環境変化をすすんで克服し、さらには先駆的な分野を開拓しようとするときの基本的障害である資金調達の不足を解決するため、政策金融の拡大、信用補完制度の充実をはかるとい

もに、技術指導、技術開発政策を強化して技術の高度化を支援する。また、グループ化を通じて効率向上を一段と促進するため、共同化、集団化事業をいっそう拡充する。さらに、環境変化の影響を受けており、また受けるおそれのある業種や下請企業に重点をおき、業種、業態別の問題に応じ、集団としての中小企業群について技術的な構造改善事業を推進する。

2) 競争条件の整備

カルテル行為やその他の調整措置についてはこれを効率向上に役立つよう運営するとともに、実施期間等の運用を厳正に行なう。また、特恵関税の供与や資本自由化については、これを革新への刺激として受け止め、急激な市場開放を避けつつ、中小企業をして新たな適応の道を見出すよう誘導する。

3) 市場動向への適応

政府、地方公共団体、中小企業団体の間で情報ネットワークを整備し、生産品種の選定、変更に

必要な情報を提供するなど、中小企業の市場への適応を助けるとともに、企業内の経営情報システムの改善指導に努める。とくに、小規模企業にたいしては、施策の普及や経営の指導を積極的に行なう。

(2) 流通部門

これからの流通部門の課題は、生産性の向上と技能の高度化を通じて流通効率を高め、それにより得られる利益を消費者に還元していくことにある。このためには、個々の企業・部門の省力化、情報化等がもちろん必要であるが、流通活動は生産、流通段階における多数の企業や事業所はもとより消費者にも関連するので、合理化方策の検討、実施に際しては流通活動をシステムとしてとらえて総合的効率化が図られるように配慮する。

1) 商業

流通効率の飛躍的向上を実現するため、コール・チェーンの普及を図り、労働力不足に対処し

なセルフサービス化を促進するとともに、流通業の情報機能を強化して、発注受注、在庫等流通機能のシステム化を推進する。

システム化については、その基礎的前提として帳票類、コード等の統一化を早急に進めるとともに、関係企業がそれぞれの取引慣行を超越した高い立場からシステム化の必要と効果を適確に認識するよう、流通関係各界代表者および専門家を結集して基本の方策の策定をはじめ具体的方策の審議、政府の関係施策に関する民間の意思の統一等を行なう総合的推進体制を確立する。あわせて、省力機械の取扱い、情報処理、科学的在庫管理、マーケティング等の技能を身につけた、近代的流通活動にならう人材を養成するための教育制度を拡充する。

次に、大規模商業の発達に流通の合理化に資することとなるので、流通関係の法制、政策はこれをいたずらに抑制することのないよう運用する。

一方、集中の弊害を避けるため、中小商業者の

ホランタリー・チェーン化等の組織化を強力に推進する。また、卸売市場の運営にあたっては、改善、合理化をすすめるほか、商業取引に広くみられる旧来の制度、慣行の不合理面を是正する。

2) 物的流通

物的流通についても、流通経費の低減と機能の高度化のために、そのシステム化を通じ、効率化と省力化を図る。

まず、一般貨物における協同一貫輸送、例えば、フレートライナー（鉄道輸送のもつ大量高速性とトラック輸送のもつ機動性を結みつけた新しいコンテナ一貫物輸送方式）、長距離フェリー、一貫パレチゼーション（パレットを利用した協同一貫輸送方式）等と、大量ばら積貨物における専用輸送、例えば内航専用輸送、国鉄の物資別適合輸送等を促進し、新しい輸送体系の形成を通じて革新的な物的流通の確立に努める。このため、JIS等により荷姿・包装の標準化を図るほか、情報機能の向上を基礎とした総合的流通活動および一貫輸

送活動の普及を図る。

オ2に、関連する社会資本を充実するほか、集荷配送、流通加工、情報処理を主たる機能とする流通倉庫あるいは集配送センターの建設、配送ネットワークの整備を行なう。また、中央卸売市場および地方卸売市場を通ずる生鮮食料品流通の体系的な合理化を実現するため、市場施設の計画的な整備を推進する。

3) 地域政策の配意

都市化の進展等地域構造の変化にともなう都市機能の再開発、商業立地の適正化等のため、流通近代化の地域ビジョンに沿って、地域商業振興と社会開発とを有機的に関連させるよう配意しつつ、卸総合センター卸団地の建設、生鮮食料品市場の移転、ショッピング・センターの建設、商店街の再開発等を総合的に進める。

6 労働力の有効活用

今後 増勢の鈍化が見込まれる労働力供給のもとで、引き続き高い経済成長を実現するためには、従来以上のテンポで労働生産性を向上させることが必要である。このためには、各産業、企業で省力のための技術開発や投資の推進、雇用管理の改善および人的能力の開発などへの努力が一層強化されねばならない。とくに農業、流通、中小企業などの低生産性部門においては、経営規模の拡大や機械化・自動化による省力の促進など近代化を進めるとともに、必要に応じて適切な業務転換の促進をはかるなど、国民経済的視野に立つて産業・就業構造の改善に努め、労働生産性を向上させることが必要である。

1) 中高年労働者の活用

全体としての労働力人口の増勢鈍化に加え、その質的構成が大きく変化し、とくに若年労働力の著しい減少に伴い労働力の高令化が進む。中高年労働力は、一般に新技術への適応力に劣り、地域的移動性などについての制約も大きい。このような変化の中

で労働力の有効活用をはかるためには、従来の賃金・雇用制度や慣行を改めるべく、新たな創意工夫が必要である。たとえば、我が国の歴史的社会的慣習と若年労働力の豊富な供給のもとで成立した、年功賃金や封建的な雇用慣行などを改め、職務や能力に応じた賃金・雇用制度への移行をすすめることが必要である。また、中高年労働力の技術革新などへの適応力をつちかうため、労働者の生涯を通じての再訓練や労働能力の不断の開発向上のためによりふさわしい教育・訓練制度の整備・拡充が重要であり、さらに、通職の選定あるいは労働能力に作業方法を適合させる工夫（ジョブ・リテサイン）などを推進するとともに、とくに高齢者に対して、就業分野の拡大の努力が必要である。

さらに、今後は、中高年女子労働力の進出を期待する度合いが高まることとなるが、この層の労働力の活用にあたっては、主婦としての責務との両立や労働能力などを考慮して、勤務時間・作業環境、作業方法、職場適応などについて家内労働者も含めて

特別の配慮が必要である。また政府においても、この層の特質を考慮して、社会環境の整備・充実にあつて、職業能力開発のための指導や訓練などの施策を強化する必要がある。

なお、新規学卒者の高学歴化の傾向に対応してその有効活用をはかるため、産業界や経営側の受入れ態勢の改善を中心に適切な措置を講ずる必要がある。

(2) 労働力の流動化

労働力供給の量的、質的变化にともない、産業・就業構造が変化する過程で、労働力の産業間・地域間移動を円滑に行なうことが、従来にもまして重要になる。これまでの新規学卒者や若年労働力中心の移動とは異なり、中高年令層の比重が増す今後は、職業紹介や職業指導においても、雇用情報処理の迅速化、移動用宿舍の設置・貸与、職業転換支援措置の拡充などの政策努力によつて、労働力の円滑な流動化がはかられねばならない。なお、農林部門からは引き続き連日テンボで労働力の流出が予想されるが、その大部分が職業転換能力や地域的移動性に乏

しい中高年層であるのでこの層の実態に即した職業の紹介、訓練の実施を図るほか、在宅通勤による雇用機会を拓けるなどの政策が機動的にとられる必要がある。

(3) 環境の改善

また、労働者の職場および生活環境は、労働者の能力が有効に発揮されるとともに、人間としてより豊かな生活を通せる条件を整備する方向で、その改善をはかる必要がある。とりわけ職場環境については、上述の技術や労働力の質的变化に対応して、災害や疾病の防止のための対策を強化するとともに、過重な労働あるいは単調な労働に対しても適切な配慮が必要である。

45. 1. 27

(IV) 社会開発の推進

社会開発の目標は、充実した経済力にふさわしい国民生活の社会的基盤を確立することにある。従って、国民生活面で従来立ち遅れていた点を改善するにとどまらず、1970年代に予想される経済社会の激しい変化が社会的側面に及ぼすさまざまな悪影響を未然に防止し、さらに所得水準の上昇に伴って高度化し多様化する国民の欲求に対し、長期的ビジョンにもとづいた社会的条件の整備を進めなければならない。

社会開発の今後の重点政策としては、1) 社会的諸条件が大きく変化するなかで所得水準の一般的上昇にふさわしい国民生活の安定と福祉の実現を図るため社会保障を充実すること、2) 従来から立ち遅れがいちじるしい社会的富の蓄積を図り、とくに土地対策の推進と住宅、生活環境の整備を通じて住みよい生活の場を確保すること、3) 高密度社会の進展、経済の高い成長などによって激化するおそれのある公害問題に事前的に対処するこ

(IV-1)

と、4) 国民生活をめぐる情勢の変化に対応し、健全な消費生活を保護する立場からの消費者行政を推進すること、などである。

もとより社会開発はより広汎多岐にわたるものであり、栄養水準や健康の向上、交通安全対策の強化、産業災害の防止、健全なレクリエーション施設の整備、自然や文化財の保護、保全などについて、たゆまぬ努力を続けていかなければならず、さらに、これら社会開発諸施策の推進にあたっては、従来以上に人間性尊重への配慮が必要である。

7. 社会保障の充実

わが国の社会保障は、昭和30年代における国民皆保険および国民皆年金の実現によって制度的形式的には、児童手当を除き、一応出揃った形になっている。しかしながら、その実質的な内容においては、医療保険部門の高水準に比し、所得保障部門、社会福祉部門および関連する施設整備面の立ち遅れが目立つとともに、これらの部門における給付費は、近年の大幅な消費者物価の上昇によってその実質価値が減殺されるという問題を生じている。また対国民所得比でみた社会保障給付費全体の水準は、老令人口の比率の低さや年金制度の未成熟など構造的な要因によるところも大きい。が、西欧諸国に比しかなり低い。

わが国の経済社会の発展にふさわしい社会保障の水準を確保するとともに、加速化する人口構成の老令化や核家族化の進行、幼少人口の減少、就業構造の変化等に伴う社会的なまさつを予防軽減して社会的緊張を緩和するためには、明確な目標意識を持った社会保障の充実になお一層の努力を傾注することが必要である。

11) 社会保障充実の基本方向

今後の社会保障のあり方としては、わが国経済の高い成長と大きな変化が社会的側面に及ぼすさまざまな影響を十分に予見して、それへの対応措置を注意深く講じつつ、充実した経済力にふさわしい国民生活の安定と福祉の実現を図ることを目標とし、これまでの政策に再検討を加えたうえ、新しい時代の動向に即応した新たな構想にもとづいて積極的に政策を展開しなければならない。このため

1) 社会保障のうち経済発展の成果が自動的に反ばない分野について、国民生活水準の向上に対応する給付水準を確保するとともに、社会保険負担について拠出者の所得の伸びをより直接に保険財政面に反映させる等、経済社会情勢の変化に機動的に対応する政策措置を意図的に講ずること、

2) 医療保険部門に偏したわが国社会保障の部門間不均衡を是正しつつその内容を実質的に充実して効果をより高めるという観点から、わが国がめざすべき社会保障の姿を明らかにしてその実現のため

め適切な社会保障長期計画を策定し、これにもとづいて体系的整備をすすめること、

3) 社会保障に関連する施設の整備と要員の確保を強力にすすめ、社会保障の円滑な発展のための基盤を確立すること、

の三点を基本方針とする。またこれらの施策の推進に際しては、とくに経済発展に取り残されかねる老若々や、心身障害者等に対し格段の配慮を払うものとする。

なお、社会保障の充実に伴う所要財源の増大に対しては、その財源構成、調達方法につき、制度の性質および社会的諸条件の動向に応じて、社会保険料または租税負担の増大が図られるべきであるが、とくに社会保障の中核をなす社会保険部門においては、給付拡充の財源は主として社会保険料の引き上げに求められるべきである。いずれにしても今後社会保険の拡大を中心として社会保障の水準を高めていくためには、それに見合った負担の増加が、国民、企業、政府それぞれの立場において必要である。

(2) 医療部門の合理化および公衆衛生部門の充実

1) わが国の医療保険は、制度の分立、給付と負担面の格差、財政基礎の不安定などによって関係者の不満と制度の行きづまりが顕在化している。このため医療保険制度については、医療関係諸制度の近代化合理化を併せた統合的な見地から、問題の緊要性と実現可能性とを勘案しつつ抜本改革を実施し、医学薬学の進展や医療技術の進歩に応じた適正な医療を提供するとともに国民の負担能力と均衡のとれた適切な医療給付を確保する。同時に診療報酬体系の適正化に極力努める。

2) 交通事情の激変に対応するための救急医療体制の確立、公害被害者に対する医療救済制度の拡充、過疎地域における医療の確保、がん、脳卒中、心臓病などの成人病対策を積極的に推進する。

(3) 年金部門の充実等

1) 高齢者に対し、国民の生活水準の上昇に応じて安定した老後を保障し、経済社会の発展に対する貢献に酬いることができるよう、年金制度の充実を

(IV-6)

計画期間中の最重点の一つとして推進する。このため、厚生年金および拠出制の国民年金については、5年ごとの財政再計算期にとらわれることなく、経済実勢に対応する給付改善措置を機動的に実施するものとし、また福祉年金については、その支給対象者の生活実態を考慮したうえで年金額および所得制限について思いきった改善措置を講ずる。

なお、農業者年金制度については、国民年金制度の仕組みおよび年金財政について農業および農業経営者の特殊事情に対応した措置を工夫するという方向でその実現を図る。

2) 児童手当制度については、多子家庭における、児童養育費負担の軽減により児童の健全育成や資質の向上等を図ろうとするこの制度のねらいと効果、財源調達、他の社会保障諸施策との均衡、税制における扶養控除制や賃金体系における家族手当制度など、関連する諸制度との調整の問題について十分な検討を加えたうえで、長期的な視野か

(IV-7)

らその実現を進める。

- 3) 失業保険については、給付の合理化適正化に一層の努力を重ねる。また、失業保険および労災保険の給付内容は、国民生活水準の向上に伴って充実を図るものとする。

(4) 公的扶助および社会福祉部門の改善

- 1) 生活扶助等の保護基準については、被保護世帯と一般勤労者世帯との消費水準の格差を減少することを目標として、適切な改善措置を講ずるとともに、被保護世帯のうち老人世帯や心身障害者世帯が増加している傾向に即応した基準のあり方について検討をすすめる。また、生活保護の半ば以上を占める医療扶助については、公的医療等の諸施策の推進によりその適正化を図る。

- 2) 心身障害者、老人、母子世帯等の不適応階層に対する社会福祉施策や次代をになう児童の資質の向上と健全育成に関する諸施策は、とくに立ち遅れの著しい現状にかんがみ、その拡充を計画期間中の急務とする。この分野においては、在宅者に

(IV-8)

対する施策を含め、給付、サービス面の改善充実をはかるとともに、関連する社会福祉施設等の体系的重点的な整備拡充とこれに必要な要員の養成、処遇の改善を計画的かつ強力に推進する。また心身障害者に対するリハビリテーション体制の拡充強化をすすめる。

(5) 社会保障の水準

社会保障の水準やその伸びの程度は、経済の発展や国民の生活水準、社会保険料の動向に応じて弾力的に想定されるべきものであり、また国民経済計算上の振替所得および社会保険負担の規模のみでは必ずしも正確に示されるものではないが、以上を通じこの計画期間中に見込まれる振替所得および社会保険負担の規模の国民所得に対する比率は、昭和43年度の5.5%および4.5%から、それぞれ%程度上昇することとなる。

(IV-9)

8 住宅、生活環境施設の整備と土地対策の推進

急激なわが国の経済成長、都市への産業、人口の集中と地価の高騰をもたらした。

都市への無秩序な産業、人口の集中は、地価の高騰とあわせて、住宅及び生活環境施設整備の立ちおくれをもたらし、狭小過密居住、大気汚染、騒音、水質汚濁等の公害、下水道、ごみ・し尿処理施設の不備、都市公園の不足、道路交通、通勤交通の混雑、交通事故の増加等、国民生活面の歪みを大きくしている。

今後ますます進展すると見込まれる都市化の趨勢に対応し、適正な経済成長を持続しつつ、活気あふれた健康で文化的な国民生活を実現するためには、現在乱雑にながれている土地利用を秩序づけ、その効率運用を図り、地価の安定を目指す施策を推進するとともに、住宅・生活環境施設の大幅な改善を図ることが必要である。とりわけ、土地利用の混乱と地価高騰が激しく、居住環境の悪化の著しい大都市地域については、特に強力な施策が推進されなければならない。

(1) 土地の有効利用と地価の安定

(N-11)

土地の効率的利用を図り、住宅地価格の高騰を鎮静化するためには、土地の計画的利用を図り、値上りを見込んでの土地保有や不急不要の土地需要を抑制し、住宅立地に適した土地を大幅にふやす等の施策を総合的に実施する必要がある。

このためには、第1に、適正な都市計画にもとづく土地の計画的利用を図る必要がある。

この観点から、都市計画法による市街化区域や住居地域、工業地域、文教地区等の地域地区の適正な設定、運用が推進されなければならない。とりわけ、市街化区域に組み入れられる山林、農地等については、都市計画にもとづいて、区画整理等を従来より一層強力に推進し、都市的施設の整備を推進する。

第2に、土地に対する固定資産税および都市計画税の課税を適正化する。

現在、固定資産税などは、土地の時価に比して著しく低い価格によつて課税されており、これによる低い税負担が利殖または資産保全的動機からの土地所有および土地の買収を助長している面は大きい。

(IV-2)

土地の有効利用、地価の安定をはかるためには、土地にかかる固定資産税などの負担を適正化することが必要であり、このため、その課税にあたっては、商工業用地、住宅地等のほか、新たに市街化区域に入る農地についても、速やかに取引価格をもとにした適正な時価によつて課税することとする。

第3に、通勤可能圏を大幅に拡大することなどにより、住宅立地に適した土地の供給増大をはかる。

このため、各種通勤交通手段の輸送能力の増大、高速化、相互連絡の円滑化などを強力に進めるが、特に路面交通と鉄道の効率的連絡には意を用いることとし、駅周辺区域の一括収用の途を構ずることを検討する。このほか、住宅用埋立の推進にも努める。

第4に、通勤交通の便をそなえ、施設、景観等のととのった良質低廉な住宅地の供給を大巾に増加する。このため、大規模住宅団地の建設をより強力に推進することとする。なお、米の生産過剰を契機として農業政策は大きく転換しつつあるが、このよう

(IV-3)

な情勢に即応して住宅団地の建設を効果的に推進するため、農業政策との綿密な調整の下に、現在通勤圏内にあるが、鉄道等の新設により近い将来通勤圏外に入る水田等を一括して大規模住宅都市用地に転換する方途を積極的に検討する。

第5に、大都市機能の純化、土地需給の緩和をはかるためには、現在大都市にある機能を選択的に広域にわたって民間する政策を推進する必要がある。

このため、工場等の分散をさらに促進するほか、行政機関、高度教育機関の分散をはかり、また、新しいビジネス・センターとしての副都心の建設を進める。

(2) 住宅、生活環境施設の整備

居住環境の改善にあたっては、国民がそれぞれの所得、就業状態、世帯構成、生活意識などに応じて、住宅の立地、規模などを自由に選択し、自らの力で良好な住宅を確保することが可能となるような諸条件を整備することが基本である。このような観点か

ら、(1)において述べたような土地の有効利用と地価の安定をはかるための諸施策を実施するとともに、良好な居住環境を確保するため、生活環境施設の総合的な整備を促進することが必要である。こうした基本的方向のもとで、ひきつづき根づよい住宅需要を充足し、地価および建築費の上昇により阻害されている住宅の質の改善に対応することとし、自力により、適正な水準の住宅が確保できない階層に対しては、公的援助を充実する具体的施策としては、第1に、急速な都市化に伴い立ちみくれの著しい生活環境施設をすみやかに改善する。このため、(1)水質汚濁の防止などをはかるための下水道の大幅な拡充、水需要の増大に即応した水資源の開発、きわめて低水準にある都市公園の整備、問題が表面化している都市、産業廃棄物の広域的処理など、低生活に密接に関連する諸施設の改善に努める。(2)既設鉄道の線路増設、都心乗入れなどによる都市交通施設の輸送力の拡大と高速化を推進するとともに、交叉点、踏切道の立体化、歩車道の分離、交通規制の強化を

とにより、交通事故防止と交通混雑の緩和をはかる。

3) 都市河川などの防災対策を推進することにより、都市を自然災害から防護する。4) 地方都市を中心とし、周辺農山村を含め一体的に整備を進める必要のある地方の生活圏において、道路その他の生活環境施設、医療、福祉施設等の整備を行い、住民福祉の向上をはかる。

第2に、ひきつづく深刻な住宅難に対処し、目標年度において国民すべてが小世帯 $30m^2$ 以上、一般世帯は $60m^2$ 以上の居住面積をもつ居住環境の良好な住宅を確保できるように、民間自力及び公的援助により総戸数約100万戸の建設を目指す。このため、1) 住宅建設についての税制上の優遇措置の充実、民間住宅金融に対する信用補充制度の拡充、公的機関と民間金融機関の協調融資の促進などの助成策を講ずる。また、民間資金の活用によつて低廉な住宅を供給する方向として、住宅協同組合の設立または住宅債券制度の拡充を検討する。2) 自力で適正な居住水準を確保できない所得階層あるいは住宅に

困窮する都市勤労者に対しては、公的施策による住宅供給の拡充をはかるとともに、公的賃貸住宅の管理運営にわたっては、入居に関する所得制限の徹底、居住者の負担能力に応じた合理的な家賃体系の確立などについて早急に検討する必要がある。3) 住宅工業化の促進、機材などの規格の統一などにより住宅建設価格の安定化をはかるとともに、ひろく住宅産業の指導、育成を強化する。

9. 公害対策の強化

わが国の公害問題は、狭小な国土のなかにおける重化学工業化を軸にして経済のめざましい成長と工業の高度集中、人口の急激な都市集中を背景として近年ますます多発多様化の傾向を強め、これに対する規制の不十分さも相まって、とくに太平洋ベルト地帯を中心とした地域は世界でも有数の公害の集積地帯を形成している。ふりかえってわが国の公害防止対策は、昭和42年の公害対策基本法の制定を契機として最近急速に進展し、関係法規の新設など規制体系の整備をはじめる、地方公共団体や企業側の防止対策にもかなりの前進がみられることは事実である。しかしながら今後とも継続する経済社会の高密度化や生活様式の都市化近代化は、大気汚染、水質汚濁、騒音などの原因となる公害因子の排出量の激増をもたらすことが予想され、この際適切な対応措置が強力に講ぜられない限り公害による生活環境の悪化一段と深刻化広域化し、安全で快適な国民生活の確保を困難にするのみならず、健全な経済の発展をも大きく阻害する要因になるといわざ

(四-19)

ければならない。このような実情にかんがみ、わが国の公害問題に対しては、国、地方公共団体は勿論のこと企業および個人に対しても、公害を発生させず、また発生する公害に対しては自らの社会的責任においてこれを防止するという自覚を新たにし、次の事項を重点とした公害防止対策が積極的かつ自主的に推進されるべきである。

なお、公害防止に必要な各種費用負担のあり方については、原因発生者責任の原則に基づき、国、地方公共団体、企業、国民の間に於ける費用負担を早急に明確化することが必要である。

(1) 規制の強化

公害に対する規制措置については、大気汚染、水質汚濁および騒音に関する防止法の制定やいおう酸化物に係る環境基準の設法等により逐次整備充実されてきたが、今後とも増加の一途を辿ることが予想される自動車排出ガス、汚水、騒音などに係る環境基準の設足を急ぐものとする。また、いおう酸化物をはじめ各種公害因子の排出規制については環境

汚染の実情に即して格段の強化を図るとともに監視測定体制を充実してその実効を期する。

(2) 生活関係社会資本の緊急整備

わが国の公害は、とくに市街地における生活関係社会資本の著しい不足によって一層深刻化していることおよび水質汚濁防止や都市産業廃棄物処理に果たす社会資本の役割が極めて大きいことにかんがみ、前述のとおり、下水道、廃棄物処理施設等生活関係社会資本の整備を積極的かつ重点的に推進する。

(3) 公害防止のための調査、研究および技術開発の促進

複雑多岐にわたる公害因子については、科学的な分析と計量的な発生量の予測が公害防止対策確立のための基礎条件であり、また、条件変化に即応した効果的な公害防止対策を推進するためには防止技術開発のためたえず創意と工夫が必要であることはいうまでもない。

このためには、企業における自主的な努力はもとより、政府においても公害防止のための調査、研究

および技術開発についてなお一層の促進に努め、また、試験研究機関の充実と専門家の育成のため所要の措置を講ずる必要がある。

(4) 公害防止の広域化と土地利用の適正化

産業活動などの一層の巨大化や全国的な都市化の進展などによる公害発生地の広域化に対応し、今後はいっそう広域的な公害防止計画の策定を検討するとともに、監視

測定体制の整備および規制命令等の措置を既存の行政道に与えられない広域的な見地から実施する。

また、公害の発生を未然に防止しつつ有効な国土の活用を図るためには、各種地域計画が公害防止計画との緊密な連けいのもとに策定されるべきであることはいうまでもなく、この場合には対象地域に関する綿密な総合事前調査を実施し、自然保護の必要な地域をあらかじめ確保するとともに、公害をあくまで発生させない立場を貫くことが必要である。

(5) 公害防止対策のシステム化

個々の公害現象は相互に有機的な関連を有してい

ることに着目し、これまで事後的個別的処理にとどまりがちであった公害防止対策の総合化・体系化を積極的に促進し、公害発生を未然防止に努める。また、低公害化対策、自動車排出ガス対策、水質保全対策などの実施にあたっては、最も効果的な政策手段を選択する等対策の最適化を図る。

10. 消費者行政の推進

近年、国民の消費生活はますます多様化・高級化の傾向を強めているが、その反面有害な食品や構造上の欠陥をもつ耐久消費財等による危害や損害が目立っている。また、商品やサービスに関する情報の大量化と複雑化は、不平等表示や虚偽広告等の問題を発生させがちであり、消費者の自主的合理的な選択を阻害している。とくに、都市化の進展やレジャー活動の活発化等によって今後サービス需要は急増するものと思われる、サービス供給の適正化への社会的要請も一層強まることが要請される。

このような国民の消費生活をめぐる情勢の変化に対応し、消費者に対して安全で衛生的かつ良質の商品とサービスの提供を確保するためには、これまで消費者優先の立場からみると手薄さの目立っているこの面での政策の姿勢を改め、消費者のための行政の総合的、積極的な運用をはかりつつ、次のような施策を推進する。

- 1) 商品やサービスの供給面における危険とごまかし

(IV-25)

をなくすため表示、規格の適正化などに関する規制
に指導を強化し、監視体制を充実するとともに、商
品の試験、研究機関を整備する。

2) 商品供給における企業の社会的責任が確立される
よう指導を行ない、苦情処理体制の拡充と公正自由
な競争の維持をはかる。

3) 消費者に対し商品やサービスに関する正しい知識
を普及するなど消費者教育の充実につとめることに
これら消費者教育の推進と消費者の要望、苦情
等の迅速な反映のため、消費生活に関する全国的な
情報ネットワークを整備する。

4) 民間の消費者組織を健全に育成し、消費者自身の知
識と関心を高めつつ商品の監視と苦情の処理が円滑
に行なわれるよう誘導する。

取 扱 注 意

45. 1. 27.

(V) 発展基盤の培養

計画期間における課題達成のための政策は、単にこれ
迄の経済的、社会的不均衡の是正にとどまらず、更に積
極的に計画期間を越えた次の発展への基盤を培うもので
なければならない。

このため、長期的発展基盤となる社会資本の建設や、
産業立地の円滑化、エネルギーと基礎資源の確保を図る
とともに自主技術の開発や情報化を推進し、更に、教育
の充実により人的能力の向上に努め次代をにばう人材を
養成することが肝要である。

かかる観点に立って、以下の諸施策を重点的におしす
すめ、長期的成長条件を整備するものとする。

11. 社会資本整備の重点と効率化

1970年代を通じて引続き予想される経済活動および国民生活の高度化、多様化により、社会資本に対する要請は、量的にも質的にもさらに高まることとなる。こうした要請にこたえるためには、国民生活に関連する分野をはじめとし、各分野にみられる社会資本の相対的立ちおくれを速かに解消するとともに、高度な経済社会の実現に対応し、長期的視点に立った戦略的な社会資本整備を積極的に展開することが必要である。さらに限られた資源をより効率的に活用するため、従来の制度等にとらわれることなく、計画、実施面などにおいて思い切った体制を整備することが肝要となる。このような基本的方針に基づき、以下の諸点に留意しつつ社会資本の整備を重点的かつ強力に推進する。

1) 社会資本整備の重点

本計画期間中における重点の第1は、良好な住宅と健康にして安全な居住環境を総合的に整備することにより、充実した国民生活の場を確保することである。

ある。このため、すでに述べたとおり(8. 住宅、生活環境の整備と土地対策の推進)土地の有効利用と地価の安定を推進し、居住環境を大巾に改善するとともに、住宅水準の向上をはかるための諸施策の実施につとめる。

第2は、経済活動の主要な基盤であり、その戦略的手段としても大きな比重をもつ交通通信体系の整備を推進することである。昭和50年度の輸送需要は、43年度に比べ旅客 倍、貨物 倍の増加が見込まれるが、この輸送需要に対処するためには、現在各所に発生している交通混雑などのあい路を早急に打開するとともに、国土の新骨格としての幹線網を長期的視点から計画的に形成することが必要である。さらに、各交通機関の特性を十分活用しつつ、相互の協調体制を整備することなど効率的な輸送体系を確立する。このような観点から、

1) 高速自動車道、新幹線鉄道、大都市圏港湾ならびに国際空港等主要幹線交通網の体系的整備を促進する。とくに高速自動車道については約 Km、新幹線鉄道について

(7-3)

は山陽新幹線を含め約 400 Km の供用開始を目指す。
このほか、一般国道の整備、主要幹線鉄道の輸送力
増強などを引つづき推進する。

2) 近年大都市においては、交通事情が極度に悪化し、
交通混雑、公害の発生等、多くの弊害をもたらして
おり、このための交通対策を強力に推進する。すな
わち、鉄道の線路増設、新線建設、郊外線の都心系
入れなどを進めることにより、輸送力の拡大と高速化
をはかるほか、都市高速道路、環状道路をはじめと
する幹線道路の整備、流通施設の再配置などを促進
することにより都市内の交通渋滞を極力緩和するよ
うにつとめる。

3) 最近増加の一途をたどっている各種交通事故に対
し強力な対策を講ずる。すなわち人命尊重の立場か
ら横断歩道橋などの交通安全施設を早急に整備する
とともに、交通規制の強化、運転者の適切な指導な
ど各般に亘る施策を実施する。

4) 通信需要の量的拡大と高度化、多様化の要請に対
処するため、引続き電話の普及につとめその普及率

(V-4)

を昭和 44 年度の 100 人あたり 1.5 加入から
加入に向上させるとともに、データ通信、テレビ電
話等新たなサービスの拡充・開発ならびに総合通信
網の形成、拡充を進めることにより、情報の伝達、
処理の高度化、効率化をはかる。この場合、今後の
生活圏の広域化や情報流通のシステム化に即応し、
これらサービスの変化と利用が促進されるよう利用
制度ならびに料金体系についてもその合理化をはか
る必要がある。

第3は、生活、生産の場を自然災害から防護する
国土保全施設の整備および急速に増大が予想される
水需要に対処する水資源の開発を促進することであ
る。とくに重要水系における治水・治山施設の整備
および都市化の進展に対応した都市河川、中小河川
ならびに海岸施設の整備を実施するとともに、産業
の急速な発展と生活水準の向上に伴ない着しく増大
している水需要に対処するため、広域的、計画的に
水資源開発を進め、安定した水の供給を確保する。

第4は、すでに述べたとおり(4. 高生産性農業

(V-5)

の実現とその対策)高生産農業の実現をはかるため農業の装置化を推進することである。とくに農業機械化や、土地の高度利用の基礎条件となる圃場整備、基幹的な用排水施設の整備ならびに農道の整備などを促進する。

(2) 公共投資の総額と部門別投資額

計画期間中の公共投資の総額は、おおむね兆億円(昭和 年価格、用地費を含む)とする。経済成長率 ならびに民間設備投資のすう勢に対する公共投資の伸び率からみて、社会資本は相当の改善が見込まれる。また、各事業における計画期間中の投資額は 表のとおりとするが、各年の投資額の決定にあたっては、国民経済および財政の動向を勘案しつつ弾力的に対処する。

第 表 部門別投資額

(省 略)

(3) 社会資本整備の費用負担の合理化と民間資本参加の推進

社会資本整備の積極的拡充をはかるためには、資金の調達が大きな要件となる。このためには、国、地方公共団体を通じ、財政の果たす役割をさらに高まろうが、同時に施設の性格に応じ受益者を含めた合理的費用負担ならびに社会資本分野への民間資本の積極的参加をはかることが肝要となろう。すなわち受益、負担の対応関係が明らかな施設や、利用者にとって選択可能な施設もしくはより高度のサービスを提供する施設の整備に関しては、極力受益者負担の考え方を導入するとともに、固定資産税の適正な評価などを通じて妥当な開発利益の徴収をはかる。一方、社会資本の整備は、資金はもとよりすぐれたスタッフ、技術力、施工能力などを結集した総合力によって円滑かつ効率的な推進が可能となる。この意味において、すでに住宅建設、宅地開発、工業基地開発、都市再開発、流通施設、都市交通施設整備などにおいて着実に実績を示しつつある民間事業主

体の活動を積極的に期待すべきであるが、今後はこれらの分野に限らず、従来公的機関が主として実施してきた分野においても収益性の高い施設については可能な限り民間資本参加を推進すべきである。このためには、計画、実施ならびに運営面において公共性を確保する上で必要となる一定の条件の下に、社会資本分野に民間の参加を制限している現行制度の改善などを求める。

(4) 社会資本整備の効率化

社会資本は、規模あるいは機能する範囲の大小に拘らずこれを総合的プロジェクトとしてとらえ、効率的な整備が実施されるよう配慮することが必要である。このためには、オノに社会資本整備の目標および達成手段について、科学的に選択する方法を強化する必要がある。オニに国および地方を通じての計画立案、総合調整の機能を強化する必要があるが、この際、従来の役割りの行政を改善しつつ関係機関相互の一体的協調をはかることがさらに所要となる。第3に国は国土全般あるいは広大な地域におよぶ大

規模な事業の計画、実施に専念し、都市、農村など地域的な事業について、国の基本的政策に係わるものの以外は原則として地方公共団体あるいは新たな開発組織にゆだねることにより、それぞれの地域の特性と創意の活用に努める。第4に社会資本の実質的な拡充強化をはかるため、建設工事の生産性を高めることが必要である。このため、機械化、工業化など省力的な技術の研究開発の強化、発注者としての公的機関に要請される企業者意識の導入などに積極的配慮を行なう。また、公共用地の取得難が工事の効率的な遂行を阻害している面が多く、土地収用法あるいは地価公示法の適確な運用などにより工事の円滑な実施に努める。

12. 産業立地の円滑化

新全国総合開発計画によれば、昭和 60 年には 40 年の約 3 倍の工業用地が必要となるものと考えられているが、用地造成、関連社会資本整備等に要する期間を考慮すれば、このために必要な施策はおおむね本計画期間内に着手される必要がある。とくに新全国総合開発計画で想定した経済規模に達する期間が数年短縮される可能性もあるので、いっそう立地に関する施策を強力かつ早急に推進する必要があるが生じている。

一方、今後の産業立地は、産業効率の確保のみならず、公害防止、環境保全、国土の有効利用等の観点をも勘案して、より高次の観点から決定される必要があるが、とくに次のような施策を強力に推進する必要がある。

オノには、兼種業態に応じた立地地点の確保である。まず、鉄鋼、石油精製、石油化学などのいわゆる基幹資源型工業については生産の効率化と公害防止等を考慮しつつ、大規模な工業基地の建設を推進する。この

(Ⅶ-11)

場合、たとえば、総合的な計画の策定と事業実施の調整を行なう新しい事業主体、進出予定企業と民間デベロッパーの参加を含む公共、民間の混合実施方式、一元的主体による土地の先買権の設定、広い地域にわたる土地の交換分合方式の創設、工業団地の建設と農地及び居住施設等の再編成を総合的に行なう方式等について早急に検討する必要がある。

また、機械、金属製品、雑貨系工業などのいわゆる都市型工業の立地は、主として内陸部となるものと考えられるが、極力団地化を促進するものとし、そのため、他の土地利用と充分に調整を図つたうえで、交通ネットワークとの関連において有利と考えられる地点において相当規模の用地を円滑に確保し得るよう、規制と誘導策を推進する。この場合、とくに農業労働力の工業への転換を円滑に行なうため、農村地域において通勤交通網等基盤整備を進めるとともに転業訓練の強化等を図り、繊維、機械部品等労働集約的工業を中心にこの地域への工業立地を積極的に誘導する。

第2に、今後の工業立地については、公害防止にとくに留意することが必要であり、このため総合事前調整、都市計画、公害防止施設の整備計画、使用燃料の良質化計画等を積極的に推進する必要があるが、一方では、立地する地域社会との調整に当って今後とはとくに公害防止に関する問題が一層大きな比重を占めると考えられるので、府三者による調停機関等の設置や公害監視体制の整備について早急に検討することが必要である。また、将来原子力の利用も活発化しようが、安全性に対する十分な研究とともに住民に対する啓蒙も必要である。

また、公害を多発する工業等大都市に立地することが不適当な工業の分散を積極的に進めるとともに、その跡地を都市再開発に利用する。とくに、出版印刷、高級衣服等大都市地域に立地することが合理的な工業についても生産の効率の確保と都市環境の改善が図られるよう工場配置の再編成を推進する。

このため、工場跡地の買上を積極的に進めると

ちに移転先の用地取得、工場建設に対する各級の優遇措置等を講ずる。

第3に、前記のような工業生産のテンポを考えると、工業用水は昭和50年以降不足することが予想されるので、当国、下水などの再使用の研究を進めるとともに、成水、農業用水利権との調整などについて検討を進め、さらに、海水の淡水化の実用化のための研究を早急に進める必要がある。

第4に、国土の体系的利用を固る観点から計画的な工業立地を進めるため、交通通信網等の基礎施設の整備については、とくに、① 基幹資源型工業基地の大規模化と遠隔化に対応して港湾、道路等の産業基盤を整備する。② 都市型工業の内陸における立地に対応して高速道路など内陸幹線交通網を整備する。③ 銅材加工、食塩加工、木材加工等のいわゆる素材加工工業の立地に対応して、大都市周辺に港湾、道路、流通センター等を整備する。道路、上下水道、グリーンベ

(V-14)

ルト等の生活環境施設の整備を先行的に整備するものとし、とくに遠隔立地の場合には労力力の確保のためにも、これを重視する。

第5に、経済の国際化の進展、外貨事情の好転、国内における種々の立地制約の増大等に伴い、従来の海外立地は、石油開発、石炭・鉱物採掘、木材・パルプ製造等資源立地型産業および繊維、雑貨、機械等労力立地産業を中心に、活発化していくものと考えられるが、これらに対応して、海外情報の収集、投資保証制度の改善等、各種投資環境を整備することにより海外立地の内移化に努める必要がある。

(V-15)

13. エネルギーと基礎資源の確保

わが国のエネルギー需要と基礎資源需要は、経済発展とともに著しい増大と高度化を反映して急速に拡大して来たが、今後ともほぼ従来と同様の傾向で量的拡大が続くものと考えられ、世界の需給構造に占めるわが国の地位はいよいよ高まることになる。また、エネルギーの液体化が一層進むとともに、公害防止等の観点から低硫黄原油、天然ガス等新たな資源確保の要請が強まることとなる。

このようなエネルギー需要と資源需要の量的拡大および質的变化に対応し、長期的ビジョンに基づきつつ、恒常かつ安定的に供給を確保することがエネルギー政策および資源政策の基本的な課題となるが、とくに、本計画期間中にあける問題点と基本政策は次のとおりである。

第1に、エネルギー資源および基礎資源の恒常かつ安定的な確保を図る必要がある。この種の資源は今後とも海外依存度の一層の高まりが予想されるが、世界

(17-17)

資源供給構造は資源の偏在や、大資本支配などから本来的に不安定性をまねがれがたいため、自らの資源を持つことの少ないわが国は、現状のような単純輸入を主体とした供給方式に依存するがぎり、そのあおりを正面から受け、必要とする資源の低廉確保はもとより、量的確保する意のままにならなくなることがある。このため従来の国外資源に重点をおさげちであった政策を国際的視野から見直し、海外資源の自主開発を中心とする資源確保策を講ずる必要がある。

自主開発の推進にあたっては、資源がその保有国にとってかけがえのない財産であることに鑑み、互惠主義にのっとりた協調的な開発態度が要請される。国においとも経済協力との有機的な結合に関して特別の配慮を払うとともに、資源外交の積極的な展開が必要である。

また、資源開発は大きなリスクをともない莫大な資金と長い年月を要するなどの特質を持っていることに留意し、企業体制整備や産業界あかしの企業集団の結成などにより、強力な開発体制を確立する必要がある。

(V-10)

る。

さらに、探鉱開発資金については、民間金融機関の融資対象となりにくく、必要資金量も巨大であることを考慮し、国は資金確保につき所要の措置を講ずるとともに、資源開発の効率化のための先端技術の開発等広く資源開発の環境の整備に努める。なお、海外からの資源輸送が低廉、安定に行なわれるためには、効率的かつ安定的な輸送手段を確保することが要請される。

また、国内資源については、その経済性と安定性に立脚しつつ効率的な開発と培養を図ることとし、とくに大陸棚開発については底床調査の実施、技術の開発等を推進する。

第2に、エネルギーの多様化、供給の低廉、安定化、公害対策等の観点から原子力利用の積極的推進を図る必要がある。原子力発電のリエイトは今後急速に上昇するものと思われるが、このほか化学工業部門、製鉄部門をはじめとする各種の分野においとも原子力の総合的利用が期待される。このため海外技術を有効に

(V-11)

利用しつつ、従来の材料の国産化を図るとともに、核燃料を効率的に利用する新型動力炉の研究開発を効果的に推進する。また原子力利用の前提となる核燃料サイクルの合理的な確立を図る必要がある。このほか新しいエネルギー転換技術として、核融合等の研究開発を推進する必要がある。

第3に、エネルギーの低硫黄化対策を推進するとともに発電所等のエネルギー基地を円滑に建設する必要がある。公害対策の一環として低硫黄化対策は重要な課題であり、低硫黄重油の確保、液化天然ガスの導入、脱硫技術の開発等を総合的観点に立って推進することとし、あわせて地域社会との協調を図りつつエネルギー基地の建設を行なうものとする。また、エネルギー基地の大型化、立地の遠隔化にともない、パイプライン、大容量長距離送電幹線網等の流通施設の整備を推進するとともに、その施設の運営にあたっては広域的観点から弾力的に活用するものとする。

(V-20)

第4に、住宅産業等の進展にともなう需要の増大が予想される木材資源に関しては、国産材および外材の双方についてその確保対策が必要である。国産材については林道網の拡充整備、造林事業の促進など生産基盤の強化、および近代的林業経営の育成など林業構造の改善の推進によってその確保をはかるものとし、外材については輸入の円滑化、適正化をはかる。また、国産材ともかく、流通加工および利用の合理化によって木材価格の安定につとめる。他方、国土保全など森林のもつ公益的機能についても積極的にその充実をはかる必要がある。

(V-21)

14 情報化の促進

1970年代のわが国経済社会は本格的な情報化への歩みを始めようとしている。経済社会の発展に伴って消費者の欲求が多様化し、生活の快適化、利便化および余暇の充実に志向する一方、企業はこれに早く適応し、その保有する知識とそれを基盤とした知的創造力を武器に、国内および国際市場で競争することになる。この知識水準向上の前提となる情報の収集・加工・処理の各機能を高めるために、環境条件の整備を積極的に行なう必要がある。ところで、このような企業における情報化の進展は、情報価値の上昇を伴うものであり、個人がこれにいかに対応を適応を示すかが情報化社会への移行を円滑なく達成するための鍵となる。行政は、これらの点に十分配慮して情報化を誘導するとともに、その進展に対応して自らの組織と運営にあたらなければならない。

(1) 情報処理能力の開拓

情報化社会になれば、すべての人がなんらかの形でコンピュータに関係をもつようになる。したがっ

(V-23)

て、できるだけ早く学校にコンピュータ教育を導入する必要があるが、要は問題を発見して解決するシステム的思考能力の養成と教育の分野において積極的に進めることにある。

(2) 技術開発および情報産業の育成

ソフトウェア開発およびシステム開発推進のためたとえば都市開発、公害防除、交通管制等の大規模な開発計画について、民間機関をも活用して調査・分析を促進する。また、外国におけるコンピュータ技術の進歩に遅れをとらぬよう、政府・民間が共同して超高性能機の開発を進めるほか、安価で高性能な入出力機器、端末機器の開発のため、規格化・生産の集中化等の施策を推進する。さらに、機器の接続・帳票様式・コンピュータ言語等のソフト・ハード両面の標準化を強力に推し進める。情報化の中核となる情報産業については上記の施策及び必要な資金の確保等を通じてその育成をはかる。なお、関連する電気通信設備の増量両面にわたる拡充を促進する。

(V-24)

(3) 制度・慣行の整備

生産活動における情報投入量の増大にともない、情報処理機能の向上による産業の効率化を図る。このため、企業がより自由に自らのシステムに適合した機器・施設を選択し利用できるよう配慮する。とくに、企業等の諸活動において有機的な関連が強まり、その間の情報流通の態様が高度化する傾向を考慮し、電話網とデータ伝送のために利用することの早期実現と、情報化社会の形成に寄与するような合理的料金体系の設定を検討する。

また保存資料の取扱、法定様式等に関する会計法規については、業務のコンピュータ化に対応した運用を行なう。

情報流通がプライバシーの侵害と結びつくことのないよう、予防措置とモラルの醸成を図るとともにソフトウェアの権利保護のための制度の確立に努める。

さらに、政府データの提供体制の整備とすすめるほか、関連行政の横断的調整を図る。

(V-25)

ハ 技術開発の推進

科学技術の役割は、今後の経済社会発展の原動力として極めて重要なものとなっており、研究開発資源の拡大とその効果的な活用を通じて、科学技術の振興が積極的にはわれなければならない。

技術進歩は、高度な科学技術水準と経済社会の要請との二要因によつて生ずるが、今後の科学技術政策は基礎的な科学技術の振興に加えて、急速に変化する経済社会からの科学技術への要請をくみとり、この要請に応えるために、科学技術を創出し、その成果を最も効果的に駆使することに重点をおきつつ、総合的、計画的に行なう必要がある。

とくに、依然として存在する先進国との間の技術格差を是正し、国際競争力を強化していくためには、適切な技術導入に配慮しつつ、自主技術開発を積極的に促進しなければならない。また、近年個別技術を統合する新しい技術の体系（いわゆるソフトサイエンス）が発展し、さうはその社会面への適用への途が開かれつつあり、産業構造の変革、社会開発の推進にとって

(V-27)

大きな役割を果たすことが期待される。

このような情勢のもとにおける今後の科学技術政策は、次のような方向で展開されなければならない。

(1) 社会開発のための技術開発の推進

社会的なひずみを是正し、ますます多様化、高度化する国民の要求に対処するため、交通輸送技術、公害防止技術、防災技術、住宅関連技術、情報処理技術、医療保健技術等の研究開発を実施するとともに、複雑な社会現象を自然科学、社会科学等多角的視点から総合的に把握するため、システムアプローチのための手法を開発し、社会全体としての最適な解決に資する。

(2) 大規模先導的研究開発の推進

経済社会発展の中核となり、かつ技術開発力の効率的な培養を図るため、大規模かつ先導的な研究分野または広範な部門に関連しシステム的に推進する必要がある分野のうちから、原子力の開発利用、宇宙開発、海洋開発、情報処理技術をはじめとする戦略的産業技術等の重点分野について、国が主体とな

(V-28)

って、その推進を図る。

(3) 合理的な科学技術政策の策定

経済社会の要請に対処し、科学技術政策の強力かつ効果的な推進を図るためには、長期的視点にたつて他の諸施策とも整合性がとれた合理的な科学技術政策の立案と決定に資するため、システムズ・アプローチの手法により、研究課題の選定、政策効果の予測等を行なわなければならないが、このため高度な情報を提供する多部門にわたる頭脳集団、いわゆるシンクタンクを設置することなども考えられる。

(4) 研究開発の効率化

研究開発効率化を図るため、次の点に留意して研究体制の整備を行なう必要がある。

第1に、各分野にわたる研究課題について、産業界、学界、政府の各組織から、すぐれた人材が機動的に参加できるようにするとともに、資金面での弾力化の運用の方途、プロジェクト制の採用、研究者の契約制等について、既存制度の改善をも含めて検討する必要がある。

(V-29)

第2に、公正な研究評価と競争原理の導入を図る必要がある。評価については研究実施機関と第三者的評価機関との両方で評価すること、また競争原理の導入については委託研究における競争的参加、研究機関運営の民間委託等が考えられよう。

(5) 科学技術の発展基盤の培養

技術開発力の培養のため 国内における基礎研究の充実を図るとともに、各国のすぐれた分野の人材、機材等の交流を積極的に推進することによって、巨大科学技術等の国際共同研究を効率的に達成する。また、新分野の研究者や研究マネージャー等の人材の養成を図る。さらに 研究学園都市の建設の促進等研究環境の整備を進める。

(6) 科学技術情報流通体制の整備

ますます膨大になる科学技術情報を円滑に処理し、研究開発の効率化を図るため、情報の収集、整理、分析、提供の各機能を有機的に連携し、情報の発生源から利用者へいたる全国的な科学技術情報の流通システムを整備する。

(7) 民間における研究の促進

民間部門の研究開発を積極的に促進するため、大きなリスクを伴う研究開発に対する助成、研究投資促進のための税制上の優遇措置、技術開発委託制度、研究開発成果の企業化のための融資制度等のいっそうの助成措置を講ずることが必要である。

16 教育と人的能力の向上

教育は、人格の完成をめざし、国家・社会の形成者として、自主的精神にみちた心身ともに健康な国民の育成を期することを目的とし、社会・経済の発展の基盤としても重要な役割をになつてきたが、特に最近においては、急速な科学技術の進歩や情報化社会の進展等社会・経済の変化に伴つて、新たな課題が教育に課されつつある。

すなわち、産業構造の高度化と技術革新、労働力の不足あるいは国際化の進展に対処する科学技術の振興、人的能力の開発向上等の必要性が生じ、ひいては、これらの教育にあたる教員の人材確保の問題が起つてくる。

さらには、国民生活水準の向上に伴う教育の大衆化の要請と学術研究の高度化の要請との調和、教育に対する多様な要請に対処する教育制度・内容の多様化、弾力化、増大する自由時間の活用という面における教育の果たすべき役割、これらを通じて、社会の激しい変化に対処していくためには、あらゆる場所で、あらゆる

(7-33)

る年齢層に応じて、その必要とする教育が行われるべきであるという生涯教育の必要性等の問題が生じている。

また、社会の急激な変化に対応するため、人間の基本的な条件である健康教育の推進が緊急な課題であるとともに、社会的連帯感や克己心のかん養も重視されなければならない。

これらの社会的要請を総合的に分析したうえで、学校教育、社会教育、職業訓練等を通じて、生涯教育のあり方を総合的体系的に検討しつつ、今後における国家社会の進展に即応して、長期的展望のもとに、教育の総合的な拡充整備のための基本的施策を検討することが必要である。

とくに、当面重要な施策は次のとおりである。

第1に、技術革新に対応して科学技術教育の充実を図る。このため、高等教育における理工系教育の拡充整備はもちろん、初等・中等教育を通じて教育の内容・方法に一層の検討が必要であり、このさい、正しい取

(V-34)

業観を育成するための指導も重要である。また、急速な技術変化に対応しうる幅広い基礎的能力を身につけた人材を育成するため、高校、各種学校等における職業教育の内容の充実と多様化等を図るとともに、職業訓練については、若年労働者の受講機会を拡充して職業訓練の普及をはかる。さらに中高年労働者に対しても生涯にわたって体系的な職業訓練が受けられるような体制を整備することが重要である。それには、事業内職業訓練を積極的に奨励する一方、公共職業訓練と各地域の技能開発、向上のためのサービスセンターとして運営する方向で整備する必要がある。

第2に、情報化の進展に対応して高校、高専、大学等における情報処理教育の推進を図るとともに、小・中学校においても教育段階に応じて創造的思案の開発を図る。また、教育工学的手法を導入して教育方法の改善に活用することを検討する。

第3に、国際化の進展に応じて国際社会における日

(V-35)

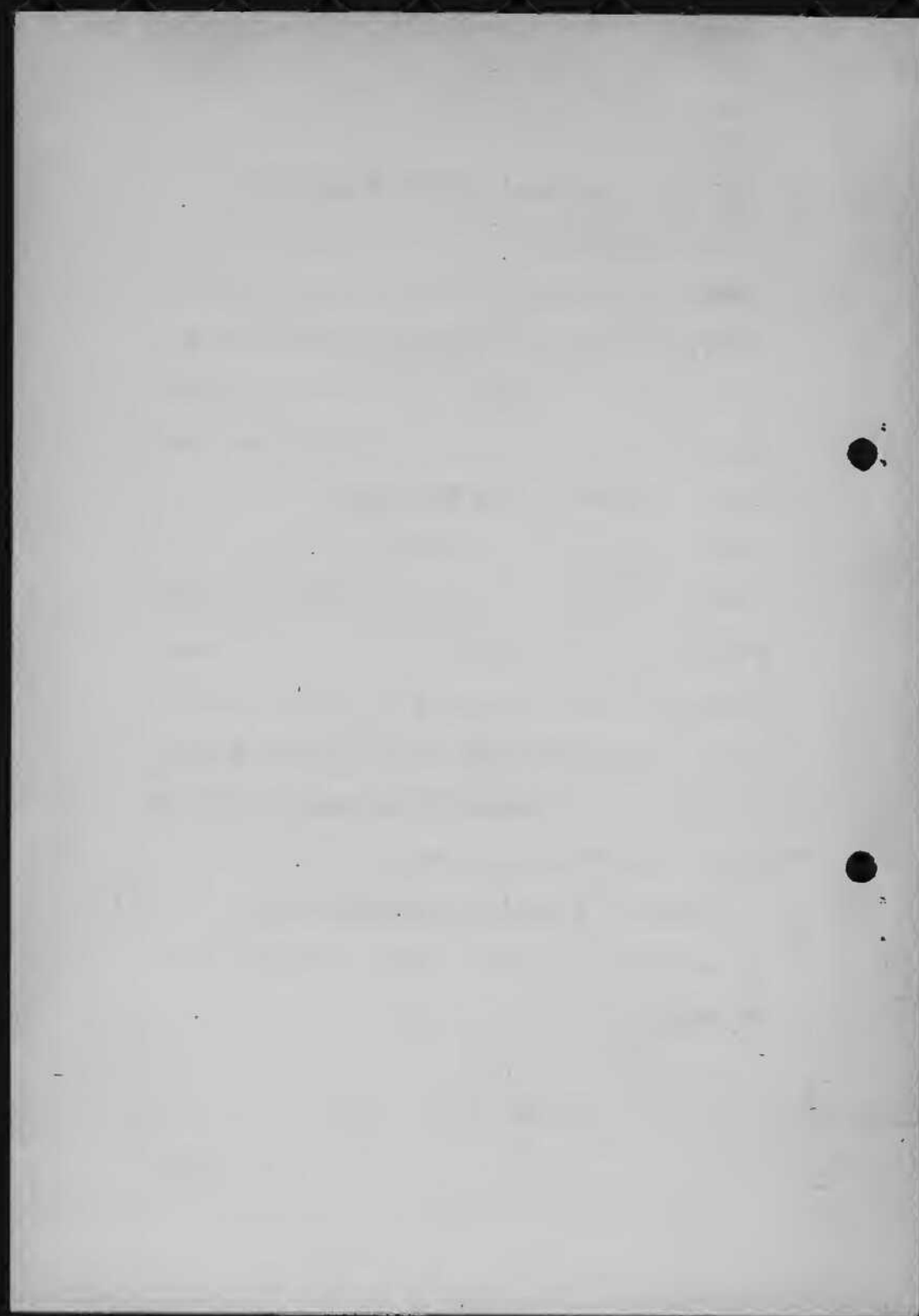
本人としての資質を高める教育を推進する。その一環として、国際理解の教育を進めるとともに、語学教育の充実、留学生や教師の交換の拡充、国際文化交流の推進等を図る。

第4に、生涯教育の必要性に対応する措置として、大学開放講座や通信教育の拡充、社会教育の充実、職業訓練の充実を図るほか、マスメディアを利用した大学等、社会人の再教育と容易にするための新しい高等教育の制度が考慮されるべきである。

第5に、教員の人材確保と養成を図る方策について検討する。昨今の教育に対する多様な要請に対応するためには、その教育にたずさわる教員の質と量の確保がなによりも必要である。特に、情報処理教育、技術教育等の新しい需要には、教員の確保が困難な現状にあることも考慮し、教員の待遇、資格制度等について再検討することが必要である。

第6に、生産性の向上に伴う労働時間の短縮により、いっそう自由時間が増大すると思われる。これを自己の開発と生きがいのために十分活用するためには、学校や家庭、社会における情操教育、健康教育と充実することによりその基礎を培うとともに、その活用を図ることを確保、提供するための各種の社会教育施設、体育施設、文化施設等の条件整備を推進する。

教育については、以上のように、社会・経済からの多様な要請が新しく発起され、これに対応して必要な施策が講ぜられなければならないが、特に現在のような激しい社会・経済の変動の中にあつては、常に自己を見失わず、正しく生きる力をもつ調和のとれた主体的な人格を育成することが従来にも増して見直されるべきであり、このため、科学技術教育のみならず、人文、社会科学等とも含めて調和のとれた教育の推進を図る必要がある。



B. 財政金融政策

— 高い福祉を支える効率化と負担 —

1. 財政・金融政策の基本的姿勢

自由主義体制の下において望ましい経済社会を建設していくためには、企業と家庭の努力が基本的に重要であるが、政府の指導と施策就中財政・金融政策の果たす役割は大きい。

従って、財政、金融政策はその資源配分機能、景気調整機能及び所得再分配機能を活用し本計画の課題達成のため意欲的に取り組むことが肝要でありその運営に当っては経済活動の基盤たる通貨価値の安定に努め、内外情勢の変化に即応しうるよう常に慎重にして節度ある態度をもって、これに臨まねばならない。

特に、財政は元来経済社会全体の利益のために、経済社会全体の負担の下に運営されるものである。しかし、個々の財政支出等に伴う利益や個々の租税課徴等に伴う負担は、特定の個人、特定の企業等に帰属するため、財政支出に対する要求はともすれば過大になる

反面、これに伴う財政負担は、極力これを避けようとする傾向がみられる。また、このような利害の存在は、財政の運営に際しかなりの抵抗となるのが常であって、これが財政の硬直化を招く大きな原因の一つとなっている。従って、財政の運営に際しては、その支出及び負担が経済社会の必要と能力に適合するよう常に検討を行ない、もって財政の健全性の維持に努めることが緊要である。

加えて、公債は租税と異なり、その負担が間接的である点から、ややもすれば安易に流れ財政の放緩化を招くおそれ大きい。従って、公債政策の運営に当たっては、建設公債の原則を堅持するとともに、公債の発行は市中の資本市場を通じて行なうとの市中消化の原則をさらに徹底し、また公債発行による資金調達は、景気動向に深く配慮し、特に経済活動が活発な時期においては、これが抑制に極力努力しなければならない。このことは、公債の元利払いのための財政負担を軽減し、財政の硬直性の排除に役立つのみならず、経済活動の不振ないし後退に際し、公債政策を活用する余地

(2)

を拡張、財政の弾力性を増すことにより、その景気調整機能を高めることとなる。

また、以上のことは、言うまでもなく、国および地方の財政を通じ維持されなければならない基本的な原則であって、両者はともに歩調を合せつつ、それぞれの任務を全うするよう努力することが強く望まれる。

次に、金融政策については、国際化が進む中で、わが国経済の健全な発展を維持していくため、内外金融政策の総合的かつ合理的な運営を一層強力に推進しなければならない。

先ず国内金融政策については経済の成長、国際交流の緊密化に伴い益々拡大、多様化する資金需要に対し、良質な資金を円滑、適正に供給するため、金融の効率化を格段に促進することが重要である。このため、金利機能の活用を進めつつ、金融政策の弾力的な運営に努めるとともに、民間金融機関に対し、適正な競争原理を導入し、その経営の一層の効率化を促進しなければならない。また金融・資本市場の整備とともに、その合理的な市場機構が機能する分野をできるだけ拡大

(3)

することを主眼に各種の政策金融のあり方等につき、長期的、総合的な視野にたつて検討を進めることが必要である。

さらに国際金融政策については、諸外国との緊密な協力の下に、国際通貨体制の安定、発展途上国に対する経済協力の拡充、資本取引の秩序ある発展に努めることが肝要である。特に資本取引については、内外にわたる資金並びに資源の配分の適正化に資するため、その自由化を促進しなければならない。この場合、国内金融・資本市場に及ぼす影響等に配慮し、国内金融の効率化の進展等に即応しつつ、秩序ある自由化を進めることが必要であるとともに、景気調整策が大きく阻害されることのないよう短期資本取引を中心に所要の規制を整備し、その適切な運用を期すべきである。

(4)

2. 資源配分の適正化

財政・金融政策の適切な運用および金利機能の強化等により、公私間およびそれ等の各部門間において資源が適正に配分されるよう努力すべきである。

(1) 財政活動の充実とその規模

財政は、公共投資の拡充、社会保障の充実、教育・科学技術の振興、産業構造の革新等、諸政策を予算および財政投融资等により資金面から裏付けるとともに、これに要する資金は租税、社会保険料等の徴収等により調達することをその基本的な任務としており、公・私両部門間および公的各部門間の資源配分の適正化は、財政の適切な運用によって始めて実現しうるものである。従って、後にも述べるように、財政に対する温度の依存は極力排除しつつ、資金を重点的に配分し、支出を効率的に実施することにより、本計画の課題達成のため積極的に対処していかねばならない。

これに伴い財政支出（政府の財貨サービス経常購入、政府から個人への移転、政府から海外への移転

(5)

および政府総資本形成の合計)の規模は財政の効率化によりその拡大を極力抑制するものの、名目国民総生産の伸びをやや上回って拡大し、昭和50年度には兆 億円に達するとともに、国民が負担すべき租税および社会保険料等も相応の増加を示すものと見込まれる。

即ち財政支出のうち、政府の財貨サービス経常購入については、教育・科学技術の振興等の政策的経費の増大に伴い昭和43年度の兆 億円から昭和50年度の兆 億円へ約

割の増加となり、政府から個人への移転(振替支出)は、社会保障充実のため、兆 億円から、兆 億円へ約 倍に増加し、

政府の総資本形成は、社会資本の整備促進のため、

兆 億円から兆 億円へと約

倍に増加するものと見込まれる。

他方、このような財政支出は、既に述べたように租税、社会保険料および郵便貯金等の資金によって賄われなければならない。計画が目指す国民福祉の何

(6)

をも図るため、国民経済の中で財政が受けもつべき分野が拡大するに伴い、国民が負担すべき租税、社会保険料等の負担はある程度高まるざるを得ず、この点に關する国民の理解と協力が強く要請される。即ち、昭和50年度において国民が負担すべき税及び税外負担は兆 億円に及びその国民所得に対する比率は、昭和43年度の2.1%に比し、%程度高まり、約 %に達する。他方、社会保険に対する負担は社会保障の充実のため、その引き上げが必要であり、社会保険料負担は、昭和43年度に比し、約 倍の兆 億円になるものと見込まれる。

(2) 金利機能の強化

金融政策は金利および資金量の調整を通じ、私的各部門および公債等を通ずる公的部門の総資金需要を調節するものであるが、これが総資金の個々の部門や企業等に対する配分は、原則として、金利機能によって実現されることが期待される。

しかるに、わが国においては、経済の国際競争力

(7)

を強化し、その急速な成長、発展を確保するため、従来、低金利政策が推進されてきた過程で、各種の金利はおおむね硬直的に推移してきた。これに伴い、金利機能を補うものとして日本銀行における窓口規制や、金融に關する種々の調整が行われてきた。このような金融政策および金融資本市場のあり方は、わが国経済の高度成長に大きく貢献したものの、反面、資金の円滑かつ適正な配分を妨げ、時に景気の行き過ぎを招き、金融機関の効率的な活動を損う一因となったものとみられる。

又で、国際的な金融、資本交流が一段と深まる中において、わが国経済の着実な発展を実現していくためには、上述のような、金融政策ないし金融資本市場のあり方について強い反省が加えられるはずで、金利の資金配分機能の強化、即ち、金利の変動により、経済各部門の資金需給を適正かつ効率的に調整することと一層努めなければならない。このことはまた、弾力的な金融政策の展開と相いまって、金利の景気調整効果を大きく高めるものと考えられる。

(8)

このような金利機能の強化は、わが国の経済構造の基本に關する処が大きく、その実現は容易なことではないが、適正な競争原理の導入により、金融機関の自主的にして合理的な努力を促進し、証券の発行、流通両域構の整備、拡充を図り、金利が機能する場としての金融資本市場を育成、整備するともに、預金金利、公社債金利を中心に金利規制の緩和や従来の慣行の是正等、金利の弾力性を高める方法を講じなければならない。

なお 上述のような資本市場の整備、充実が企業の資本構成の是正を促進する為にも必要である。

金利の資金配分機能を高めるためには各種の政策金融の再検討が重要である。経済の一部には金利の資金配分機能にのみ委ねては国民経済的見地からみて、特に緊要度が高いにもかかわらず、所要の資金を十分に調達し得ない分野がある。このため例えば輸出、農林漁業、中小企業等の分野に対し政府関係金融機関等を通じ金利の優遇や、資金の確保、いわゆる政策金融が行われており、それは今後と

(9)

も必要に応じ充実していくべきものと考えらる。しかしこのような金融政策については、金融資本市場の合理的な市場機構が機能する分野をできるだけ拡大する見地に立ち、情勢の変化に照らしつつ、その必要性の有無並びに程度および制度の複雑化等に伴う資金の効率的な供給阻害の存否等につき再検討し、これが改善を常に図っていかねばならぬ。

3. 景気調整機能の強化

国際化の一層進展する中において、景気変動を極力排除しつつ総需要の安定的な拡大を図っていくためには、財政金融政策の機動的、一体的にして斉合性のとれた運営が必要であり、またその景気調整機能の強化がさらに図られねばならない。

(1) 金融政策の機動的運用とその調整機能の強化

金融政策の予防的、機動的運用こそは景気調整の鍵である。即ち、景気の変動をできるだけ小振幅に止め、経済の安定的な成長を維持していくためには、経済活動水準の変化に即応して、適時に所要の景気調整策を講ずることが所要である。この点、金融政策は機動性に富み、企業等の経済活動に密着し、その反響の効果も一般的であって、これが機動的、弾力的な運用は景気の過熱や後退を事前に回避し事後に抑止する力が大きい。ことにわが国における景気調整の必要が主として民間設備投資の行き過ぎによって屢々惹起せられたことと額をみれば、民間設備投資に大きな影響を与えうる金融政策の機敏にして

適切な運用は極めて重要である。

また金融政策は公債面等を通じ財政に対しても影響を与えるが、主として私的部門の資金需給の調整に多大の効果があり、景気調整のための金融政策の適切な運用は私的部門の過大な膨張や縮小を防止し、資源の公私両部門間における適正な配分の確保にも大きく寄与するものと考えられる。

次に、今後における金融調整にあたっては、従来にならびつづき貸出政策（公定歩合操作）、債券売買オペレーション、預金準備率操作の三つを中心に、これらの手段を景気情勢に即応し有機的に活用し、機動的、弾力的に運営していくことを基本とすべきである。

次に、このような政策運営が十分な効果を発揮するためには、公定歩合の年利建移行に伴う変動幅の拡大等既存の政策手段を経済情勢の進展に即して常に整備するとともに、それ等の手段が機能する場としての金融環境の正常化、資本市場の育成を行うことが重要であるが、これにはかなりの時日を要する

ので、なお当分の間は金融機関のポジション指導や、従来、起債等各分野で行われてきた関係者間の調整の活用等もある程度必要であろう。なお、一般的な金融調整手段を補完するため、特定の分野、たとえば消費者金融に対し選択的に金融調整を行いうるような手段の整備等政策手段の多様化についても引き続き検討すべきである。

(2) 財政の景気調整機能の重視

わが国の経済構造や経済環境の変化、就中国際化の深まりに伴い、金融政策による景気調整は次第に難しさを増すものと考えられる。確かに財政には、既に述べたように諸政策を資金面から裏付け、公、私両部門間の資源配分の適正化を図るという本来の任務がある。しかし、前述のような事情に照らし、財政も金融政策との一体的運用の見地から、その景気調整機能を一段と重視し、景気に対し弾力的に運用すべきである。

従って、国の財政については、予算編成に当り経済情勢に深く配慮し予算おまひ財政投融资ならぬに

公債の発行規模を適正に維持するともに、その執行に当たっては支出および投融資の抑制あるいは促進を弾力的に行うことが所要である。執行の弾力化については、支出面では公共事業費等の投資的経費および財政投融資が中心となるものと考えられ、歳入面では、租税収入並に投資的支出の増減に応じ公債の発行額を伸縮させることが重要であろう。

税制については、一国の税制には高い所得弾力性があり、所得税、法人税を中心に景気に対し強い自動安定化作用が認められるので、毎年度の税制改正において、その効果が十分発揮されるよう配慮するとともに、たとえば法人税延納期間の伸縮等によって税制の景気調整機能を高める方法などを考慮しなければならない。

なお年度途中において個々の税目の負担を一定期間上下するような弾力的な仕組みの導入については、さらに慎重な検討を続けるべきである。

また、地方財政においても財政全体に占めるその割合が大きいことにかえりみ、これが運営に際し従

来にまして 景気に与える影響に深く配慮することが必要である。

4. 財政支出の効率化と負担の適正化

財政は経済活動の効率性を自動的に確保するための価格機構が基本的に機能しない分野であり、従って、その効率性を維持するためには不断の努力が所要である。

尤も財政の効率化のためには、先ず財政に対する過度の依存を排除することが重要であり、これとともに財政資金の効率的な使用、その負担の適正化に努める必要がある。

(1) 資金の効率的な使用と行政機構の簡素合理化

財政支出については、真に国民が共同して負担すべき対象に限るとともに、従来、国ないし地方公共団体が行なってきた事業であつても、民間が効率的に実施しうるものについては、これをできるだけ民間に移譲する等、民間企業及び民間資金を極力活用すべきである。

また、科学的手法をできるだけ利用し、財政支出と法的規制や行政指導等その他の政策手段との間の選択やそれ等との効果的な組合せ等を常に図り財政

資金の重点的、効率的な配分に努めなければならない。

さらに、財政資金の使用に当っては、支出効果の判定を厳に行ない、惰性的、非能率的な運用を排除し、極力経費の節減に努めるべきである。特に補助金についてはその合理化を促進し、非効率的なものは整理すべきであり、特定部門に対する利子補給等は安易に依存され易いので、これらの手法の採用は真にやむを得ないものに限定する必要がある。

次に、行政機構の簡素合理化は財政の効率化の基礎であり、行政機構は常に变化する行政需要に対応し、できるだけ速やかに再編成していかなければならない。この点従来機構の新設、拡張が比較的行なわれ易かつたのに対し、既存の機構の廃止、縮小には抵抗が多く、とかくその徒らな膨張と複雑化、人件費の増大を招き勝ちであつたことに顧りみ、今後は一挙に行政機構の整理統合を進め、定員増加の抑制と給与制度の合理化に努める必要がある。

さらに、近年における経済社会の発展は急速であ

り、生活および産業活動の一層の広域化に照らし、国、都道府県および市町村の間における行政事務の分担および所要財源の配分につき再検討を加え、行政の繁雑重複化の弊が生じないように改善に努むべきである。

(2) 利益負担及び原因者負担の強化

財政を効率的に運営していくためにも、利益負担及び原因者負担の原則を一層強化する必要がある。即ち、公共投資の実施等に伴い利益を受ける者や公益等外部に対し、不利益を与える者が、その利益や不利益に応じ相應の負担を行なうことは公平の見地からみて当然であり、租税、負担金、料金、価格等の決定に際しては、この面への考慮を充分払わねばならない。これに関連し、政府企業等が提供するサービス等の対価については、これら企業の経営合理化の努力を前提に、利益負担の原則に立脚した料金、価格の設定が望ましく、赤字補填のための安易な財政支出への依存は極力排除すべきである。

(3) 租税政策のあり方

計画が目指す国民福祉の向上のためには、国民の租税負担率が所得水準の上昇に添い、ある程度高まらざるを得ないことは先にも述べたが、税制改正に当っては、税負担の公平、各税の負担水準の適正化を中心に課題としつつ、国民経済に対する景気調整効果や誘導効果等にも深く配慮し、あわせて執行面においても税負担の公平の確保に努力することが緊要である。

所得税は国民の負担能力に最も適応し、所得の再分配にも効果的に寄与する処から税体系の基幹を構成するものであるが、強い累進構造のゆえに、経済成長に伴い限界的税負担が急速に高まることに基本的問題がある。また国民一人当りの所得や蓄積が未だ低いこと、所得税は納税者にとり最も負担感が強く税務行政上も納税者の理解と協力を求めることが難しくなることをも考慮する必要がある。住民税についても、この間の事情はほぼ同様である。従って、所得税及び住民税については今後とも引き続きその

負担の軽減に努力しなければならない。

企業課税の中心をなす法人税については、社会開発の強い要請をみたすための財源を調達しまた公私両部門間における資源の適正な配分を図るために、さらに現在の法人税の負担は国際水準と比較して相対的に決して高い水準にあるとはいえず、不況克服を主目的に近年大幅な税率の引下げが行われた事実にも鑑み、企業活動の状況に配慮しつつ、法人税負担の水準の適正化を図る必要がある。この要請にこたえて、昭和45年度税制改正においては、2年間の臨時措置として法人税負担のある程度の加重措置が提案されているのが、今後とも、臨時措置の期限到来の時点などの機会をとらえて、法人税負担水準のあり方につき、随時検討を行なうことが望ましい。

間接税等は酒、煙草のような特殊な嗜好品にかなりのウェイトがおかれている反面、所得水準の上昇に伴う消費の増大等に対応する個別物品又はサービスの消費に関連する課税範囲が限定されていること、

従量税制度や定額税制度をとっているものが多いこと等から、その伸力は低い。間接税等についてはその負担が、個々の物品についても、また、消費支出全体からみてもできる限り適正な水準に保たれるよう、現行税体系のもとにおける課税対象や税率構造等につき適宜見直しを行なう必要がある。また、今後増大する財政需要を充足するためには、既存の税目に加えて新たな間接税（たとえば道路財源あるいはより広く総合的に支費体系を整備する財源として自動車所有者に負担を求める租税等）の創設の是非についても検討する余地がある。

なお、より長期的な課題として、所得水準の上昇等に伴い適切な間接税負担を求めることおよび経済取引に直接に影響を与える度合いの大きい政策手段を整備することの両面からみて、消費支出及び経済取引につき広い範囲でかつ低率の負担を求める一般売上税ないし附加価値税の創設の適否につき引き続き検討すべきである。

経済政策の一環としての租税の誘引的機能は高く

評価しなければならぬ。反面、その利用は負担の公平を阻害し、また租税の中立性を損うことに顧りみ、特定の政策目的のための税制上の優遇措置は、個々の政策目的の合理性の判定を厳格に行い、その効果について不断に検討し、優遇措置への安易な依存や取得権化を排除しなければならぬ。

地方税については、現行税制の基本が定められて以来の経済、社会の急激な変化に対応していない憾みがあり、先にも述べたような国、地方を隔てる行財政全般の再検討の一環として、根本的に見直しを行なうべきである。また、このような見直しに基づく改正に先立って、現行地方税の負担の適正化に努力する必要がある。特に固定資産税については、その負担が必ずしも時価を基準にして定められていないため、大都市近郊の土地等、地価が急騰したものほど、その負担が著しく低くなっている。従って、この等の土地については高騰する地価の安定、開発利益の還元等の趣旨から、負担の激増には配慮を加えつつ、速やかに時価を基準とする課税方式に立ちかえり、その負担の引上げを図るべきである。

(経-1282-A)

A 今後の重点政策	1
Ⅰ 物価の安定	1
Ⅱ 対外経済政策の積極的展開	3
1. 貿易、資本自由化の積極的推進	3
2. 経済協力の拡充・強化	4
Ⅲ 産業構造の革新	6
3. 産業の効率化	6
4. 高生産性農業の実現とその対策	7
5. 中小企業・流通部門の革新	10
6. 労働力の有効活用	12
Ⅳ 社会開発の推進	13
7. 社会保障の充実	13
8. 住宅、生活環境の整備と土地対策の推進	15
9. 公害対策の強化	17
10. 消費者行政の推進	18
Ⅴ 発展基盤の培養	19
11. 社会資本整備の重点とその効率化	19
12. 産業立地の円滑化	20

13 エネルギーと基礎資源の確保	21
14 情報化の促進	22
15 技術開発の推進	22
16 教育と人的能力の向上	23
B 財政金融政策	25

項 目	内 容
A 今後の重点政策	
I 物価の安定	
○ 財政金融政策の弾力的な運営による総需要調整	
① 構造政策の推進	○ 低生産性部門の近代化 ○ 流通段階の効率化 ○ 労働力流動化対策
② 競争条件の整備	○ 競争条件の整備（公正取引委員会の活動の強化、独占禁止法除外カルテル、再販契約の再検討、新しい流通チャンネル発展のための環境整備、寡占化に伴う価格管理的傾向の弊害是正）
③ 輸入政策の積極的展開	○ 農産物、生鮮食料品などの輸入の積極化、輸入品の流通面のあり方の再検討
④ 政府関与価格の安定化	○ 均衡のとれた価格体系の実現をめざしつつ当該部門の効率化を基本とする。

(1)

項 目	内 容
④ 地価の安定	○当面両米価据置きを目途とする。 ○土地の計画的利用 ○宅地の供給増加
⑤ そ の 他	○生産性向上の成果は、価格引下げなどを通じて国民経済全般に配分されなければならない。このため、物価、賃金、所得、生産性の関連について労働組合や経営者を含めた合理的な議論の場をつくることなどを通じて、国民各層の共通の理解をすすめる必要がある。

(2)

項 目	内 容
Ⅱ 対外経済政策の積極的展開	
○ 世界経済の均衡発展のために日本経済が果たすべき役割はますます増大する。	
○ 労働力不足の本格化、物価の騰勢、海外資源への依存の高まりなどに直面しているわが国経済を国際的視野から効率的に再編成する必要がある。	
1 貿易・資本自由化等の積極的推進	
(1) 残存輸入制限等の緩和ないし撤廃	残存輸入制限の緩和ないし撤廃は、ガット / 1 条国移行以来の懸案であり、輸入自由化の完成を目指して大幅な自由化を進める必要がある。
(2) 関税率の引下げ	KR の繰り上げ実施完了後も関税率の引下げに努力する。発展途上国に対する一般特惠関税はシーリング方式を基本として積極的に供与する。

(3)

項 目	内 容
(3) 対内・対外直接投資自由化の促進	46年度末以降についても対内直接投資の自由化範囲の拡大が可能となるよう極力努力する。対外投資の積極的緩和、対外直接投資の積極的推進。
(4) 輸出優遇措置の再検討	租税特別措置、金融優遇措置の再検討。
(5) 為替制限のいっそうの緩和	為替制限の緩和をさらに進める。 また、手続のいっそうの簡素化をはかる。
2 経済協力の拡充・強化	
○南北問題の多様化・複雑化	
○効率的な経済協力の拡充・強化	
(1) 量的拡大と条件緩和	国民総生産の1%の早期実現、OECDの開発援助委員会(DAC)による条件緩和の勧告が実現するよう極力

(4)

項 目	内 容
(2) 技術協力の促進	努力し、また、政府開発援助の比重をできるだけ高めるよう努める。 国内の人材養成、海外研修生の受入れ強化、国際機関への拠出拡大・派遣派遣の増強、資本協力との有機的連繋の強化。
(3) 効率性の増進	受取国に対する各種協力の有機的連繋の強化、わが国の援助使与の計画的運用。 二国間援助・方式とならんで国際機関による経済協力を積極的に活用する。

(5)

項 目	内 容
Ⅲ 産業構造の革新	
○ 国際化の全面的進展、労働力不足の進行、需要構造の変化等に対する積極的対応を進め、新しい環境にふさわしい産業政策を展開する。	
3 産業の効率化	
① 産業構造の高度化	○ 創造的な技術革新の展開を軸として、情報集約化、技術集約化、高加工度化の方向に産業構造を誘導する。 ○ 高い所得弾力性をもち、技術先端部門である新規産業を育成する。 ○ 新しい社会的需要の増大や消費需要の高度化、多様化にむいるための各種産業分野の有機的連携を進める。

(6)

項 目	内 容
② 産業各部門の特性に応じた効率的な産業体制の確立	○ 競争条件の整備、構造改善の促進 ○ 産業活動のシステム化の促進 ○ 資本自由化と産業体制
③ 企業力の一層の強化	○ 知力化投資を進めて資本装備率を上昇させ、市場開拓、技術開発力等の水準の引上げをはかる。 ○ 自己資本比率の充実に努める
④ 産業の基礎条件・外部環境の整備	○ 技術開発力の強化、資源問題、立地問題への対応、産業関連社会資本の充実、金融体制の整備 等。
4 高生産性農業の実現とその対策	
○ 農業をめぐる情勢変化	① 米の深刻な供給過剰、② 農地流動化の阻害、農業就業者の高齢化、等による構造改善推進の困難の増大、③ 農産物価格の停滞による農業所得増大の困難 ④ 農産物輸入制限の緩和、撤廃

(7)

項 目	内 容
政策の基本的方向	への内外からの要請、④多様化、高度化、加工化した食料需要に対処した食料の供給体制整備 ① 国際競争にも耐えうる高生産性農業の実現 ② 食料需要に適合した農産物の安定的供給体制の改定整備 ③ 労働力流動化、土地対策等の多角的視野からの検討と総合的政策の展開
(1) 高生産性農業の展開	① 大規模、高能率の自立経営、協業など集団的生産組織の育成、助長 ② 装置化、システム化への誘導
1) 農地流動化の促進	経営面積の規模拡大をばかり、また農地移動の方向づけを行なう。そのため農地制度の速やかな抜本的改正を行ない、農地流動化を促進する。農地の造成、譲渡などのための公的機関の設置

(8)

項 目	内 容
2) 農業の装置化の推進	① 農業生産基盤の整備充実 ② 近代化施設機械等の建設導入 ③ 技術開発、研究体制、農業者教育体制の刷新
3) 離農の援助促進と地域政策の展開	① 中高年令層の地元雇用機会の創出など、総合的な地域政策の展開 ② 農業者年金制度の創設とその活用等
(2) 食料の安定的供給	
1) 農産物の需給調整と価格安定	① 米の生産調整の推進 ② 需要の強い農産物の生産性向上 ③ 価格政策の再検討 ④ 流通加工全般の合理化、近代化
2) 農産物輸入の自由化とそ の対抗策	① 中長期の見通しにもとづく国際的価格への接近 ② 可変的課徴金・不足払などによる 季節的調整措置

(9)

項 目	内 容
3) 水産物供給体制の整備	① 需要の拡大する水産物の生産の安定的拡大 ② 価格安定のための流通加工の合理化・近代化
5 中小企業、流通部門の革新	
1) 中小企業	高度の技術と高い生産性を有する企業への育成、誘導
1) 生産効率の向上	○ 資金調達力不足を解決するための政策金融の拡大、信用補完制度の充実と技術指導、技術開発施策の強化による技術の高度化 ○ 共同化、集団化 ○ 集団としての中小企業群の抜本的な構造改善事業
2) 競争条件の整備	○ カルテル行為その他の調整措置を効率向上に役立つよう運営する。 ○ 特恵、資本自由化を刺激として受

(10)

項 目	内 容
3) 市場動向への適応	けとめ、市場攪乱は避けつつ、新たな適応の道を見出すよう誘導する。 情報ネットワークの整備、経済情報システムの啓蒙指導、小規模企業への施策の普及、経営指導。
2) 流通部門	流通活動をシステムとしてとらえて総合的効率化を図る。
1) 商 業	○ コールドチェーンの普及を図る等セルフサービス化を促進する。 ○ 帳簿類、コード等の統一化を進めるとともにシステム化のための民間の意見の統一等を図り、あわせて近代的流通活動をにほう人材を養成する。
2) 物的流通	○ 新しい輸送体系の形成、荷姿包装の標準化 ○ 流通倉庫、集配センターの建設、配送ネットワークの整備

(11)

項 目	内 容
3) 地域政策上の 配慮	地域商業振興と社会開発の有機的関 連に配慮する。
6 労働力の有効活用	
① 中高年令者等の 活用	○ 賃金・雇用に関する制度、慣行の 改善と能力開発、ジョブ・リデザイ ンの推進 ○ 中高年女子労働力活用への配慮 ○ 高学歴新規卒者の有効活用
② 労働力の流動化	労働力の産業間、地域間移動の円滑 化、雇用調整処理の迅速化、移動就職 者用宿舎の設置・貸与、職業転換、援 護措置の拡充
③ 環境の改善	職場環境、生活環境の改善

(12)

項 目	内 容
Ⅳ 社会開発の推進	
○ 経済社会の激しい変化が及ぼす悪影響を未然に防止する とともに、長期的ビジョンによる社会的条件の整備を進め る。	
7 社会保障の充実	
○ 経済社会の発展にふさわしい社会保障水準の確保 ○ 明確な目標意識をもった社会保障充実への努力	
① 社会保障充実の 基本方向	① 国民生活水準の向上に対応する給 付水準の確保と経済社会情勢の变化 への機動的対応 ② 長期計画の策定とそれに基づく体 系的整備 ③ 社会保障関係施設の整備と要因の 確保

(13)

項 目	内 容
	○ 社会保険料の引上げ等による財源の確保
(2) 医療部門の合理化および公衆衛生部門等の充実	① 医療保険制度の抜本改正、国民の負担能力と均衡のとれた医療給付の確保、医療報酬体系の適正化、 ② 救急医療体系、成人病対策等の積極的推進
(3) 年金部門の充実	① 老令者 — 年金制度の改善を計画期間中の最重点の一つとして推進する。 農業者年金 — 実現を図る。 ② 児童手当 — 長期的な視野からの実現を進める。 ③ 失業保険 — 給付の合理化、適正化に一層の努力を重ねる。
(4) 公的扶助および社会福祉部門の改	① 生活保障 — 格差縮小を目標として扶助基準の改善を

(4)

項 目	内 容
善	行ない被保護世帯の実態に即応した基準のあり方について検討をすすめる。 ② 心身障害者・老人・母子世帯の不適合階層に対する社会福祉施策や児童の健全育成のための諸施策の拡充を急務とする。
5) 社会保障の水準	
8 住宅、生活環境施設の整備と土地対策の推進	
(1) 土地の有効利用と地価の安定	① 新都市計画法による土地の計画的利用 ② 固定資産税、都市計画税を増徴する。(時価評価による課税) ③ 通勤可能圏の大幅拡大などにより住宅立地に適した土地の供給増大をはかる。

(5)

項 目	内 容
(2) 住宅、生活環境 施設の整備	④ 良質の低廉な住宅地の供給の大幅増加（大規模住宅団地の造成促進—新農業政策との連関）
	⑤ 大都市機能の純化、土地需給緩和のための工場行政機関の分散、副都心の育成
	○ 自らの力で良好な住宅を確保することが可能となるような諸条件の整備
	① 生活環境施設の改善 （住生活に密接に関連する諸施設の改善、都市交通施設の輸送力の拡大と高速化、交通事故防止、交通混雑の緩和、自然災害からの防護、地方の生活圏の整備）
	② 民間自力と公的援助による良好な住宅建設の促進、民間住宅建設の助成、公的施策による住宅供給

166

項 目	内 容
	の拡充、住宅建設価格の安定化と、住宅産業の指導・育成
9. 公害対策の強化	
○ 公害を発生させず、公生する公害に対しては、企業と個人が自らの社会的責任において防止するという自覚を新たにする。	
○ 公害防止のための各種費用負担のあり方を原因発生者責任の原則に基づいて早急に明確化する。	
1) 規制の強化	自動車排出ガス、汚水、騒音の環境基準の設定、監視測定体制の充実
2) 生活関連部門社会資本の緊急整備	とくに下水道および都市産業廃棄物処理システムの整備
3) 公害防止のための調査、研究および技術開発の促進	企業の自主的努力、試験研究機関の充実、専門家の育成。
4) 公害防除の広域化と土地利用の適	既存の行政区画にとらわれない広域的見地からの防除対策の推進、事前総

167

項 目	内 容
正化 ⑤ 公害防止方策の システム化	合調査の徹底による公害の未然防止
10 消費者行政の推進 ○ 消費生活をめぐる情勢の変化に対応し、消費者行政の総合的積極的運用をはかる。	(1) 規制の強化と監視体制の充実 (2) 商品供給における企業への指導強化 (3) 消費者教育の充実、情報ネットワークの整備 (4) 民間の消費者組織の健全な育成

(18)

項 目	内 容
▽ 発展基盤の培養	
11 社会資本整備の重点と効率化	
(1) 社会資本整備の 重点	① 良好な住宅と健康にして安全な生活環境施設の総合的整備 ② 交通通信体系の整備 交通の幹線網の計画的形成、交通渋滞の緩和、交通事故対策、電話普及の拡大と新たな通信サービスの拡充・開発 ③ 国土保全施設の整備、水資源の確保 ④ 農業基盤の整備
(2) 公共投資の総額 と部門別投資額	
(3) 社会資本整備の 費用負担の合理化	① 極力受益者負担の考え方を導入し また妥当な開発利益の徴収をはかる。

(19)

項 目	内 容
と民間資本参加の推進	② 収益性の高い施設への民間資本参加（現行制度の改善）
④ 社会資本整備の効率化	① 目標、手段の科学的選択手法の強化 ② 関係行政機関の一体的協調 ③ 地方公共団体等による地域の特性と創意の活用 ④ 建設工事の生産性の向上
12 産業立地の円滑化	
① 業種業態に応じた立地点の確保	○ 基幹資源型工業について大規模工業基地の建設を進め、その際の開発方式を検討する。 ○ 都市型工業については団地化を進めるとともに、農村部への工業立地を誘導する。
② 公害防止に対する留意	総合事前調査に基づく総合対策、第三者による事前調査機関の設置、公害

(20)

項 目	内 容
	監視体制の整備や公害工業等の分散、都市に立地することが合理的な工業のための環境整備
③ 工業用水の確保	下水などの再利用の検討策、広域利水、海水淡水化の実用のための研究
④ 交通通信網等の基盤施設の整備	道路、港湾等の整備
⑤ 海外立地の円滑化	情報収集、投資保証制度の改善等の各種投資環境の整備
13 エネルギーと基礎資源の確保	
	① 資源の低廉、安定的確保（自主開発体制の確立、探鉱開発資金確保のための措置、技術開発等の環境整備、大陸棚開発） ② 原子力利用の推進 ③ 低硫黄化対策、エネルギー基地の建設

(21)

項 目	内 容
	④ 人材の確保
14 情報化の促進	
(1) 情報処理能力の 開発	学校へのコンピュータ教育の早期導 入、システマ的思考能力の養成
(2) 技術開発および 情報産業の育成	
(3) 制度・慣行の整 備	企業がより自由に自己のシステムに 適合した機器、施設を選択し利用でき るように配慮し、また関連行政の横断 的調整を図る。
15 技術開発の推進	
(1) 社会開発のため の技術開発の推進	システムアプローチのための手法の 開発
(2) 大規模先導的研 究開発の推進	重点分野について国が主体となっ て推進
(3) 合理的な科学技	頭脳集団（シンク・タンク）の設置

(22)

項 目	内 容
備政策の策定	なども考えられる。
(4) 研究開発の効率 化	① 人材の機動的参加、資金面での弾 力的運用等 ② 適正な研究評価と 競争原理の導入
(5) 科学技術の発展 基盤の培養	人材、機材等の国際交流の積極的推 進、人材養成
(6) 科学技術情報体 制の整備	
(7) 民間における研 究の促進	
16 教育と人的能力の向上	
① 科学技術教育の 充実	理工（数）系教育の充実、職業教育の 充実と多様化、職業訓練の拡充
② 情報処理教育の 推進	情報処理関係の学科等の新設、創造 的思考の開発、教育工学的手法を導入 した教育方法の検討

(23)

項 目	内 容
③ 国際社会における日本人としての資質を高める教育の推進	国際理解の教育の推進、語学教育の充実、留学生や教師の交換の拡充、国際文化交流の推進
④ 生涯教育	社会人再教育のための新しい高等教育制度の検討、大学開放講座等社会教育の充実、職業訓練の充実
⑤ 教員の人材確保養成	教員の確保、資格制度等の再検討
⑥ 自由時間を活用するための情操教育等の充実 ○ 調和のとれた教育の必要	情操教育、保健教育の充実、そのための施設等条件整備

(24)

項 目	内 容
B. 財政金融政策	
1. 財政・金融政策の基本姿勢	
○ 資源配分機能、景気調整機能、所得再分配機能の活用により計画の課題達成に意欲的に取り組む。	
○ 財政の硬直化を打破しつつ、その健全性の維持に努め、特に公債発行の2原則（建設公債、市中消化）を堅持、徹底する。	
○ 金融の効率化を促進するため、金利機能の活用を進めつつ、金融政策の弾力的な運営に努めるとともに、民間金融機関に対し適正な競争原理を導入する。	
○ 国際金融政策については、諸外国との緊密な協力のもとに、国際金融の健全な発展に努めるとともに、内外金融政策の総合的展開の一環として、資本取引の秩序ある発展を確保する。	
2. 資源配分の適正化	○ 計画が目指す国民福祉の向上のための財政政策の展開に伴い、財政支出の規模は名目国民総生産をやや上廻って拡大し、これに対処
(1) 財政活動の充実とその規模	

(25)

項 目	内 容
	し租税及び社会保険料等の負担も相 応の増加を要す。
(2) 金利機能の強 化	○ 資金配分の一層の適正化を確保す るため、金利機能の強化を図る。 ○ 適正な競争原理の導入等により、 金融・資本市場を育成、整備すると ともに、金利の弾力性を高める方途 を講ずる。 ○ 金利の資金配分機能を高めるため 各種の政策、金融を再検討する。
3 景気調整機能の強化	
(1) 金融政策の機 動的運用とその 調整機能の強化	○ 金融政策の機動的な運用により、 効果的な景気調整に努める。
(2) 財政の景気調 整機能の重視	○ 金融政策との一体的運用に努める。 ○ 国の予算、税制、財政投融资等を 通じ景気調整に努めるとともに、地

(26)

項 目	内 容
	方財政の運用においても景気調整の ための配慮を強化する。
4 財政支出の効率化と負担の適正化	
(1) 資金の効率的使 用と行政機構の簡 素合理化	○ 財政に対する過度の依存を排除し つつ、科学的手法による財政資金の 重点的、効率的な配分および民間資 金の利用に努める。 ○ 支出効果の判定を厳に行ない、情 性的、非能率的な財政資金の運用を 排除する。
(2) 必要負担及び原 因者負担の強化	○ 租税および公営料金等の決定につ き、必要負担及び原因者負担を強化 する。
(3) 租税政策のあり 方	○ 所得税、住民税については引きつ づき負担の軽減に努力する。 ○ 法人税については負担の水準の適

(27)

項 目	内 容
	正化のために積極的な検討を行なう。 ○ 間接税等については、適宜課税対象や税率構造等の見直しを行なう。 また、新たな間接税の創設の是非につき検討を行う。 附加価値税の創設の適否について引き続き検討する。 ○ 特定の政策目的のための税制上の優遇措置については安易な依存や既得権化を排除する。 ○ 地方税については、特に固定資産税につき、高騰した地価に対処した負担を求める。

企画委員会スケジュール (案)

15. 1. 27

1月31日(土) 午前10時 官庁会議室

2月 2日(火) 午後1時 官庁会議室

2月 5日(木) 午前10時 経産省情報利用部会議室

2月 10日(火) 午前10時 官庁会議室

2月 13日(金) 午後1時

2月 17日(火) 午後 総合部会(10時)

2月 20日(金) 午前10時 官庁会議室

2月 22日(火) 午前10時 官庁会議室

2月 27日(金) 午 官庁会議室

裏面白紙

(経 - 1.287 - A)

第28回 企画委員会議事要旨

(45年1月28日)
午後1時半～4時半
官房会議室

出席委員 福良(座長), 大木, 大来, 小山, 昌谷,
向坂, 武山, 谷, 谷村, 堀, 湊, 山本,
渡辺, 依田 各委員
稲葉, 館, 水上 各分科会長

配布資料 1) 課題達成のための政策(前日配布)
2) 同要約
3) 今後のスケジュール(案)

(政策編全体について)

要約にそつて計画課長から政策編の体系を説明

武山委員

1. 政策項目が精疎まちまちである。
2. 課題との重複が多く冗長な感じを与える。

(1)

3. 「適切な配慮」というような表現が多く、具体的に何が適切かが不明である。

稲葉委員

1. たしかに精確まちまちであり、個人的な意見であるが、問題点の指摘とその対策の方向づけをもう一度整理したかどうか。また、農業・中小企業の改善を思い切って提案するとか、労働力について具体的提案をするなどを行なう時期に来ていると考える。

福良座長 思い切った提案をするにしても、各省の意向はあまり無視できないのではないか。

(I. 物価の安定について)

政策のうち「I. 物価の安定」について朗読。

小山委員 全体として良くできているが、肝心の問題について不明のままになっている。まず、現計画では極力物価上昇率は下げていくのだと書いてあるのに、この案ではそのようなトーンがない。現状程度で仕方がないと判断するのなら、そのような表現をとったかどうか。また5%程度の上昇

(2)

率を示しているのに物価は安定していると考えているのかどうか。

小島参事官 フレームの決め方によって、その辺の表現は改めるべきであろう。

亘理課長 物価上昇率を下げる目標については、フレームがカタまった段階で定める。ただ、計画の初年度である45年度の経済見通しが4.8%になるとすると、最終年度をどの程度にするかが問題になり、今のシミュレーション程度では不適當であろう。

漆委員 シミュレーションで4.9%という数字が出ててもそれには物価安定策がどのくらいおり込まれているかが不明確だ。現計画をつくらるときでも3%を目標にしたのは、諸提案が真剣にとりあげられることが前提であった。

シミュレーションでどのように出ても物価上昇率はおとすという意図を捨ててはならない。

亘理課長 計画としてまとめるときに、政策の効果をおり込んで目標をつくる。

(3)

降矢調査官 シミュレーションでは過去の努力程度
はおり込まれている。

湊委員 今までの政府の努力では5%くらいの上昇
率になるということがどこかに書いてある必要が
ある。

稲葉委員 物価の安定が政策編のはじめに出てくる
のは経企庁として重要だと考えているからであろ
う。それならもっと具体的に書いて、品目別に下
げるものと下げないものとを列挙できないか。

巨理課長 農産物については、後の方で国際価格に
サヤよせするという考え方を出している。

稲葉委員 しかし、物価の安定について言っている
ことは昔から経企庁が云っていることであって新
味が全くない。

降矢調査官 今後のサービス部門の価格上昇を工業
製品と農産物でカバーせざるをえないが、農産物
については輸入活用、工業製品については物価・
賃金問題というとり出し方をしている。

稲葉委員 物価・賃金問題は昔から言われていたこ

(4)

とだ。それをなぜひっきりと書けないのか。

降矢調査官 議論のテーブルをつくるというところ
までは前進している。

福良座長

1. 稲葉委員のご趣旨はよくわかるが、企画委員会
の中でも異論のあるところだ。
2. 小山委員の言われた考え方と決意が必ずしもよ
みとれないので、その点は再考が必要である。

堀委員

1. 物価・賃金問題は労使という相手がある問題で
あり、賃金数値を明示することを賃金・物価問題
のための場をつくることは前進だ。それ以上に言
うことはいろいろと問題がある。検討の場の中で
合理的議論が出てくるのが望ましい。
2. 小山委員が先ほど云われたのと同じ感想をもつ
た。
3. 物価の安定は、課題と重複する部分があるが、
書いておいた方がよい。
4. P.3で労働力流動化と活用とを結びつけて書い

(5)

・ であるが、両者は別のものであり誤解をまねく。
また同じところで、労働力の活用が物価安定に大
きく資するというのは言わずもなである。

昌谷委員

1. 物価については現在の水準を下げるというのか
上昇率をとどめるというのか、問題意識をはっきり
していただきたい。米価を「当面」据置くと言
っているのは、それが不明だからではないか。
2. 農業にとっては、中高年令層の流動化そのもの
が近代化の内容であるが、P.2～P.3の表現は別
のものとして記述されている。

堀委員　ガス次産業については、労働力流動化が即
近代化とはならない。

谷村委員　P.8「努力すべきもの」とはだれが努力
するのか。企業に要請しているように読めない
か。

降矢調査官　国民各層に要請している。

湊委員　企業にも要請してよいのではないか。

降矢調査官　企業に下げるように要請するよう国民

(6)

の合意をえるということだ。

谷村委員　湊委員のいうように企業に要請している
とわり切ってもよいが、今の情勢ではなかなかこ
れはできない。

亘理課長　この部分は「一部の企業云々」で、生産
性向上の成果を配分することを理由づけた点にひ
とつの意味がある。

湊委員　しかし、この理由づけは説得力がない。

降矢調査官　他の価格改定に便乗しようとするこ
とをチェックしようとする気持もある。

武山委員　それならもつとはっきり書いたらどうか。
全体的に課題ではこれまでの政策を変えなければ
ならないといいながら、政策を読むと余りかわっ
ていない印象をうける。

谷村委員　企業に要請しても、その裏に政府サイド
からの何らかの手段を考えてこう書いているか否
かが問題だ。例えば、P.4で独禁法の厳格な運用
とかいているが、これにも限界がある。それに乗
りこえて管理価格問題、寡占問題などに対する何

(7)

らかの態勢を考えているのか。

武山委員 高賃金を払えるのならそれはそれでよいのであって、払えない企業は淘汰していくという発想はないのか。

降矢調査官 ないわけでは無いが、物価へのはね返りが大きいことを考えるとちやうちよせざるをえない。

湊委員 負けた企業がおとなしく死ぬべきだが、そうはいかない。その過程で価格が上ってしまう。

福良委員 逆に苦しければ安売りをし、高生産性部門がそれに追随するということもあるだろう。

谷村委員 競争を乗り越えていったものがあるときに要請だけでよいのか。何らかの態勢を考えたのか。

湊委員 現計画のときには公取に強くなってもらいたいという気持があった。

向坂委員 前回のときには、監視機構を考えたらどうかという案が途中まで入っていた。

水上委員

(8)

1. 国際競争力については強く言うが、国内競争力については業界団体の意向に流されやすく、結局消費者の利益になっていないことが多い。寡占化の過程での産業政策、所得政策が必要な時期に来ている。

2. 全体的に文章はもっとズバリと書いた方がよい。

谷村委員 P.4の「チェーン組織……」の制度面の検討とは、現行法が新しいものに阻害的に働いているからそれを見直せということか。

降矢調査官 その通りだ。

山本委員 輸入政策の活用で農業だけでなく、非鉄金属のようなものも考えているのか。含めて書いた方がよいと思う。

降矢調査官 ここでは当面問題の大きい農業についてのみ書いている。

稲葉委員 輸入活用の効果はみとめるが、国内的な政策として価格の高いものは作らせないということか。

福良座長 全体として、物価問題にどう対処するか

(9)

を考えていたのだと思いますので、個別物資についてどうするかを議論するのはさけない。

水上委員 その問題は対外経済政策の方でも問題になるから、そちらで議論したらどうか。

向坂委員

1. 政策の全体を通して、たれが実行するのかを明確にする必要がある。
2. 先ほどの議論だが、自由競争で淘汰させるのがよいのか、賃金物価問題で解決する方がよいのかは、企画委員会として選択する必要があるだろう。
3. オ3部で経済社会発展の姿を描いたときに、どのような考えでそれを描いたのかと、政策との整合性を十分につめるのが企画委員会の任務である。どこかで、このような考え方で選んだということを書く必要があるだろう。

谷委員 P.7に地価対策が出ているが、この程度で地価の抑制に効果があるのは疑問だ。所有権制限の問題も含めて地価がなぜ上昇するのかにメスを入れる必要があるだろう。

(10)

中沢計画官 土地政策研究委員会報告にもあるように、宅地を大量に供給することと税金の増徴とが決り手だ。

谷委員 固定資産税の増徴は実際に出来るのか。

武山委員 土地価格の問題については数年前の物議で対策が出ており、これを強力に推進すべきである。なお私案だが、現在土地バインフレのヘッジとして使われているのだから、ヘッジする対象(昔画工っぽう、貴金属)の個人所有をふやしてやることも考えるのも土地対策になるのではないか。

水上委員 海外からその対象を集めるというのは、国際収支上無理だ。

館委員

1. 生活分科会の考え方は小山委員の考え方で要約されている。
2. 素人にわかりにくい内容になっているのではないか。

大来委員 物価上昇は避けがたいが、国民各層への

(11)

影響を緩和する方策を考えてもらいたい。

(Ⅲ 産業構造の革新について)

「Ⅲ 産業構造の革新」を朗読

稲葉委員

1. 産業分科会の各研究委員会報告の内容を取り入れたものである。産業分科会としては意見をとりまとめてオス次稿、オ3次稿に入れていただくこととなろう。
2. フレームがまとまってからさらに具体的な肉づけを考えたい。

(全-1298-A)

第29回企画委員会議事要旨

昭和45年1月31日(土)

10:00~12:00

経済企画庁官庁会議室

出席者： 福良座長、大来、小山、昌谷、向坂、谷、
谷村、堀、湊、山本、依田、渡辺、各委員
水上国際経済分科会長

議事

課題達成のための政策(Ⅱ) 産業構造の革新について

向坂委員： 1977までの書き方は 第1次、第2次

第3次部門、第2次部門の中味等の産業構造の変

化と展望するというまとめ方が必要ではないか。

福良座長： 少し羅列的な感じがする。

堀委員： 最近の動きとして勤労者と使用者の対立的
な考え方に反省が出てきている。勤労者が経済の
発展に積極的に寄与している点と今後のポイント
として入れてはどうか。

177

湊委員：賛成である。資金問題にしても10年、20年といった長期的ビジョンのもとに労使の協調が必要となってきた。

渡辺委員：7頁の最後にある「金融体制の整備」とは具体的には何か。

植計画官：金融の効率化、資金の流れの合理化等が図られないと産業が円滑に活動しない。現計画にも書かれている。

稲良座長：「体制」という言葉にひっかかるようだ。

渡辺委員：7頁にある「各企業においては、省力化投資を進めて…」はけっこうであるが、そこには当然自然淘汰が伴うのであって、だれもかれもがやれるということにはならない。

大来委員：できるものがやるということではないか。前の頁に競争の点が書かれている。

植計画官：3頁～4頁に衰退部門の事業転換について書いている。

大来委員：3頁の「寡占の弊害を除去するための体制を確立する必要がある」の中味は何か。

(2)

植計画官：前の頁に中味が書いてあるわけだが、あまりどぎついことは考えていない。

谷村委員：その点はむずかしい所で、競争条件の整備だけではかたのつかない問題が今後に残されているといった感じ。

「競争環境を維持し…」の具体策が何であり、また「適正規模の確立」が合併抑制なのか促進なのかわからない。巨大化に大きなメリットがあるとするれば、それが国民経済へ望ましいものとなるよう考えなければならない。「体制」の意味も法制等々その意味の深さはいろいろであり、独策政策だけではすまない問題を含んでいる。

小山委員：現計画ではどのように考えているのか。

稲良座長：あいまいなままで「体制」という言葉を使うのはこのまじくない。企画委員会ではこう使っているということをはっきりさせておきたい。

(現計画では10頁、32頁、34頁)

谷村委員：32頁、34頁では競争条件の整備を越えて規制まで考え、弊害除却的姿勢まで打ち出し

(3)

ており 産業規制的匂いもある。

同坂委員：そこまで強くは考えていなかったと思う。

せいぜい監視機構の確立。合併については国際化が頭にあった。

谷村委員：計画の性格上具体的ではないにしても問題の提起と方向が出されていればよいと考える。

競争だけでは済ませられない問題がある。

湊委員：それにしても「体制」という言葉はよくない。

谷村委員：「産業」の概念がいわゆる第2次部門として使われたり、全般的な産業として使われたりして混乱を生じている。

同坂委員：同感である。産業の効率化の所では1次・2次をも含めて書くべきだ。

巨理課長：産業の展望については第2部のフレーム編とも関連してくる。

同坂委員：第2部とE-Oモデル結果を中心にして書くとする。ここでは別の問題として書くべきであろう。たとえば、新産業、システム化を通す

る効率化 産業構成のシフトなど。いわば効率化の中味を一貫してここで書くべきである。

小島参事官：2部では扇的な変化と細部にわたって書くことはできない。同坂委員のいわれるようにこの所で整理する必要があると思う。ただ政策編でありながら、直接的な政策手段がないということになる。

福良座長：いずれにしてもここは視点を変えて書きなおしてもらいたい。

山本委員：国際化と技術革新の問題として、資本進出に伴う技術導入とそれに対抗する自主技術強化のとり上げが弱い。

水上分科会長：政府が果たすべき役割と民間にまかすべき点を明確にさせる必要がある。

同坂委員：企業内、産業間を通じて、コンピューターが効率化に果たす役割と取り入れてもよいのではないか。

(高生産性農業の実現と対策)

福良座長：バランスとして農業の所は少しくわしす

ぎると思うが、

昌谷委員：多少そういう感じがないでもない。

下米委員：あまりまとめすぎても内容がわからなくなってしまう。よくできている。

岡坂委員：問題の所在とその解決策が明確になっていてよい。あまり長さにこだわらずに、他の所も農業ぐらひにこまかく書いた方がわかりやすいと思うが。

水上分科会長：内容の性格も違うが、対外政策の所とくらべるとかなりアンバランスになっている。
16頁の自由化の所は農政審議会の答申よりも前進しているとは思えないが。

昌谷委員：残存輸入制限という言葉にしてもトーンとしては農政審答申よりも進んでいると理解している。

水上分科会長：自由化スケジュールにふれることは不可能か。

昌谷委員：17頁の「中長期の見通しにもとづいて」の所で読みとってもらいたい。

(6)

水上分科会長：関税障壁と新たに作って行くという方向がうかがえるが逆行していないか。

昌谷委員：自由化第一主義とって流通機構を改善することの方が先決であり、その手段としての課徴金、不足払等の調整措置はやむをえないと考える。全通措置をとっても自由化を進めた方がよい。

小山委員：9頁の「農産物価格は水準として漸進的に推移せざるをえず」というのは本当だろうか。

昌谷委員：70年代における名観的事実条件を書いており、所得と価格上昇で支持することが今後は無理になるといつ詭論である。現在のような価格水準、需要では供給不足となることは物的にみても考えられない。従って広い意味での所得政策が入らないと所得が維持できない。

岡坂委員：「国際価格へのこやよせ」と「国際競争にたえうる生産性」との関係はどうか。

昌谷委員：研究委員会でも意見の分かれた所だが、あるべき価格水準を設定し、生産をそれに近づけるといつ構造政策に転換すべき時期にきている。

(7)

国際的価格とは現に統計に出てくるものをいうの
ではなく客観的に国際的に通用する価格水準を考
えている。繰入金等はその国際的価格に長期的に
は20%、中期的には50%ぐらいの増えを考え
ている。

谷村委員：畜産の問題はでてこないが、

昌谷委員：農業という言葉に畜産を含めて考えてい
る。

谷村委員：それでよいと思うが一般にそつうけとつ
てらえるだろうか。

水島分科会長：農水畜産をひっくるめて、流通・保
存にもっと政策的重点をおく必要がある。この分
野では供給変動がさけられないので物価の安定の
ためには供給調整が必要。

昌谷委員：同感である。10頁でふれてはいろが少
しウエイトのかけかたが少い。閉鎖的流通機構が
根本の問題であるので関税等の問題で若干後退し
ても自由化することの意味は大きい。

水島分科会長：10頁の第5の供給体制の整備につ

(8)

いては、東南アジアからの食料供給を含めた広域
的な考え方も必要となる。

昌谷委員：研究委員会の考え方も基本的には同じだ。

谷委員：10頁の在宅通勤の問題は手段として工場
分散等を考えているようだが具体策のイメージが
うかんでこない。また、見方によってはスプロー
ルを誘発しかねないし、兼工商所という形態は得
手的に好ましいかどうか疑問である。

福良座長：小規模なものとしては現在すでに起ってい
る。

大塚委員：労働力が集められるかぎりという制約が
あるので大規模なものにはならない。

昌谷委員：労働力研究委員会では農業労働力人口の
流出を年6%と推定しているが、実績からみて疑
問だ。年金等々政策努力は強まると思うが、物価
対策・在宅通勤等がよほどうまくいかなければ6%
にならない。この点については並木委員を含めて
一度議論したい。

堀委員：同感。現在残っている労働力は動きにくい

(9)

形態になっており、在宅で転換という政策の効果に期待をかけた。

昌谷委員：労働力研究委員会の6%もそれを考慮に入れているようだ。

谷委員：当面やむをえぬということではあるが少し苦しまさねの感がある。これでスプロールがおれば、また何か手を打たねばならなくなる。

堀委員：その点計画的な配慮は十分払われなければならない。

小島参事官：産業立地研究委員会の方で考えているのは、モータリゼーションの進展によって通勤可能圏が広がり、郡に1つ位の工場団地を作り、必要な道路等の整備を計画的に行なうことである。

山本委員：在宅転業は小規模な形態で始はじめており、農家の片すみに機械をすえつけたりしている。これは別の面からみると、新たな下請企業問題が出現するのではないかという気がする。

大栗委員：広域生活圏を単位にして農業の転換と工場の分散等を計画的に考える必要がある。

(10)

昌谷委員：そうした地域計画的なことはどこでふれられるのか。

小島参事官：IVの社会開発の所で少ししててくるが、いま一案を考えて都市化と生活圏をまとめて書いてみているところである。

(中小企業、流通部門の革新)

福良座長：この所はなかなか新味を出しにくいところだが。

昌谷委員：中小企業という用語の対象が実感にそぐわない。経済のスケールが変ってきているのだから中小企業の概念も政策の上で変化しなければおかしいのではないか。流通の所では、卸売市場の評価が高すぎるのではないか。流通メカニズムとしてそれほど評価できるものではない。むしろ、産地直送といった太いパイプが育ちつつあり、有望なチャネルであると考える。

渡辺委員：19頁に「基本的障害である資金調達力の下足を解決するため……」とあるが、基本的障害であるかどうか疑問だ。やはり競争によって、

(11)

やれる所がやりうるということではないか。

山本委員： 合理化を要する問題が卸売にあるということばまちがいない。

谷村委員： 法制的に整備しなければならない面も多々あるが、何々センターの建設といったものの主体がどこにあるか明らかでない。また、協議会を設けるとあるが、経済計画の内容としてはどうだろうか。

小林計画官： 中小企業の概念対象としては現在規模が100人が基準になっているがそれを変更することは考えていない。むしろここに書かれている効率化が進められなければその規模にかかわらず淘汰されてしまう危険がある。

卸売市場は競争条件整備がその柱になるが、今までのような流通における大企業の進出を抑制するという考え方に転換がせまられるということを書いている。

中小、流通における施策の主体は政府であり、現在でも政府資金がいろいろの形で導入されてい

る。今後はそれ々と有段的に行なう必要がある。

稲良座長： 全体的にいつて方策の主体が明確でないでその点を考えて整理してもらいたい。

(労働力の有効活用)

堀委員： ①労働力の問題は各所に出てきてその重要性は十分認識されているのだが、有効活用のための政策の基本的姿勢が読みとれない。中高年労働力の活用はもちろん、若年労働力にしてもそれと必要な分野に誘導できるようなことをもう少し考えてもよいのではないかと。雇用規制までとはいかないとしても、雇用税とか雇用比率といった方策も考えられる。また計画期間中にはむりだとしても将来は国際的労働移動も為えられるのではないかと。②「労働力の有効活用」という標題はいかにも人間と物的に考えているようで好ましくない。労働力の経済発展への寄与としても表現を変えるべきだ。

③今日では労使の対立という19世紀的発想が転換されようとしており、労使が協調して積極的に

発展に寄与しているという姿勢をくみとる必要がある。

④勤労者の財産形成を回り中産階級化を考へるべきだ。今日、現金を多くとって大いに消費するという凡潮があるが、企業のためを貯蓄、住宅、土地といったもので分けることを検討するといったニュアンスが出てきてもよいのではないか。

湊委員：対立的意識はすでに変りつつある。将来は西ドイツ的なものになるかもしれない。労使協調のもとに効率を上げ、勤労者の生活向上にも大きく貢献することになるう。

隠伏的雇用税の問題は現計画作成の時イギリスの例を見守るということになったがイギリスではあまりうまくいっていない。しかし日本ではイギリスほどに労効力が逼迫していないので、相当の効果を上げるかもしれない。

岡坂委員：財産形成について土地や住宅を財産として固定化するという考え方は長期的にみて時代に逆行するのではないか。

(14)

堀委員：庭付き住宅を考えているのではないが、たしかに住宅政策とは少し観点が違い、かみあわないかもしれない。

大来委員：財産形成を回らなければならないとしても、日本の貯蓄率はかなり高い水準にある。

小山委員：この問題に学者は消極的反応を示すだろう。議論することは重要だが、企業内の福祉を強めると、労効力の流動化がこまにげられることなど好ましくない面もでてくる。

湊委員：学者の向て抵抗がでるというが、その理由は何か。

小山委員：企業と労効者の対等的あり方について左翼的な側からは反対されよう。

谷委員：都市計画の立場からいうと、住宅についてはやり方次第だが、土地についてはその細分化を進めることになり好ましくない。

大来委員：福祉厚生施設については個々の企業でもつよりも社会的施設としてもつ方がよい。個々の企業に非効率に施設が作られ、またその恩恵にあ

(15)

づかれたい分野が出るということに競争形成とい
うことで拍車がかげられることになる。

谷委員：労働力を物としてみている感があるという
堀委員の意見に賛成。後ででてくる教育について
も人的能力の開発といったところえ方はあまり好ま
しくない。

山本委員：労働力の有効活用の所は大すじでは賛成
する。労働力の流動化のさめては住宅問題にある。
また技能訓練は新技術に適應するものでなければ
ならない。

Ⅱ 対外経済政策の積極的展開

事務局朗読

水戸国際経済分科会長より国際経済分科
会での検討について報告

— 以上 —

(経-1,292-A-1)

ク 豊かな地域社会の形成

取扱注意

(1) 政策の基本的方向

交通通信施設の整備により、全国土の開発可能性を高めるとともに、大都市、地方都市、農山村の各地域の介在すべき機能に応じた発展を促し、高度の生産機能の発揮と良好な生活環境の実現に努める。

(2) 大都市

1) 急激な都市化と急激な経済活動の拡大、生活水準の向上等によって引き起こされた過密の弊害を防除しつつ、今後の都市化の進展に対応して、中枢管理機能への特化、流通・工業・大学等の分散・展開、都市施設の再配置等を通じて、新しい都市環境を造成する。

2) そのため、① 都市計画による規制と誘導、② 社会資本の先行投資、③ 応益負担の徹底化による土地利用の効率化等を通じて、大都市構造の改革を進める。

(1)

(3) 地方都市、農山村

1) 地方都市は、その規模と特質に応じて、中枢管理機能と地方に展開する工業、流通等の機能を積極的に受け入れるとともに、広域化する地方生活圏の中心として、個性を十分に生かして発展させる。また、農山村地域は、固有の特性を生かした産業の発展を図るとともに、とくに広域生活圏の一部として環境の整備を進める。

2) そのため、① 先行的な都市計画による個性ある地方都市の開発、② 高生産性農業、レクリエーション開発等固有の特性を生かした産業の基盤整備、③ 交通通信施設の整備と生活圏の各段階に応じた生活環境施設の整備、④ 集落の再編成等を進める。

(2)

10 国民生活における安全確保と消費者行政の推進

近年におけるわが国のめざましい経済発展と経済社会の高密度化は、一面において、前述のごとき公害の多発多様化を招くとともに、交通事故の激増、危険な加工食品の増加等、国民生活の安全確保のうえに大きな障害となり、また不当表示や虚偽広告等が合理的な消費生活をさまたげる等、種々の問題を生じておりこれらに対する対策が急務となっている。

(1) 国民生活における安全の確保

交通事故についてみると、今後とも引き続き流通規模の拡大、モータリゼーションの進行等は、貨物、旅客の両面において著しい交通量の増加をもたらすことが予想され、とくに大都市圏を中心とした自動車交通量の増加は、自動車事故等に対する国民の不安をますます増大させるおそれがある。

事故件数の9割は道路交通によるものであり、しかも交通事故による死者数の三分の一以上は歩行者

(1)

が自動車から受けた人身事故によるものであって歩行者のほうには老人および幼児の占める比率が極めて高い。さらに急遽道路網の増設等によって自動車相互の衝突事故も近年急増する傾向にある。このよる実情を勘案するとわが国の自動車交通のあり方は、この際人命尊重の立場から根本的な再検討を迫られているといわなければならない。人間の幸福を増進すべき文明や科学の発達が少くともこの面においては人間の不幸をふやす直接の原因になっている事は大きな矛盾に外ならないからである。

交通安全のための具体的な対策として次の施策を強化し推進するものとする。

まず①に、交通安全及び交通円滑化の観点から道路交通の環境を整備する。この点に關しては、多大の交通量を有する道路及び交通量増加の予想される道路を中心として、横断歩道橋や防護さく等の増設をはかるとともに、交差点、路州の立休化、歩車道分離等の整備を進め、また、とくに市街地等におい

(2)

ては、児童公園を整備して安全かつ健全な児童の遊び場を提供する。

②には、人命尊重および交通秩序確立の面から交通規制を格段に強化する。この点に關しては、幹線道路における混雑緩和のため交通量や道路事情に即応した機動的な道路交通規制の強化を図ることはもとより、市街地に対する大型自動車の乗入れ規制、通勤、通学バスの優先通行権の確保、住宅地域における狭隘な道路への車輛通行規制等の措置を推進する。また、安全運転確保及び公害の未然防止の見地から車輛の構造及び整備についての規制を強化するとともに運転免許制度のあり方について検討を行ない、交通違反者に対する罰則の強化を図り、あわせて交通安全教育の推進、交通安全思想の徹底を期する。

③に、その他対策として事故防止および被害者治療に関する調査研究、技術開発を進めるととも

(3)

に、救急医療体制の整備を図る。また 自動車損害賠償責任保険制度については、被害者に対する損害賠償額を確保を図るため責任保険金額を格段に引き上げるとする観点からその改善充実を積極的に推進する。

なお、自動車交通のほか、鉄道交通、海上交通、航空についても、近年それらの大型化、急速化の進展と相まって一旦事故が起ればその被害は一層甚大化、深刻化する傾向にあることにかんがみ、とくに、過密輸送の解消をはかる施策を積極的に展開することはもとより、乗客者を中心とした交通環境の昂揚、車輛 機体の点検整備の徹底、交通安全に関連する環境整備が急がれることはいふまでもない。

さらに最近のわが国における経済社会のめざましい発展の結果高密度社会が形成されつつあり、地震 台風等の自然災害が発生した場合にはその影響は大きなものとなる。したがって大都市を中心とする都市の防災構造化^もを強力に推進する必要がある。

(2) 消費者行政の推進

近年国民の消費生活の向上は著しく、その内容はますます多様化・高級化の傾向を強めているが、反面有害な食品や商品上の欠陥をもつ耐久消費財等による危害や損害も目立ってきている。消費生活における安全性は、最優先的守られるべき消費者の基本的権利であるといわねばならない。

また商品やサービスの多様化、複雑化と販路競争の激化に伴って、不当表示や虚偽広告が依然として続発し、消費者の合理的な選択を阻害したり、不測の損害を生ぜしめたりしている。

消費者行政は新しい行政分野であり、昭和43年の「消費者保護基本法」の制定もあって、中央地方を通じて次第にその体制が整えられつつあるが、まだ商品サービスに関する行政全体の体制と行政運営の姿勢の中に十分根ざしたとはいえない段階にある。一次二次三次産業を通じて産業政策が効率と商業適應に裏打ちされた産業や企業を育成するという基本線をより厳しく打ち出して行くことが正しい消費者

利益の擁護につながることも、合理的かつ自主的な消費者を育成することが、産業の効率化を通じて国民経済の発展を促すものといえる。

このような基本的姿勢に基づいて次の点に重点を付しつつ消費者行政を推進する。

オ1に商品やサービスの供給面における危険と虚偽をなくすため、規格、表示、計量等に関する規制と指導を強化するとともに、監視体制を充実する。とくに食品添加物、農薬等の取扱いと食品衛生については、人命尊重の原則に則り、試験研究体制の根本的整備を含めて最重点をおくものとする。

オ2に所得水準の上昇に伴いレジャー活動等が多様化・活発化するとともに信用販売、通信販売等の販売サービスも増加するなど、サービスの急増と多様化が見込まれる一方、これに対する行政の対応が遅れるおそれがあるため、新しい分野に対する行政を明確化し、消費者の受ける危害を不測の損害を防止するための規

(6)

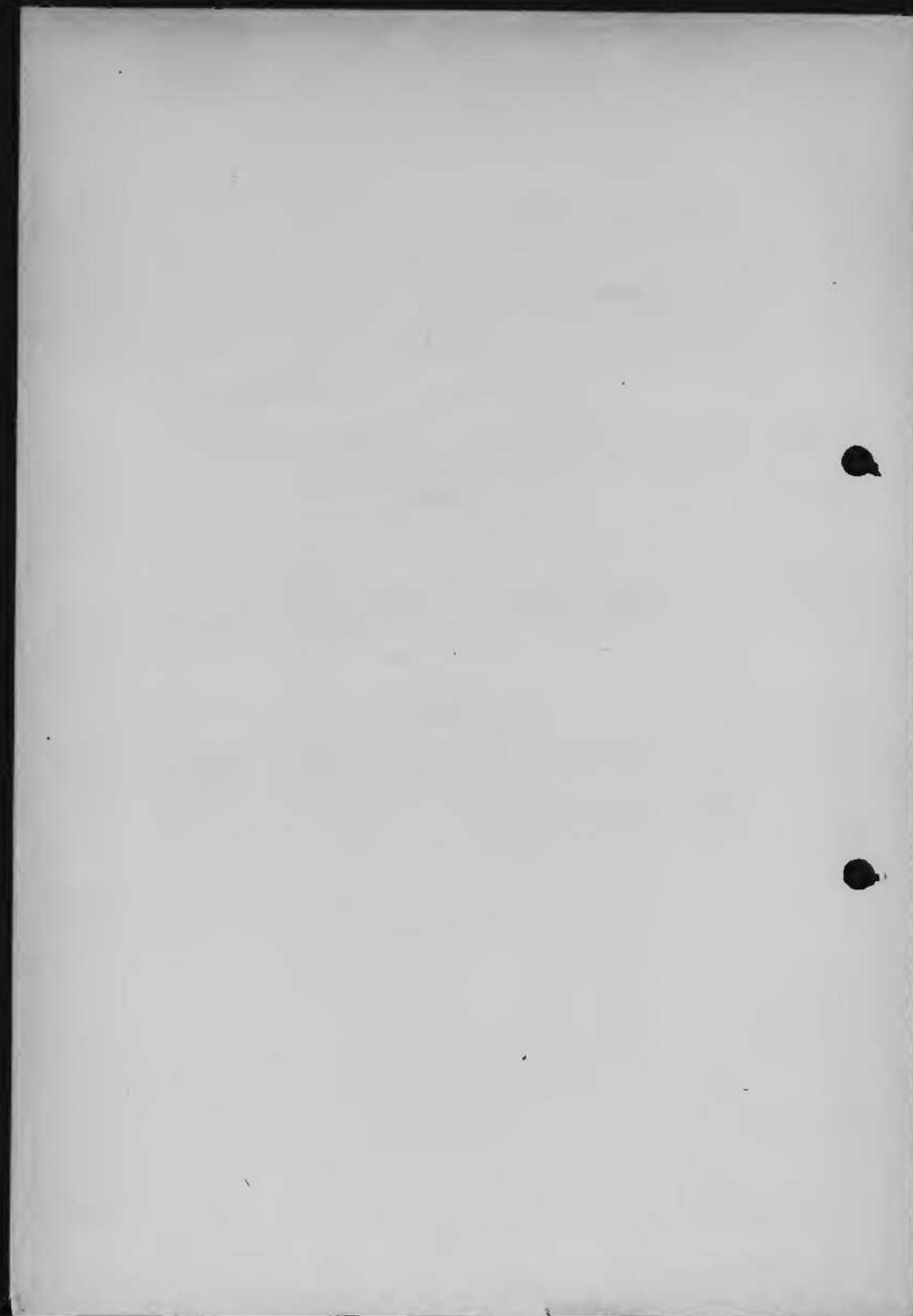
↑
や

制と指導を進める。

オ3に消費者に対し商品やサービスに関する正しい知識を普及するなど消費者教育の充実につとめるとともに、これら消費者教育の推進と消費者の意向、苦情等の迅速な把握のため、消費生活に関する全国的な情報ネットワークを整備する。

オ4に消費者教育の推進、消費者意向の把握及び苦情の処理等をはかるため、健全な民間消費者組織を育成するとともに、苦情処理を円滑化する基盤として、業界内とくに企業内の苦情処理体制を整備するよう指導を強化する。

(7)



(経-1,307-A)

第30回 企画委員会議事要旨

(45年2月3日)
(午後1時30分～4時30分)
官房会議室

(出席) 福良、湊、山本、昌谷、篠原、小山、堀、向坂、

谷、谷村、渡辺、大来、依田 各委員

館、水上、森永 各分科会長

(配布資料) 「課題達成のための政策Ⅳ社会開発の推進」

のうち、「7、豊かな地域社会の形成」、「10、国民生活における安全確保と消費者行政の推進」のさ
しかえ来

(1. 「対外経済政策の積極的展開」について)

水上委員 対外経済政策について、申し上げたい。

① 対外経済政策の位置づけについてであるが、世界経済の発展の中にはこそ、日本経済の発展がある。国際化への積極的な対応と展開の姿勢が、前文のところでもっと明確に打ち出されることが必要である。

② 輸出優遇措置の再検討についていろいろ議論が

(1)

出ているが、私は、新しい貿易政策の確立という
広い角度からのタイトルで、整理しなおせばよい
のではないかと考える。

国際収支にゆとりができたので輸出はもう必
要ないとするのは同調できない。

③ 景気調整策との関連についてであるが、対内均
衡重視と対外均衡重視の立場が両立しないことも
考えられるが、ゆとりのある国際収支のもとで従
来以上に国内均衡を重視していく姿勢をもつと出
した方がよい。

④ 国際的な人的交流が飛躍的に増加しよう。その
ため、国際人として通用するような日本人を育て
るための文章があってもよい。

⑤ 国際化が一層進む中で、輸送力の整備充実が必
要である。もっとウエイトをかけて表現すべきだ。

⑥ 対外投資の促進についてであるが、主体は、民
間企業が担うべきであると思う。しかし金融面か
らの支援体制を拡充するようはっきり書くべきだ。

⑦ 援助の効率性を増進するよう努めるのはよいが、

(2)

受入国側にまで効率性を要請するような表現はい
かがであろうか。

また援助の方法として、多国間援助方式の検討
をもつと強調した方がよい。

奏委員 対外援助は、バイラテラルではなく、マ
ルチラテラルの方向で行なうべきだ。

何坂委員 民間ベースの援助についても多国間方式
が望ましいと考えるのか。

奏委員 日米協同投資など、いろいろな組合せがあ
ると思うが、日本が独自で援助を行なう場合に比
べて、反日感情が薄らぐと思う。

資源開発などについては、とくにこの方式が望
ましい。

森永委員 受入国の状態、資源の種類などによって、
いろいろなケースがありうるわけで、画一的に扱う
ことはできないのではないか。

お互いに信頼し合う形であれば二国間であって
もよい。

大来委員 ピアソン委員会でも、民間投資の部分に

(3)

については議論が集中したが、そこでの議論は、いろいろの場合にいろいろのやり方があることを認めた上で、資金の出し方はバイラテラルであっても、その運用の仕方は、できるだけマルチラテラルにやっていくことが望ましいという結論になっている。

奏委員 例えば西ドイツと日本とが一緒に資本輸出をすることによって、日本の企業があまり表面にでなくてすむ。それによって相手国からの反発を招かないという利点がある。

森永委員 そのような方向は望ましいとしても、現実には、難しいのではないか。

向坂委員 水戸委員のいわれたように新しい貿易政策という形でまとめるのは必要だと思う。

山本委員 私も賛成である。自由化の促進、経済協力の拡大と並べて民間経済活動の国際化という項目をくくっていままでの話をまとめることとすべきだ。

奏委員 計画の全体的なトーンについてであるが、

(4)

基調としての大きな変化をふまえて、たんに日本人のことだけを考えるのではなく、高い人類の理想をかがけ、指導的国家としてのビジョンがみられるようなものでなければ困る。

森永委員 経済協力については、いくつ文章をつまぐくってみても、相手国の事情をよく理解して、それに協力してやるのだという姿勢が根本にないとうまくいかないのではないか。

谷村委員 ① 8頁のところの対外投資の緩和は、自由化の推進の項に含まれているが、実態としては、経済協力の話ではないか。

② 9頁の為替制限のいつそうの緩和は、あえて一項目をたてるほどの内容ではない。

③ 10頁の所要財政資金についての国民的理解とは何か、

高橋計画官 対外投資については民間資金が主であり、財政資金はその補助的手段だということと、財政資金を対外何けに使うことについて、国民の反対も予想されるので理解をもとめることとが、

(5)

一緒に含まれている。

文章は改めたい。

森委員 国民的理解を求めるということは、別に項目をたてて、その収入に書く必要がある。

大来委員 これから、対外援助は財政のうえでかなり大きな問題になってこよう。

福良座長 「課題」のところでは、かなりふれているのだが、さらにこの文章は少し整理してほしい。

谷村委員 13頁の条件緩和のところであるが、政府開発援助の比重とは、何に対する比重か、

高橋計画官 対GNP比率である。

谷村委員 条件緩和と量的拡大とはどのように結びついているのか、条件緩和をすれば、民間資金の比重が少なくなり、量的拡大とならないことも考えられる。13頁の「比重をできるだけ高める」という表現はおかしい。

大来委員 コマーシャルベースにのりものは民間資金でできよう。対GNP1%という数字のなかに

は民間も含めているが、主たるゆりいは、むしろ政府援助の比率が0.7%程度にまで高められることである。

計画課長 量的拡大と条件緩和は両立しない面もある。

谷村委員 政府の援助が高ければ高いほどよいというものではなく、この表現は「高めるようにできるだけ努める」とすべきだ。

え、IV社会開発の推進について、

(計画課長より、さしかえ案についての説明)

(さしかえ案にもとづいて朗読)

福良座長 代案の趣旨についてどうか。

館委員 結構である。明日、生活分科会常任委員会が開かれるのでそこでも検討したい。

小山委員 構成を変えるのは賛成である。

館委員 生活分科会の立場から申し上げる。

① 前文には、社会開発のおくれが経済発展の妨げになるという面をもう少し強調してもらいたい。

② 発展基盤の部分で、社会資本投資の立遅れがふれられている。それはそれでよいとして、社会開発のところでも少しふれた方がよい。

③ 社会的緊張についても言及してもらいたい。

小島参事官 社会的緊張については課題のところではふれている。社会開発の関係では、①生活の場を確保すること、②社会保障などの充実、③人命尊重の三つを柱としていきたい。前文についても、このような線にそってリライトしたい。

谷委員 豊かな地域社会のビジョンであるが、中枢管理機能の集中など効率化が行きすぎれば豊かな社会とは相反する面もでてくると思われる。

堀委員 中枢管理機能の特化、集中集落再編成などの言葉はわかりにくいし、意味が明確でない。

何坂委員 社会開発の章に、ゆたかな地域社会を入れる目的は何か。

小島参事官 この部分のポイントは、都市対策と広域生活圏の確立の二つである。いわば生活の場を確保するための総論部分にあたるものである。

(8)

小山委員 物的な生活環境を地域社会の形成という観点からながめて一つの章をつくるということであろう。

何坂委員 社会開発と発展基盤とが重複することにならないか。

八坂局長 社会開発を、ファンクショナルな面から考える場合とフィジカルな面から考える場合とがあると思われる。この章では、「住」という機能に着目して、社会開発のビジョンを示すものであり、空間の中の物的施設の充実を強調すれば発展基盤になる。

大来委員 国民個々の生活の場としてのとりえ方も必要であるが、地域社会はまた生産の場でもある。

館委員 生活の場としての地域社会、また生産の場の矛盾としての都市問題と二つの面がある。この場合、前者を強調すれば、生活環境をととのえることだけが問題となり、都市問題がぬけてしまうことになる。

昌谷委員 フの代案について①「生産面の効率性」と

(9)

調和のとれた良好な生活の場」を考えるべきだ。

- ② 集落の再編成は、ここに列挙するほど重要ではない。

小山委員 ①青山京大教授がよく言われることだが、経済成長には光とカゲとがあり、従来ともすればカゲの部分が強調されすぎている。しかし、光の面も適正に評価することが必要である。このような観点も含めて前文を改めてはどうか。

- ② レクリエーション施設の充実についてもふれてもらいたい。

福良座長 自然歩道というようなことか

小山委員 自然歩道だけでなく、野外レジャー施設の確保が必要になるだろう。

谷村委員 修身の教科書ではないが、今後の社会生活の中での基本的なモラル 例えば自己責任原則の重要性などどこかで書くべきではないか。

谷委員 都市再開発をしなければならない地域であっても住民がそれを拒否することがある。

富谷委員 ① 10の消費者行政のところ、交通事

故とならべて危険な加工食品をあげるのは少しアンバランスではないか。

- ② 消費者教育のところには、今後の消費者のビヘイビアーはかくあるべしという基本的な考え方を書くべきだ。

- ③ 公害問題のところは蓄産公害についてもふれてもらいたい。

坂委員 交通安全についてここまで細かくふれるとすれば、都市災害の防災体制などの扱い方がバランスを失することにならないか。また職業病、産業災害についてもふれるべきだ。

計画課長 労働災害は、Ⅲの労働力のところでふれている。交通安全の部分は長すぎると思うので改める。

谷村委員 土地対策のところの固定資産税については、土地の評価額が時価に比して不当に低いことが、問題なのか、それとも税率が低いことが問題で、現在の地価上昇が著しい点にかんがみ、それを手直しするという発想なのか。

中沢計画官 問題点は二つあって一つは、現在のさ
わめて低い課税標準を評価額にまで引き上げてい
くことであり、二つは、都市近郊農地の評価額が
さわめて低いので、時価に合わせて引き上げるこ
とである。この措置によって生ずる負担増についての調整措置が次に問題となる。

福茂座長 評価額をあげることが必要であり、税率
をあげることが必要ではないというのが一般の見
方だ。むしろ現在とられている経過措置が問題で
ある。

何坂委員 先ほどの中たかな地域社会についてであ
るが、生産性の高い産業があり、財政力も中たか
になるということがそのイメージであろう。私は
基本的には効率性の高い産業があれば、豊かさ
は生じてくると思っている。

ここでは、生活の場としての地域社会を中心と
してまとめ、効率をあげるための物的な基盤整備
については別章にした方がよい。

谷委員 16～17頁の住宅問題についてであるが、

(12)

民間と公共部門との協力がうまく結びついて、住
宅問題は解決されるだろうという楽観論ではすま
ないと思う。

現在でも、低水準の住宅は依然として多量に残
っており、住宅5ヶ年計画でも必ずしも所期の目
的が達成されただけではない。住宅政策は何を解
決できたかという反省がまずなければならぬ。

福良座長 量的な問題も解決されていないというこ
とか。

谷委員 量的な不足もないわけでは無いが、私とし
ては量的問題は、なんとか解決できると思ってい
る。しかし、低水準の住宅を減少させていくとい
う方向で、公共住宅の役割をどのように考えるか
といった点について政府の住宅政策の基本的な考
え方が必要だと思う。

谷村委員 ①住宅の問題にしても、都市に住めば、
庭付きの家はないし、庭付きの家に住みなければ、
都心から離れた郊外に住まねばならない、といっ
たように万事うまくいことばかりではないという点

(13)

を、はっきり書いておくべきだ。

② 8頁のところで、児童福祉の点が、質の向上
というのは表現がオーバーではないか。

持永計画官 ②の点については表現を工夫してみる。

福良座長 社会保障について小山委員どうか。

小山委員 大体の感概としては、これでよいと思っ
ている。

(経-1290-I)

教育の課題

45. 2. 5

総合計画局

目 次

1 序論－現代社会における教育の重要性	1
2 現在における社会・経済的展望と教育に対する要請	3
(1) 社会・経済的展望	3
(2) 教育に対する要請	5
イ 経済の進展に対応すべき要請	5
ロ 変化する社会に対応すべき要請	7
ハ 調和のとれた主体的人格育成の要請	9
3 教育の課題と政策	9

教育の課題

1. 序論 — 現代社会における教育の重要性

教育は、人格の完成をめざし、平和国家および社会の形成者として、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期することを目的とするものであって、社会・経済発展の基盤としても、重要な役割をになってきたが、特に最近においては、急速な科学技術の進歩や情報化社会の進展等社会・経済の変化に伴って、従来とは異なった意味を加え、一層重要性を増していると思われる。

すなわち、明治以来、今日までのわが国の社会・経済の急速な発展、特に最近のような高い経済成長をもたらした重要な要因として、教育の普及発展があげられるが、ことにこれからの社会、経済的環境にあっては、急速な科学技術の進歩や経済の国際化に対応するため、人的能力のたえざる開発向上が必要であり、モノ価値から知識価値へといわれるような価値観の変化に適應できるように教育や自己開発も必要であり、ま

〃

た、定型的、反復的な大量の作業は漸次コンピュータが処理するようになるとすれば、人間にはコンピュータでは処理できない高度の創造性が要求されるという意味でも、教育の質的改善が要求されよう。

さらに、所得水準の上昇や余暇の増大に伴って、自由時間をいかに有意義に過ごすかという問題も生じてくるし、それにも増して、激しい社会・経済の動きの中にあつて、自己を失わないで、自ら正しく生きる力をもち調和のとれた主体的人格の育成の必要性が従来にも増して見直されるべきであろう。

このようにみえてくると、現代における教育は、単に従来の学校教育の改善充実にとどまらず、ひろく社会人の再教育、自己開発をも含むものであることが要求されていることが分る。すなわち、現代においては、あらゆる場所で、あらゆる年齢層に対して、その必要に応じた教育が行われるべきで、学校教育はその一つの段階あるいは方法であるという生涯教育の考え方がとられなければならない。

以上のような問題をふまえて、教育制度に根本的検

(2)

討を加えるため、現在、中央教育審議会で鋭意審議が行なわれているところであるが、経済審議会における経済計画の検討においても、経済社会発展の基盤としての教育問題を無視できないのであつて、そのような見地から教育の問題をとりあげようとするものである。

以下、教育を取り巻く現在の社会・経済的環境を展望し、そこから教育に対していかなる要請が生まれているかを述べたうえで、今後、教育が果たすべき課題と政策について考えることにする。

2. 現在における社会・経済的展望と教育に対する要請

(1) 社会・経済的展望

教育を取り巻く現在の社会・経済的環境は激しく動き、進展しつつある。アポロの月への到達に象徴される科学技術の急速な進歩は、経済界にいつそうの技術革新、システム化の動きをもたらし、さらに、経済の大型化、情報化ともあいまって、経済はいつそう国際化、自由化へと進んでいる。これに伴って国内の産業構造の高度化は着しく、情報産業や総合産業（住宅産業、都市開発関連産業、海洋開発産業

(3)

等)といわれる新しい分野も台頭しつつあり、他方では農業の抜本的改革が迫られている。また、出生率の低下と学歴の高度化に伴って、若年労働力の不足化傾向が強まっている。社会面においても、産業構造の高度化とも関連して都市化が進み、生活意識の変化や少産少死の傾向とあいまって、核家族化や人口構成の老令化の現象が表われ、コンピュータリゼーションに伴って情報化社会への進展が告げられている。さらに、引き続き経済成長によって、年々国民の所得水準は上昇し、生活も高度化するとともに、労働時間は短縮され、自由時間が増大しつつある。一方では、一般的な所得水準の上昇にもかかわらず、情報化に伴うデモンストレーション効果等によって、欲求水準が高まり、かえって欲求不満感、ストレスを生じているともいわれる。また、世代間の考え方のギャップ、価値観の多元化に伴うギャップ等も社会的緊張の一因となっている。

なお、最近の大学紛争の頻発も、社会一般の大学制度については教育問題への関心を引き起しており、

(4)

教育改革への契機の一つともなっている。

このような激動の時代において、改めて、教育の果たすべき役割が重視されてきたというべきであろう。

(2) 教育に対する要請

1. 経済の進展に対応すべき要請

急速に進展する技術革新と経済の国際化に伴い、科学技術の開発向上はつとに要請されている。わが国は、明治以来の教育の蓄積を以て外国からの新技術を導入し、これを消化、吸収することによって、これまでの目ざましい経済成長を成し遂げてきた。しかし、国民総生産において自由世界第2位まで躍進した今日、外国の技術に多くを依存していたのでは、国際競争に打ち勝つことはできない。また、いっそうの経済の発展を期することもできない。わが国独自の技術の開発が必要とされるゆえんである。それには独創的な開発をなすうるハイレントが強く要求されるし、また、従来の技術を消化し、活用していく多くの科学技術者

(5)

者も必要である。同時に、それらの知能を最高度
にそして総合的に発揮させる教育・研究組織のシ
ステム化も要請される。さらには、第一線の技能
労働力も必要であろうが、特に、労働力研究委員会
報告でも提言されているように、最近の若年労働
力の不足と技術革新による機械化、省力化に伴う
労働の質の変化に対応して、技能労働力の質的向
上や再教育、再訓練も必要とされる。一方、産業
構造の高度化に伴って、農業などの低生産性部門
から職業転換する人も多いと思われるので、これ
らの人に対する再教育、再訓練も必要とされるだ
ろう。一般的に言えば、今日のように激しい技術
革新の時代は、あらゆる層において、従来の学校
教育段階だけでなく、いったん社会に出てからも
学校、職場等のいろいろな場における再教育、再
訓練さらには自己開発が必要とされる時代である
といえる。

また、それは、国際化の進展に応じ経済・文化
その他の交流を通じて世界の平和と繁栄に寄与す

るための新しい国際的な識見と能力をかん養するこ
とが強く要請される時代でもある。

ロ. 変化する社会に対応すべき要請

経済や科学技術の進展に伴って社会も大きく変
りつつある。国民の所得水準の向上に伴って進学
率は上昇し、後期中等教育に対する進学率は80
%近くになり、やがて90%にもなろうとしてい
るし、高等教育へのそれも20%を越え、近く30
%に迫るであろう。このような教育の大衆化こと
う受け止め、一方では学術研究の質的水準の高度
化を図っていくか、また、さまざまな個人的、社
会的要請に応じて教育制度・内容の多様化をどう
図っていくかということが、今後の後期中等教育
さらに高等教育に課せられた要請であろう。また、
情報化、都市化の進展に伴って、情報処理教育、
消費者教育の必要性、価値観の変化に伴う教育の
質的改善（知的教育から創造性開発教育の重視）
健康教育、安全教育の必要性、幼稚園の就園の増
大に対応する措置などが要求され、さらに、自由

時間の増大に伴ってこれをいかに有意義に過し、主体的に人間の生きがいの問題として取り組むかということが問題となろう。それには、職業生活、家庭生活等實際生活に必要な知識・技能の修得に努めることも必要であろうし、特に、最近、労働が機械化され、社会が複雑、高度化するにつれて、ややもすれば、人間性喪失が憂えられているとき、自己をとりもどし、楽しみと生きがいをみいだすような自由時間の活用を考える必要がある。そのためには、学校や家庭、社会における情操教育、健康教育等を充実することにより、その基礎を培うとともに、必要な教育を受けたり、体育や文化活動等に従事しうるための各種の社会教育施設、体育施設、文化施設等の条件整備も要請されよう。

また、社会の急激な変化は、人間の基本的な条件である健康と体力の維持を困難なものとしているが、この観点から健康教育の推進が緊急の課題であることはいうまでもない。

さらに、社会的生活の比重増大とも関連して、社

会連帯感や克己心のかん養等社会倫理的要請も重視されるべきであろう。

ハ、調和のとれた主体的人格育成の要請

以上、イおよびロで述べたことは、現在の社会・経済の変化、進展に伴って生起してくる要請であるが、教育には、本来、個人のもつ可能性を最高限度に発揮させ、教養を深め、精神的な充実を図り、調和のとれた主体的な人格の育成をねざすものであることを忘れてはならない。科学技術の高度化や社会の複雑、高度化によって、ますます専門化、分化の度を深くしている社会において、社会・経済の変化にとまどることもなく、人間として主体性をもった生き方ができる調和のとれた人格を育成する必要性はいっそう重視されなければならない。

ニ、教育の課題と政策

以上の二つの教育に対する諸要請をふまえて、今後解決すべき教育の課題は、まず、それらの諸要請を総合的に分析したうえで、現行の教育制度・内容等に相

本的検討を加え、その成果を長期的・総合的展望に立
って計画化すること、すなわち、長期総合教育計画を
立案することである。二の場合に、現在の教育に対す
る要請がさめめて多様であり、また今後の社会には、科
学技術の急速な進歩等とあいまって、絶えざるとして
予測できない変化、進展があるものと思われるので、
教育の制度、内容等も固定したものではなく、それらの
社会の多様な要請や今後の変化に弾力的に対応できる
ようなものとする必要がある。

とくに 当面重要な施策は次のとおりである。

①に わが国経済のいっそうの発展と科学技術の
急速な進歩に対応するにむけは、その基盤として、科
学技術教育、産業教育、理数科教育の振興を図る必要
がある。

まず 科学技術教育の充実を図るため、高等教育に
おける理工系教育の拡充整備を進めるとともに、初等
教育、中等教育においても理数科教育の整備充実を図
ることが必要である。

また 社会教育の面においても、学校開放や社会通

(11)

信教育等を通じて、科学技術教育の推進に資する役割
を重視すべきである。

さらに このさい、正しい職業観を育成するための
（とくに、産業教育については、急速な技術の進歩に）
指導の強化を図ることも必要とする幅広い基礎的能
力を身につけた人材を育成するため 高等学校におけ
る職業教育等の内容の充実と多様化、施設設備の整備
充実等を図るべきである。なお、産業教育の面におけ
る各種学校の整備充実の推進も必要である。

②に、情報化の進展に対応して、研究面では 情
報科学の基礎と応用の両分野における組織的体系的な
研究の推進を図るため、大学の研究施設を新設整備し、
さらに、この分野に対する研究の助成の拡充を図る。
技術者養成の面では、大学、短期大学、高等専門学校
に情報処理関係の学科等を新設整備する。高等学校教
育については、情報処理教育に重点をおく学科の設置
を推進するとともに、教員研修、生徒の実習の中心と
なる情報処理教育センターの設置を図り、さらに各
種講習会などの開催により担当教員の現職教育を推進
する。なお、教育工学的手法の適切な活用を図るため

(12)

の教育内容・方法の体系的な研究（教育システム研究）を推進する。

オでは、国際化のいつそその進展に応じて、国際社会における日本人としての資質を高める教育を推進する必要がある。その一環として、国際理解の教育をすすめるとともに、語学教育の充実、留学生や教師の交換拡大、教職員への海外研修、在外研究員の派遣、国際交流の推進等を図る。

オでは、生涯教育の必要性に対応する措置として、大学開放講座や通信教育の拡充等社会教育の充実を図るほか、たとえばマスメディアを利用した大学を創設する等、社会人の再教育を容易にするために新しい高等教育の制度が考慮されるべきである。

オでは、新しい教育需要に応ずるためには、教育機関や施設設備等の整備だけでなく、その教育に担う教員の人材確保と計画的養成が特に必要である。このため、研修機関の整備や研修会等の実施のほか、その待遇や資格制度等についても検討を加え、社会人からの登用等もできるような弾力的な措置を講ず

べきである。

オでは、生産性の向上に伴う労働時間の短縮により、いつそその自由時間が増大するものと思われるが、これを自己の娯楽と生きがいのために活用するためには、学校や家庭、社会における情操教育、健康教育等を充実することにより、その基礎を培るとともに必要な教育を受けたり、体育や文化活動等に従事しうるための各種の社会教育施設、体育施設、文化施設等の諸条件の整備を図る必要がある。

以上の諸課題を通じて、調和のとれた主体的な人格の育成の必要性も強調されなければならない。教育は、社会的な制度であるから、社会の諸要請に応えるべきものであることはいまでも正しいが、本来、その本質は、人間形成にこそあるといえるべきである。個人のもつ可能性を最高限度に発揮させ、教養を深め、精神的な充実を図り、よりよい人間形成を図ることを通じて社会の発展があり、社会の発展がまた個人個人の生活の向上、福祉の向上につながる。両者の間には、抜きがたい相互依存関係が認められる。かような観点から

すれば、主に社会経済的要請からみてきた教育の課題も、最後には個人的要請ないし文化的要請に立ち返る必要がある。かかる意味で、科学技術の進歩のみならず、人文、社会科学等諸科学の均衡のとれた発展が図らなければならない。芸術等の情操教育や体育等の健康などをも含めて調和のとれた教育計画が立案されなければならない。

また、以上みてきたように、今後は、従来の学校教育段階のみならず、社会人についても、なんらかの形で再教育や自己開発が必要とされるので、学校教育、社会教育、家庭教育等を通じて、生涯教育のあり方についてのシステマ的検討が必要である。

(経-1310-A)

第3/回 企画委員会議事要旨

45年2月5日午前10時~12時半

日本経営情報開発協会

出席者 : 福良、小山、大来、向坂、谷、谷村、堀、昌
谷、山本、依田各委員
水上、稲葉、館(稔)各分科会長
(臨時)生活分科会 斎藤委員

議 題 : 第2部課題達成のための政策
[V] 発展基盤の培養

追加配布資料 : 教育の課題

福良座長 本日は第5章発展基盤の培養を検討し、
時間があれば財政金融政策にも入ることとしたい。
(事務局より[V]発展基盤の培養を朗読)

福良座長 第16節「教育と人的能力の向上」の部

(1)

分については、いろいろ御指導をいただいた前文部次官の斉藤委員にも特に御出席をお願いしているので、まず斉藤氏から簡単にコメントしていただきたい。

斉藤正 「教育と人的能力の向上」の部分については生活分科会の川出委員と私と両人が相談を受けた。まず配布資料の「教育の課題」を作成し、計画本文の方はそれを要約した形となっている。また、高等教育については5月に中教審の答申が出る予定なので、これらの問題を考慮しつつ、具体的施策の提案ではなくて、改革の基本的方向と云う形で全体をとりまとめた。

館委員 社会教育の要員の育成と云うことをもう少し強調して欲しい。

山本委員 35頁の教育工学的手法とはどのような内容か。

斉藤委員 電算機や、テレビ、その他各種の視聴覚機器を使った教育方法のことだ。

堀委員 学校教育、公的職業訓練、事業内教育などい

(2)

ろいろ生涯教育のことが書いてあるが全く同感だ。更に必要なことはこれら各教育機関の連繫を強めて行くことである。そういった内容を追加して欲しい。

斉藤委員 連けいが十分でなく、教育制度が効果的に機能していない面はある。また、教育の機能を全社会的な面からとりあげるべきだというのはそのとおりだと思う。

大来委員 えっ意見がある。第1は34頁にも書いてはあるが、教育機関以外のマスメディアの与える影響についてもう少し強調して欲しい。第2は、36頁の2行目に書いてある国際理解の教育を、70年代の国際化の進展にかんがみ、もっと強調して取り上げるべきだ。

水上委員 国際理解の教育は国際分科会でも大来委員と同意見だ。特に東南アジアに対しては人間の信頼関係が大切だが、ともすれば東南アジアは下等な国民だと云う感覚で接しやすい。

国際的に愛される人間関係確立のためにも大いに

(3)

強調して欲しい。

小山委員 生涯教育の位置づけが弱い。内容的にも従来の社会教育の拡大にすぎないような印象を受ける。

堀委員 小山委員と同感である。先程、生涯にわたってあらゆる機関を通じての教育の必要性和、且つ各機関相互の連繋の必要性を強調したのも同趣旨からだ。ただ、教育の範囲をどう規定するかについては考慮の余地がある。

個人的には広義に解すべきだと思うが、この案の方で使われている内容は広義であつたり狭義であつたり混乱している。

谷村委員 34頁の3行目から4行目にかけての「社会の急激な変化に対処するため……健康教育の推進が云々……」と云う意味がよく解らない。また、「人間の基本的条件である……」はどこ迄かかるのか。

出井計画官 健康教育とは、健全な肉体と社会的連帯感を合わせた意味だ。

(4)

また、「人間の基本的条件である」は健康教育にかかる。

斉藤委員 健康教育と云えば単なる保健教育ではなく安全と云った概念をも含めたもっと広い意味に解されてかえってよいのではないか。

谷村委員 「教員」、「教師」、「教育者」と云った言葉が使われており、「教員」と云う言葉は狭義に使われていると思うが広義に解して統一して使ったらどうか。

また36頁下から2行目の「教員の待遇、資格制度等について再検討する……」とはどう云うことか。政策編の他のところでは各々費用負担のことが書いてあるが、教育のところだけ費用負担のことがないのはアンバランスだ。

斉藤委員 ここで使われている「教員」は狭義だ。

福良座長 教育はもっと広い範囲の問題としてとらえる必要がある。

昌谷委員 農業の方から教育問題を考えると、今迄は農村で教育された者が都会で働いていたが、今

(5)

後は都会で教育されて都会で働くことになる。従って、これ迄農村がになって来た教育の場としての役目が今後はなくなるとすると農業問題の考え方も大きく変って来ると思う。

福良座長 地域社会における教育と云う問題だ。

斉藤委員 昌谷委員の意見はある意味では哲学の問題でもある。

山本委員 35頁8～9行目の「事業内職業訓練を積極的に奨励…」とあるが、これを免許制度等と結びつけて考えると実効性がより一層増大すると思う。また国際化時代にふさわしい教育を強調して欲しい。

向坂委員 将来、教育産業が発達して来ると思う。これを自由化との関連でどのように考えて行ったらよいか。

また高等教育に関して余り書いてないのは中教審待ちのためか。

斉藤委員 例示するとそれが過大に評価される危険があるので漠然とぼやかした。

(6)

谷委員 人間性との関連が教育のところで薄れている印象を受ける。また、新しい教育制度の検討を強調すべきだ。

福良座長 いずれの場合も教育は人格形成を伴うものだ。それが忘れられて来たのが現状のような混乱を招いたとも云えよう。教育以外のところについてどうぞ。

稲葉委員 第1点は産業分科会との関連で云うとエネルギーと資源問題は、やはり産業政策の一環として産業の効率化の方に移してみたらどうか。第2点は社会資本の充実と産業立地が分けて書いてあるが、従来の国土利用を再検討し、新たな観点から社会資本投資のやり方も考えると云う意味で、両者を一語にし、且っもう少し前向きに書けないか。第3点は情報化と技術開発の項も一語にしてつなぎ合わせてみたらどうか。

福良座長 稲葉委員の意見は、書き方として平板且つ目的意識が薄いと云う点と、全体の構成についての意見で、重要な問題だと思う。

(7)

稲葉委員　さらに個別的事項については以下の諸点
が向題だ。第1は、23頁の(1)情報処理能力の開
発の項は教育以外の面でもいろいろな準備が必要
だ。第2は、24頁の(2)技術開発および情報産業
の育成のところ、今後情報提供サービスが発達
するが、公的なデータ、バンクを作ると云うこと
も必要だ、また、通信体制の点でも原案は後ろ向
きすぎる。

水上委員　民間と政府の役割りははっきりする必要
がある。24頁の内容は問題意識がまずく、とら
え方もはっきりしていない。

稲葉委員　「電話網をデータ伝送のために利用する」
というのは民間でやるということか、それとも政
府でやるということか。

小林計画官　ここでは民間でやることを考えている。

館委員　25頁の(3)制度、慣行の整備の意味はよく
解らない。情報処理と情報流通の2つを支柱にし
て組みかえてみたらどうか。

向坂委員　第5章「発展基盤の培養」から、一部を

(8)

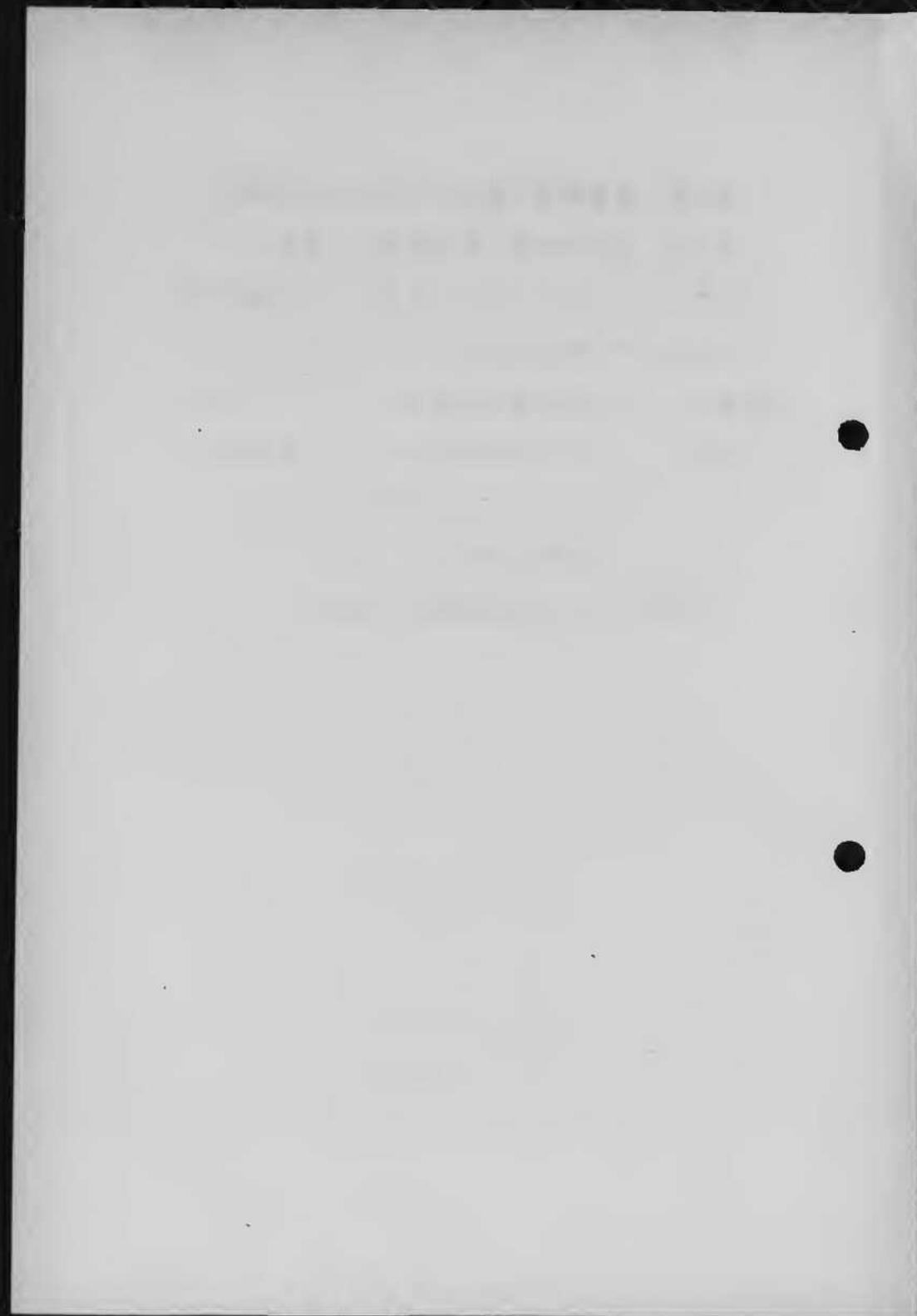
第3章「産業構造の革新」にもって行く提案は、
第3章に材料産業等の展望的なことを書いて、つ
なかりをつけることにし、エネルギーや資源問題
はやはり第5章でとりあつた方がよいと思う。

福良委員　次に財政金融政策に入りたいが、時間も
過ぎたので、本日は朗読だけにして、議論は次回
に行うこととしたい。なお次回は合わせてシュミ
レーションの検討も予定している。

(事務局より、財政金融政策を朗読)

以　上。

(9)



正 誤 表

頁	行	誤	正
目次	上 7	貿易、資本自由化の積極的推進	貿易、資本自由化等の積極的推進
Ⅱ-1	上 5	先進国へ追いつく	先進国へ追いつく
Ⅱ-3	上 9~10	。このような	改行する。
Ⅱ-3	下 3~4	推進する。さらに	改行せず。
Ⅱ-2	上 9	社会主義圏	社会主義諸国
Ⅱ-6	上 3	なお	削除する
Ⅱ-7	上 5	加えつつ基本的	加えつつ、基本的
Ⅱ-7	上 6	により農産品	により、農産品
Ⅱ-8	上 1	競争条件	競争条件
Ⅱ-8	上 10	なお間接投資以下	改行する
Ⅱ-9	上 5	確保労働集約的	確保、労働集約的
Ⅱ-9	上 7	不可欠であるうえ、	不可欠な発展の手段であるうえ、
Ⅱ-11	上 3	また援助は	また援助の目的は、
Ⅱ-12	下 9	強力を	強化を
Ⅱ-15	上 1	国際金融機会	国際金融機関
Ⅱ-15	下 5	受当する方式	受当する組み合わせ
Ⅲ-13	下 7	低産業部門	他産業部門
Ⅲ-23	上 1	必要な流通	必要な情報の流通
Ⅳ-5	上 6	経済活動	経済活動

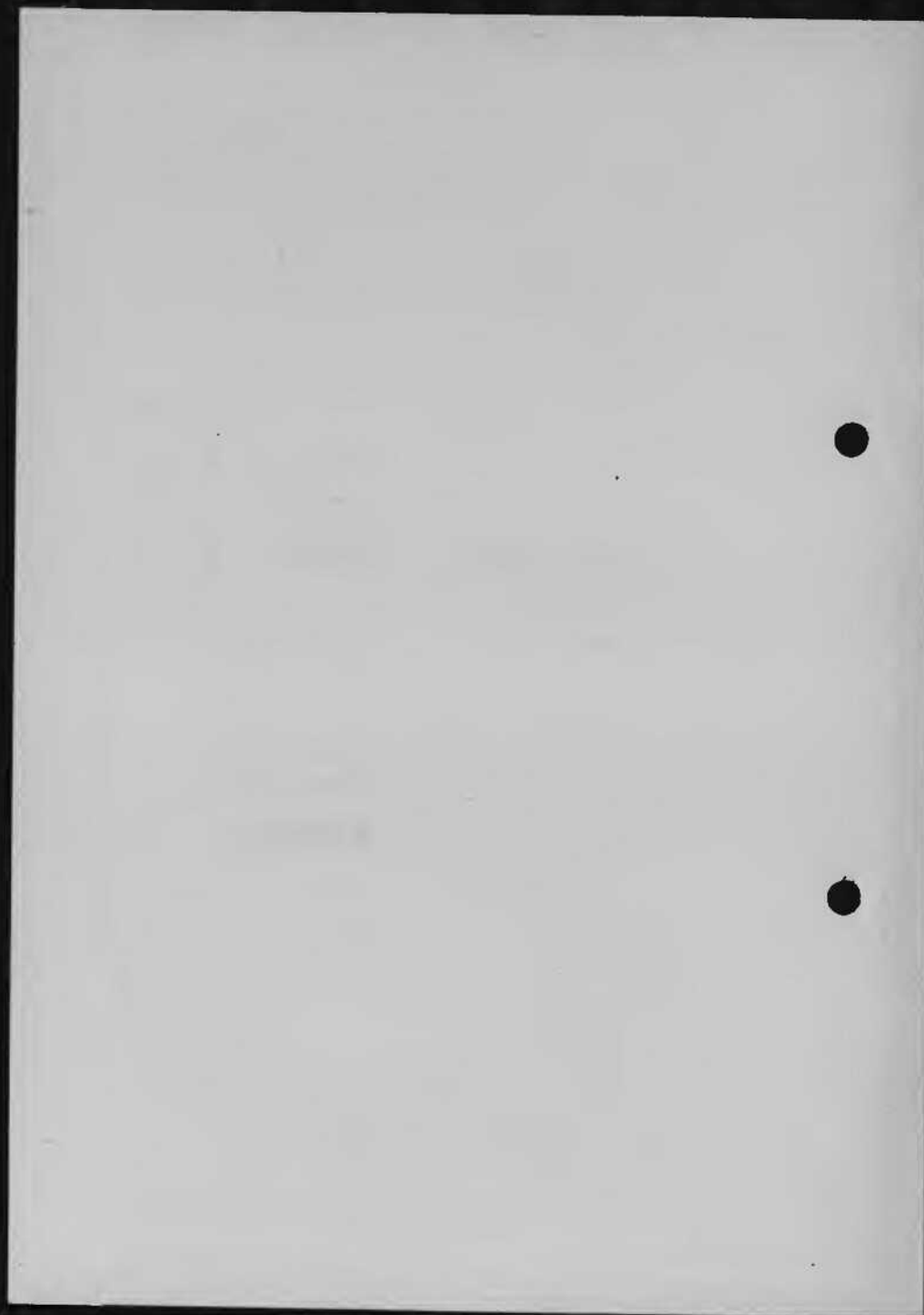
(1)

頁	行	誤	正
Ⅳ-13	上 5	負担の激増に配慮し、 つ	(削除)
Ⅳ-13	下8・9	---- に進めるが特に ---	---- に進めるが、特に ----
Ⅳ-17	下 7	2. 都市および ----	2. 住みよい都市およ び ----
Ⅳ-21	下 4	この際適切な対応措が 強かに	この際適切な対応措置 が強かに
Ⅳ-22	下 3	自動車排ガス浮遊微粒 子	自動車排出ガス、浮遊 微粒子
Ⅳ-23	上 1	いては環境汚染	いては、環境汚染
Ⅳ-25	上 2	もに監視測定	もに、監視測定
Ⅳ-27	下 2	見地からの車輛	見地から、車輛
Ⅳ-28	上 4	引上げ事故率を	引上げや事故率を
Ⅳ-28	上 10	安全対策規制強化	安全対策や規制の強化
Ⅳ-29	上 3	有害な食品	有害な食品
Ⅳ-31	上 1	危害や不明の	危害や不測の
Ⅳ-33	下 9	経済の成長発から	経済の成長発展から
Ⅳ-33	下 8	分野において	分野について
Ⅳ-33	下 7	給付水準を維持する	給付水準を確保する
Ⅳ-34	上6~5	---- 図られるべきであ る。 この場合には、-----	---- 図られるべきであ る。この場合には、--- ----

(二)

頁	行	誤	正
Ⅳ-38	上 4	--- さらに、人口構造 の変化、----	3) また、人口構造の 変化、-----
Ⅳ-17	下 4	--- 立地産業	立地型産業
Ⅳ-24	上 15	規模化	規格化
Ⅳ-25	上 9	強まるので、	強まり、
Ⅳ-25	上 10	需要の相手とないで	需要の相手との授受の 必要性が一層増大する ので、
Ⅳ-25	上 13	理的な早期実現と、新 しい料金体系	理的な料金体系
Ⅳ-26	上 12	情報ネットワーク	全国的な情報ネットワーク
Ⅳ-27	上 5	興が	興を
Ⅳ-28	上 5	投資に	投資水準に
Ⅳ-30	上 4	プロジェクト	プロジェクト
Ⅳ-30	下 3	、さらに、	図るとともに、
Ⅳ-31	上 2	ソフトサイエンス	ソフトサイエンス
Ⅳ-36	上 9	能のかん	能力のかん

(三)



(印-284-A・目)

目 次

取
扱
注
意

45. 2. /

第1部 新経済社会発展計画の課題 (項目省略)

第2部 課題達成のための政策

A 今後の重点政策

I 物価の安定

II 対外経済政策の積極的展開

1. 貿易、資本自由化の積極的推進

2 経済協力の拡充・強化

III 産業構造の革新

3. 産業の効率化

4. 高生産性農業の実現とその対策

5 中小企業、流通部門の革新

6 労働力の有効活用

IV 社会開発の推進

7 住みよい都市及び農山村の建設

8 住宅、生活環境の整備と土地対策の推進

9 公害対策の強化

(目-1)

10 国民生活における安全確保と消費者行政の
推進

11 社会保障の充実

V 発展基盤の培養

12 社会資本整備の重点とその効率化

13 産業立地の円滑化

14 エネルギーと基礎資源の確保

15 情報化の促進

16 技術開発の推進

17 教育と人的能力の向上

B 財政金融政策

第3部 経済社会発展の姿(項目未定)

第2部 課題達成のための政策

この計画の課題を達成するためには、新しい時代にふさわしい政策発想に基づいて、有効な施策の総合的な展開を図らなければならない。重要な政策内容については以下項を追つてのべるが、これらの政策をとりあげかつ実施するのに当つては、つぎの点に注意することが必要である。

第1は、諸政策の整合性に関する点である。ここでは前述の諸課題に対応して、①物価の安定、②対外経済政策の積極的展開、③産業構造の革新、④社会開発の推進、⑤発展基盤の培養、および⑥財政金融政策をとりあげたが、各々の課題および政策は独立的なものではなく、ときに相補い、ときに背反的な関係にある。したがつて、政策が整合的に体系化されていないと、一つの課題の解決が他の課題の解決を不可能ないし不完全なものにする場合も考えられる。これまで経済政策の主目標はどちらかといえば成長の極大化による完全雇用の達成とか、国際収支の赤字不均衡の是正に重点がおかれてきたが、こ

れからは、成長に加えて物価や国際収支をはじめ社会開発や消費水準さらには経済協力などに関連した政策目標の比重が大きくなってこよう。それだけに、政策間の整合性に格段の注意を払わなければ、政策効果を損うことになりかねない。

とくに、本計画では、国際化の進展と国際収支にこれまで以上のゆとりができた事情にかんがみ、たとえば輸入自由化の促進と国内産業構造の自主的革新を対比的に進め、両者の円滑な推進に当つては、要すれば過渡的な調整措置を講ずることとするなど、内外政策の総合的運営を図るべきことを強調している。

第2は、政府と民間の役割を明確にすることである。わが国経済は、市場機構を中心に運営される自由経済であり、民間の創意と工夫が発展の原動力である。したがって民間部門については、原則として競争原理を尊重し、政府の保護、介入を最小限にとどめることがのぞましい。政府としては、高度化・複雑化してくる経済社会に対処して ① 民間の自由な競争が公正に行われるための環境を整備、② 国際化の進展にともなつて国際協調の維持、

(目-4)

強化など経済外交を積極的に行い、③ 対外的には国民生活を守る立場から公害規制や消費者保護などの点で積極的に介入し、社会保障や社会資本、あるいは教育など人的能力の開発については、民間経済力の活用を図りながら、基本的には政府が主導的な役割りを果たさなければならない。④ また、新規産業や重要産業技術の開発については適切な政府の支援が期待され、困難な環境におかれている農業等については、強力な総合施策の展開が要請される。⑤ さらに、景気変動の波をできるだけ小幅にとどめ、成長率を適正に維持するための総需要の管理も政府の重要な役割りとなっている。

とくに、この計画では、これまで国際収支の制約が大きかった時代にはじまった各種の保護的措置を緩和・撤廃することに重点をおくとともに、経済の量的拡大が国民生活の質的向上に結ぶよう留意すべきことを強調している。

第3は、政策実行の責任体制を明確にすることである。ここに掲げた政策が有効に実行されるためには、政府ならびに各関係機関、企業および個人がそれぞれ

(目-5)

計画に位置づけられた各々の役割りを果たすことが期待される。

とくに本計画では、農業問題、土地問題、物価問題、賃金問題、公害問題などいずれも幅広い層の協力を必要とする点にかんがみ、総合的な施策の展開を図り、従来の制度慣行にとらわれない国民経済的視点にたつて取り組むべきことを強調し、また国民の連帯感をつよめるとともに、高い福祉を実現するために相応に費用負担が高まらざるをえないことについて国民の理解と協力をうることを期待している。

(I) 物 価 の 安 定

286

昭和30年代の後半から消費者物価は根強い上昇を示し、さらに最近では卸売物価の騰勢が強まってきている。物価の安定は国民生活の実質的な改善、長期的な生活設計の確立と、健全な経済発展の実現のための面から強く要請され、この計画においても、もっとも重要な課題の一つとなっている。

この計画においては、消費者物価の上昇率を次次に低め、ここ数年の5%前後の上昇から、計画期間の終りには年率1%程度にまで低下させること、また、卸売物価については、計画期間中ほぼ安定的に推移することを目標とする。

物価の安定の度合いは経済諸政策の総合的効果の指標であり、このためには総合的でかつ整合性のある諸政策の強力にして継続的な展開が必要である。

経済社会の変化が大きく見込まれる情勢の下で、物価の安定をはかるためには、まず、内外の条件変化に即応した財政金融政策の弾力的な運営によって総需要

(I-1)

の調整をはかることが基本的に重要である。総需要の適切な調整によって、短期的な需要圧力の緩和が図られるばかりでなく、長期的にも以下にのべるような物価安定のための重点施策が効果をあげうる基礎条件が確保されることにもなる。総需要の調整による適正な経済成長の下で、合理化の努力を伴わずにコスト増を妥協に価格に転嫁したり、あるいはやむをえない他の価格改訂に便乗しようとする態度をゆるさぬ環境をつくり、国民各層の理解と協力をえつつ、長期的かつ国際的な視野に立って国民経済の効率を高め、生産性の向上を実現して物価の安定をはかることが肝要である。

このため、以下の諸施策を中心に物価安定政策を総合的かつ積極的に講じなければならない。

オ1は従来から実施されてきた構造政策をより一層強かに推進して、国民経済全体としての効率化をはかることである。

とくに、生産性の低い農業、中小企業、流通部門などを中心として、産業の近代化、合理化を強かに進め、
(I-2)

農産物や大衆的工業製品などの廉価にして豊富な供給体制をつくらなければならない。農業についてはこれまで所得補償に偏りがちであった価格政策をあらためるとともに、構造対策のより積極的な推進によってすみやかに近代化をはかる。一方、中小企業分野では単独労働集約的な加工産業の発展途上国への委譲などを含めて産業の高度化を実現することが必要である。また、これら生産段階における効率化とともに、重要なのは流通段階の効率化であり、とくに労働力が過剰であった時代に成立した流通経路の合理化、取引・消費慣行の再検討など制度・慣行面の改革や協同・貫輸送体制の導入など物的流通の改善を進めなければならない。

なお、こうした産業の近代化と再編をすすめるに当って、低生産性部門就業者とくに中高年層の円滑な離職転職を促進する労働力流動化政策を強化するとともに、雇用賃金制度の近代化や再訓練などを通する労働力の活用をすすめることが必要である。

オ2は、価格の機能を有効に働かせるための競争条

(I-3)

件の整備を進めることである。

公正取引委員会の活動の強化など競争条件の整備は構造政策をすすめるためにも欠くことのできない要件であり、各種独占禁止法除外カルテル、再販売価格維持契約の再検討、徹底に積極的に取組む一方、流通部門においてはチェーン組織など新しい流通チャンネルについてもこれを抑制することなく、旧来の流通機構と自由に競争しうる環境を整備するための制度面の検討も必要であろう。

他方、大企業分野においては、寡占化に伴う価格管理の傾向のもたらす弊害を排除し、適正な競争を実現するため、独占禁止政策の適切な運用などによって競争基盤の強化に努めることが必要である。

オ3は輸入政策の積極的展開をはかって、国際的視点に立った国民経済の効率化を進めることである。

農産物や工業製品の安定した供給を確保するため、国内供給体制の整備が重要であることはいうまでもない。農産物などの輸入制限品目は概して国際的に割高

(I-4)

であり、その国内価格の上昇が大きい事態などからみて、輸入政策の積極的展開は物価の安定に有効であると考えられる。とくに従来、緊急輸入的な対策として取り上げられる傾向が強かった生鮮食料品の輸入については、国内産業への影響を考慮しつつ、輸入制限品目の自由化、輸入割当の枠の拡大、関税の引下げ、輸入段階での競争条件の整備など、弾力的かつ積極的に輸入政策を展開しなければならない。なお、より長期的な視点に立つて開発輸入を積極的に活用することは物価安定にとつても有効である。

また従来廉価な輸入が行なわれても制度的に競争条件が確保されていないため、大幅な流通差益が上積みされ、消費者段階では、価格安定に有効に活かすことができなかった従来の経験にかんがみ、とくに、輸入品に関する流通のあり方を全面的に検討することが必要である。

オ4に、政府関与価格についてはこれをできる限り安定化させることが必要である。

(I-5)

運賃、米価、公共サービス料金など、政府関与価格は心理的にも全般の物価動向に与える影響が大きいので政府関与価格は、当面の物価動向にかんがみ、できる限りその上昇を抑制することが必要であるが、価格対策の基本はすでに述べたように当該部門の効率化であることはいりまでもなく、また、こうした効率化を伴わない価格の抑制は、一時的、緊急的なものとしては有効であっても、問題の根本的な解決とはならないといえる。従って常に長期的視点に立って均衡のとれた価格体系の実現を図りつつ、合理化、生産性向上を促進する政策の中で、政府関与価格の安定をはかかなければならない。

なお、農産物価格一般への影響などからみて重要な米価については、当面は生産者、消費者両米価の据置きを目途として、物価安定に資するものとする。

次に、住宅生活環境の改善を阻み国民生活に大きな不満をもたらしている地価のすみやかな安定をはかることである。

(I-6)

地価の騰貴、家賃・地代の上昇は住宅建設の隘路となって、国民生活の不安を増大している一方、生活関連公共事業の進展を妨げるなど経済社会の発展の支障となっている。

とくに、都市における住宅地価格の安定が急務となっている現状においては、都市計画にもとづく土地の計画的利用を強力にすすめるとともに土地に対する課税の適正化や通勤交通手段の整備、あるいは大規模住宅団地の造成を通じて、宅地供給の増加をはかるなど総合的施策を実施し、地価の安定に努めなければならない。

最後に、物価、賃金、所得、生産性問題については、国民経済的視点に立って対応することが必要である。

物価安定の基本は、以上に指摘したように総需要調整策、構造諸対策や競争条件整備、さらに輸入活用などを通じた国民経済の効率化にあるが、今後、賃金の上昇がさらに加速化し、それが物価上昇に影響する程度が強まることが懸念される。一部の企業で、生産性

(I-7)

向上を実現しながらも高価格を維持して高賃金・高利
潤を実現する傾向があり、これが全般としての賃金上
昇に表れている面がみられる。企業レベルでの価格
賃金の決定も、社会的影響が大きいことに思いをい
まし、企業はこの生産性向上の成果を、価格引下げな
どを通じて、国民経済全般に配分するより努力すべき
ものと考えられる。政府もまた、このような企業の努
力を促進するために、競争条件の整備などに努めるも
のとする。

国民経済における物価、賃金・所得、生産性の関連
については、労働組合や経営者なども含めて国民各層
の議論をすすめ、本問題に関する理解を深めることが
必要である。

〔II〕 対外経済政策の積極的展開

わが国経済力の充実と経常収支赤字・資本収支黒字から経常収支黒字・資本収支赤字へ大きく移行しつつあるわが国国際収支構造の実態をふまえて、今後わが国は、もっぱら海外先進国へ追いつくことを急務としてきた従来姿勢を改め、先進国としての自覚と長期的ヴィジョンにもとづく新しい対外経済政策の展開をはかる必要がある。

このためにはまず、わが国経済力と日本民族の能力を世界経済の均衡的發展と人類の福祉向上のために役立てることが国際経済社会にとって必要であると同時にわが国経済社会の発展の基礎条件でもある、という国際的連帯感に立脚した新しい国際主義の理念を確立しなければならぬ。また、資本・技術・情報の国際交流が一層と活発化するなかで国際経済社会は相互依存関係を緊密化する方向にあり、ますます多くの日本人が国際的接触の機会をもつことになるので、わが国としては、国民の

(II-1)

豊かな国際的資力を涵養し、海外諸国民との相互理解と友好を築くことに努める必要がある。

ところで、1970年代の世界経済が均衡のとれた発展をとげるためには、先進諸国がインフレの克服、国際通貨体制の安定化、自由貿易体制のいっそうの推進と国際資本取引の秩序ある発展を目指して国際協力を強化し、多様化、複雑化しつつある南北問題に対処して開発途上諸国に対する経済協力を強力かつ効果的に推進することが強く要請されており、また自由主義諸国と社会主義国との間の経済交流の拡大にも努力する必要がある。国際経済社会の有力な一員としてわが国は今後、他の主要先進国と協力してこれらの世界的課題に積極的な姿勢で取り組み、わが国の経済的地位に即した貢献をしなければならない。

とくにわが国の対外環境をみると、経済規模の大型化に伴って海外経済への依存が増大し、また世界経済に占める比重の増加に対応して海外経済への影響も強まる方向にある。わが国としては、高い成長力を示かして健全な経済成長の持続をはかることにより世界経済の拡大に

(II-2)

寄与するとともに、自由貿易主義の堅持とインフレの克服に対する海外諸国の動向についてはわが国としても強い関心を以て臨まねばならない。またアジアにおけるわが国の地理的、歴史的、経済的特殊性と予想されるベトナム戦争終結後の諸影響に配慮し、東南アジア諸国の経済開発に対して特段の考慮を払う必要がある。さらにわが国経済としても、労働力不足の本格化、物価の騰勢、海外資源への依存の高まり等に対処して、国際的視野から経済の効率的な再編成をはからねばならない。このような見地に立って今後わが国は、各種の保護的ないし制限的措置の大半を緩めないし撤廃と競争条件の整備を促進し、一般特恵関税の積極的供与を行なう。また対外経済活動については国際的に調和のとれた拡大に配慮することとし、輸入の増大を通じて貿易の発展をはかり、投資受入国との利害の調整に留意しつつ対外収支を積極的に推進する。

さらに開発途上国の開発に資するよう経済協力の拡充強化に努める。

1970年代の国際分業は、商品貿易の水平分業化だ

(II-3)

けでなく、技術革新の拡散化を通じて国際資本移動が一般と活発化する方向にある。こうしたなかでわが国貿易をいっそう発展させるためには、より多くの技術・情報の累積と高級品化を中心とする高加工度化へ輸出構造を傾斜に高めるとともに、開発途上国の工業化に貢献する資本財輸出、開発途上国の未開拓資源の開発輸入、特恵供手による開発途上国からの輸入などを促進して、貿易と経済協力を幅広い視野から総合的に展開することが必要である。

わが国国際収支の今後のあり方としては、以上のような対外経済政策の積極的展開を通じて、わが国経済の健全な成長の持続をはかりつつ、経常収支で適度な黒字を維持し、これにより資本収支の赤字を補い、国際収支調整に対する世界的な努力に配慮しつつ、わが国の対外取引市場等の増大に応じて外債準備の増強を実現するよう経済政策を総合的に運営する必要がある。

(II-4)

ノ 貿易、資本自由化等の積極的推進

(1) 残存輸入制限等の緩和ないし撤廃

非関税障壁の緩和ないし撤廃は、ケネディ・ラウンド実施後の自由貿易体制推進の手役として、また一部諸国にみられる保護主義への動きを抑えケネディ・ラウンドの成果を確保するためにも、新しい国際的課題となっており、わが国としても諸外国とともにこれと積極的に取り組んでいく必要がある。

とくに残存輸入制限の緩和ないし撤廃については、わが国が昭和38年に、国際収支上の理由による輸入制限はできないというガットノ第4条に移行して以来の懸案であり、輸入自由化の完成を目指して大巾な自由化をすみやかに進める必要がある。

この点に關しすでに昭和44年には、残存輸入制限品目を昭和46年末までに半減して60品目以下とする方針を定め、65品目の自由化を決定したが、今後既定方針の完遂をはかり、さらに残余の制限品目の大巾な自由化を行うため最大限の努力を払うものとする。なお国内事情から自由化が困難とされる

(II-5)

品目については、輸入枠の拡大等により輸入制度の弾力的運用をはかる必要がある。

なお、経常取引面での貿易・為替制限緩和のいっそうの実効を期するため、貿易・為替管理手続の大きな簡素化を推進する。

2) 関税率の引下げ

先進諸国は、昭和 47 年初頭までの間にケネディ・ラウンドにもとづく関税一括引下げの段階的実施を完了することになっており、わが国としても現にこれら引下げを進めるとともに、開港途上国の関税品目である 28 品目については期限を待たず一挙に繰り上げて全面的引下げを行ったが、その他の品目についても極力繰り上げて引下げを行うものとする。ケネディ・ラウンドによる一括引下げの完了後においても、互恵主義の立場に立って他の先進諸国とともにさらに関税引下げを推進するよう極力努力する必要がある。

一方、開港途上国に対する一徹特惠関税の供与については、現にオーストラリア連邦開港会議の要請にそ

(II-6)

て先進諸国でその具体化が進められているが、わが国としても、その貿易が開港途上国と深い結びつきを有する現状にかんがみ、工業品については、国内物とともに困難な事情にある一部産品について相当の配慮を加えつつ基本的には原則無税のシーリング方式(注)により農産品については品目毎に検討し供与品目および引下げ率を定め、できるだけ積極的な供与を行なうものとする。

(注) シーリング方式とは、シーリング率を決定して一律の関税率の引下げを行う方式で、シーリング率は、基準年の全受益開港途上国からの輸入額を基本とし、これに最近年の受益国以外の国からの輸入額の一定率を補足額として加算して算出する。

(3) 対外、対外投資自由化の促進

対内直接投資については、昭和 42 年、44 年の 2 回にわたる自由化措置をすでにとったが、さらに自由化範囲の拡大に極力努力しつつあり、昭和 46

(II-7)

年度末までに適正な競争条件の整備をはかりつつ、わが国産業のかかりの分野で自由化を達成することとしている。その後もこの方針に沿い自由化範囲のいっそうの拡大が可能となるよう極力努力するものとする。

対外直接投資については、従来国際収支上の理由から制限を行なってきたが、外貨事情の好転に伴い弾力的な運営を行なっており、今後はわが国民間企業の自由な選択に委ねる方向でさらに積極的な緩和を行なうものとする。なお間接投資については、国際的資本逃避や国際投資を惹起さないよう深甚な配慮を加えつつその制限緩和に努力する。

④ 対外経済政策の総合的展開

今後わが国は、その対外経済政策を市広い視野から総合的に展開することが必要である。

すなわち、政府は、以上のような各種自由化措置と必要に応じその他の諸施策を講ずるにあたり、これらの諸施策が、国際協力や輸出相手国の発展に正に貢献するよう、また、わが国輸出市場の円滑な

(11-9)

拡大とわが国産業構造の効率的再編成による国際競争力の強化に役立つよう、これらの諸施策間の合目的性と整合性に十分配慮した運営を行う必要がある。

とくに対外直接投資は、海外資源の安定輸入、輸出市場の確保、労働集約的産業の海外立地等、経済規模の大型化と労働力不足化が進展しつつあるわが国経済にとって不可欠であるうえ、経済協力にも大きく寄与するものであることを考慮し、わが国としては、今後これを積極的に促進するものとする。このため、各種投資環境の整備、海外情報の収集処理機能の強化、投資保証協定の締結促進、海外投資保険の拡充等対外経済活動発展基盤の強化に努める。

また、輸出の伸長は、わが国経済の今後の発展にとりひきつづき基本的に重要である。このため、海外市場への適応と国際分業利益の一層の享受が可能となるよう、技術集積型商材、フロント類、高級品等を中心とした輸出構造の高加工度化や輸出市場の多角化を積極的に推進する必要がある。

なお、国際収支に余裕が生じつつある反面、労働

(11-9)

力不足の本格化、物価の騰貴、社会資本の不足等が見られるわが国経済の現状にかんがみ、国債資本および外債の不足状態のもとでとられてきた従来の輸出に対する過度の優遇措置については、国内資源配分上の適合性や国際的にみた妥当性およびわが国産業の国際競争力の状況等を勘案しつつ、新しい経済環境に即してその合理的なあり方を再検討する必要がある。

(II-1)

2 経済協力の拡充・強化

南北問題の解決は、人類の福祉を高め、世界経済の均衡的發展に貢献し、国際政治の緊張緩和をはかるためにますます必要であり、また援助は、開発途上国に対する人道的な恩恵ではなく、それによって援助受取国の自効努力を高め、やがては自律的経済発展の軌道に乗って援助を必要としなくなるよう、供与国と受取国が協同して開発を促進することにある。

開発途上国は、1960年代において「国連開発の10年」の目標とした5%の経済成長率を達成し、ほかには自律的経済発展に近づく国もでてきたが、1人あたり国民総生産等であらわされる先進国との格差は高い人口増加率もあっていぜん縮小せず、開発途上国内部の開発成果の格差も目立ち、また一部援助受取国で債務累積が拡大する一方、一部供与国に国際収支の悪化等から援助の停滞がみられるなど、南北問題の深刻化と複雑化を生じている。こうした現状をふまえて国際連合は、1970年代を「オス次国連開発の10年」とする新しい国際的開発努力を全世界的に要請し、

(II-1)

ようとしている。

わが国は、開発途上国との経済関係に依存する度合いが強く、これらの諸国の経済発展をはかることは、わが国と開発途上国との経済交流の安定の拡大の前提であり、またわが国経済の大型化に伴ってその結びつきを強める必要性がますます強まっている。しかもわが国経済力の充実と国際収支の好転から経済協力の拡大を可能とする環境が生まれつつある状況にかんがみ、今後わが国としては、必要な財政資金の確保について国民の理解をうるとともに、極力民間資金の活用をはかり、効率的な経済力の拡充、強化をはかる必要がある。その際また、前記のような民間直接投資の積極的推進をはかることが肝要である。民間直接投資は、開発途上国の産業開発を促進し、その安定的な輸出を確保して、国際収支を改善し、さらに開発途上国の経営能力や技術等における隆路を打開するためにもきわめて有効であり、わが国としては、この種の経済協力が開発途上国にとって受入れ易くなるよう充分配慮しつつその推進に努める必要がある。

(II-12)

(1) 経済協力の条件緩和

経済協力の量については、オーストラリア貿易開発会議で決議された国民総生産1%目標の早期実現をはかり、条件緩和については、経済協力開発機構(OECD)の開発援助委員会(DAC)による勧告の実現が可能となるよう極力努力するものとし、また政府開発援助の国民総生産に対する比率を高めるよう努力する。

(2) 技術協力の促進

産業技術、技能、経営、教育その他の分野にわたる広汎な技術協力は、開発途上国の開発への自助努力に大きく貢献するとともに、人的交流を通じて開発途上国との間に一般的相互理解を深めるうえで重要な意義を有する。しかしわが国では、人材・言語等の制約もあって国際的にいちじるしく小さいので、この際とくに各種の措置を講じつつその拡充を積極的にはかるものとする。このためには、国内における人材の確保および養成のための体制の整備、強化をはかり、また開発途上諸国からの研修生を受け入れ

(II-13)

訓練等を促進し、関係国際機関への拠出と取組推進の徹底に努めるとともに、投資プロジェクトの選定運営等にあたっては技術協力と資本協力との有機的連けいを強化する必要がある。

(3) 多国間援助方式の活用

政府ベース援助の方式についてみると、国際機関への拠出を通ずる多国間援助方式は、原則としてアングライド・エイド(注)であり、貸付対象を幅広い視野からの国際的判斷に委ねられるという利点があるので、関係国際機関においてわが国の地位が高まりまたわが国と深い結びつきをもつ地域での国際機関の活動が強化されるに伴い、二国間援助方式とならんでこれを強化するとともに、これらの方式を有機的に結合して活用し、政府ベース援助の効率を高めていく必要がある。

なお民間経済協力は、民間企業の自由な選択に委ねられるものであるが、その推進をはかるためには、投資者のリスクを軽減し投資受入国にも受入れ易い条件を見出すことが必要であり、その方法として国

(II-4)

際金融公社(IFC)など国際金融機関を通ずる多国間民間資本の合弁形式による投資等の促進について検討する必要がある。

(注) アングライド・エイドとは、援助による貨物または役務の調達先を援助供与国に限定し、はい援助である。

(4) 効率性の促進

援助の効率性は、箇所拡大と条件緩和に伴ってますます重要となる。このため個別案件について投資の手前および事後にわたる一連の調査への協力措置によりその効率性の維持・向上に努め、個別開発事業は受取国の開発計画全体との関連でとらえ、また経済協力方式と地域配分については受取国の開発の状況にもっともよく対応する方式を弾力的に選択するよう努力し、さらに、前記のように経済協力と貿易との間でも有機的連けいを強める必要がある。それとともに、援助受取国の経済事情や経済開発政策等に関する事情をたえず把握するための努力を怠ら

(II-5)

てはならない。また わが国の援助供与をできるだけ
計画内に運用するよう努める必要がある。

(Ⅶ-16) 1

(印-283-A-II)

258

(III) 産業構造の革新

45.2.10

わが国の産業構造は、構造変化に対する柔軟な適応能力を発揮しつつ、二次産業部門の高度成長を軸としてかなりの高度化を遂げてきているが、今後とも国内需要構造や世界の貿易構造の動態的な変化の方向をみきわめつつ、長期的な視点からわが国にとって最も有利で効率的な産業構造への革新をはかることが必要である。このような革新努力こそが所得水準の上昇はもとより、物価の安定や高福祉を実現する基礎を提供するものである。

1970年代は、国際化の全面的な進展、労働力不足の一層の進行、高度化の進展、技術革新の急速な展開と経済社会の高度化にともなう需要構造の急激な変化、情報化の進展、土地問題や資源問題などの表面化等大きな環境変化に直面することとなるが、このような変化に対して単に受動的に対応するのではなく、これをわが国産業構造の革新の契機として積極的に受けとめつつ果敢に対処するという姿勢が要請される。

(III-1)

かかる産業構造の革新は、産業活動に携わるすべての国民の努力によってはじめて可能となるものであり、農業者等を含めた企業の創意と工夫に期待するところがあることも大きい。政府としては、創造的な民間経済活動が自由に展開されるよう、各種の競争制限的な制度、慣行を大胆に除去する等競争条件をさらに整備するとともに、労働力の有効活用を図りつつ、農業、中小企業などともすれば適応のおくれがちな低生産性分野の近代化を誘導し、また、将来、主導的な役割を果たすと期待される新規産業についてその発展に必要な環境条件の醸成に努めるなど、新段階にふさわしい産業政策を展開することが必要である。

3. 産業の効率化

1970年代の内外情勢の激しい変化をふまえて、産業全体としての生産性を飛躍的に向上させ、高所得高福祉の実現をめざして産業の効率化を推進することがわが国産業に課せられた課題である。

いままで、生産性が高く、生産性上昇率も高い工業部門の高成長を軸として、わが国産業構造は、高度化してきたが、1970年代においてもこのようなパターンは、大きく変化しないものとみられる。個人消費の面では全体としてサービス支出の割合が高まろうが、一方において飲食費の構成比が低下し、耐久消費財、その他の工業製品の比重が高まること、技術革新の進展、省カ投資の活発化等により、設備投資は引き続き高い水準を維持するとみられること、工業製品輸出が拡大することなどを反映して工業部門は依然として高いウェイトを占めるであろう。

しかしながら、今後とも産業全体としての生産性の上昇について主役を演ずるとみられる工業部門にあっても、その内部構造においては、一層の高度化、効率

化が要請されている。

いま、わが国工業を鉄鋼、繊維等の「材料」、機械部品、衣服等の「加工」、一般機械、電気機械等の「組立」の三段階に区分し、それぞれの地位を国際的に比較すると、わが国においては「加工」「組立」の比率が低く、また生産性については、中小企業が主には存在する分野である「材料」段階の軽工業および「加工」段階の水準が総じて低いという問題が指摘される。労働力不足の一層の進行や、国際化の進展に対処しつつ、このような問題点を解決して高生産性を達成するためには、創造的な技術革新の展開と情報化の推進を軸に、技術やデザインなどの情報投入量を増大させ、また多くの機能をシステム的に組み上げることによって、より、情報集約化技術集約化、高加工度化の方向に工業構造を誘導し、また、こうした方向のなかで、中小企業の近代化を推進していくことが必要である。

このようなわが国工業構造の高度化は、化学品、一般機械、電気機械などの技術集約的な工業製品が貿易

(Ⅲ-4)

拡大の中核となっていくとみられる世界の貿易構造のパターンにも合致するものである。

一方鉄鋼、石油化学、石油精製等の「材料」段階の重化学工業は、きわめて高い生産性を誇っているが、産業効率化の観点からみて、上述の高度加工産業とらんで、今後とも重要な役割を果たすことが期待される。

ところで、産業活動にとって、70年代を特徴づける、新たな重要問題は資源、立地、輸送等の諸問題がボトルネックとして登場するという点である。

鉄鋼業における原料炭や、エネルギー産業における原油等のエネルギー及び工業基礎資源をいかにして低廉安定的に確保するか、狭隘な国土の中で他の土地利用との調整を図りつつ、いかにして適正な産業立地をすすめるか、経済活動に見合って国内輸送、外航海運等各面での必要な輸送力をいかにして確保するか、などは70年代に解決を迫られる重大な問題であろう。

これら諸問題は、とくに重化学工業系材料産業、エネルギー産業等わが国経済の成長を支えてきた基幹資源型産業に集中してあらわれるものと考えられるが、

(Ⅲ-5)

前述の観点からも特段の対策の実施が強く望まれる。

このような基本的考え方に立つ産業効率化のための重点政策は、次のとおりである。

第1に、産業の高加工度化を推進するため、構造政策を積極的に展開する必要がある。このためには、技術開発力の強化、情報化の推進のための施策が強力に推し進められることを前提としつつ、まず、生産性の低い技術停滞的な労働集約的産業においては、おもいきった構造転換を行なうことが要請されよう。この過程においては、衰退部門の構造改善、事業転換などに対する適切な配慮が不可欠であり、対外投資政策、労働力政策、産業立地政策等の総合的、有機的な展開が必要である。

他方、電子工業、航空機工業、産業機械工業等の高度な機械工業、情報産業、原子力産業、新規合成産業等の新規産業は、その高い所得弾力性と技術先端部門であることから、今後、わが国産業構造を高度化する中核的存在であり輸出構造高度化の担い手として大きな期待が寄せられる分野である。

(四-6)

これらの新規産業については、政府は大規模先導的研究の推進等技術開発の促進、業態に応じた税制金融上の優遇措置等を通じてその育成を図るものとする。

また、1970年代においては経済社会の高度化の進展や所得水準の上昇等とともに、新しい社会的需要の増大や消費需要の高度化、多様化が急速に進むものとみられる。これに応じて、都市開発、住宅建設、大規模工業基地開発、海洋開発、公害防止、廃棄物処理・再利用等多くの機能を統合した分野の需要が急増するであろう。これらの需要は各種の産業分野を有機的に連携することによって充足されるものであり、産業活動のシステム化、システム技術の開発、これらを支える構成機器、材料の開発と標準化、環境の整備等を推進することにより、効率的な供給体制を確立することが必要である。

第2に、産業各部門の特性に応じた効率的な産業体制を確立することが必要である。

このためには、競争制限的な諸制度、諸慣行の再検討や貿易自由化の推進等によって有効な競争環境を注

(四-7)

持、整備すること、適正規模の確保等による効率の向上等の観点から合併、グループ化、業務提携、共同投資等により構造改善を推進すること、産業活動のシステム化を促進することなどが必要である。

とくに、計画前半期においては、対内直接投資の自由化が一段と進展し、欧米巨大資本との本格的な競争が予想される。このような分野においては、業種別ビジョンに基づき、構造改善を推進して、生産規模、経営規模の適正化をはかることにより、わが国経済の自主性を確保するとともに、欧米企業との接触が当該部門の効率化に資するよう努める必要がある。70年代、産業活動がより大型化し、これに伴い寡占的傾向を認める可能性があるため、有効競争を確保し、技術進歩、生産性上昇の成果が広く国民に行きわたるよう、所要の環境整備を行なうことにより、寡占の弊害を除去することが必要である。前述のような分野において構造改善を推進するにあたっては、これが競争制限的傾向をもたらすことのないよう十分な配慮が要請される。

(Ⅱ-8)

第三に、国際化の進展に伴って欧米先進諸国の巨大企業をはじめ、外国企業との競争がますます激化するなど内外情勢は激しく変化するが、このような変化に柔軟に対処できるよう、わが国企業の生産、販売効率の向上、企業経営の体質改善等により企業力を一層強化するための工夫と努力が必要である。このため、各企業においては、省力化投資を進めて資本設備率を上昇させ、規模の利益を進及することなどを一層進めるとともに、国際的視野に立つ経営戦略を展開し、さらに市場開拓、生産管理、経営管理、技術開発力などの水準を意欲的に引き上げることが肝要である。また、自己資本比率が低く、しかもすう勢的に低下の一途をたどっている点については企業力の強化の観点から大きな問題であり、自己資本を充実させることにより、不況抵抗力、国際競争力、自主技術開発等に伴う危険負担能力等を高めることが必要である。

このような各企業における工夫と努力に加えて、商品コードの統一、伝票方式の標準化、検収制度の合理化等、生産・流通・消費の一貫したシステムをつくり

(Ⅱ-9)

上げることが、企業の枠を越えて進められねばならない。

こうした企業力の強化を進める原動力は企業自体の自主的努力にあることはいうまでもないが、政府においても後述の情報化の促進など広く企業環境の整備に努める必要がある。

第4に、産業の基礎条件あるいは外部環境の整備を図ることが必要である。

とくに、産業構造高度化の原動力としての技術の役割はますます重要となるが、先進諸国との間には依然として大きな技術格差が存在することを充分認識し、自主技術開発力の強化を中心とする積極的な技術政策を展開することが必要である。さらに、資源問題、立地問題等の産業の基礎条件についての隘路の打開を図るとともに、国際化の進展に伴い貿易量の著しい増加が予想されるので、海外資源の安定的確保や輸出入貨物の円滑な輸送を確保するなどの観点から今後ともわが国船舶の拡充を進めるほか、産業関連社会資本の充実、金融の効率化等を推進することが重要である。

(Ⅱ-10)

4. 高生産性農業の実現と対策

今後の経済社会発展の過程において、農業がその近代化を強く要請されるのは、つぎのような農業をめぐる内外のきびしい諸情勢と懸望にもとづく。その第1はわが国農業の基幹作物である米が深刻な供給過剰状態にあり、需要に見合った生産の調整が緊急の課題となっていること、第2は、経済の高度成長のもとで、地価の高とうとてれにもとづく農地の資産的保有意識の増大などにより農地の流動化が進まず、また、若年層を中心とする労働力の他産業流出のため、農業就業者の大部分は中高年層であるなど、農業がその構造改善を推進するうえで、数々の困難な問題に直面していること、第3は、今後の農産物価格が、米の過剰、その他農産物の需給緩和の傾向、物価安定への要請などからみて、水準として停滞的に推移せざるをえず、

1960年代後半にみられたように価格面から農産所得の大幅な増大を期待することはむづかしくなってきたこと、第4は、経済の国際化の進展にともなって農産物の輸入制限の緩和ないし撤廃が国の内外から強く

(Ⅱ-11)

要請をいれていること、ゆえは、食料消費の多様化、高度化、加工化の傾向は、需要の面から生産流通単位の大規模化、供給の大量規格化等を強く要請していること、である。

このような諸点を考慮するとき、農業に對し強力な施策が展開されない限り、わが国の経済が成長を続けるなかで農業と非農業との生産性、所得の格差は今後ますます拡大する方向をとるかそれがある。

以上のようなきびしい内外情勢の進展のもとで、国民に良質な食料を安定的に供給するとともに、農業従事者の所得と生活水準の向上をはかるといふ農政の目標を達成するため、今後の政策展開の基本的姿勢として、

- ① 長期的観点に立って、農産物の価格上昇に依存しがちであった従来の農政から脱脚し、国際競争にも耐えうる生産性の高い農業の実現をのぞいて、生産・流通構造の抜本的改革をはかる。
- ② 当面の緊急対策である米の生産調整を強力に推進するなど、食料需要に適合した農産物の安定的

(Ⅱ-12)

な供給をはかるとともに、農産物価格政策の適正化を期する。また、需要の増大する水産物、林産物についても水産業、林業の近代化をはかりつつその安定的な供給体制の整備充実を進める。

- ③ 今後の農業問題に対処するには、従来の農政の領域をこえた広い国民経済的な対応策が不可欠であることに留意し、とくに高生産性農業の展開に十分対応できない農民層や地域の存在を正視しつつ、雇用、土地、社会保障、産業立地、公共投資など多角的な視野からの検討および総合的な政策の展開をはかる。

(1) 高生産性農業の展開

わが国の農業が、工業を中心とする生産業部門の急速な成長に対峙しつつ、生産性の飛躍的向上をはかるために、また、食料需要の変化に伴なう農業生産・流通の大規模化等の強い要請にこたえるためには、① 規模が大きく、能率の高い自立経営や協業など集団的生産組織などの積極的な育成助長をはかるとともに、② こ

(Ⅱ-13)

これらの経営、組織などを含めた広はん地域全体の
高い総合生産力の発現をはかるため、整備され
た生産基盤や生産・流通の大規模施設など高度な
「装置」を中核とし、分化する生産・流通の諸機
能を総合化し「システム化」するよう、その方向
で検討し、誘導をはかることが不可欠である。こ
のような基本方向に沿いつつ、高生産性農業の展
開をはかるため、つぎの諸施策の実施を進める。

オ1は、農地の流動化を促進する政策である。
経営面積の規模拡大をはかるため、農地の所有権
の移動によるばかりでなく賃借権の取得による方
法を積極的に推進し、また、農地の移動が規模拡
大に資するよう方向づけを行なう。このため、公
的機関による農地の造成、譲渡、賃貸等を行うめ、
現行農地制度の速やかな根本的改正によって、農
地流動化の積極的促進をはかる。

オ2は、農業の装置化を推進することである。
大型機械の導入、耕地の多角的利用等を可能とす
る圃場の整備、大規模畜産の展開をめざした草地

(II-14)

等の造成開発、生産、出荷などの大規模化に対
応した大型農道の充実など、生産基盤の整備を
はかる。この場合、農地と林地の一体的な利用
形態についても配慮する。

また、生産から加工・流通にいたる環境調節
施設などの近代的施設、機械などの建設導入を
進めるとともに、革新技術の開拓とその普及を
はかるため、試験研究、普及指導および農業者
教育の体制を刷新充実する。

オ3は、離農の援助・促進と地域政策の展開
をはかることである。

中高年農業者の内滑な転移を促進するため、
在宅通勤を中心とする地元雇用機会の創出とそ
の増大を主軸として、農業者の通勤可能な農村
地域への工場分散に対する助成指導、道路交通
網および通信網の整備、農用地と非農用地との
利用の計画的調整、転移希望者に対する情報提
供と職業紹介、職業訓練の強化、離農希望者の
農地の買取りまたは賃借、財産整理の内滑化措

(II-15)

置など、産業立地の誘導、公共投資をもちくむ総合的な地域政策の展開を積極的に推進する。

また、高年令者の農業者からの円滑な引退を促進し、あわせて農業者の老後保障、後継者その他への経営移譲に資するため、農業者年金制度の積極的活用をはかることが重要である。この場合、同年金制度の対象とならない高年令者等について、経過措置として離農一時金を支給するなどの措置を講ずる。なお、同年金基金の活用による農地の移譲の円滑化などについても検討を進める。

(2) 食料の安定的供給

今後、高度化、多様化する食料需要に適合した農産物の供給体制を整備するため、オノに、農産物の需給調整と価格の安定をはかる必要がある。当面、米の生産調整対策を積極的に推進するとともに、需要の強い畜産物、果実、野菜などについて、生産性の向上を基本としつつ、積極的な生産対策・流通対策の充実と振興をは

(Ⅱ-16)

かる。米の生産調整については、当面、農業者団体などの自主的な協力のもとに、稲作の転換などに対する奨励措置によってこれを推進する。

(これとあわせて、事態の推移によっては、政府買入れ価格の調整および買入れ制限など現行食糧管理制度の改正について検討を加える必要が生じよう。)

また、長期的観点に立って、従来にもすれば、所得補償に備じ、需給事情についての配慮に欠けるうらみのあった価格政策の運用を改め、今後は、価格の需給調整機能の回復をはかるとともに、価格政策の重点を価格の安定にかく方向をとることが重要である。この場合、とくに米価とその他の農産物の相対価格関係の是正に努め、需要の動向に即応した農業生産を進める。

そうは、国民の食生活の向上および農業者の所得維持向上の見地から、農産物の出荷・輸送・貯蔵・包装・加工など流通加工全般にわたる合理化、近代化を積極的に推進する。

(Ⅲ-17)

次に、農産物の残存輸入制限について、巨目
ごとに農産生産と雇用に対する影響などを考慮し
て、必要調整措置を講じながら、漸次、輸入制
限の緩和ないし撤廃を行なうことが必要である。
その場合の対応策としては、農産物価格は、農産
物の生産性向上の進捗、農産物価格の流動化の程度
消費者価格安定への要請などを考慮した中長期の
見通しにもとづいて漸次国際的価格への接近をは
かることを旨とし、経過的措置として、可変的課
徴金、不足税、および両者の組合せなどによる調
整措置を講ずる必要がある。

次に、今後の需要増大に対し、水産物の生
産の安定的拡大を水産業の近代化を回りつつ推進
することが必要である。そのため、沿岸漁業につ
き、漁場環境の維持に つと の つつ 漁場造成等の生
産基盤の整備、近年開発されつつある新しい技術
の活用による資源培養型漁業の展開、養殖業の推
進等により需要の旺盛な中高級魚貝類を中心とし
た生産の安定的拡大と生産性の高い漁業経営の育

成を図る。一方、沖合、遠洋漁業では、新漁場の
開発、新しい漁うろ技術の開発導入等による未利
用資源の利用と漁業経営の合理化を図る。また、
生産と流通加工の拠点である漁港の重点的整備を
進めるとともに、水産物価格の安定に資するため
流通加工施設の集約的拡充、水産物の規格化、流
通情報の整備等を図る。

5 中小企業・流通部門の革新

(1) 中小企業

国際分業のいっそうの進展と、労働力需給の逼迫は中小企業経営に根本的変革を迫っているほか、公害など社会環境への配慮も必要になっている。

一方、所得水準の上昇、先進国間貿易の拡大、技術革新の進展等、需給両面からの要請による産業の高加工度化、需要の高級化・多様化が中小企業の活躍する機会を増大させている。中小企業によるこうした変化への適応は、産業構造の高度化と経営の持続的成長につながるとともに、国民消費水準の実質的な向上をもたらすための不可欠な要件であるので、高度の技術と高い生産性を有する企業に育成、誘導する。

1) 効率の向上

中小企業が環境変化とすすんで克服し、さうには先駆的な分野を開拓しようとするときに大きな障害となりがちな資金調達力の不足を補うため、政策金融の拡大、信用補完制度の充実をはかると

(四-2)

とて、技術指導、技術開発施策を強化して技術の高度化を支援する。また、グループ化を通じて効率向上を一段と促進するため、共同化、集約化事業をいっそう拡充する。さらに、環境変化の影響を受けており、また受けるおそれのある業種や下請企業に重点を置き、業種、業態別の問題に配慮し、集団としての中小企業群について抜本的な構造改善事業を推進する。

2) 競争条件の整備

カルテル行為やその他の調整措置については半ば恒久化しているものもあるので、企業の合理化意欲を喚起し、業界の近代化を促進するよう適正に運営するとともに、更新存続にさいしてはとくに審査の厳格化を図る。また、特恵関税の伏字や資本自由化については、これを革新への刺激として受けとめ、急激な市場攪乱を避けつつ、中小企業として新たな適応の道を見出すよう誘導する。

3) 市場動向への適応

中小企業に関する情報体制を整備し、生産過程

(II-22)

の選定、変更に必要な流通を円滑化するなど、中小企業の市場への適応を助けるとともに、企業内の経営情報システムの啓蒙指導に努める。とくに小規模企業にたいしては、施策の普及や経営の指導を積極的に行なう。

(2) 流通部門

これからの流通部門の課題は、生産性の向上と機能の高度化を通じて流通効率を高め、それにより得られる利益を消費者に還元していくことにある。そのためには、個々の企業、部門の省力化、情報化等、がもちろん必要であるが、流通活動は生産、流通段階における多数の企業や事業所はもとより消費者にも関連するので、合理化方策の検討、実施に際しては流通活動をシステムとしてとらえて総合的効率化を図られるように配慮する。

1) 商業

流通効率の飛躍的向上を実現するためには、商業における経営の省力化、商取引の合理化、物的

(II-23)

流通コストの低減および流通活動のシステム化が必要である。従つてまずコールド・チェーンの普及を図るなど労働力不足に対処したセルフサービス化を促進するとともに、商業者が情報機能を強化して、発注・受注・在庫等流通機能のシステム化を進めるよう誘導する。

システム化については、その基礎的前提として帳票類、コード等の統一化を早急に進めるとともに、関係企業がそれぞれの取引慣行を超越した高い立場からシステム化の必要と効果を適確に認識するよう、流通関係各界代表者および専門家を結集して基本的方法の策定をはじめ具体的方法の審議、政府の関係施策に関する民間の意見の統一等を行なう総合的推進体制を確立する。あわせて、省力機械の取扱い、情報処理、科学的在庫管理、マーケティング等の技能を身につけた、近代的流通活動をになう人材を養成するための教育機関を拡充する。

次に、コストの低減に結びつく大規模商業の発

(Ⅲ-24)

達は流通の合理化に資することとなるので、流通関係の法制、政策はこれといたずらに抑制することのないよう運用する。

一方、中小商業の近代化、合理化を推進するとともに、大規模商業による集中の弊害を避けるため、ボランタリー・チェーン化等の組織化と強力に推進する。また、卸売市場の運営にあつても、改善、合理化をすすめるほか、商取引における旧来の制度、慣行のうち不合理な面については、その是正に努める。

2) 物的流通

物的流通についても、流通経費の低減と機能の高度化のために、そのシステム化を通じ、効率化と省力化を図る。

まず、一般貨物における協同一貫輸送、例えば、フレートライナー(鉄道輸送のもつ大量高速性とトラック輸送のもつ機動性を結びつけた新しいコンテナ貨物輸送方式)、長距離フェリー、内航コンテナ輸送、一貫バレーゼーション(バレット

(Ⅲ-25)

を利用した協同一貫輸送方式)等と、大量ばら積貨物における専用輸送、例えば内航専用輸送、国鉄の物資別適合輸送等を促進し、新しい輸送体系の形成を通じて革新的な物的流通の確立に努める。このため、JIS等により荷姿・包装の標準化を図るほか、情報機能の向上を基礎とした総合的流通活動および一貫輸送活動の普及を図る。

第2に、関連する社会資本を充実するほか、集荷配送、流通加工、情報処理を主たる機能とする流通倉庫、集配送センター、複合ターミナルの建設、配送ネットワークの整備のための民間の努力を誘導、促進する。また、中央卸売市場および地方卸売市場を通ずる生鮮食料品流通の体系的な合理化を実現するため、市場施設の計画的な整備を推進する。

3) 地域政策の配慮

都市化の進展等地域構造の変化にともなう都市機能の再開発、商業立地の適正化等のため、流通

近代化の地域ビジョンに沿って、地域商業振興と社会開発とを有機的に関連させるよう配慮しつつ、卸田地・卸総合センターの建設、生鮮食料品市場の移転・ショッピング・センターの建設、商店街の再開発等に関する施策を総合的計画的に進める。

6 労働力の有効活用

今後、増勢の鈍化が見込まれる労働力供給のもとで、引き続き高い経済成長を実現するためには、労働生産性の向上がより重要な条件となってくる。

そのためには、各産業、企業で省力のための技術開発や投資の推進、雇用管理の改善および人的能力の開発、勤労者の経済成長への積極的参加の意欲の醸成などへの努力が一層強化されねばならない。とくに農業流通、中小企業などの低生産性部門においては、経営規模の拡大や機械化・自動化による省力の促進など近代化を進めるとともに、必要に応じて適切な業種転換の促進をはかるなど、国民経済的視野に立つて産業、就業構造の改善に努め、労働生産性を向上する努力が必要である。

① 中高年労働者の活用

全体としての労働力人口の増勢鈍化に加え、その質的構成が大きく変化し、とくに若年労働力の著しい減少に伴い労働力の高齢化と、そのなかでの女子の比率の増大が進む。中高年労働力は、一般に新技

(Ⅱ-28)

術への適応力に劣り、地域的移動性などについての制約も大きい。このような労働力の構造変化の中でその有効活用をはかるためには、従来の賃金・雇用制度や慣行を改めるべく、新たな創意工夫が必要である。たとえば、わが国の歴史的社会的慣習と若年労働力の豊富な供給のもとで成立した、年功賃金や封鎖的な雇用慣行などを改め、職務や能力に応じた賃金・雇用制度への移行をすすめることが必要である。また、中高年労働力の技術革新などへの適応力をつちかうため、労働者の生涯を通じての再訓練や労働能力の不断の開発向上のためにより小さなわしき教育・訓練制度の整備、拡充が重要であり、さらに、適職の選定、あるいは労働能力に作業方法を適合させる工夫（ジョブ・リデザイン）などを推進するとともに、とくに高齢者に対して、就業分野の拡大の努力が必要である。

さらに、今後は、中高年女子労働力の進出を期待する度合いが高まることとなるが、この層の労働力の活用にあたっては、主婦としての責務との両立や

(Ⅲ-29)

労働能力などを考慮して、勤務時間、作業環境、作業方法、職場適応などについて家内労働者も含めて特別の配慮が必要である。また政府においても、この層の特質を考慮して、社会環境の整備、職業相談、就職あっ旋、職業能力開発のための指導や訓練などの施策を強化する必要がある。

なお、新規卒業者の高学歴化の傾向に即応してその有効活用をはかるため、産業や経営側の受入れ態勢の改善を中心に適切な措置を講ずる必要がある。

(2) 労働力の流動化

労働力供給の量的、質的变化にともない、産業・就業構造が変化する過程で、労働力の産業間・地域間移動を円滑に行なうことが、従来にもまして重要になる。これまでの新規卒業者や若年労働力中心の移動とは異なり、中高年層の比重が増す今後は、職業紹介や職業指導においても、雇用情報処理の迅速化、移動用宿舍の設置、貸与職業転換支援措置の拡充などの政策努力によって、労働力の円滑な流動化をはかるとともに、国民経済的に必要な分野に

(Ⅱ-30)

労働者が進んで就業できるような配慮についても検討されなければならない。なお、産業部門からは引き続き速いテンポで労働力の流出が予想されるが、その大部分が職業転換能力や地域的移動性に乏しい中高年層であるのでこの層の実態に即した職業の紹介、訓練の実施を図るほか、在宅通勤による雇用機会を拓けるなどの政策が機動的にとられる必要がある。

(3) 環境の改善

また、労働者の職場および生活環境は、労働者の能力が有効に発揮されるとともに、人間としてより豊かな生活を通じ経済の成長に寄与しまたその成果を享受できるように諸条件を整備する方向で、その改善がはからなければならない。とくに職場環境については、災害や疾病の防止のための対策を強化するとともに、長時間労働あるいは単調な労働等に対して適切な配慮が必要である。労働災害については技術や労働力の質的变化により災害発生の潜在的危険性は高まっているので、これに対応した国の

(Ⅱ-31)

監督指導の励行、企業における安全衛生活動の積極
的推進によつて安全衛生水準を向上させるとともに
科学的労働災害防止対策推進のための調査研究、あ
るいは被災者に対する災害補償、社会復帰について
も一貫した対策を充実強化する必要がある。

(IV) 社会開発の推進

社会開発の目標は、充実した経済力にふさわしい国民生活の社会的基盤を確立することにある。従って、国民生活面で従来立ち遅れていた点を改善するにとどまらず、1970年代に予想される経済社会の激しい変化が社会的側面に及ぼすさまざまな悪影響を未然に防止し、さらに所得水準の上昇とともに高度化し多様化する国民の欲求に対し、長期的ビジョンにととづいた社会的条件の整備を進めなければならない。

社会開発の今後の重点政策としては、1) 都市化の進展に対処しながら、大都市、地方都市、農村をこじ、活力ある地域社会の建設を進めること、2) そのうえに立って、従来から立ち遅れがちな社会的富の蓄積を図り、とくに土地対策の推進と住宅、生活環境の整備を通じて住みよい生活の場を確保すること、3) 高度社会の進展、経済の高い成長などによって激化するおそれのある公害問題に事前的に対処すること、4) 国民

生活をめぐる諸情勢の変化にとりなつてとすれば、あび
やかされがちな国民生活の安全を確保するとともに、健
全な消費生活を保護する立場からの消費者行政を推進す
ること、⑤ 社会的諸条件が大きく変化するなかで所得
水準の一般的上昇にかかわしい国民生活の安定と福祉の
実現を図るため社会保障を充実すること、⑥ 国民生活
をめぐる情勢の変化に対応し、健全な消費生活を保護す
る立場からの消費者行政を推進すること、などである。

とりより社会開発はより広れ多岐にわたるとのであり、
栄養水準や健康の向上、交通安全対策の強化、産業災害
の防止、健全なレクリエーション施設の整備、自然や文
化財の保護、保全などについて、たゆまぬ努力を続けて
いかなければならず、さらに、これら社会開発諸施策の
推進にあたっては、従来以上に人間性尊重への配慮が必
要である。

これらの社会開発を従来以上に効果的に進めていくた
めには、施策の重点化、財政支出の効率化等につとめる
べきことはとらえてあるが、国民の租税、社会保険負
担とある程度隔まらざるをえず、さらに充実してきた民

(IV-2)

間経済力を活用する新たな工夫が必要となる。このよう
に国民の連帯意識の上に立つて国民生活の社会的基盤を
整備し、生活の安定と社会的緊張の緩和を図ることは、
わが国経済社会のより高い発展段階への飛躍をなしとげ
る前提となるものである。

(IV-3)

7. 住みよい都市及び農山村の建設

大都市、地方都市及び農山村を通じて、望ましい環境を備えた地域社会を建設することは、社会開発の推進の基本的な課題である。全国土にわたって都市化が進展するなかでこのような課題にこたえるためには、国民生活を圧迫し、経済活動を阻害している過密、過疎現象の弊害を解消するための施策をそれぞれの地域について個別的に講ずるに止まらず、長期的視点から、交通通信網の整備等によって全国土の開発可能性を高めるとともに、大都市、地方都市及び農山村の各地域について、分担すべき機能を積極的に受け入れ再編成して行くという政策の一環として、良好な環境を造成してゆくことが必要である。そして、この場合、とくに、人間性尊重の観点から住民福祉の向上と経済の効率化の要請に応じた政策を調和させて行かなければならぬ。

(IV-5)

(1) 大都市

1) 大都市においては、既に生じている過密現象による各種の弊害を解消するという課題に直面しているが、人口、産業の集中は、やや鈍化しつつもなおかなり急速に進行し、経済活動の増大、世帯増加等と相まって、大都市地域は一層広域に展開して行き、都市環境の整備に対する需要は一層増大するであろう。一方、所得水準の向上、自由時間の増大と相まって、今後大都市では、技術的、専門的、管理的職業従事者の比重の高まり、若しくは育成の場としての大都市の重要性の高まり等の条件の変化に応じて、安全・健康、快適性を十分に備えた生活環境の確保、健全な教育環境の確保への要求が高まり、また、知的労働等の緊張からの解放等を求めて自然と文化財への確保への要求も高まるであろう。したがって、今後はこのような要請にこたえて、国民生活の充実と向上を十分に考慮しつつ都市の整備を進める。

2) 過密現象による弊害を解消しつつ今後の発展に

(74-4)

対応して望ましい環境を整備するためには、交通施設、住宅、上・下水道等の供給、処理施設の社会資本の整備を進めるにとどまらず、技術革新、生産流通規模の拡大、生活行動範囲の拡大等に対応して、中枢管理機能、流通機能、工業生産機能、住宅等の各種の機能を広域的に再編成して都市機能の純化を図り、併せて公害、災害の防止の観点から、都市環境の改造を進める。

このため広域的な都市整備のビジョンに基づいて、① 都市計画の強力な実施による規制と誘導、② 社会資本の先行的投資、③ 施設負担の強化による土地利用の効率化等を図る。

また、この場合、とくに再開発による波及的効果の大きな都心部とその周辺部について、広範囲に高度利用地区を定めて、再開発事業を推進する。

3) 都市整備の具体的な施策としては、とくに、住宅を中心とする居住環境の整備を重点的にとりあげるものとする。大都市においては、従来は無秩序なスプロールを根本的に改めるため、後述のよう

(74-7)

地価の安定策の確実な実施と併せて、都市内の大部分の住宅地が環境のよい住宅市街地として開発されるよう、規制と誘導の施策を強化する。

道路、公園、上下水道等の都市施設は、このよう住宅地の開発に對應するものを優先的に整備する。

また、とくに、後述の大規模な住宅都市の計画と併せて、高速鉄道及び各種の二次輸送手段を一体的に組み合せ、高速高能力の通勤交通体系が確立されるよう、総合的な都市交通行政を推進する。

さらに、既成市街地内では、将来の広範囲にわたる住宅地の更新に備えて、充分な公共空間を備えた環境のよい住宅地が形成されるよう、規制と誘導の方策について早急に検討する。

4) さらに、大都市の整備に当っては、広域的な行政の処理体制の確立、周辺の人口急増地域における基盤施設整備についての市町村に対する財政的配慮、費用負担の合理化等について、積極的な検討を行おう。また、国及び地方公共団体の政策決

(17)

定に関する民意の反映のため、大都市の特殊性を十分に配慮した方法について検討する必要がある。

(2) 地方都市及び農山村

大都市以外の地域については、全国的に進行する都市化に対処して、地方都市を中心とし周辺の農山村を含む広域の生活圏の整備を促進して住民福祉の向上を図ることを政策の基本とし、過疎化現象についてもこのような施策の一環として広域的に対処する。このため、

1) 広域生活圏の中心となる地方都市をその特質に応じ、個性ある開発の可能性を生かして育成する。このため、周辺の農山村を含む広域の生活圏に対して、教育、文化、医療、福祉、レクリエーション、ショッピング等の機能を提供するセンターとして、また、工業、商業等の生産、流通等の中心地としての機能を高めるよう、交通通信施設、広域生活圏の共同の利便のための公共的施設等の整備を先行的に進める。

2) 高生産性農業、観光、製造業等それぞれの圏域

(17-9)

の特性に応じた産業の発展を図るとともに、モータリゼーションの進行等による行動範囲の拡大等に対応して、地方都市を中心として広域生活圏内及び生活圏相互を結ぶ交通通信網を最も重点的に整備する。この場合、農村からの在宅通勤に留意するとともに、とくに豪雪地帯については、消雪、防雪施設の整備に努める。

3) 農山村における生活様式の多様化等に対応して、都市地域以外の地域においても、生活圏の各段階に応じて各種の生活環境施設が適切に配置されるよう整備を促進する。

4) 離島、農山村の一部には、今後再過疎化現象が進行することが予想されるが、これに対しては、上記の諸施策の一環として対応するが、とくに道路及び通信施設の整備を重点的に進め、また、地域の実情に応じて、集落の移転統合を進める。

8 住宅、生活環境施設の整備と土地対策の推進

急激な我が国の経済成長は、都市への産業、人口の集中と地価の高騰をもたらした。

都市への無秩序な産業、人口の集中は、地価の高騰とあいまって、住宅及び生活環境施設整備の立ちおくれをもたらした。狭小過密居住、大気汚染、騒音、水質汚濁等の公害、下水道、ごみ・し尿処理施設の不備、都市公園の不足、道路交通、通勤交通の混雑、交通事故の増加等、国民生活面を歪みを大きくしている。

今後ますます進展すると見込まれる都市化の趨勢に対応し、適正な経済成長を持続しつつ、活気にあふれた健康で文化的な国民生活を実現するためには、現在乱雑にながれている土地利用を秩序づけ、その効率的利用を図り、地価の安定を目指す施策を推進するとともに、住宅・生活環境施設の大規模な改善を図ることが必要である。とりわけ、土地利用の混乱と地価高騰が激しく、居住環境の悪化の著しい大都市地域については、特に強力な施策が推進されなければならない。

(1) 土地の有効利用と地価の安定

土地の効率的利用を促進し、住宅地価格の高騰を鎮静化するためには、土地の計画的利用・高度利用を図り、値上りを見込んでの土地保有や不急不要の土地需要を抑制し、住宅立地に適した土地を大幅にふやす等の施策を総合的に実施する必要がある。

このためには、第1に、適正な都市計画のもとで土地の計画的利用を図る必要がある。

この観点から、都市計画法による市街化区域や住居地域、工業地域、文教地区等の地域地区の適正な設定、運用が推進されなければならない。とりわけ、市街化区域に組み入れられる山林、農地等については、都市計画法に基づいて、区画整理等を従来より一層強力に推進し、都市的施設の整備を推進する。

第2に、土地に対する固定資産税および都市計画税の課税を適正化する。

現在、固定資産税などは、必ずしも時価を基準にして課税されておらず、都市周辺の農地等値上りのはげしい土地ほどその負担が著しく低くなっており、

(17/2)

これが土地の売却みや買急ぎを助長している面は大きい。

したがって、このような土地にかかる固定資産税などについては、土地の効率的利用、地価の安定を図るためにも、負担の激増に配慮しつつ、速やかに適正な時価を基準として課税することとする方向で検討する。

第3に、通勤可能圏を大幅に拡大することなどにより、住宅立地に適した土地の供給増大をはかる。

このため、各種通勤交通手段の輸送能力の増大、高速化、相互連絡の円滑化などを強力に進めるが特に路面交通と鉄道の効率的連絡には意を用いることとし、駅周辺区域の一括取得の途を講ずることも検討する。このほか、住宅用埋立の推進にも努める。

第4に、通勤交通の便をよえ、施設のひとのた良変低廉な住宅地の供給を大巾に増加する。

このため、大規模な住宅用地の造成をより強力

(17/3)

に推進することとし、民間による優良住宅地の造成を助成するほか、国、地方公共団体（住宅公団等を含む。）は、その住宅政策においてもとくに住宅用地の取得およびその造成に重点をおいて、これを推進するものとする。

とくに、米の生産調整策がとられることとなった最近の情勢にかんがみ、今後、農業政策との綿密な調整の下に、公共団体等が取得した水田を交換分合により相当の面積にわたってとりまとめ、これを住宅用に供する等の新しい方途をも積極的に検討する。

第5に、大都市機能の純化、土地需給の緩和をはかるためには、現在大都市にある機能を選択的に広域にわたって展開する施策を推進する必要がある。

このため、工場の分散をさらに促進するほか、必ずしも大都市にある必要のない行政機関、高等教育機関の分散をはかり、また副都心および大都市周辺の適地における新しいビジネス・センターの建設を促める。

(IV-14)

(2) 住宅 生活環境施設の整備

良好な居住環境を確保することは、国民生活の質的向上をはかるうえの基本であり、また、経済社会の発展を持続させるための要件である。しかしながら、土地利用の混乱と生活環境施設のいちじるしい立ち遅れにより、生活環境は、むしろ悪化している。また、地価の高騰に加えて建築価格の急上昇は、適正な水準の住宅を確保しようと願う国民にとって大きな障害となっており、そのため都市居住者の多くが小規模低賃住宅あるいは郊外・離散地住宅に居住することを余儀なくされている。このような実情を改善し、今後さらに拡大が予想される経済力にふさわしい居住環境を実現するためには、以下のような基本的方向に則り、住宅・生活環境施設の強力かつすみやかな整備が推進されなければならない。

居住環境の改善にあたっては、国民がそれぞれの就業状態、世帯構成、生活意識などに応じて、極力自力で、適正水準の住宅を確保し、健康で文化的な住生活が可能となるような諸条件を整備することが

(IV-15)

政策の基本である。したがって、土地の有効利用と
地価の安定をはかるための諸施策とならんで、生活
環境施設の総合的な整備がすみやかに実施されなけ
ればならない。こうした基盤整備のもとに、ひきつ
つき根づよい住宅需要に対処するとともに、停滞し
ている住宅の質の向上を積極的に推進する。以上の
観点から、

第1に、立ち遅れのいちじるしい生活環境施設を
すみやかに整備する。この場合、既成市街地におけ
る都市再開発事業あるいは都市周辺における住宅市
街地開発事業などの一環として、住宅などの整備と
一体的に実施する。

① 生活・産業廃水の衛生的処理、水利用サイクル
の効率化などをはかるための下水道の大幅な拡充、
水需要の急増に即応した水資源の開発、都市生活
者に緑の空間、災害時の避難場所を与える都市公
園の整備。近年問題が深刻化している都市、産業
廃棄物の広域的処理など、住生活に密接に関連す
る諸施設を早急に改善する。

(Ⅱ-16)

② 都市化の進展にともない、地域的にいちじるし
く不足している義務教育などの学校教育施設を適
正な水準に整備するとともに、文化施設などを充
実する。

③ 地下鉄等大都市通勤線の新設および増設、都心
系入りを推進し、都市交通施設の輸送力の拡大と
高速化など通勤・通学対策の強化をはかるととも
に、別項(10、国民生活における安全確保と消
費者行政の推進)で述べるような交通事故防止対
策を強力に推進する。

④ 都市を自然災害から防護するために都市河川の
改修などを推進する。

⑤ 地方都市、農山村においては、別項(7、都市
および農山村の建設)において述べたように、道
路その他の生活環境施設、医療、福祉施設などの
整備を行ない、住民福祉の向上をはかる。

第2に、主として質の向上を重点として、住宅の
建設を促進する。すなわち、目標年次において、国
民のすべてが、小世帯〇〇㎡以上、一般世帯〇〇

(Ⅱ-17)

㎡以上の居住面積をもつ居住環境の良好な住宅を確保できるように 民間自力および公的援助により、総戸数約〇〇万戸の建設を目指す。この場合、中高所得の階層に対しては、できる限り民間による住宅の確保を促かすとともに、狭小過密住宅等住宅難世帯への対応を強化する。

① 民間による適正な水準の住宅の確保を促進する。

このため、ひきつづき税制上の各種優遇措置を充実し、信用保証制度の拡充、民間金融機関と政府金融機関の協調的融資の促進などにより、住宅金融を円滑にする。また、新技術の開発、生産、流通機構の整備、部品、建材の規格化などを促進することにより、住宅の工業化を推進するとともに、民間資本の住宅分野への大幅な進出を促し、良好な住宅の大量供給と、住宅建築費の安定を目指す。

② 民間資金を活用する方法または民間と公的機関が協調して、良好かつ低廉な住宅を供給する方法として、住宅協同組合の設立、住宅債券制度の拡充、土地所有者による住宅供給方式の採用などを

(IV-18)

検討する。

③ 適正な居住水準の住宅を確保できない所得階層に対しては、公的施策による住宅の供給を充実する。このため、特に、公的賃貸住宅の建設を促進するとともに、その規模、立地等の質の向上をはかる。また、公的賃貸住宅の管理運営にあたっては、入居に関しての所得制限の徹底、傾斜家賃制度の適用などにより、居住者の所得または、家賃負担能力を充分考慮した弾力的な入居、家賃体系を確立する必要がある。

第3に、今後の国民生活のパターンの変化するにともない、いちじるしく増大が予想されるレクリエーション需要に対処するため、大規模レクリエーション基地、自然歩道、国民宿舎などの整備を促進する。また、国土開発、市街地開発等による自然、歴史的環境の破壊を防止するために、開発事業等を実施するにあたっては、これらの保全に十分配慮する。

(IV-19)

㌞ 公害対策の急化

わが国の公害問題は、狭隘な国土のなかにおける重化学工業化を軸にした経済のめざましい成長と工業の高度集中、人口の急激な都市集中を背景として近年ますます多発多様化の傾向を強め、これに対する規制の不十分さと相まって、とくに太平洋ベルト地帯を中心とした地域は世界でも有数の公害の集積地帯を形成しているといえよう。ふりかえってみると、わが国の公害防止対策は、昭和42年の公害対策基本法の制定を契機として最近急速に進展し、関係法規の新設など規制体系の整備をはじめ、地方公共団体や企業側の防止対策にとかなりの前進がみられることは事実である。

しかしながら今後とも継続する経済社会の高密度化や生活様式の都市化、高度化は、大気汚染、水質汚濁、騒音などの原因となる公害因子の排出量の激増をもたらすことが予想され、この際適切な対応措が盛力に講ぜられない限り公害による生活環境の悪化は一段と深刻化を遂げ、安全で快適な国民生活の確保を困難にするのみならず、健全な経済の発展をも大きく阻害す

(II-21)

る要因になるといわなければならない。このような実情にかんがみ、わが国の公害問題に対しては、国、地方公共団体は勿論のこと企業および個人にあり、公害を発生させず、また発生する公害に対しては自らの社会的責任においてこれを防止するという自覚を新たにし、次の事項を重点とした公害防止対策が積極的かつ自主的に推進されるべきである。

なお、公害防止に必要な各種費用負担のあり方については、原因発生者責任の原則に基づき、国、地方公共団体、企業、国民の間における合理的な費用分担のあり方を早急に明確化することが必要である。

(1) 規制の強化

公害に対する規制措置については、大気汚染、水質汚濁および騒音に関する防止法の制定やいわゆる酸化物に係る環境基準の設定等により逐次整備充実されつつあるが、今後とも増加の一途を辿ることが予想される自動車排出ガスや微粒子、汚水、騒音などに係る環境基準の設定を急ぐものとする。また、いわゆる酸化物をはじめ各種公害因子の排出規制につ

(Ⅱ-22)

いては環境汚染の実情に即して格段の強化を図るとともに監視測定体制の充実、廃棄物処理に対する助成措置によってその実効を期する。

なお、悪臭、地盤沈下等の公害についても規制を強化するという方向で所要措置の検討をすすめる。

(2) 生活関連社会資本の緊急整備

わが国の公害は、とくに市街地における生活関連社会資本の著しい不足によって一層深刻化していることおよび水質汚濁防止や都市・産業廃棄物処理に果す社会資本の後割が極めて大きいことにかんがみ、前述のとおり、下水道、都市河川、廃棄物処理施設等生活関連社会資本の整備を積極的かつ重点的に推進する。

② 公害防止のための調査、研究および技術開発の促進

複雑多岐にわたる公害因子については、科学的な分析と計量的な発生量の予測が公害防止対策確立のための基礎条件であり、また、効果的な公害防止対策を推進するためには防止技術開発のため、たえず創意と工夫が必要であることはいふまでもない。

このためには、企業における自主的な努力はもとよ

(Ⅱ-23)

り、政府において公害防止のための調査、研究および技術開発についてなお一層の促進に努め、また試験研究機関の充実等のため所要の措置を講ずる必要がある。

4) 公害防止対策の広域化と土地利用の適正化

産業活動などの一層の巨大化や全国的な都市化の進展などによる公害発生の広域化に対応し、今後はより広域的な公害防止計画の策定を検討するとともに、監視測定体制の整備および規制命令等の措置を既存の行政区画にとらわれない広域的な見地から実施する。

また、公害の発生を未然に防止しつつ有効な国土の活用を図るためには、各種地域計画が公害防止計画との緊密な連携のととに策定されるべきであることはいうまでもなく、この場合には対象地域に関する綿密な総合事前調査を実施し、自然保護の必要な地域と開発を進めるべき地域とをあらかじめ合理的に区分するとともに、公害をあくまで発生させない立場を貫くことが必要である。

(IV-24)

(5) 公害防止対策のシステム化

個々の公害現象は相互に有機的な関連を有していることに着目し、これまで事後的個別的処理にとどまりがちであった公害防止対策の統合化、体系化を積極的に促進し、公害発生の未然防止に努める。また、低公害化対策、自動車排出ガス対策、水質保全対策などの実施にあたっては、最も効果的な政策手段を選択する等対策の最適化を図る。

(IV-25)

10 国民生活における安全確保と消費者行政の推進

近年におけるわが国のめざましい経済発展と経済社会の高齢化は、一面において、交通事故の激増等国民生活の安全確保のうえに大きな障害をもたらす。また多様化する商品サービスの不当表示や虚偽広告が合理的な消費生活をさまたげる等種々の問題を生じており、国民生活優先の見地からのこれらに対する対策の強力な推進は急務とされている。

(1) 国民生活における安全の確保

国民生活における安全の確保の観点から今後政策の一層の強化が図られるものとしては、公害や危険食品等の問題もあるが、これらは別の項でふれているのでここでは交通事故および災害の問題を取り上げることにする。

1) 交通事故についてみると、今後と引き続く流通規模の拡大、モータリゼーションの進行等はとくに大都市地域を中心としてますます自動車事故等の増大を招くおそれがあり、したがって自動車交通のあり方については、この際人命尊重の立場から根本

的も再検討を迫られているといわなければならない。

交通安全のための具体的対策としては、次の施策を強力に推進するものとする。

オ1には、多大の交通量を有する道路および交通量増加の予想される道路を中心として、横断歩道橋や防護さく等の増設をはかるとともに、交差点、踏切の立体化、歩車道分離等の整備を進め、また市街地等においては、児童公園を整備して安全かつ健全な児童の遊び場を提供するものとする。

オ2には、人命尊重および交通秩序確立の面から交通規制を格段に強化する必要があるが、この点に関しては、道路事情に既した機動的な交通規制の強化を図るとともに、安全運転を確保するうえからの行政措置を強力に推進し、あわせて交通安全教育の推進、国民全体としての交通道徳の昂揚、交通安全思想の徹底を期する。

オ3には、その他の対策として事故防止および自動車排ガスによる公害未然防止の見地からの車輛の構造、整備に関する技術開発をすすめるとともに

被害者治療に関する調査研究、救急医療体制の整備を図る。また、自動車損害賠償責任保険制度については、被害者に対する損害賠償の十分な確保を図るため責任保険金額の引き上げ事故率を勘案した保険料金の設定等その改善を積極的に推進する。

なお、自動車交通のほか、鉄道交通、海上交通、航空についても、近年それらの大型化、高速化の進展と相まって一たび事故が起ればその被害は甚大化する傾向にあることにかんがみ、これらに関する交通安全対策規制強化について一層の推進に努める。

2) 最近のわが国は、高密度経済社会が形成されつつあり、火災または地震台風等の自然災害が発生した場合にはその影響は大きく被害の深刻化が予想される地域が少なくない。したがって、とくに都市を中心とする住宅密集地域等においては、都市の防災構造化のための諸施策をはじめ防災対策の機動化を強力に推進するとともに、国民各層の火災予防の徹底に努めることが必要である。

(2) 消費者行政の推進

(IV-28)

近年国民の消費生活の向上は著しく、その内容はますます多様化高級化の傾向と強めているが、反面有割な食品や構造上の欠陥とつ耐え消費財等による危害や損害が目立ってきている。消費生活における安全性確保は人命尊重の観点から最重点をおかれるべき課題であるといわねばならない。

また商品やサービスの多様化、複雑化と販売競争の激化は商品内容についての消費者の正しい理解を困難にし、不当表示や虚偽広告を増加させている。さらに、今後の一層の都市化や情報化社会への進展は消費生活をめぐる環境条件の変化を一段と激しくするものと予想されるので、商品やサービスの供給側の情報が適切かつ迅速に提供されるべきはもとより、消費者にありとこのような条件変化、自主的に対応する努力が必要であるといえよう。

消費者行政は新しい行政分野であり昭和42年の「消費者保護基本法」の制定によって「各地方を通じて次々にその体制を整えつつあるが、未だ商品サービスに関する行政全体の体制と行政運営

(IV-29)

の姿勢の中に十分根づいたとはいえない段階にある。
産業政策の競争と商業環境に恵まれた産業が企
業を育成する という基本線とより徹しく打ち出して
行くことが正しい消費者利益の擁護につながるのと
ともに、合理的かつ自主的な消費者を育成することが
産業の効率化を通じて国民経済の発展につながるもの
といえよう。

このような基本的姿勢に基づき、次の事項を重点と
して消費者行政を推進する。

オノには、商品やサービスの供給面における危険
と危険をなくするため、規格・表示・計量等に関する
規制と指導を強化するとともに、監視体制を充実す
る。とくに食品添加物・農薬等の取扱いと食品衛生
については、試験研究体制の抜本的整備を含めて重
点を置くものとする。

オニには、所得水準の上昇に伴いレジャー・娯楽や
信用販売・通信販売等の販売サービスの急増と多様
化、活発化が図られる一方、これに対する行政の
対応が遅れがちなため、新しい分野に際する所管を

(II-50)

明確化し、消費者の受ける危害や不明の損害を防止
するための規制と指導を進める。

オヨには、消費者に対し商品サービスに関する正
しい知識を普及するなど消費者教育の充実につとめ
るとともに、これら消費者教育の推進と消費者の意
向・苦情等の迅速な把握のため、消費生活に關する
全国的な情報ネットワークを整備する。

オニには、消費者教育の推進、消費者意向の把握
及び苦情の処理等を円滑にするため、健全な民間消費者
組織を育成するとともに、苦情処理を円滑化する基
盤として、業界内とくに企業内の苦情処理体制を整
備するよう指導を強化する。

(IV-31)

11. 社会保障の充実

わが国の社会保障は、昭和30年代における国民皆保険および国民皆年金の実現により、児童手当を別として制度的には出揃った形になっている。しかしながら、その実質的な内容においては、医療保障部門の高水準に比し、所得保障部門、社会福祉部門および関連する施設整備面の立ち遅れが目立っており、これらの部門における給付額は、近年かなりの改善が行われてきているにもかかわらず、大幅な消費者物価の上昇によってその改善の効果は実質的に減殺されているという問題を生じている。また、社会保障給付費の国民所得に対する割合は、高齢人口比率の低さや年金制度の未成熟など構造的な要因によるところも大きいが、西欧諸国に比べればなお低水準にある。

わが国の経済社会の発展にふさわしい社会保障の水準を確保するとともに、加速化する人口構成の老化や核家族化の進行、幼少人口の減少、就業構造の変化等に伴う社会的なリスクを予防軽減して社会的緊張を緩和するためには、明確な目標意識を持った社会保障

(17-32)

の充実におも一層の努力を傾注することが必要である。

(1) 社会保障充実の基本方向

今後の社会保障のあり方としては、わが国経済の高い成長と大きな変化が社会的側面に及ぼすさまざまな影響を十分に予見して、それへの対応措置を注意深く講じつつ、充実した経済力にふさわしい国民生活の安定と福祉の実現を図ることを目標とし、これまでの政策に再検討を加えたうえ、新しい時代の動向に即応した新たな構構にもとづいて積極的に政策を展開しなければならない。このため

1) 社会保障のうち経済の成長から取り残されがちな分野において、国民生活水準の向上に見合った給付水準を維持するとともに、社会保障負担について拠出者の所得の伸びをより直接に保険財政面に反映させる等、経済社会情勢の変化に機動的に対応する政策指針を意欲的に講ずること。

2) 医療保障部門に偏したわが国社会保障の部門間不均衡を是正しつつ、その内容を実質的に充実して効果をより高めるという観点から、わが国への

(17-33)

さすべき社会保障の姿を明らかにしてその実現のため適切な社会保障長期計画を策定し、これにとついで体系的整備をすすめること。

3) 社会保障に関連する施設の整備と要員の確保を強力にすすめ、社会保障の円滑な発展のための基盤を確立すること。

の三点を基本方針とする。またこれらの施策の推進に際しては、とくに経済発展に取り残されがちな老令者や心身障害者等に対し格段の配慮を払うものとする。

なお、社会保障の充実に伴う所要財源の増大に対しては、その財源構成、調達方法につき、制度の性質および社会的諸条件の動向に応じて、社会保険料または租税負担の増大が図られるべきである。

この場合には、保険料負担によることが妥当な部分と租税負担によることが妥当な部分とを区分する基準の具体化に努めつつ社会保険部門における給付拡充の財源は主として社会保険料の引き上げに求められるべきである。いずれにしても今後社会保険の

拡大を中心として社会保障の水準を高めていくためには、それに見合った負担の増加が、国民、企業、政府それぞれの立場において必要である。

(2) 医療部門の合理化および公衆衛生部門の充実

1) わが国の医療保険は、制度の分立、給付と負担面の格差、保険医療のかたより、財政基礎の不安定などによって関係者の不満と制度の行きづまりが顕在化している。このため医療保険制度については、医療関係諸制度の近代化合理化を併せた統合的な見地から、問題の緊要性と実現可能性とを勘案しつつ抜本改革を実施し、医学兼学の進展や医療技術の進歩に応じた適正な医療を提供するとともに国民の負担能力と均衡のとれた適切な医療給付を確保する。同時に診療報酬体系の適正化に努力する。

2) 交通事情の激変に対処するための救急医療体制の確立、公害被害者に対する医療救済制度の改善、過疎地域における医療の確保、脳卒中、がん、心臓病などの成人病に関する研究開発と予防対策等

を積極的に推進する。

(3) 年金部門の充実等

1) 元令者に対し、国民の生活水準の上昇に施じて安定した老後を保障するため、年金制度の充実を計画期間中の重点政策として推進する。このため、厚生年金および拠出制の国民年金については、5年ごとの財政再計算期にどられることなく、経済実勢に対応する給付改善措置を機動的に実施するものとし、また福祉年金については、その支給対象者の生活実態を考慮したうえで年金額および所得制限について思いきった改善措置を講ずる。

2) 児童手当制度については、児童養育費負担の軽減により児童の健全育成や貧困の向上等を図ろうとするこの制度のねらいと効果、財源調達、他の社会保障諸施策との均衡、税制における扶養控除制や賃金体系における家族手当制度など、関連する諸制度との調整の問題について長期的視野から十分な検討を加えたうえで、その実現を進める。

3) 失業保険については、給付の適正化に一層の努

(IV-31)

力を重ねるとともに、今後の雇用失業情勢に即応した運営の改善に努める。また、労災保険の給付内容は、国民生活水準の向上に伴って充実を図るものとする。

(4) 公的扶助および社会福祉部門の改善

1) 生活扶助等の保護基準については、被保護世帯と一般勤労者世帯との消費水準の格差を縮小することを目標として、適切な改善措置を講ずるとともに、被保護世帯のうち元人世帯や心身障害者世帯が増加している傾向に即応した基準のあり方について検討をすすめる。また、生活保護の半は以上を占める医療扶助については、公的医療等の諸施策の推進によりその適正化を図る。

2) 心身障害者、老人、母子世帯等の不適応階層に對する社会福祉施策は、とくに立ち遅れの著しい現状にかんがみ、その拡充を計画期間中の急務とする。この分野においては、在宅者に対する施策を含め、給付、サービス面の改善充実をはかるとともに、関連する社会福祉施策等の体系的整備を

(IV-32)

充とこれに必要な要員の養成、処遇の改善を強力に推進する。また心身障害者に対するリハビリテーション体制の拡充強化をすすめる。

さらに 人口構造の変化、都市化の進行、核家族化等の社会経済条件の変化に対処し、次代をなう児童を心身ともに健全に育成することは一層重要になっていることにかんがみ、児童の福祉に關する諸施策を積極的に推進する。

(5) 社会保障の水準

社会保障の水準やその伸びの程度は、経済の発展や国民の生活水準の向上、社会保険料の動向に依りて弾力的に想定されるべきものであり、また国民経済計算上の振替所得および社会保険負担の規模のみでは必ずしも正確に示されるものではないが、以上を通しこの計画期間中に見込まれる振替所得および社会保険負担の規模の国民所得に対する比率は、昭和43年度の55%および45%から、それぞれ%程度上昇することとなる。

(印-238-A-V)

(V) 発展基盤の培養

45. 2. 10

計画における課題を達成するための対策を立案・実施するにあたっては、単に現在わが国が当面している経済的・社会的不均衡を是正するにとどまらず、さらに計画の期間を越えた次の発展への基盤を積極的に培うことを考慮しなければならない。

このためには、まず新全国総合開発計画に示された国土利用の長期的構想にそって、社会資本の充実や、産業立地の円滑化に努め、わが国全土にわたって発展可能性を高めていくことが必要である。

また、経済社会の発展に果たす科学技術の役割の増大にかんがみ、革新的な自主技術の開発に努めるとともに、エネルギーと海外資源の自給開発をはじめとする基礎資源の確保をはかり、長期的な産業発展の基盤をつくることが肝要である。

さらに、1970年代の激しい変化に対応して産業活動及び国民生活各分野での情報化、システム化を推進するとともに、人的能力を生産にわたって開発することを

(V-1)

通じて次代をにたうにふさわしい社会人を育てる必要がある。このような観点にたつて、以下の諸施策を重点的にすすめる。長期的発展の基盤の培養をはかるものとする。

12、社会資本整備の重点と効率化

社会資本は、1960年代を通じ、産業および生活の基盤として、積極的な拡充がはかられ、欧米先進国に較べてもかなり高水準の投資が行なわれた。この結果、生産活動の効率化を促し、所得水準の向上と相まって、国民生活にも大きな影響を与えている。さらに、近年の技術革新の進展により、主要幹線交通施設、大規模工業基地などに代表される画期的なプロジェクトが相次いで出現し、工業の地方分散、地方都市の成長など国土の利用形態の変革が遂次進みつつある。

しかしながら、反面急速な都市化の進展、モータリゼーションの普及などにより、国民生活に関連する分野をはじめとして、社会資本の相対的立ちおくれが生じており、国民各層の意識に根ざす強い不足感はいぜんとして解消していない。このことは、我が国の社会資本の蓄積が本来貧弱であったこと、急速な経済成長による新たな要請に充分対応しきれなかったことなどに大きく起因している。しかも1970年代は、経済

社会の高密度化がさらに進展し、国民生活もなお一層多様化、高度化するなど、経済社会構造の大きな転換が予想されている。したがって、今後の社会資本の整備に当っては、量的拡充にとどまらず、大巾な質的向上をはかることにより、新たな経済社会への対応を充分可能ならしめることが必要である。このような観点から、主として、国民生活に関連する分野にみられる社会資本の不足をすみやかに解消するとともに国土利用の再編成をさらに推進するため交通通信の新ネットワークを形成するなど、長期的視点にもとづく戦略的投資の積極的展開をはかる。さらに限られた資源を、より効率的に活用するため、従来の制度慣行等にとらわれることなく、計画、実施両面において思い切った体制の整備を図ることが肝要となる。このような基本の方針にもとづき、以下の諸点に留意しつつ、社会資本の整備を重点的かつ強力に推進する。

(1) 社会資本整備の重点

本計画期間中における重点の第ノは、良好な住宅と健康にして安全な居住環境および地域の福祉を向

(Ⅱ-4)

上させるための諸施策を総合的に整備することにより、充実した国民生活の場を確保することである。このため、すでに述べたとおり(8、住宅、生活環境の整備と土地対策の推進)土地の有効利用と地価の安定を推進し、居住環境を大巾に改善するとともに、住宅水準の向上をはかるための諸施策の実施につとめる。

第ニは、経済活動の主要な基盤である、その戦略的手段としても大きな比重をもつ交通通信体系の整備を推進することである。昭和50年度の輸送需要は、43年度に比べ旅客 倍、貨物 倍の増加が見込まれしかも高速性、快適性等輸送サービスの質的向上も要請されよう。このような輸送需要に対処するためには、現在各所に発生している交通混雑などのあい路を早急に打開するとともに、国土の新骨格としての幹線網を長期的視点から計画的に形成することが必要である。さらに、各交通機関の特性を十分活用しつつ、相互の協調体制を整備することなど効率的な輸送体系を確立する。このような観点

(Ⅱ-5)

から、

1) 高速自動車道、新幹線鉄道、大都市圏港湾なら
びに国際空港等主要幹線交通網の体系的整備を促
進する。とくに高速自動車道については約 4km、
新幹線鉄道については山陽新幹線を含め約 4km
の供用開始を目指す。このほか、一般国道主要港
湾、空港の整備をはかるとともに、主要幹線鉄道
の輸送力増強などを引つづき推進する。

2) 近年大都市においては、交通事情が極度に悪化
し、交通混雑、自動車の排気ガスによる公害の発
生等、多くの弊害をもたらしており、このための
交通対策を強力に推進する。すなわち、鉄道の線
路増設、新線建設、郊外線の都心乗入れなどを進
めることにより、輸送力の拡大と、高速化をはか
るほか、都市高速道路、環状道路をはじめとする
幹線道路の整備、流通施設の再配置などを促進す
ることにより都市内の交通渋滞を極力緩和するよ
うにつとめる。

3) 通信需要の量的拡大と高度化、多様化の要請に

(76)

対処するため、引続き電話の普及につとめ、その
普及率を昭和44年度の100人あたり 加入から

加入に向上させるとともに、データ通信、テ
レビ電話等新たなサービスの拡充、開発ならびに
総合通信網の形成、拡充を進めることにより、情
報の伝達、処理の高度化、効率化をはかる。この場
合、今後の生活圏の広域化や情報流通のシステム
化などに即応し、これらサービスの普及と利用が
促進されるよう利用制度ならびに料金体系につい
てもその合理化をはかる必要がある。

第3は、生活、生産の場を自然災害から防護す
る国土保全施設の整備および急速に増大が予想さ
れる水需要に対処する水資源の開発を促進するこ
とである。とくに重要水系における治水・治山施
設の整備および都市化の進展に対応した都市河川、
中小河川ならびに海岸施設の整備を実施するとと
もに、産業の急速な発展と生活水準の向上に伴な
い著しく増大している水需要に対処するため、広
域的、計画的に水資源開発を進め、安定した水の

(77)

供給を確保する。

第4は、農林水産業の生産基盤および、近代化施設の整備を促進することである。とくに、高生産性農業の実現をはかるため農業の装置化を推進することが重要であり、このため農業の機械化や、土地の高度利用の基礎条件となる圃場、基幹的な用排水施設、大規模な草地ならびに農道などの整備を促進する。

(2) 公共投資の総額と部門別投資額

計画期間中の公共投資の総額は、おおむね兆億円（昭和 年価格、用地費を含む）とする。経済成長率ならびに民間設備投資のすう勢に対する公共投資の伸び率からみて、社会資本は相当の改善が見込まれる。また、各事業における計画期間中の投資額は才表のとおりとするが、各年の投資額の決定にあたっては、国民経済および財政の動向を勘案しつつ弾力的に対処する。

第 表 部門別投資額

(17-8)

(省 略)

(3) 社会資本整備の費用負担の合理化と民間事業主体参加の推進

社会資本整備の積極的拡充をはかるためには、資金の調達が大きな要件となる。このためには、国、地方公共団体を通じ、財政の果たす役割はさらに高まろうが、同時に施設の性格に応じ受益者を含めた合理的費用負担ならびに社会資本分野への民間事業主体の積極的参加をはかることが肝要となろう。すなわち受益、負担の対応関係が明らかな施設や、利用者にとって選択可能な施設もしくはより高度のサービスを提供する施設の整備に関しては、極力受益者負担の考え方を導入するとともに、固定資産税の課税の適正化などを通じて妥当な開発利益の徴収をはかる。一方、社会資本の整備は、資金はもとよりすぐれたスタッフ、技術力、施工能力などを結集した総合力によって円滑かつ効率的な推進が可能となる。この意味におい

(17-9)

て、すでに住宅建設、宅地開発、工業基地開発、都市再開発、流通施設、都市交通施設整備などにおいて着実に実績を示しつつある民間事業主体の活動を積極的に期待すべきであるが、今後はこれらの分野に限らず、従来公的機関が主として実施してきた分野においても収益性を確保しうる、施設については可能な限り民間事業主体の参加を推進すべきである。このためには、計画、実施ならびに運営面において公共性を確保する上で必要となる一定の条件の下に、社会資本分野に民間の参加を制限している現行制度の改善などをはかる。

(4) 社会資本整備の効率化

社会資本は、規模あるいは機能する範囲の大小に拘らずこれを総合的プロジェクトとしてとらえ、効率的な整備が実施されるよう配慮することが必要である。このためには、オノに社会資本整備の目標および達成手段について、科学的に選択する方法を強化する必要がある。オスに国および地方を通じての計画立案、総合調整の機能を強化する

(T-10)

必要があるがこの際、従来の縦割りの行政を改善しつつ関係機関相互の一体的協調をはかることがさらに肝要となる。第3に国は国土全般あるいは広汎な地域におよぶ大規模な事業の計画、実施に専念し、都市、農村など地域的な事業について、国の基本的政策に係わるもの以外は原則として地方公共団体あるいは新たな開発組織にゆだねることにより、それぞれの地域の特性と創意の活用に努める。第4に社会資本の実質的な拡充強化をはかるため、建設工事の生産性を高めることが必要である。このため、機械化、工業化など省力的な技術の研究開発の強化、発注者としての公的機関に要請される企業者意識の導入などに積極的配慮を行なう。また、公共用地の取得難が工事の効率的な遂行を阻害している面が多く、土地収用法あるいは地価公示法の適確な活用などにより工事の円滑な実施に努める。

(T-11)

13 産業立地の円滑化

新全国総合開発計画によれば、昭和60年には40年の約3倍の工業用地が必要となるものと考えられているが、用地造成、関連社会資本整備等に要する期間を考慮すれば、このために必要な施策はおおむね本計画期間内に着手される必要がある。しかも、わが国の経済規模は予想以上に急激に拡大する可能性があるので、いっそう立地に関する施策を強力かつ早急に推進する必要が生じている。

一方、今後の産業立地は、産業効率の確保のみならず、公害防止、環境保全、国土の有効利用等の観点をも勘案して、より高次の観点から決定される必要があるが、とくに次のような施策を強力に推進する必要がある。

第1に、業種業態に応じた立地地点の確保である。まず、鉄鋼、石油精製、石油化学などのいわゆる基幹資源型工業及び電力については国土の体系的利用の観点から、生産の効率化と公害防止等を考慮しつつ、適

(Ⅶ-13)

隔地に大規模な臨海性工業基地の建設を推進する。この場合、たとえば、総合的な計画の策定と事業実施の調整を行なう新しい事業主体、進出予定企業と民間デベロッパーの参加を含む公共、民間の混合実施方式、一元的主体による土地の先買権の設定、広い地域にわたる土地の交換分合方式の創設、工業団地の建設と農地及び居住施設等の再編成を総合的に行なう方式等について早急に検討する必要がある。

次に、機械、金属製品、雑貨系工業などのいわゆる都市型工業及び繊維、木製品など、いわゆる地方資源型工業の立地は、極力団地化を促進するものとし、そのため、他の土地利用と充分に調整を図ったうえで、交通ネットワーク等との関連で有利と考えられる地点において相当規模の用地を円滑に確保し得るよう、規制と誘導策を推進する。また、農業労働力の工業への転換を円滑に行なうため、農村地域において通勤交通網等基盤整備を進めるとともに職業訓練の強化等を図り、繊維、機械部品等労働集約的工業などの立地をこの地域に積極的に誘導するための諸方策について検討

する。とくに、米の生産調整策がとられることとなった最近の情勢にかんがみ、全国的視野から農地の計画的転用の一環として、工業団地化を進める。

第2に、今後の工業立地については、公害防止にとくに留意することが必要であり、このため総合事前調査にもとづき、都市計画、公害防止施設の整備計画、使用燃料の良質化計画等を積極的に推進するとともに、公害監視体制の整備を行なう。一方、立地する地域社会との調整に当って今後はとくに公害防止に関する問題が一層大きな比重を占めると考えられるので、学識経験者、関係者等からなる調整機関の設置等について早急に検討することが必要である。また、将来原子力の利用も活発化しようが、安全性に対する十分な研究とともに住民に対する啓蒙も必要である。

また、既成工業都市における過密公害問題を解決するため、このような地域に立地することが不適当な工業の分散を積極的に進めるとともに、その跡地を都市再開発に利用する。さらに、出版印刷、高級衣服等、

このような地域に立地することが合理的な工業についても生産の効率の確保と都市環境の改善が図られるよう工場配置の再編成を推進する。

このため、工場跡地の買上げを積極的に進めるとともに移転先の用地取得、工場建設に対する各般の優遇措置等を講ずる。

第3に、前記のような工業生産のテンポを考えると、工業用水は昭和50年以降一段と需給がひっ迫することが予想されるので、これに対処するため、水使用の合理化をいっそう促進する必要があるが、供給対策としては、大規模多目的ダムの建設等による工業用水源の確保や工業用水道の整備を進める。また広域利水や農業用水利権との調整などについても早急に検討を進めるとともに、新規水源として、下水処理水及び産業廃水のいっそうの活用、海水の淡水化の実用化等のための研究を早急に進める。

第4に、国土の体系的利用を図る観点から計画的な

(V-16)

工業立地を進めるためには、基盤施設の整備が極めて重要であるが、この場合とくに、① 基幹資源型工業基地の大規模化と遠隔化に対応した港湾、鉄道、道路等の産業基盤の整備、② 都市型工業等の内陸における立地に対応した高速道路鉄道など内陸幹線交通網の整備、③ 鋼材加工、食品加工、木材加工等のいわゆる素材加工工業の立地に対応した、大都市周辺における港湾、道路、流通センター等の整備、④ 道路、上下水道、グリーンベルト等の生活環境施設の先行的整備、などを重点的に進める。

第5に、経済の国際化の進展、外貨事情の好転、国内における種々の立地制約の増大等に伴い、産業の海外立地は、石油開発、石炭・鉱物採掘、木材・パルプ製造等資源立地型産業および繊維、雑貨、機械等労働力立地産業を中心に、活発化して行くものと考えられるが、これらに対処して、海外情報の収集、投資保証制度の改善等、各種投資環境を整備することにより海外立地の円滑化に努める必要がある。

(V-17)

14. エネルギーと基礎資源の確保

わが国のエネルギー需要と基礎資源需要は、経済発展にともなう経済の大型化と高度化を反映して急速に拡大してきたが、今後ともほぼ従来と同様の傾向で量的拡大が続くものと考えられ、世界の需給構造に占めるわが国の地位はいよいよ高まることになろう。また、エネルギーの流体化が一層進むとともに、公害防止等の観点から低硫黄原油、天然ガス等を確保することの要請が強まることとなる。

このようなエネルギー需要と資源需要の量的拡大および質的变化に対応し、長期的ビジョンに基づきつつ、低廉かつ安定的に供給を確保することがエネルギー政策および資源政策の基本的な課題となるが、とくに、本計画期間中における問題点と重点政策は次のとおりである。

第1に、エネルギー資源および基礎資源の低廉かつ安定的な確保を図る必要がある。この種の資源は今後とも海外依存度の一層の高まりが予想されるが、世界

資源供給構造は資源の偏在や、大資本支配などから本来的に不安定性をまねがれがたいため、自からの資源を持つことの少ないわが国は、現状のような単純輸入を主体とした供給方式に依存するが、このあり方を正面から受け、必要とする資源の低廉確保はもとより、量的確保すら意のままにならなくなるおそれがある。このため従来の国内資源に重点をおきがちであった政策を国際的視野から見直し、海外資源の自主開発を中心とする資源確保策を講ずる必要がある。

自主開発の推進にあたっては、資源がその保有国にとってかけがえのない財産であることに鑑み、互恵主義にのっとりた協調的な開発態度が要請される。国においても経済協力との有機的な結合に関して特別の配慮を払うとともに、資源外交の積極的な展開が必要である。

また、今後の資源開発は、大規模なプロジェクトに重点を置いて行なうべきであるが、このような資源開発は大きなリスクをともない莫大な資金と長い年月を要するなどの特質を持っていることに留意し、企業の

体制整備や産業界あがての企業集団の結成などにより、強力な開発体制を確立する必要がある。

さらに、採鉱開発資金については、民間金融機関の融資対象となりにくく、必要資金量も巨大であることを考慮し、国は資金確保につき所妥の措置を講ずるとともに、資源開発の効率化のための先端技術の開発等なく資源開発の環境の整備に努める。なお、海外からの資源輸送が低廉、安定に行なわれるためには、効率的かつ安定的な輸送手段を確保することが要請される。

また、国内資源については、その経済性と安定性に立脚しつつ効率的な開発を図ることとし、とくに大陸棚開発については基礎調査の実施、技術の開発等を推進する。

第2に、エネルギーの多様化、供給の低廉、安定化、公害防止対策等の観点から原子力利用の積極的推進を図る必要がある。原子力発電のウエイトは今後急速に上昇するものと思われるが、このほか化学工業部門、製鉄部門をはじめとする各種の分野においても原子力

(V-20)

の総合的利用が期待される。このため海外技術を有効に利用しつつ、在来型炉の機器材料の国産化を図るとともに、核燃料を効率的に利用しうる新型炉の研究開発を効果的に推進する。また原子力利用の前提となる原子力発電用核燃料物質の確保等核燃料サイクルの合理的な確立を図る必要がある。このほか新しいエネルギー転換技術として、核融合等の研究開発を推進する必要がある。

第3に、エネルギーの低硫黄化対策を推進するとともに発電所等のエネルギー基地を円滑に建設する必要がある。公害対策の一環として低硫黄化対策は重要な課題であり、低硫黄原油の確保、液化天然ガスの導入、脱硫技術の開発等を総合的観点に立って推進することとし、あわせて地域社会との調和を図りつつエネルギー基地の建設を行なうものとする。また、エネルギー基地の大型化、立地の遠隔化にともない、パイプライン、大容量長距離送電幹線網等の流通施設の整備を推進する。電気事業については、その広域運営をさ

(V-21)

らに促進するものとする。

第4に、住宅産業等の進展にともなう需要の増大が予想される木材資源に関しては、国産材および外材の双方についてその確保対策が必要である。国内生産については生産の増大と生産性向上を図るため林道網の拡充整備、造林事業の促進など生産基盤を整備し、さらに近代的林業経営の育成など林業構造の改善の推進によってその供給体制を強化する必要がある。外材については開発輸入を促進すると輸入の円滑化、適正化につとめる。また、国産材をもみくめ、流通加工および利用の合理化によって木材価格の安定につとめる。他方、国土保全・水資源のかん養および国民の保健休養等の森林のもつ公益的機能についても積極的にその充実をはかる必要がある。

15. 情報化の促進

経済社会の変化の速度が早まり、個人、企業、政府あらゆるものの活動が多様化し、複雑化する今日においては、ぼう大な情報を迅速、適切に処理し、活動の合理化、効率化を図ることが必要である。今後、コンピュータが情報処理の中軸となることは疑いないが、コンピュータに關する技術はもちろんのこと、これを取りまく環境条件から個人の意識にわたるまで、果敢な改善と適応があつてはじめて情報化社会への移行を摩擦なく達成することがでさる。政府は、これらの点に十分配慮して情報化を誘導するとともに、その進展に即応して自らの組織と運営にあたらなければならない。

1) 情報化に適応する人的能力の開発。

これからの社会においては、増大し多様化する情報を適宜処理、加工して意思決定に役立たせる能力や、複雑な問題を分析して目的達成のための最適な解決の方法を見出す能力が一般的に要求される。この種の人的能力の開発に対する社会的要請に対処するため、意思決定や問題解決の有力な手段としてコ

コンピュータを自由に使いこなせるような新しい教育を広く国民に普及させ、国民一人一人が社会の変容につねに適応してゆくよう導く必要がある。なおあわせて、コンピュータおよびシステムに関する専門技術者を育成することが急務である。

(2) 情報処理技術の開発

情報化の進展に伴い、情報の迅速な収集、的確な処理および多彩なソフトウェアの開発に対する必要性が増大している。これに対処して、まず情報化の基盤として不可欠な情報化関連技術の開発、とくに米国との格差の大きいソフトウェア技術の開発を促進する。

つぎに、政府民間が共同して超高性能機の開発を進めるほか、安価で高性能な入出力機器、端末機器の開発のため、規格化・機種別分業生産等の施策を推進する。さらに、機器の接続、帳票様式、高品質コード、コンピュータ言語等のソフト・ハード両面の標準化を強力に押し進める。

また、情報化の中核となる情報産業については、

(P-24)

都市開発等の大規模な開発計画の調査、分析等において、民間機関を活用するほか、必要な資金の確保を通じてその育成を図る。

(3) 情報化に関連する制度の整備

経済活動における情報投入量の増大にともない、情報処理機能の向上による効率化を図るため、あらゆる組織がより自由に自己のシステムに適合した機器・施設を選択し利用できるよう配属する。とくに企業等の諸活動において有機的な関連が強まるので、随時、所要の相手とつないで企業間の情報処理システムや情報産業などにおける通信回線の利用が可能となるよう、利用制度の整備をはかるとともに、合理的な早期実現と、新しい料金体系の設定を検討する。

また、事務の効率化を進めるため、保存資料の取扱い、決定様式等に関する経理関係法規について、業務のコンピュータ化に対応したあり方を検討する。

一方、情報流通の高度化が、プライバシーの侵害や企業機密の漏えいと結びつくことのないよう、

(P-25)

モラルの醸成等を図るとともに、ソフトウェアの権利保護のための制度の確立に努める。

14. 情報ネットワークの充実

コンピュータの利用領域の拡大とその普及をはかり情報化の進展を促進するためには、通信回線と接続して情報を遠隔処理するシステムなど、情報交流のネットワークの形成が必要である。とくに、今後予想される情報流通量の急増ならびにその態様の多様化の進展に即応し、電子交換機などを導入して音声のみならず、符号、画像など各種のデータを伝送しうる総合的な電気通信網を形成し、その整備充実を図る。また、情報ネットワークの形成、発展をはかるため、政府データの提供体制の整備、民間団体の機能強化を図る。さらに国際化の進展に即応し、通信衛星、海底同軸ケーブルの建設等を通じ世界的ネットワークの形成と発展を目指す。

16. 技術開発の推進

科学技術は、今後の経済社会発展の原動力として、極めて重要なものとなっている。従って、研究開発資源の拡大とその効果的な活用を通じて、科学技術の振興が積極的に推進しなければならない。

技術進歩は、高度な科学技術水準と経済社会の要請との二要因によって生ずるが、今後の科学技術政策は基礎的な科学技術の振興とともに、急速に変化する経済社会からの科学技術への要請をくみとり、この要請に応えるために、科学技術を創出し、その成果を最も効果的に駆使することに重点をおきつつ、総合的・計画的に行なう必要がある。

とくに、依然として存在する先進国との間の技術格差を是正し、国際競争力を強化するとともに、産業構造の変革、社会開発の推進等に寄与するためには、適切な技術導入にも配慮しつつ、自主技術開発に格段の努力を傾注しなければならない。また、近年個別技術を統合する新しい技術の体系（いわゆるソフトサイエンス）が発展しており、この技術の経済社会面への適

用を積極的に推進していく必要がある。

このような観点にたって、科学技術の振興を図るためには、国の果たす役割は極めて重要であり、従って、国の投資努力を一層強化しつつ、官民一体となって先進国の研究開発投資に引き上げることを目途として、次のような方向で今後の科学技術政策を展開しなければならない。

(1) 社会開発のための技術開発の推進

社会のひずみを是正するとともに、長期的視点にたってますます多様化、高度化する国民の欲求に積極的に対応するため、交通輸送技術、公害防止技術、防災技術、住宅関連技術、情報処理技術、医療保健技術等の研究開発を実施するとともに、複雑な社会現象を自然科学、社会科学等多角的観点から総合的に把握するため、システムアプローチのための手法を開発し、社会全体としての最適な解決に資する。

(2) 大規模先導的研究開発の推進

経済社会発展の中核となり、かつ技術開発力の効率的な培養を図るため、大規模かつ先導的な研究分

(V-28)

野または広範な部門に関連しシステム的に推進する必要がある分野のうちから、原子力の開発利用、宇宙開発、海洋開発、情報処理伝達システム、戦略的産業技術等の重点分野について、国が主体となって、その推進を図る。

(3) 総合的、計画的な科学技術政策の策定

経済社会の要請に対応し、科学技術政策の強力がつ効果的な推進を図るために、長期的視点にたった総合的な科学技術振興計画を策定する必要がある。また、他の諸施策との整合性に配慮した合理的な科学技術政策の立案と決定に資するため、システムアプローチの手法により、研究課題の選定、政策効果の予測等を行わなければならない。このためには高度な情報を提供する多部門にわたる頭脳集団、いわゆるシンクタンクを育成し、活用することが考えられる。

(4) 研究開発の効率化

研究開発の効率化を図るため、次の点に留意して研究体制の整備を行なう必要がある。

(V-29)

第1に、各分野にわたる研究課題について、産業界、学界、政府の各組織から、すぐれた人材が機動的に参加できるようにするとともに、資金面での弾力的運用の方途、プロジェクト制の採用等について、既存制度の改善をも含めて検討する必要がある。

第2に、適正な研究評価と競争原理の導入を図る必要がある。評価については研究実施機関と第三者的評価機関との両方で評価すること、また競争原理の導入については委託研究における競争的参加等が考えられよう。

(5) 科学技術の発展基盤の培養

技術開発力の培養のため、基礎研究の分野について、国内における研究の充実を図るとともに、各国のすぐれた分野の人材、機材等の交流を積極的に推進することによって、巨大科学等の国際共同研究を効率的に達成する。また、新分野の研究者や研究マネージャー等の人材の養成を図る。さらに、研究学園都市の建設の促進等研究環境の整備を進める。さらに情報化の進展に応じ、研究開発、社会開発等の

(V-30)

合理的、効率的な推進に不可欠なシステム技術、情報科学等のソフトサイエンスについて、基礎的、先導的研究とその成果の活用を推進する体制の整備を図る。

(6) 科学技術情報流通体制の整備

ますます膨大になる科学技術情報を円滑に処理し、研究開発の効率化を図るため、各種情報の収集、整理、分析、提供に関する各機能を整備するとともに、これらを有機的に連けいし、情報の発生源から利用者にいたる全国的な科学技術情報の流通システムを整備する。

(7) 民間における研究の促進

民間部門の研究開発を積極的に促進するため、大きなリスクを伴う研究開発に対する助成、研究投資促進のための税制上の優遇措置、新技術の開発を促進するための委託制度、研究開発成果の企業化のための融資制度等の助成措置を充実することが必要である。

(V-31)

17 教育と人的能力の向上

教育は、人格の完成をめざし、国家、社会の形成者として、自主的精神にみちた心身ともに健康な国民の育成を期することを目的とし、社会、経済の発展の基盤としても重要な役割をになってきたが、特に最近においては、急速な科学技術の進歩や情報化社会の進展等社会、経済の変化に伴って、新たな課題が教育に課されつつある。

すなわち、産業構造の高度化と技術革新、労働力の不足あるいは国際化の進展に対応する人的能力の開発向上等の必要性が生じ、ひいては、これらの教育にあたる教員の人材確保の問題が起っている。

さらに、国民生活水準の向上に伴う教育の大众化の要請と学術研究の高度化の要請との調和、教育に対する多様な要請に対応する教育の制度や内容の多様化、弾力化の必要、増大する自由時間の活用という面における教育の果たすべき役割の重要性が生ずるとともに、社会の激しい変化に対応していくためには、あらゆる場所で、あらゆる年齢層に亘って、必要な教育を自己

(T-33)

開発が行われるべきであるという生涯教育の必要性等の問題が生じている。

また、豊かな社会を建設していくためには、社会的連帯感や情懷、克己心のかん養が重要であるとともに、人向の基本的条件である健康と体力の維持のための健康教育の推進も重視されるべきである。

これらの社会的要請を総合的に分析したうえで、学校教育、社会教育、職業訓練等を通じて、生涯教育のあり方を総合的体系的に検討しつつ、今後における国家社会の進展に即応して、長期的展望のもとに、教育の総合的な拡充整備のための基本的施策を検討することが必要である。

なお、上述のように、今後はすべての人にとって生涯にわたる教育が必要となるので、国の各級の施策のみならず、国民各人の自己啓発の精神もかん養されなければならない。

とくに、当面重要な施策は次のとおりである。

オ1に、技術革新に対応して科学技術教育の充実を図る。このため、高等教育における理工系教育の拡充

(V-34)

内
1

整備はもちろん、初等・中等教育を通じて教育の内容方法に一層の検討が必要であり、社会教育が学校開放や社会通信教育等を通じて科学技術教育の推進に資する役割も重視すべきである。また、急速な技術変化に対応しうる幅広い基礎的能力を身につけた人材を育成するため、高校や職業各種学校等における職業教育の内容の充実と多様化等を図るとともに、職業教育と職業訓練との有機的連環が保たれなければならない。職業訓練については、若年労働者の受講機会を拡充して職業訓練の普及をはかるほか、中高年労働者に対しても生涯にわたって体系的な職業訓練が受けられるような体制を整備することが重要である。それには、事業・内職訓練を積極的に奨励する一方、公共職業訓練校等を各地域の技能開発、向上のためサービスセンターとして運営する方向で整備する必要がある。

なお、一般的問題ではあるが、こうした教育訓練と関連して、正しい職業観を育成するための指導も重要である。

オ2に、情報化の進展に対応して高校、高専、大学

(V-35)

昇における情報処理教育の推進を図るとともに、小、中学校においても教育段階に応じて創造的思考の開発を図る。また、教育工学的手法を導入して教育方法の改善に活用することを検討する。

オ3に、国際化の進展に応じて国際社会における日本人としての資質を高め、国際性豊かな人材を養成するための教育を推進する。

今後は、日本人がますます国際社会の場で活躍することが多くなるので、国際的な理解や識見、能のかん養が必要であり、その一環として、語学教育の充実、留学生や教員の交換の拡充、国際文化交流の推進等を図る。

オ4に、生涯教育の必要性に対応する措置として、大学開放講座や通信教育の拡充等、社会教育の充実、職業訓練の充実を図るほか、マスメディアを利用した大学等、社会人の再教育を容易にするために新しい高等教育の制度が検討されるべきである。

オ5に、教員の人材確保と養成を図る方策について検討する。昨今の教育に対する多様な要請に応えるた

(V-36)

めには、その教育にたずさわる教員の質と量の確保がなによりも必要である。特に、情報処理教育、技術教育等の新しい需要には、教育の確保が困難な現状にあることも考慮し、教員の処遇、資格制度等について再検討することが必要である。また、社会教育や職業訓練の指導員の養成、確保も忘れてはならない。

オ6に、生産性の向上に伴う労働時間の短縮により、いつそう自由時間が増大すると思われる。これを自らの開発と生きがいのために十分活用するためには、学校や家庭、社会における情報教育、健康教育等を充実することによりその基礎を培うとともに、必要な教育を受けたり、体育や文化活動等に参加しうるための各種の社会教育施設、体育施設、文化施設等の条件整備を推進する。

教育については、以上のように、社会、経済からの多様な要請が新しく提起され、これに対応して必要な施策が講ぜられなければならないが、特に現在のような激しい社会、経済の変動の中にあっては、常に自己

(V-37)

を見失わず、正しく生きる力をもつ調和のとれた主体的な人格を育成することが従来にも増して見直されるべきであり、このため、科学技術教育のみならず、人文、社会科学等をも含めて調和のとれた教育の推進を図る必要がある。

ノ
の
外
(経-1 326-A)

第12回 企画委員会議事要旨

昭和45年2月10日(火)

10:00~12:40

経済企画庁官房会議室

出席者 稲良座長、小山、向坂、武山、館(稔)、谷、
谷村、堀、山本、渡辺、各委員

議題 (1) 第2部課題達成のための政策編 財政金融政策について。

(2) シミュレーション結果について。

(財政金融政策について)

稲良座長 : 本日は、4回にわたって審議して来た重点政策を裏づけになる財政金融政策の項についてまず検討したい。

山本委員 : 全体を通読してみて、次の諸点につき更に検討する必要がある。

第1点は財政金融政策の位置づけである。もう少し、課題に対する諸々の政策を支援するという方向を打ち出せないか。

11)

第2点は、資源配分と景気調整策との関係について、景気調整策の方に重点がおかれすぎて、資源配分の方がおさえられている感じがする。

第3点は、9頁の金利についてである。金利の弾力性は金融の効率化が前提になつてはじめて確保されるものである。従つて現状で自由化すれば、金利は上がる方向にだけ片寄る危険性がある。

第4点は、21頁の間接税についてである。特に自動車新税は負担の公平や他の税制とのバランスから適当ではないと思われるし、且つ、先般来いろいろ議論されたが、未だ結論を得ていないものでもあるから、少くとも()内は削除すべきであろう。

稲良座長： どうして現段階で21頁の()内に自動車新税が出て来たのか。

計画課長： ()内のところは事務当局の考えで入れた。間接税を実現するための負担をどこに求めるかについて、一応法人税、固定資産税及び自動車新税をあげた。特に、道路5ヶ年計画がかなり多額に

のぼるので、いろいろ賛否はあるが自動車新税が適当と考えた。

なお、附加価値税の考え方もあるが現段階でいきなり導入することには、かなり無理があると思われる。

稲良座長： 公共・金融分科会で議論されたか。

計画課長： 議論していない。この点については担当計画官にさらに補正説明させた。

山田計画官： 計画課長説明のとおり、公共・金融分科会で自動車新税が具体的に十分議論されたことはないにも拘らず、今回事務局が自動車新税を挿入したのは、45年度予算案の編成をめぐって、10兆5000億円に上る道路計画が採用されることとなり、既存の道路財源でこれを賄うことは難しいと考えられたことが大きな理由で、受益者負担の原則にも合致し適当であると判断したからである。勿論、本税の採用については、色々の批判もあると思われるので本企画委員会場で充分議論していただきたいと考えている。

御参考までに自動車新税に関する田中構想の骨子を述べれば次のとおりである。

× 田中構想の骨子

(1) 目的

所得税負担等の軽減を四り 直向比率における間接税のウエイトを高めつつ、道路建設、国鉄建設、地下鉄建設の費用に充当するため、自動車新税を創設する。

(2) 納税者等

軽自動車 自動車、トラック所有者に対し、年一回車検に際し印紙税をもつて、自動車の種類に依り5万円乃至12万円、1台平均5万円を徴収する。

(3) 税収見込

- 45年度 7000億円(1400万台)
- 60年度 15～20,000億円(約3500万台)

(4) 財源配分

- 道路 50%
- 一般鉄道 20%

(4)

○ 新幹線 20%

○ 地下鉄 10%

勿論田中構想を原則的に採用するとしても租税負担、財源配分のあり方等その詳細については充分つめる必要があり、田中構想それ自身について次のような問題点があげられているのも事実である。第1は、適切な綜合交通体系の樹立と所要財源の見積りが行われているか。また各種交通機関のイコール・ファイティングがこれによって確保されるのかどうか。

第2は、自動車に関する税負担が多様かつ過重にならないかどうか。法人税の増徴と比較して長短はどうか。大衆課税となるおそれはないかどうか。第3には受益者負担をとり入れることは望ましいが目的税とすることが果してよいかどうか。

計画課長：税の問題に関しては本日欠席の委委員からも御意見が提出されているのでご紹介したい。第1に、法人税制の基本的な再検討を行う旨を挿入された。

(5)

現行の法人税制の基礎には、法人擬制説と法人実在説とが混在しており、且つ税制には国民の理解を得ることが基本的に重要であることにも顧りみ、この際法人税制の基本的な考え方を明白にすべきである。また、法人税制の基本的再検討に際し、賃金まで含めた付加価値税的なものを採用すれば、賃銀の負担を高め賃金上昇を抑制する効果があるう。

第ニは、間接税について新しい間接税、例えば自動車新税等の創設よりは、観光、レジャー等に対する消費課税や会社の交際費の否認限度の引上げ等、選択的に効果のある税制改正を行うべきである。国民経済的に望ましくない消費等に対し課税することは、国民の納得を得やすく、且つ、この種の税は経済の効率化、労働力不足の解消に貢献するものと考えられる。

第ニは、固定資産税について単に課税標準の適正化を図るのみならず、税率そのものも引上げ、土地の投機的保有の排除に努めるべきである。特に

一部の企業が過大に土地を取得し、値上がりを買って売却している例もあり、このような傾向は企業の健全な経営を害するものといえる。以上のような御意見が委員から提出されている。

福良屋長：財政金融政策の項にはいろいろ議論もあろうが、たまたま自動車新税が問題となっているが、これは何千億円という巨額な税であり、しかもこれを目的税として創設しようとするものであり、種々問題もあると思われるので充分御議論いただきたい。

岡坂委員：確かに山本委員の御指摘のとおり、自動車新税のところだけが具体的すぎる感じはある。ただ、財政金融政策全体をもう少し具体的な方向へもって行かないと、余りにも教科書的すぎる感じが強すぎる。従って、できれば、自動車新税はその俟残し、財政金融政策の項全体のトーンをもっと具体的なものにすべきであらう。

谷村委員：健全性の強調や、慎重な運営と言うことが前面に出すぎて面白くないと言う批判もあろう

が、財政金融政策としては、Aの重点政策と一語
になって大いにやりますとは書けず、これ位のト
ーンで計画全体のバランスがとれることになると思
う。

岡坂委員：資源配分を大いに強化すると言いつた。

反面景気調整をやつて行けば、結局、資源配分の
方が劣後的に扱われて、社会資本の充実が遅れて
了う。今回の場合も財政政策に関して特に資源配
分機能が強化されていると言う保障はない。

谷村委員：財政は資源配分をその本来の任務として
いる点は当然だが、だからといって、景気過熱に
対して民間だけひきしめろ、財政はわが道をいく
ということには分科会の意見は一致しなかった。

堀委員：自動車新税が検討すべき問題であることは
認めるが、税の問題は総合的にいろいろな角度か
ら検討すべき性質のものである。従つて充分な議
論もなしに計画に掲げることには反対である。

福良座長：自動車には既に各種の税が課せられてい
る。また、間接税は既に限界に来ているというの

が一般的な認識であらう。

個別的な間接税の引上げは現状では無理であり
一方、自動車新税のような目的税のウエイトが大
きくなれば一般税の存在意義が問われることにな
り、税制全体についての考え方を変えなければな
らなくなる。新たな間接税の創設と言う発想につ
いてはやはり疑問を感じる。

谷委員：さる員下から行目の固定資産税について
の「負担の激増には配慮を加えつつ……」は、暖
くだけだ。この点では現状是認とも受け取られか
ぬない。

谷村委員：御説のとおりかと思うので削除しよう。

渡辺委員：自動車新税については、堀委員と同意見
だ。話は変わるが、9頁の上から行についてであ
るが、わが国が外国と比較して、それ程金利機能
の強化が難しいとは思われない。

第2には、財政金融政策の項が消極的すぎるとい
う意見があつたが、私個人の印象としては、資源
配分機能の強化が前面にでてしまったために景気

調整政策の方が埋没しているように感ずる。物価安定についてはあまり触れていないが、景気調整のところで触れるべきであろう。

第3に、9頁から10頁にかけてのところは、日本銀行の輸出金融優遇制度が景気調整を困難にしている面もある。

政策金融と言った場合、かかる制度金融まで含まれるかどうか。

第4に、10頁の下から7行目の「良質な資金」と言う表現は再考されたい。

山田計画官：金利機能強化の困難性については、公共、金融分科会で一部の委員から困難性を強調すべきだとの意見があり入れたが、御説の点は同感であり、別の表現を考えてみたい。

第5の制度金融については、当初は政策金融、制度金融と書いていたのを、制度金融ではわかりにくかろうと考え、政策金融としたものであり再検討致したい。

福良座長：やはり、政策金融、制度金融とした方が

よかろう。

武山委員：自動車新税に対する個人的見解としては、敢えて削除する必要はないと思う。

また、資源配分と景気調整の関係については、今後ますます社会的フラストレーションが大きくなって来ると予想され、財政に対する資源配分機能の強化が従来以上に要請されて来るものと危われる。従って、景気調整の方は金融政策にウエイトを置き、財政政策はやはり資源配分の方を重視すべきだと思う。

輸出中心の貿易政策は、再検討すべきである。

100万円程度の工作機械まで、輸銀融資にのせることは間違いないである。

案文中にある民間資金の活用とは何か。

自己資本比率との関連で、成長金融をどのように賄って行くのか。

計画期間中に期限のくる裏中等の再検討をうたうべきでないか。

山田計画官：成長金融としては、輸出外貨による方

式、公債方式、及び日銀信用方式の3方式が考えられ、この3方式をその時々を経済情勢に応じて、適当に組み合わせていくということであろう。

輸出金融については大いに再検討すべきだと思う。民間資金の活用には、政保債の引受け等といったものだけでなく、従来政府等がやってきた事業でも、民間に適したものは譲っていくということまで考えている。

費中等の再検討は、農政がどう展開されるかといった具体問題があるほか、そこまで細かくふれるべきか疑問があると思う。

渡辺委員：成長金融と自己資本充実とは、直接に関係はない。なお、財政金融政策で物価問題についてふれていないのはそのままではよいのか。

谷村委員：11頁の前文のところに物価との関連を強調できると思う。

金融機構の整備については費中まで書き込むかは別として、金融制度のあり方の再検討といった形でもう一寸書きこんでみよう。

同坂委員：財政金融政策の項のみねが道を行くといった感じで、重点政策との関連に対する配慮が弱い。

武山委員：景気調整税制はやりないうのか。

谷村委員：検討はしたが結論をえなかった。

稲良座長：他の政策との関連をもう少し強調しておかないとアンバランスだと思う。

谷村委員：御指摘の点は前文のところ及び資源配分の処にかなり述べてあるつもりだが……。

同坂委員：例えば、行政機構の簡素合理化についても、1970年代の動向と関連して、どのような方向に合理化するのか、もう少し前向きな姿勢が欲しい。

稲良座長：単に財政の効率化の面からのみ書かれていよう。

谷村委員：国際収支の黒字経済の下では財政は放漫になりやすいことでもあり、財政金融政策の項では、Aの重点政策をやつても放漫政策になつてはならないというトーンで書くべきだと思う。

小山委員：6〜7頁のところは、谷村委員の意見の
ような観点から放漫財政にはならないと言うこと
を書いているのだと思う。

社会保険負担額が7頁に明示されているのでこれ
と平仄を合せて、社会保障給付額も具体的に書い
てほしい。

また金利補給の考え方は余りにも抑制的すぎると
思われるが、年金運用が6.5%では問題であり、
もう少し利廻りを高くすべきであって、この点利
子補給が必要と思う。そうすれば年金等の分離運
用などやめてもよいと思う。

稲良座長：財政当局としては、金利補給は禍根を後
に残すので警戒心が強い。確かに6.5%では問題
で、これに対し、金利補給を行う考え方が出て来
る可能性はある。

しかし、社会保険制度ではこれに関連した行政費
が一般財源で賄われており、それが金利補給的な
役割を果たしているともみることができよう。

向坂委員：国債の発行に関して14頁の1行目に

「適正に……」と書いてあるが 何をもって「適
正」と規定するのか。

また、2頁の3原則（建設公債と市中消化）を徹
底するということと、金利動向との関連はどのよ
うに考えたらよいのか。

稲良座長：公債依存度5%以下を適正と考えている
のか。

谷村委員：必ずしもそうではない。景気の好・不況
に応じて5%以上になることもあり、何をもって
適正というかは経済情勢等によって異ってこよう。
また、公債の金利も他の資金需給同様変動するこ
とは当然であろう。ただ金利によって公債発行が
動くと言う訓練がまだに出来ていない点は問題だ
と思う。

渡辺委員：公債の金利も売れる金利でなくてはなら
ないと思う。金融が逼迫してくれば、公債も社債
等と同様金利は上げるべきだ。

堀委員：昌頭の「……家庭……」の意味は何か。

山田計画官：企業と家計と言う経済的概念よりも、

人間性の側面を若干でも強調するには「家庭」と
言う表現を使用した方が良いと考えたが再考致し
た。

稲良座長： 本日の財政金融政策の項で一応企画委員
会としての第1次総会をおわったことになる。全
体にわたってその他意見があれば事務局の方へ申
し出ていただきたい。

山本委員： 目次の項に書いてある前文のところで、
第2に書いてある政府と民間の役割りは、各編の
前文におり込んで書いてはどうか。

宮崎調査官： 従来の計画とはどう違うかを要約的に
書いたつもりだが、意を尽くしていない面もある
ので今後逐次修正して参りたい。

稲良座長： 全体を通してトーンの統一を図ってもら
いたい。

計画課長： (今後のスケジュール予定を説明)
(シミュレーション結果について)

稲良座長： 次にもう1つの議題であるシミュレーシ
ョン結果の検討に入りたい。

(16)

タ
の
タ
チ

巨利課長： (シミュレーション結果について説明)

渡辺委員： 金利の想定は発表するのか。

巨利課長： 16日の総合部会には漠然とした表現に
とどめた。

渡辺委員： 金利は供給関係で決まる面もあり、一瞬
に低下するとは限らない。

谷村委員： 公営、金融分科会の議論でも、そんなに
低下しないのではないかという見方が強かった。

向坂委員： 金利を政策変数的に考えれば、国際収支
の黒字対策としては下げた方がよい。また、民間
設備投資もいずれは鈍化して来る。従って、逆に
金利が低下しないと言う保障もないと言える。

谷村委員： 民間設備投資を12.6%に維持するため
に金利水準を2%にもつて行くのだと解釈する
のか。

向坂委員： モデル上の問題と、シミュレーション結
果に対する問題と二つがあると思う。

稲良座長： 金利が問題点で、これが民間設備投資を
おさえる方向に作用しているのか、または逆なの

(17)

かの問題だと思う。

谷委員：政府固定資本形成は13～14%の伸び率
では、社会資本の充実ははかれな。もっと伸ば
すべきだ。

福良座長：いろいろ御意見もあるうかと思うが、本
日はこれにて閉会する。

取扱注意

45

(経一 1317-A)

「課題達成のための政策」説明資料

45. 2 13

— 目 次 —

A 今後の重点政策	1
Ⅰ 物価の安定	1
Ⅱ 対外経済政策の積極的展開	3
Ⅲ 産業構造の革新	5
Ⅳ 社会開発の推進	7
Ⅴ 発展基盤の培養	14
B 財政金融政策	19

以下は、現在企画委員会、分科会等において検討中の「課題達成のための政策」の要旨であるが、今後の検討の進展にしたがって、補足ないし修正がありうる。

A. 今後の重点政策

I 物価の安定

財政金融政策の弾力的な運営により、適切な総需要調整を図りつつ、適正な経済成長のもとで長期的かつ国際的視野に立って国民経済の効率を高め生産性向上を実現して物価の安定をはかる。

- 農業、中小企業、流通部門など低生産性部門の近代化、労務力の流動化などの構造諸対策を一層強化に推進する。
- 独占禁止政策の適切な運用等によって価格機能を有効に用いるための競争条件の整備を進める。
- とくに、輸入政策の積極的展開を図るとともに、輸入品の廉価性が失われることのないよう流通機構の改善に努める。
- 政府関与価格については、当該部門の効率化を進めることによりその安定化を図る。
- 土地の計画的利用、宅地の供給増進などにより地価の安定を図る。

(1)

- 生産性向上の成果は、価格引下げなどを通じて国民経済全般に配分されることが望ましい。それには物価、賃金、所得、生産性の関連について、国民各層の理解を深める必要がある。

Ⅱ 対外経済政策の積極的展開

1. 貿易・資本自由化等の積極的推進

世界経済の均衡のとれた発展に寄与し、かつ勞力不足、物価の騰勢などの問題に対処して、我が国経済の効率化を図るため、貿易・資本取引の自由化を積極的に推進する。

- 非関税障壁の緩和はいし撤廃に努め、とくに残存輸入制限の大幅な自由化をすみやかに進める。

- 関税については、ケネディ・ラウンドの完了後も互惠主義の立場に立ってさらに関税率引下げに努力する。

- 開発途上国に対し、一紙特惠関税の積極的賦与を行なう。

- 対内・対外投資の自由化を推進し、とくに対外直接投資の積極的促進を図る。

- 貿易、資本取引、経済協力等の対外経済政策を総合的かつ相互連繫的に展開する。

2. 経済協力の拡充・強化

開発途上国の経済発展を支援しつつ これら諸国と

わが国との経済交流の安定の拡大をはかるよう、国民
的理解のもとで効率的な経済協力の拡大・強化をはか
る。

- 経済協力については 国際的目標である国民総生
産の1割の達成と条件緩和の実現に努力し、貿易面
面の充実を図る。
- 開発途上国の自助努力を支援するなど効果の大き
い技術協力を促進するものとし このため隘路とな
っている人材の養成等に努める。
- 国際機関への拠出および民間ベースによる多国籍
援助方式等を推進し、総合的見地に立って経済協力
の効率化を図る。

(4)

Ⅲ 産業構造の革新

③ 産業の効率化

国際化の進展、労働力不足の進行、技術革新の展開
等の条件変化に積極的に対処しつつ 長期的展望に立
って産業構造を高加工度化の方向に誘導する。

- 今後めざす国産産業構造高度化の中核たるべき新規
産業の育成を図り 地方衰退部材については事業転
換等を進める。
- 競争条件の整備、構造改善の推進等により、産業
各部材の特性に応じた効率的な産業体制を確立する。
- 国際化の進展等の情勢変化に対応し、柔軟に対応
できるような企業力の強化を図る。
- 技術開発力の強化、資源、立地、輸送等の隘路打
断、産業関連社会資本の充実等産業の基礎条件、外
部環境の整備を図る。

4. 高生産性農業の実現と対策

国際競争にも耐えうる生産性の高い農業の実現をめ
ざし 従来の農政の領域をこえた国民経済的対応策を
講じつつ、生産基盤の整備を中核に農業の「装置化」

(5)

システム化を推進する。

- 農地制度の改正等により、経営規模の拡大につながるよう農地流動化を促進する。
- 地元雇出機会の創出、農業者年金制度の活用等により離農の促進に努める。
- 米について当面その生産調整対策を積極的に推進するとともに、需要増大が見込まれる畜産物、果実等の生産、流通対策を講ずる。
- 所得補償に偏りがちであった価格政策の運用改め、価格の需給調節機能の回復を図る。
- 農産物の輸入制限については、必要に応じ経済的な調整措置を講じつつ、これを漸次緩和ないし撤廃する。
- 漁業生産の年定額拡大とその近代化を図る。

5. 中小企業・流通部門の革新

国際企業の一層の進展と労力供給の逼迫のなかで市場動向に適応する高度の技術と高い生産性を有する中小企業を育成する。また、流通活動を全体としてとらえて効率化を図る。

(4)

(1) 中小企業

- 中小企業の効率向上のため、金融面、技術面からの支援を充実し、共同化・集団化事業を進め、同業種について根本的な構造改善を図る。
- カルテル行為その他の調整措置が効率向上の妨げとならぬよう配慮し、特恵関税の供与や資本自由化を革新への刺激として受けとめる。

(2) 流通部門

- 労力不足に対処するセルフサービス化と、発注・受注、在庫等の流通機能各面のシステム化を進める。また、ボランティアチェーン等の組織化を推進する。
- 場内一括輸送、専用輸送等革新的な物流の確立に努め、これと関連する社会資本を整備する。

6. 労力の有効活用

労力供給の増勢鈍化が見込まれる中で、人的能力の増進、生産性部門の近代化、就業構造の改善によって労力生産性のいっそうの向上が図られなければならない。

(5)

- 若年労働者の減少に対処し、中高年労働者の活用を図る。このため、賃金雇用制度の改善、訓練制度の拡充等に努める。
- とくに中高年女子労働者の取組での参入態勢等に配慮する。
- 職業紹介、職業指導を強化するほど、労働力の産業間・地域間移動の円滑化を図る。
- 技術の進歩、労働力の構成変化に対応して、取組環境の改善に努める。

IV 社会開発の推進

7. 住みよい都市及び農山村の建設

全国土にわたって進展する都市化に対処して、大都市および、地方都市・農山村を通じて、望ましい環境を備えた地域社会を建設する。

- 広域的な都市整備のビジョンのもとで、都市計画の実施、社会資本の整備、土地利用の効率化等を図り、大都市構造の改革を進める。
- 広域生活圏の中心となる地方都市については、周辺農山村との関係を検討しつつ交通・通信施設、公共利便施設の充実を図る。
- 農山村については、今後生活行動範囲が拡大することを考慮して、必要な生活環境施設を整備する。
- 過疎化の進行する地域においては、道路及び通信施設等の整備を重点的に進める。

8. 住宅、生活環境施設の整備と土地対策の推進

土地対策の推進と住宅、生活環境の整備を通じて住みよい生活の場を確保する。

- (1) 土地の有効利用と地価の安定

- 適正な都市計画により土地の高度利用を推進する。
- 土地に対する固定資産税、都市計画税、課税の適正化を図ることによって、土地の有効利用と地価の安定に資する。
- 輸送力増強と、高速化等を通ずる通勤可能圏の大幅拡大などにより、宅地に通じた土地の供給増大を図る。
- 大規模住宅用地の取得および造成に重点をおき公共団体が取得する水田等の活用を図る。

(2) 住宅、生活環境施設の整備

- 健康で文化的な住生活が可能となるよう、民間自力および公的援助により、賃の向上を図りつつ、必要戸数と確保する。
- 住宅金融の円滑化に努めるとともに、住宅建設の工業化を推進することによって建築費の安定を図り、良質、低廉な住宅の建設を促進する。
- 低所得者層等に対しては公的施策による住宅供給の拡充を図り、併せて公的賃貸住宅の管理運営

(10)

の適正化を進める。

- 下水道、都市公園、廃棄物処理施設、都市交通施設、防災施設等立派の著しい生活環境施設の改善充実に資する。

9. 公害対策の強化

経済の急い成長にともなって激化が予想される公害問題に総合的に対処する。

- これまで事後的個別的処理にとどまりがちであった公害防止対策の総合化、体系化、広域化を促進し、公害発生の実態防止に努める。
- 自動車排気ガス等の環境基準の設定を急ぐとともに、汚染の実態等を考慮しつつ各種排出規制を強化し監視測定体制を充実する。
- 下水道、廃棄物処理施設等、生活関連社会資本を充実する。
- 公害防止のための調査研究、技術開発の促進を図る。
- 公害防止のための費用負担のあり方を、原因発生者責任原則に基づいて明確化する。

(11)

10. 国民生活における安全確保と消費者行政の推進

国民生活の安全を確保するとともに、健全な消費生活をまもる立場からの消費者行政を推進する。

(1) 国民生活における安全確保

- 交通安全施設の整備、交通規制の強化、救急医療体制の充実、自動車損害賠償責任保険制度の改善等交通安全対策を推進する。
- 火災、自然災害に対する防災施策を推進する。

(2) 消費者行政の推進

- 商品、サービスの規格、表示等について規制と指導を強化し、監視体制を充実する
- 消費者組織の育成と消費者教育の推進を図るとともに、消費生活に対する全国的な情報網を整備する。

11. 社会保障の充実

経済社会の諸条件が大きく変化するなかで所得水準の一時的上昇にふさわしい国民生活の安定と福祉の実現を図るため社会保障を充実する。

12. 社会保障の充実

- 医療保険制度の抜本的改正、診療報酬体系の適正化などにより医療部門の合理化を進めるとともに、公衆衛生部門の充実を図る。
- 高齢者に対する年金制度の充実を推進し、経済社会情勢の変化に対応する給付改善措置を弾力的に実施する。
- 生活保護基準の改善を進めるとともに、心身障害者、老人、母子世帯などに対する社会福祉施策を強化し、とくに関連施設の整備と要員の確保に配慮する。
- 社会保障の充実に対応して、制度の性質等に応じた合理的な費用負担のあり方を確立する。

Ⅶ 発展基盤の培養

12 社会資本整備の重点と効率化

国民生活に關連する分野をはじめとする社会資本の相対的立遅れを速やかに解消するとともに、高密度な経済社会の実現に対応し、長期的視点に立って社会資本の整備充実を図る。

- 良好な住宅と健康で安全な生活環境を確保する。
- 国土の新習格の形成および都市部における交通混雑の緩和などを図るための交通通信体系を整備する。
- 国土を自然災害から防護するための国土保全施設の整備および必要の増大に対処するための水資源の開発を進める。
- 高生産性農業の実現を図るための農業生産基盤を整備する。
- 社会資本整備に当っては、受益者負担、開発利益の吸収等費用負担の合理化を図るとともに、民間事業主体の参加を積極的に推進する。
- 社会資本整備の効率化を図るため、事業選択等における科学的手法の適用、関係行政機関の連携、建

設工事の生産性向上を図る。

13 産業立地の円滑化

産業効率の確保のみならず、公害防止、環境保全、国土の有効利用等の観点をもふくめて、産業立地施策を強かに展開する。

- 基幹資源型工業、都市型産業など、業種業態に応じて立地地点の確保を図るとともに、産地は南発実施方式等を検討する。
- 農村地域への工場誘致をはかる。とくに農地の計画的転用の一環として水田等の工業用地化を進める。
- 産業立地に当っては公害防止にとくに留意するものとし、また 騒音問題を解決するため既成工業都市からの工場分散を進める。
- 工業用水源の確保、水利権の調整等を行なうとともに、海水の淡水化の実用化研究を促進する。
- 道路、鉄道、港湾、通信網等産業基盤の整備等を図る。
- 海外立地を円滑にするため、情報収集、投資保証制度の改善等、投資環境の整備を図る。

14. エネルギーと基礎資源の確保

経済成長に伴う需要の量的拡大等に対応してエネルギーと基礎資源の低廉かつ安定的な供給の確保を図る。

- 資源保有国との協調を図りつつ、海外資源の自主開採を促進する。
- エネルギー供給の低廉、安定化、公害防止等の観点から原子力利用を積極的に推進する。
- エネルギーの低硫黄化対策を推進するとともに、地域社会との調和に配慮しつつ、エネルギー基地建設の円滑化を図る。
- 木材資源については、国産材、外材の双方についてその確保策を講ずる。

15. 情報化の促進

わが国経済社会がまことしく情報化を達成するためには必要な施策を行なう。

- 情報化に適応する人的能力の開発を図る。
- 外国との格差の大きいソフトウェア技術の開発を中心として情報処理技術の開発を図る。
- 情報化の阻害要因となるような従来の制度を改め、

情報流通の拡大に対応する新たな慣行を確立し、併せて情報ネットワークの整備を図る。

16. 技術開発の推進

総合的、計画的な科学技術政策を策定し、急速に変化する経済社会の要請にこたえて自主技術の開発を図る。

- 高度化、多様化する国民の要求に対応して交通輸送技術、公害防止技術など社会開発のための技術開発を推進する。
- 国が中心となって原子力の開発利用等大規模先導的研究開発を推進し、また民間の研究開発を促進する。
- 適正な研究評価と競争原理の導入等により研究開発の効率化を図る。また基礎研究の推進等科学技術情報流通体制の整備、人材の養成やその国際的交流を通じて科学技術の発展基盤を培養する。

17. 教育と人的能力の向上

教育本来の課題を達成しつつ、経済社会の変化に対応して人的能力の向上をはかる。

- 技術の革新に対応して科学技術教育を充実する。
また、情報化の進展に対応して、情報処理教育を推進する。
- 国際化の進展に応じて、国際社会における日本人としての資質を高め、国際性豊かな人材を養成するための教育を推進する。
- 生涯教育を推進するため、社会教育の充実、職業訓練の強化を図る。
- 自由時間活用のため、情報教育を充実するとともに文化施設等条件整備を図る。

B. 財政金融政策

財政金融政策は、資源配分機能、景気調整機能および所得再分配機能を活用しつつ、本計画の課題達成のために積極的に対応する。

1. 財政金融政策の基本的姿勢

- 財政の硬直化を打破しつつ、その健全性を確保する。
- 金利機能の活用を進めつつ金融政策の弾力的運用を図る。民間金融機関に対し適正な競争原理を導入し、金融の効率化を促進する。
- 国際金融体制の健全化に積極的に働きつつ対外資本取引の秩序ある発展を図る。

2. 資源配分の適正化

- 財政支出の規模は名目国民総生産の伸びをやや上回って拡大し、これに対応して租税、社会保険料等の国民負担もある程度高まらざるを得ず、この点に関する国民の理解と協力が要請される。
- 金利の資金配分を高めるため、金利が機能する場としての金融、資本市場の育成、整

備を図り、また、金利の弾力性を高める方途を講ずる。

③ 景気調整機能の強化

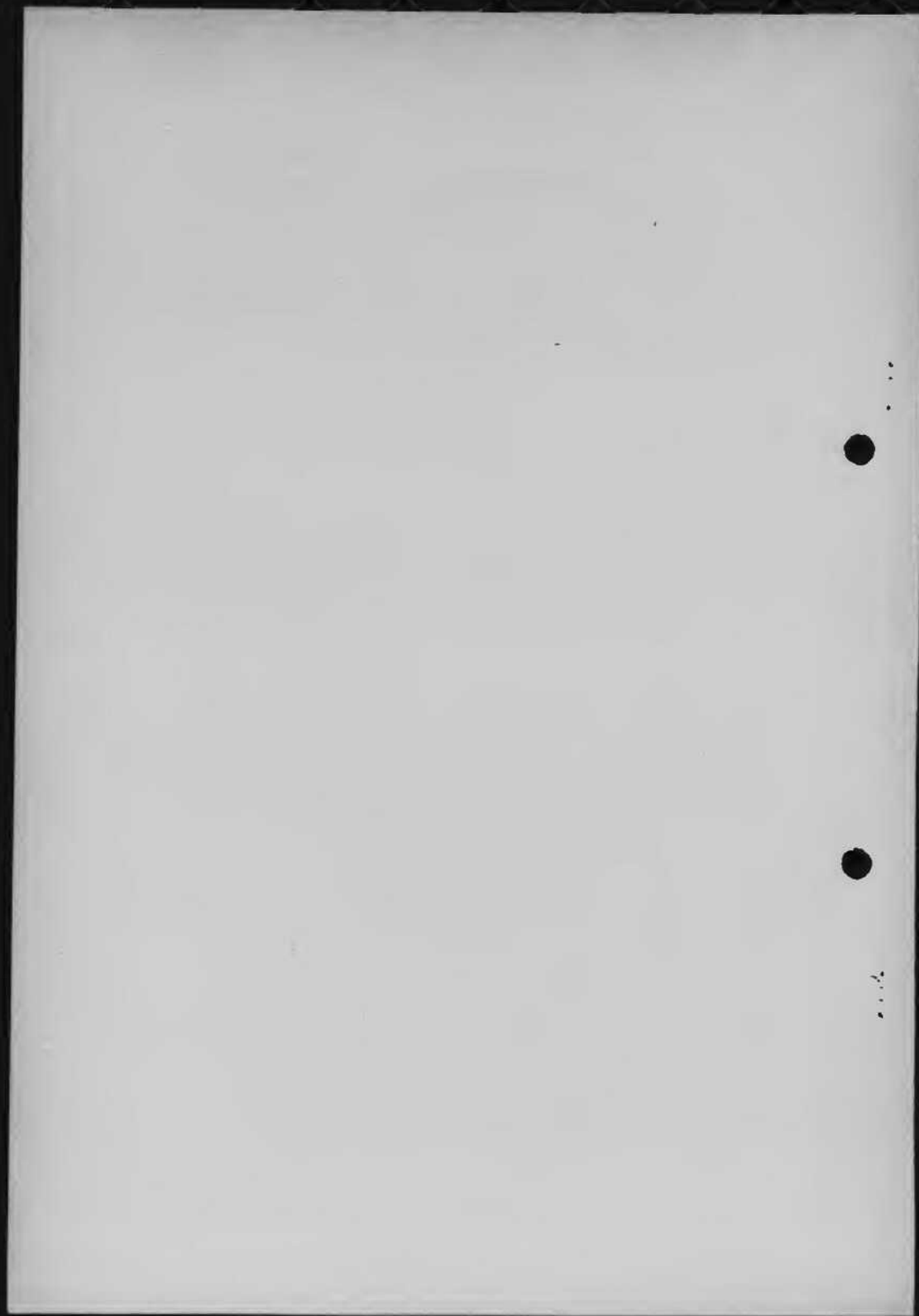
- 金融政策の機動的運用により効果的な景気調整に努める。
- 財政面でも、金融政策との一体的運用の観点から、国および地方を通じて景気調整に対する配慮を強化する。

④ 財政支出の効率化と負担の適正化

- 財政に対する過度の依存を排除しつつ、科学的手法による財政資金の効率的配分に努め、また行政機構の簡素合理化を図る。
- 財政を効率的に運営していくためにも応益負担および原因者負担を強化する。
- 所得税、住民税は引きつづき負担の軽減に努め、法人税については負担水準の適正化につき随時検討を行なう。
- 間接税については適時税率等の見直しを行なう

とともに、長期的な課題として一般売上税ないし付加価値税の創設の適否を検討する。

- 特定の政策目的のための税制上の優遇措置について安易な依存や既得権化を排除する。



総合部会懇談会議事次第（案）

昭和45年2月16日
午前10時30分
総理府会議室

（議 事）

1. 最近の経済情勢について
2. 土地政策研究委員会報告について
3. 産業立地研究委員会報告について
4. 新しい経済社会発展計画について

（配布資料）

1. 昭和45年度経済見通しと経済運営の基本的態度
2. 土地政策研究委員会報告書（要約）
3. 産業立地研究委員会報告書
4. 「課題達成のための政策」説明資料
5. 中期マクロモデルによる試算結果について
6. 前回総合部会懇談会議事要旨

裏
面
白
紙

(聖 - 1.323 - A)

第33回 企画委員会議事要旨

(昭和45年2月13日(金) 2:00~)
(大和銀行尾ノ門支店会議室)

出席者 : 榎良座長、石原、小山、昌谷、向坂、谷、

武山、堀、湊、山本、依田、渡辺 各委員

水上国際経済分科会長、森永公共・金融分科会長

1、亘理計画課長より総合部会懇談会開催について説明

2、「課題達成のための政策」説明資料(総合部会懇談
会用)の朗読・説明

小山委員 : 政策稿本文に含まれている「消費者物価
を次第に低め……」がこの説明資料に書かれてい
ない。これは物価安定の基本的姿勢であるので書
いておくべきだ。

亘理課長 : 意図的に落としをしたものではないが、企画
委員会でも議論をつめておらずシミュレーション
との関連もあると考える。この説明資料は時間と
の関係もあり、調整のとれない所をはがいて消極

(1)

的にとりまとめてある。御指摘の点は検討してみたい。

3. 中期マクロモデル試算結果について説明

渡辺委員：この試算はフレームにつながるものではないと書いてあるが、フレームの基礎となるものと考えられる。その意味では消費者物価がまだ高い。一時的に4.5%の上昇といったことはしかたがないとしても計画期間中平均して4%以上というのは、政府としても困るのではないか。

石原委員：試算の前文にある検討項目の(1)にある物価安定の政策効果については、現計画の時には物価サブ・モデルを使って行なったが、今回はそれをまだおり込んでいないということが、

亘理課長：前回にはサブ・モデルで計測した効果を外生変数の公共料金によって代理させていた。今回の試算では今の所輸入活用効果のみを識り込んでいる。構造政策等の物価安定策の効果は定量化が困難で今の所入れていない。

堀委員：最終年度の消費者物価上昇率はどうなっ

(2)

ているか。

亘理課長：(計数説明)

湊委員：除々に低下するというのはどういう操作をしているのか。

亘理課長：新パラメータのモデルでは物価が旧モデルよりもやや低めにでてくることもあるが、25億ドルの輸入活用の物価への効果が段階的に大ききいてくるようになっている。

森永委員：政府バランスはどうなっているか。

亘理課長：(計数説明)

なお、この3ケースについては庁内的検討を行なっており、総合部会に提出するものは若干変更があるかもしれない点おこしわりしておく。

水上委員：輸入活用の25億ドルを増やすことなく、物価への効果が増えているというのはどういうことか。

亘理課長：輸入・物価サブモデルの改良の結果である。

水上委員：構造政策の効果でさらに下げるかどうか

(3)

という点では、下がりすぎると信頼性がうすれる
という問題もあるが、最終年度はふさ%位にしたい。

亘理課長：構造政策の計量は困難であるが、努力目標ということでかかげる方法も考えられる。

湊委員：物価の政策提言が実効されればそれによって物価が下がるはずである。一方それがモデルに盛り込めない以上、政策努力としての目標値をかかげる方がよい。また、計画数値のもつアナウンスメント・エフェクトも考慮しなければならない。この努力目標が達成されないと、こういった問題が生ずるということを逆説的に説明する必要がある。

向坂委員：その場合には企画委員会として責任を問われることになるがシミュレーション結果と、政策の努力目標とを明確に区別しておくべきである。

稲良座長：シミュレーション結果の数値以外に、フレームとして努力目標をかかげるかは議論のある所であり、その場合、実現性とかアナウンスメント

エフェクトなど考慮される必要があろう。

山本委員：GNPの中間年次はどうなっているか。

亘理課長：中間年次については公表しない。最終の姿をよくするために途中年次に少し無理をかけている感じはある。(計数説明)

モデルの運転はなかなかむずかしく、外生にしろよせするか、波及にしろよせするか、内生にしろよせするか、いろいろあるが、このケースではやゝ波及にしろがよっている感じである。

森永委員：輸入活用の25億ドルの入れ方はどうなっているのか。

亘理課長：K、R、特惠をも含めて最終年度25億ドルで各省と大まかな感触としては調整がついている。この場合輸入依存度が1ポイント上がりフランス程度になる。

武山委員：50年度に物価3%台になることは大変けつこうだが、25億ドルの輸入活用はどれほど実現性があるのか、まして構造政策で下げるといったことが可能なのか。中間年次は公表すべきで

ある。また以前のシミュレーションに比べてパターンがかわったのか。

亘理課長：新パラメータでは、景気のピークがやや手前によった感じがある。もっとも、これは外生変数の与え方によっても左右される。

武山委員：47・48年は産業材料研究所の試算などでは景気がおちこむとして問題にされている。

亘理課長：中期マクロモデルは短期的変動を追うには適さないものもある。

武山委員：それにしても47・48年不況説について何か説明しておく必要があるのではないか。

湊委員：38～43年度の実績に比べて1人当り雇
用者所得の伸びが低く、実感とあわない。毎勤統計とのカバレッジは異なるにしても、賃金の方
硬直性など現実と感じと違いすぎる。日経セ
ンターの予測は15.7%をみている。

堀委員：下方硬直性という感じはわかるが、成長率の関連からある程度説明される。

湊委員：38～43年と41～43年とでは状況が

変っている。以前、マクロ・ミクロ競争というのをやつたが、マクロ的に考える企画方では38年を好況と考えており、私どもミクロに考える者は不況を考えていた。このシミュレーションではあれほどの不況を考えているわけではないのに、12%台の伸びというのは実感と合致しない。また、労力不足ということも1つの要素として考えられねばならない。

亘理課長：全体の姿の中で一人当り雇用者所得をみ
てもらいたい。成長率10.8% 設備投資12.7%
法人所得13.5% というモデルートなバランス
の中では一人当り雇用者所得12.6%はおかしくな
い。

岡坂委員：設備投資についても同じことがいえる。
12.7%といった姿も、今のおう勢な設備投資動向
からは理解しがたいが、より長期的な経済全体の
バランスを考えてはじめて理解できるものである。
賃金については、それを、政策的なものとする
か、トレンド的予測とみるかによって計画で書く

場所が変わってくる。湊委員のいうように、私も突
感としては不況なくして一人当り雇用者所得がこ
こまで安定するかどうかは疑問をという気がして
いる。

亘理課長： 中野部のフレーム構を議論する時に賃金
数値の取り扱いなど御議論願うこととなる。

石原委員： 前書きで「次の点を検討する」とあるが、
これは今後企画委員会で検討するということか、
総合部会で検討するということか。

亘理課長： 資本収支、財政等々フレームをきめる前
に企画委員会で議論するということで、総合部会
では全体的な感融ををうみかう。

石原委員： フレームを決めるのではないのかを、
前提となる財政などの数値を少しいねいに示し
て意見をきいてはどうか。

亘理課長： 事務的な調整がついていないということ
と、同じ10.8%にしても、財政、世界貿、金利
等いろいろな組み合わせがあるわけであるが、それ
らの組合せは、まだ十分な意味をもたせていない。

福良座長： 口頭であっても総合部会には出せるもの
を出して議論してもらった方がよい。

石原委員： 前提となっている数値は出すべきだ。例
えば長期資本収支をどう考えた上で至常収支をこ
の程度にみるのがよいと判断するのかを明らかに
したい。

亘理課長： 印刷物にはしたくないので口頭で説明を
する。

福良座長： 決ったものでなくとも主要なものについ
てはそう願いたい。

渡辺委員： 輸出金融の再検討の影響がどのようにな
るか、モデルで計測してもらえるとありがたい。

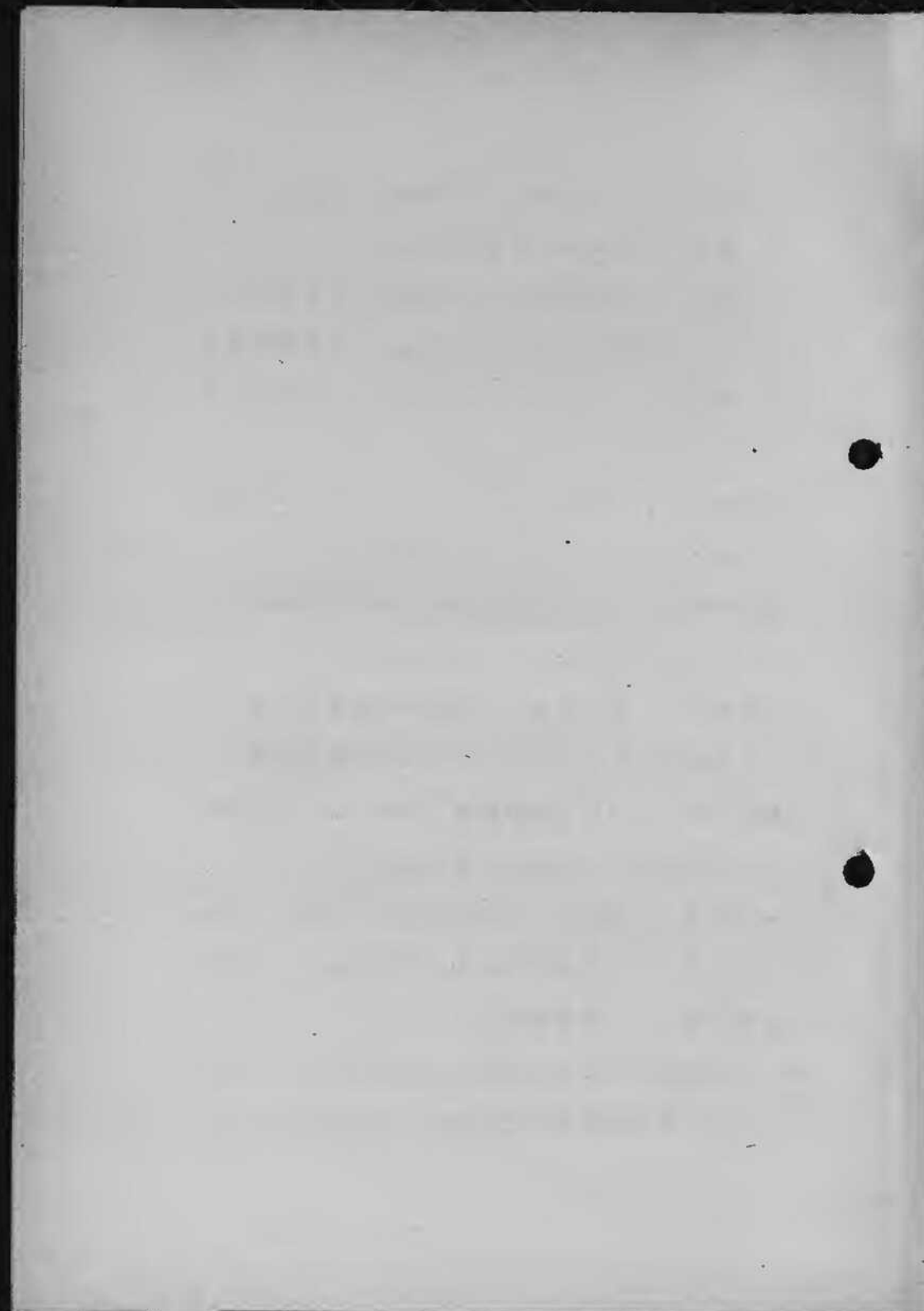
福良座長： それは輸出優遇金利を1%上げた場合ど
うなるかといったようなことか。

亘理課長： 検討はするがむずかしいのではないか。

石原委員： 公共料金はどうように入れているのか。

亘理課長： (計数説明)

4. 「課題達成のための政策」(2.10版)修正部分に
ついて各担当計画官より説明



「新 経済社会発展計画」参考資料について
(XV. 2. 20)

1. 参考資料は、経済審議会が本文の答申に付して
政府に提出するものであるが、閣議決定の対
象とはならない。

2. 参考資料の構成は、以下のようものを考えている。

- 1) 国民経済における物価安定生産性の関連
- 2) 経済成長と産業構造の変化
- 3) 高生産性農業の実現
- 4) 労働力の需給見直し
- 5) 公害対策の強化
- 6) 社会保障の充実
- 7) 総合的な土地政策の推進
- 8) 社会資本の整備
- 9) 技術開発の推進
- 10) 資源問題の所在とその対策

3. 全体の分量は、おおよそ 400頁原稿用紙
250～250枚程度(印刷本では、60～70頁程度)
になる予定である。

裏
面
白
紙

企画委員会スケジュール(案)

45.2.20

2月24日(火) 午前10時 官庁会議室

2月27日(金) 午後1時30分 官庁会議室

3月2日(月) 午後

3月5日(木) 午前

3月6日(金) 午後 総合部会懇談会

3月9日(月) 午後

3月12日(木) 午後 総合部会懇談会

3月17日(火) 午後

3月19日(木) 午後

3月23日(月) 午後

3月27日(金) 午後

総合部会懇談会

経済審議会懇談会

4月6日(月) 午後

4月9日(木) 午後

総合部会

経済審議会

裏面白紙

取 扱 注 意

45. 2. 20

(経 - 1844-A)

〔Ⅱ〕 対外経済政策の積極的展開

近年のいちじるしい経済力の充実に背景にして、我が国の国際収支構造は経常収支赤字、資本収支黒字型から経常収支黒字、資本収支赤字型へ大きく移行してきた。このような変化は、新しい対外経済政策の展開を要請し、また、それを可能にするものである。

すなわち、第1に、国際的連帯感に立脚した新しい国際主義の理念を確立しなければならない。また、資本、技術、情報の国際交流が一段と活発化するなかで国際経済社会が相互依存関係を緊密化する中で、国民の豊かな国際的資質を涵養し、海外諸国民との相互理解と友好を深めることに努める必要がある。

第2に、国際経済社会の有力な一員として、今後、世界の主要先進国と協力して、インフレの克服、国際通貨体制の安定化、自由貿易体制のいっそうの推進と国際資本取引の秩序ある発展などの世界的課題に積極的な姿勢で取り組み、我が国の経済的地位に即した貢献

(1)

をしなければならぬ。

また 開発途上国の開発に資するよう経済協力の強化に努め、さらに自由主義諸国と社会主義諸国との間の経済交流を拡大する必要がある。1970年代の国際分業は、商品貿易の水平分業化だけでなく、技術革新の分散化を通じて国際資本移動が一段と活発化する方向にある。このためわが国貿易をいっそう発展させるためには、基本的には輸出の伸長が重要であるので、より多くの技術、情報、果樹と高級品を中心とする高加工度化へ輸出構造を質的に高め、同時に、開発途上国の工業化に貢献する資本財輸出、開発途上国の未開拓資源の開発輸入、特恵状等による開発途上国からの輸入などを促進して、貿易と経済協力を広い視野から総合的に展開することが必要である。

とくにアジアにおけるわが国の特殊性と予想されるベトナム戦争終結後の諸影響に配慮し、東南アジア諸国の経済開発に対して特段の考慮を払う必要がある。

オ3に、労働力不足の本格化、物価の騰勢、海外資源への依存の高まりなどに対処して、国際的視野から

(2)

経済の競争的成長を成すから収めなければならないが、このような見地から今後、各種の保護的ないし制限的措置の大半を緩和ないし撤廃と一般特恵関税の積極的快挙を行なわなければならない。なお、輸出の優遇措置についても、わが国産業の競争力の状況や国内景気動向等を勘案しつつ、そのあり方を新しい環境で別して検討する。

オ4に、^V対外経済活動については国際的に調和のとれた拡大に配慮しつつ、貿易の発展をはかり投資受入国との利害の調整に留意しつつ対外投資を積極的に推進する。

オ5に、国際収支の今後のあり方としては、以上のように対外経済政策の積極的展開を通じて、健全な成長の持続をはかり、経常収支で適度の黒字を維持し、これにより資本収支の赤字を補い、さらに、国際収支調整に対する世界的な努力に配慮しつつ、対外取引規模等の増大に応じて外貨準備の漸増を実現するよう経済政策を総合的に運営する必要がある。

(3)

1 貿易、資本自由化等の積極的推進

(1) 残存輸入制限等の緩和ないし撤廃

非関税障壁の緩和ないし撤廃は ケネディ・ラウンド実施後の自由貿易体制推進の手段として、また一諸国にみられる保護主義への動きを抑えケネディ・ラウンドの成果を確保するためにも、新しい国際的課題となっており、我が国としても諸外国とともにこれと積極的に取り組んでいく必要がある。

とくに残存輸入制限の緩和ないし撤廃については輸入自由化の完成を目指して大げかつすみやかにこれを進めることが必要である。すでに昭和44年には、残存輸入制限品目を昭和46年末までに半減して60品目以下とする方針を定め、55品目の自由化を決定したが、今後既定方針の完遂をはかるだけでなく、さらに残余の制限品目の大げな自由化を行うための最大限の努力を払うものとする。なお、国内事情から自由化が困難とされる品目については輸入枠の拡大等により輸入制度の弾力的運用をはかるものとする。

経常取引面での貿易・為替制限緩和のいっそうの実効を期するため貿易、為替管理手続の大げな簡素化を推進する。

(2) 関税率の引下げ

先進諸国は、昭和47年初頭までの間にケネディ・ラウンドにもとづく関税一括引下げの段階的実施を完了することになっており、我が国としても現にこれが引下げを進めるとともに、開発途上国の関心品目である28品目については期限を待たず一挙に繰り上げて全面的引下げを行つたがその他の品目についても極力繰り上げて引下げを行なうものとする。ケネディ・ラウンドによる一括引下げの完了後においても、互惠主義の立場に立って他の先進諸国とともにさらに関税引下げを推進するよう極力努力する必要がある。

一方、開発途上国に対する一般特恵関税の供与については、現にオーストラリア貿易開発会議の要請によってその具体化が進められている。我が国としても開発途上国と深い結びつきを有する現状にかなひ

工業品については、国内的にとくに困難な事情にある一部産品について相場の配慮を加えつつ基本的には原則無税のシーリング方式^(注)により、また農産品については品目毎に検討し税率品目および引下げ率を定め、できるだけ積極的な税率を行なうものとする。

(注) シーリング方式とは、シーリング率を算定して一律の税率の引下げを行なう方式で、シーリング率は、基準年の全受益開港金上国からの輸入額を基本とし、これに最近年の受益国以外の国からの輸入額の一定率を補足額として加算して算出する。

(5) 対外、対外投資自由化の促進

対外直接投資については、昭和42年、44年の2回にわたり自由化措置をとったが、さらに自由化範囲の拡大に極力努力しつつあり、昭和46年度末までに適正な競争条件の整備をはかりつつ、わが国産業のかなりの分野で自由化を達成することとして

いる。その後もこの方針に沿い自由化範囲のいっそうの拡大が可能となるよう極力努力するものとする。

対外直接投資については、従来国際収支上の理由から制限を行なってきたが、外貨事情の好転に伴い強力的な奨励を行なっており、今後わが国民間企業の自由な選択に委ねる方向でさらに積極的な緩和を行なうものとする。

とくに対外直接投資は、海外資源の安定輸入、輸出市場の確保、労働集約的産業の海外立地等、経済規模の大型化と労働力不足化が進展しつつある内が、国経済にとって不可欠であるうえ、経済協力にも大きく寄与するものであることを考慮し、今後これを積極的に促進するものとする。このため、各種投資環境の整備、海外情報収集処理機能の強化、投資保証協定の締結促進、海外投資保険の拡充等による対外経済活動発展基盤の強化に努める。

なお、間接投資については、国際的資本逃避や国際的資本逃避や国際投機を惹起さないよう深甚な配慮を加えつつ、その制限緩和に努力する。

2 経済協力の拡充、強化

南北問題の解決は、人類の福祉を高め、世界経済の均衡的発展に貢献し、国際政治の緊張緩和をはかるために、ますます必要となっている。また援助は、開発途上国に対するたんなる恩恵ではなく、それによって援助受取国の自助努力を高め、やがては自律的経済発展の軌道に乗って援助を必要としなくなるよう、供与国と受取国が協同して開発を促進することにある。

開発途上国は、1960年代において5%の経済成長率を達成し、なかには自律的経済発展に近づく国もでてきた。しかしながら、1人あたり国民総生産等であらわされる先進国との格差は高い人口増加率もあっていぜん縮小せず、開発途上国内部の開発成果の格差が目立ち、また一部援助受取国で債務累積が拡大する一方、一部供与国に国際収支の悪化等から援助の停滞がみられるなど、南北問題は多様化、複雑化してきている。

わが国は、開発途上国との経済関係に依存する度合いが強く、これら諸国の経済発展をはかることは、わ

が国と開発途上国との経済交流の安定的拡大の前提である。しかもわが国経済力の充実と国際収支の好転から経済協力の拡大を可能とする環境が生まれつつある状況にかんがみ、今後必要な財政資金の確保について国民の理解をうるとともに、極力民間資金の活用をはかり、効率的な経済力の拡充、強化をはかる必要がある。その際また、前記のような民間直接投資の積極的推進をはかることが所要である。民間直接投資は、開発途上国の産業開発を促進し、その安定的な輸出を確保して、国際収支を改善し、さらに開発途上国の経営能力や技術等における隘路を打開するためにもきわめて有効であり、わが国としては、この種の経済協力が開発途上国にとって受け入れ易くなるよう十分配慮しつつその推進に努める必要がある。

(1) 量的拡大と条件緩和

経済協力の量については、オーストラリア貿易開発会議で決議された国民総生産1%目標の早期実現をはかり、条件緩和については、経済協力開発機構(OECD)の開発援助委員会(DAC)による勧告の

実現が可能となるよう極力努力するものとし、また政府開発援助の国民総生産に対する比率を高めるよう努力する。

(2) 技術協力の促進

産業技術、技能、経営、教育その他の分野にわたる広範な技術協力は、開発途上国の自効努力に大きく貢献するとともに、人的交流を通じ開発途上国との間に相互理解を深めるうえで重要な意義を有する。しかしわが国では人材、言語等の制約もあって国際的にいちじるしく小さいので、その拡充を積極的にはかるものとする。このためには、国内における人材の確保および養成のための体制の整備、強化をはかり、また開発途上諸国からの研修生の受入れ訓練等を促進し、国際機関への拠出と職員派遣の増強に努めるとともに、投資プロジェクトの安定運営等にわたっては技術協力と資本協力との有機的連携を強化する必要がある。

(3) 多国間援助方式の活用

政府ベース援助の方式についてみると、国際機関

(10)

への拠出を通ずる多国間援助方式は、原則として「アンタイド・エイド」(注)であり、貸付対象を幅広い視野からの国際的判断に委ねられるという利点があるので、関係国際機関においてわが国の地位が高まりまたわが国と深い結びつきをもつ地域での国際機関の活動が強化されるに伴い、二国間援助方式とならんでこれを強化するとともに二国間方式を有機的に結合して活用し、政府ベース援助の比率を高めていく必要がある。

なお、民間経済協力は、民間企業の自由な選択に委ねられるものであるが、投資者のリスクを軽減し投資受入国にも受入れ易い方法を見出すことが必要であり、その方法として国際金融公社(IFC)など国際金融機関^南を通ずる多^{他国}国民間資本の合併形成による投資等の促進について検討する必要がある。

(注) アンタイド・エイドとは、援助による貨物または役務の調達先及援助供与国に限定しない援助である。

(11)

(4) 効率性の増進

援助の効率性は量的拡大と条件緩和に伴ってますます重要となっている。このため、個別案件について投資の事前および事後にわたる一連の調査への協力措置によりその効率性の維持・向上に努め、個別開発事業は受取国の開発計画全体との関連でとらえ、また、経済協力方式と配分については受取国の開発の実際にもっともよく妥当する方式を弾力的に選択するよう努力し、さらに、前記のよつに経済協力と貿易との間でも有機的連携を強める必要がある。それとともに、援助受取国の経済事情や経済開発政策等に関する事情をたえず把握し、我が国の援助能力をできるだけ計画的に運用するよう努める必要がある。

取扱注意

(経-1343-A)

45. 2. 20

〔1〕 物 価 の 安 定

昭和30年代半ばから消費者物価は強い上昇を示し、
そのうえ最近では卸売物価でも騰勢が強まり、このまま
放置すれば本格的なインフレーションになりかねなく
なってきた。物価の上昇は、国民生活の実質的な改善
と、健全な経済発展を阻げるものであって、物価の安
定は今後取り組むべき重要な課題の一つである。

本計画においては、消費者物価の上昇率を次第に低
め、ここ数年の年率5%前後の上昇から、計画期間中
の上昇率を年 %にとどめ計画期間の終りには年率
%程度にまで低下させ、また、卸売物価について
は、計画期間中それがほぼ安定的に維持されることを
目標とする。

物価は経済活動を集約的に反映するものであって、
その安定のためには総合的かつ整合性のある諸施策が
継続的に強力に展開される必要がある。

そのため、まず、内外の条件変化に即応した財政金
融政策等の弾力的な運営によって総需要の調整をはか

(1)

りつつ、経済成長を安定的に維持する必要がある。総需要の適切な調整によって、短期的な需要圧力の緩和を図ることができるし、安定した成長のもとではじめて、合理化の努力を伴わずにコスト増を安易に価格に転嫁したり、あるいはやむをえない他の価格改訂に便乗しようとする態度をゆるさない環境が作られ、長期的に物価安定のための重点施策が効果をあげうる基礎条件が確保されることになる。こうした環境のもとで、政府はもとより国民各層が一致して以下のような物価安定のための努力を払うことが期待される。

第1は、従来から実施されてきた構造政策をよりいっそう強力に推進し、労働力不足にふさわしい国民経済の効率化をはかることである。

とくに、生産性の低い農業、中小企業、流通部門など各種の保護措置によって非効率な状態が温存されている分野を中心として、産業の近代化、合理化を強力に進め、農産物や大衆的工業製品などの廉価にして豊富な供給体制をつくらなければならない。農業につい

(2)

ては、これまで所得補償に偏りがちであった価格政策の運用をあらため、構造対策のより積極的な推進によってその近代化をはかる。一方、中小企業分野では、^純単に労働集約的な加工産業など、労働力不足の本格化や国際化の進展とともに、わが国においてすでに優位性を失いつつある産業の発展途上国への委譲などを含め、その高度化を実現することが必要である。

また、これら生産段階における効率化が消費者物価の安定にむすびつくよう流通段階の効率化を進め、とくに産地直送方式の活用などによって、労働力が過剰であった時代に成立したこれまでの流通経路を合理化し、取引・消費に関する制度・慣行を改め、また協同一貫輸送体制の導入など物的流通の改善を進めなければならない。

なお、こうした産業の近代化と再編成をすすめるに当っては、低生産性部門の就業者とくに中高年層の円滑な離職転職を促進するための労働力流動化対策をいっそう強化するとともに、雇用賃金制度の近代化や再訓練などによる労働力の積極的活用を図ることが必要

(3)

である。

第2は、以上の構造政策を円滑に進め、かつ価格機能を有効に働かせるための競争条件を整備することである。

そのためにはまず公正取引委員会の活動を強化し、各種の独占禁止法適用除外カルテルや再販売価格維持契約の再検討、徹底に積極的に取り組む。一方、流通部門においては、チェーン組織など新しい流通チャネルについても流通合理化に役立つものはこれを抑制することなく、旧来の流通機構と自由に競争できる環境を整備するため各種共同行為を保護している制度面の検討や競争制限的な諸種の慣行是正も必要であろう。

さらに、寡占化に伴う価格管理の傾向のもたらす弊害を排除し、適正な競争を実現するため、独占禁止政策の厳格な実施、許認可制度の根本的再検討などによって競争基盤の強化にいつそう努めることが必要である。

第3は、輸入政策の積極的展開をはかって、国際的

(4)

視点に立った国民経済の効率化を進めることである。

農産物や工業製品の安定した供給を確保するためには、国内供給体制の整備が重要であることはいうまでもない。しかしながら、現存する農産物などの輸入制限品目は概して国際的に割高で、その国内価格の上昇が大きくなる傾向があるので、輸入政策の積極的展開によって物価の安定に資するところが多いものと考えられる。したがって、とくに従来、緊急輸入的な対策として取り上げられる傾向が強かった生鮮食料品の輸入については、国内産業への影響を考慮しつつも積極的に、輸入制限品目の自由化、輸入割当の枠の大幅な拡大、関税の引下げ、輸入段階での競争条件の整備など、輸入政策を強力に展開しなければならない。なお、より長期的な視点に立って開発輸入を積極的に活用することは物価安定にとっても有効である。

また、廉価な輸入が行なわれても、一部では制度的に競争制限下にあるために大幅な流通差益が上積みされ、消費者段階の価格安定に有効に活かすことができなかった従来の経験にかんがみ、とくに、輸入品に関

(5)

する流通のあり方を全面的に検討することが必要である。

第4に、政府関与価格についてはこれをできる限り低位に安定化させることが必要である。

米価、運賃、その他公共サービス料金など政府関与価格は、心理的にも全般的物価動向に与える影響が大きいのので、当面の物価動向にかんがみ、できる限りその上昇を抑制することが必要であるが、価格対策の基本が当該部門の効率化にあることはいうまでもない。また、こうした効率化を伴わない価格の抑制は、一時的、緊急的なものとしては有効であっても、問題の根本的な解決とはならない。したがってつねに長期点視点に立って均衡のとれた価格体系の実現を図りつつ、合理化、生産性向上を促進する政策の中で、政府関与価格の安定をはからなければならない。

なお、農産物価格一般への影響などからみてとくに重要な米価については、当面、生産者、消費者両米価の相置きを目途とし、長期的には需給が見合った価格を設定する。

第5に、住宅、生活環境の改善を阻み国民生活に大きな不満をもたらしている地価のすみやかな安定をはかることである。

地価の高騰、地代の上昇は住宅建設の隘路となり、家賃の騰貴とあいまって国民生活の不安を増大している一方、生活関連公共事業の進展を妨げるなど、経済社会の健全な発展を阻害している。

とくに、都市における住宅地価格の安定が急務となつていゝ現状にかんがみ、都市計画にもとづく土地の計画的利用を強力にすすめるとともに、市街化区域における農地など土地に対する課税の適正化や通勤交通手段の整備、あるいは大規模住宅団地の造成を通じて、宅地供給の増加をはかるなど総合的施策を強力に実施し、地価の安定に努める。

最後に、物価、賃金、所得、生産性問題については、当事者が国民経済的視点に立って対処することが望まれる。

物価安定の基本は、以上に指摘したように総需要調

整策、構造諸対策や競争条件整備、さらに輸入活用などを通じた国民経済の効率化にあるが、今後、賃金の上昇が加速化し、それが物価上昇に影響する程度が強まることが懸念されている。一部の企業で、生産性向上を実現しながらも価格を維持して高賃金・高利潤を実現する傾向があり、これが全般としての賃金上昇に波及している面がみられる。この際、企業レベルでの価格・賃金の決定も、社会的影響が大きいことに思いをいたし、企業は、価格引下げなどを通じて生産性向上の成果を国民経済全般に配分するよう努力すべきことが期待される。政府もまたこのような企業の努力を促進し、生産性向上を伴わないコスト増を安易に価格に転嫁することのできないよう競争条件の整備などに努めるものとする。

なお、国民経済における物価・賃金・所得、生産性の関連については、労働組合や経営者なども含めた合理的な議論の場を通じて国民各層の議論をすすめ、本問題に関する理解を深めることが必要である。

第34回企画委員会議事要旨

昭和45年2月20日
10:00~12:10
経済企画庁官房会議室

出席者： 福良座長、大木、小山、菅谷、向坂、谷、
谷村、並木、堀、奏、山本、渡辺各委員
水戸国際経済分科会長、館生活分科会長代理

議 事 「課題達成のための政策」

(1) 物価の安定

(宮崎調査官より修正部分について説明)

山本委員： 一方でインフレーションの懸念をいい、
他方では「計画期間の終りには年率 %までに低
下させ」というのは矛盾にならないか。構造政策、
輸入政策等物価を下げる手段もあるが、他方、領
金問題のように物価を上げる要因もある。計画期
間中の物価動向までコミットすべきではない。

奏委員： 現計画作成時にも同じなやみがあった。シ
ミュレーション結果をそのまま計画の目標とする

(1)

ことは問題がある。アナウンスメント・エフェクト等を考慮せねはならず、乖離が生じて非難されることになるかもしれないが、政策意図の表明として物価安定をかけるべきだ。

館委員：生活分科会の意見としては、前向きに目標を設定してほしい。

昌谷委員：文章の構成として前提条件が不明のまま数字が出てくる。一般には、その数字が約束されたものとして受けとられ安易な期待をいだかせることになる。数字については最後の所に「以上の施策が総合的におこなわれるならば目標は %」という表現にしてはどうか。

向坂委員：最後に書くかどうかは文章のつながりによる。問題は数値を入れる時の前提条件の示し方で、賃金についてもそれが物価と相関関係にあることを明らかにする必要がある。また第3部のフレームの説明のしかたとも関連する。

湊委員：この前の選挙戦にしても物価安定が第一の問題であった。「インフレーションになりかねな

(2)

い」との表現が入ったのは問題意識が強く出ていてよい。数字をあつかう位置としては、「いろいろ政策をとる結果何%になる」というのでは弱く、むしろ何%にもっていく、そのための政策として～」とすべきだ。物価・賃金のあつかいは「望まれる」とか「理解を深めることが必要である」とか、いまや国民全体の問題となってきたというわりには表現が弱い。大木(正)委員に遠慮しすぎている。

昌谷委員：物価対策としては個別対策よりもまず総需要調整等総合政策が重要である。それをいうためには前文では弱いので、第1項目に総需要政策をあげる方がよい。

山本委員：数値の取り扱いとして物価だけ期間中の動向をメンションするのはおかしい。

小山委員：物価安定のためには政府だけでなく国民各層がそれなりの努力をしなければならないというニュアンスが出たことはよい。

堀委員：湊委員は総合部会での大木(正)委員の発言で物価・賃金の表現が弱くなったというが強ま

(3)

ったのではないか。

宮崎調査官： 前回よりもトーンは若干強まっている。

福沢塾長： 大木(正)委員の意見は、「賃金だけが悪者だ」という表現はやめてほしい」ということであつた。

向坂委員： この前の案では少し弱いという感じだったが、今回以上に出ることもできない。

堀委員： 強く出すというのはよいが、ここで強く書くことが現実の問題を進展させることになるのかどうか疑問である。「理解を深め、協力を要請したい」という表現を入れることも考えられる。「合理的な議論の場を通じて」までは問題ないが、「議論の場を作る」ということになると別の意味で抵抗がある。

向坂委員： 政府がこの問題についてどう考えているのかが不明である。例えば、公務員給与についてはどう考えるか。これは公務員の生産性とも関連する点だ。

谷村委員： 政府が公務員給与の決定によって一般賃

(4)

金を指導しているわけではなく、逆の関係にある。

宮崎調査官： その意味では政府もアタリどころの「当事者」ということになる。

昌谷委員： 2頁にある「こうした環境のもとで」のこうしたことは総需要政策等をさしているが、総需要調整は環境ではなく、第1の政策であるはずだ。第1以下の政策は狭い意味の物価対策になっている。

谷村委員： 賃金を悪者にするつもりはないが、物価と賃金の関係をもっと説明しないと国民に理解されない。また、物価安定はこれらの施策がおこなわれればうまくゆくということではあるが、それなりの尊厳が生ずるというニュアンスは出さなくともよいか。4頁に公取だけが固有名詞として出てくるが、内容的にも特にメンションするかどうか。

宮崎調査官： 公取の強化実行計画でも出てくるが、

政府全体という表現の方がよいかもしれない。

谷村委員： 寡占化の所に許認可制度の抜本的再検討

(5)

をあげているが内容的には何か。

小島参事官：許認可制度の抜本的再検討という広い表現だと寡占化の中ではつながりがよくないようだ。

渡辺委員：1頁の下から2行の財政金融策については「基本的に重要な」といった表現でもう少し強く書いた方がよい。

水上委員：物価安定策としては生鮮食料品の保存、保管による供給の安定化にふれておく必要がある。
向坂委員：賃金・物価についての谷村委員の意見に関連して、課題の所で物価要因の整理をしておく必要がある。

谷村委員：2頁と8頁に「合理化努力を伴わずコスト増を安易に価格に転嫁したり」とあるが同じ意味なのか。

岸矢調査官：8頁の方は賃金波及でやむなく価格転嫁をするといったムードを問題にしている。

谷村委員：賃金波及のメカニズムを入れておくとかわりやすい。

並木委員：全体としては原案に賛成。政策のウェイトのおき方で議論がわかるわけであるが、今日の物価問題はその要因が複雑でかつそのウェイトが変化する所に特徴があるので政策の重要度が明らかにされないのは仕方がない。政策の役割がもっと明確に書かれてもよいという気はする。

谷委員：物価の安定の所の書き方ではアナウンスメント・エフェクトでかえって、売りおしみをまねくことも考えられる。私権の制限にまでふれることができるかは問題があるが、不当利益に対処する処置を強く書く必要がある。

宮崎調査官：土地政策は別の章で個別問題としてとりあげている。

〔II〕 対外経済政策の積極的展開

（宮崎調査官より修正部分の説明）

水上委員：国際分科会としては、自由化と経済協力に加えてさらに対外経済政策の総合的展開を柱におこすという意思からよい。その中味については、貿易・資本自由化等の積極的展開の(4)の所をさらに

総合的に幅広く書くことになる。

宮崎調査官：総合的展開は柱を立てるとすると、
に書くか第3に書くか問題がある所であるが、物
柄と同じように前文にうたってはどうかと考える。

亘理課長：総合的展開を柱にすると、〔Ⅱ〕以外の所
でも同じ問題がでてきてしまう。

水上委員：総合的展開を入れるとバランスがとれな
いということだが、国際化が強く意識されている
計画なのだから例外的に取りあつかって柱を設け
た方がよいともいえる。全体との調整を図った上
で考慮してほしい。

福良座長：項をおこす内容があるかどうかだ。

水上委員：ニクソンの教書など参考になる。

谷村委員：経済援助、経済協力等用語が複雑で一般
にはわかりにくい。

大木委員：11頁の下段でいっていることは投資受
け入れ国の態度に問題があるということか。

高橋計画官：出す側のリスクと受け入れ側の問題を
マッチさせて多国間方式を活用するということ。

(8)

谷村委員：IFCを特にメンションするのはどうか。

ここでは国際機関を通ずる投資を考えているので
あって、公的機関にかぎらない。

福良座長：課題との関係もあるので用語は統一し
援助と財政の関連についても理解されやすいよう
考慮してほしい。

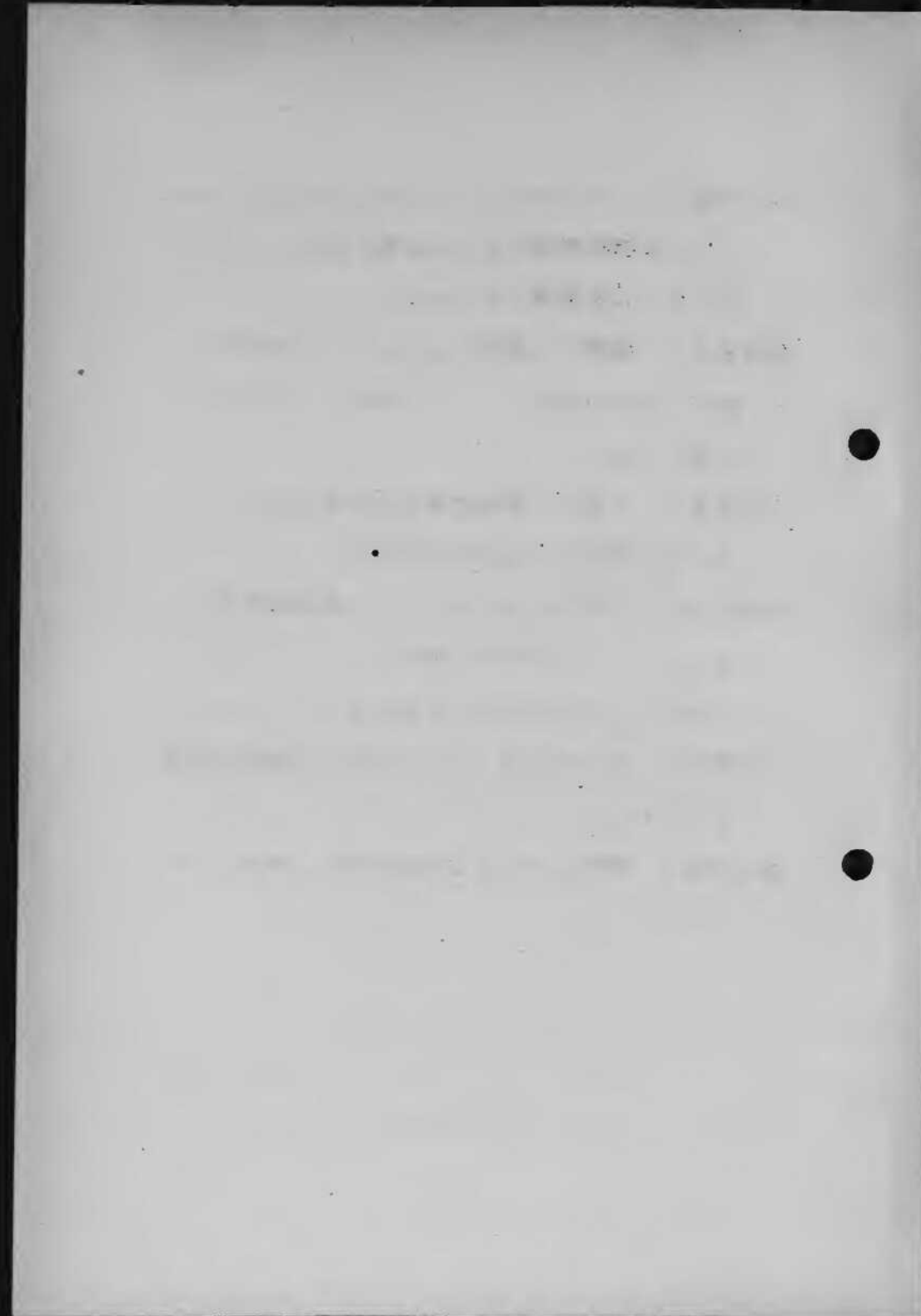
大木委員：8頁に「援助は単なる恩恵ではなく」と
あるが恩恵でなければ何なのか。

高橋計画官：援助の目的はピアソン委員会報告にも
あるように、低開発国が援助がなくとも自立して
いけるようその自助努力を支援することである。

大木委員：その点をはっきりさせないと国民の理解
はえられない。

福良座長：構成については内容に即して検討しては
しい。

173



取扱注意

(経-1357-A)

45 2. 20

(IV) 社会開発の推進

社会開発の目標は、充実した経済力にふさわしい国民生活の社会的基盤を確立し、住みよい福祉社会をつくることにある。したがって、国民生活面で従来立ち遅れていた点を改善するにとどまらず、1970年代に予想される経済社会の激しい変化が社会的側面に及ぼすさまざまな悪影響を未然に防止し、さらに、長期のビジョンのもとで、所得水準の上昇とともに高度化し多様化する国民の要求に対応した社会開発を推進しなければならない。

今後の社会開発に課題でのべたように、生活の場の確保と人命の尊重、心身障害者や老人、女子世帯への配慮に重きを置き、その重点政策としては ①都市化の進展に対応しながら、大都市、地方都市、農村を通じ、魅力ある地域社会の建設を進めること ②そのう

之に立って、従来から立ち遅れがちなじりしい社会的富の蓄積を図り、とくに土地対策の推進と住宅、生活

環境の整備を通じて住みよい生活の場を確保すること
③高密度社会の進展、経済の高い成長などによって激
化するおそれのある公害問題に事前的に対処すること
④国民生活をめぐる諸情勢の変化のなかでともすれば
おびやかされがちな国民生活の安全を確保するととも
に、健全な消費生活を保護する立場からの消費者行政
を推進すること、⑤社会的諸条件が大きく変化するな
かで所得水準の一般的上昇にかかわしい国民生活の安
定と福祉の実現を図るため社会保障を充実すること
である。

もとより、社会開発はより多岐にわたるもので
あり、栄養水準や健康の向上、交通安全対策の強化、
産業災害の防止、健全なレクリエーション施設の整備
自然や文化財の保護、保全などについて たいまね努
力をつづけていかなければならず、さらに、これら社
会開発諸施策の推進にあたっては 従来以上に人間性
尊重への配慮が必要である。

これらの社会開発の推進を支えるものは国民の自発
的な福祉社会建設の意欲と行動であって、政府が用意

する福祉国家を国民が受入れるといった性格のもので
あるべきでない。国民が連帯意識の上であつて、自ら
望ましい社会のあり方を選択するとともに、社会的責
任とその分に応じた負担をうけもちつつ社会開発に参
加するというのが社会開発の本来的姿であつて、政府
はこの国民の選択にしたがつて、積極的、効率的にそ
の推進を支援すべきものである。このような社会開発
の推進は、わが国経済社会のより高い発展段階への飛
躍をなしとげる必須の前提となるものである。

17 住みよい都市および農村の建設

大都市、地方都市および農村を通じて、望ましい生活環境を備えた地域社会を建設することは、社会開発の推進の基本的な課題の一つである。全国土にわたって都市化が進展するなかでこのような課題にこたえるためには、国民生活を圧迫し、経済活動を阻害している過密、過疎現象の弊害を解消するための施策をそれぞれの地域について個別的に講ずるだけでなく、長期的視点から、文通通信網の整備等によって全国土の開発可能性を高めることが必要である。同時に、大都市、地方都市および農村の各地域について、分担すべき機能を積極的に受け入れ再編成していくとともに、良好な生活環境を造成していくことが必要である。そしてこのような政策は、経済の効率化の要請に応じつつ、人間性尊重の視点から住民福祉の向上を実現する立場で貫かなければならない。

(2)

(1) 大都市

1) 大都市においては、今後、人口、産業の集中は、やや鈍化しつつもなおかなり急速に進行するとみられるが、過密現象による弊害を解消しつつ今後の発展に対応して住みよい環境を整備することが強く望まれている。そのために、交通施設、住宅、上・下水、電気の供給、処理施設、保健福祉施設等の社会資本の整備を進めるにとどまらず、これまで、大都市がいわゆる一点集中型の都市構造のまま急激な膨張をつづけてきたことが交通混雑、各種機能の混在、住宅地の遠隔化等の諸弊害をもたらす主要な原因であったことにかんがみ、各種の機能を広域的に再編成し、あわせて公害と災害の防止の観点から都市環境の改善を進める。具体的には、①工場および学校の移転、分散と交通業務施設の周辺部への展開とあわせて、②今後集中する中枢管理機能を受け入れるための都心および副都心の整備を促進するとともに、③中心部における職住近接と防災を十分に考慮した高層住宅の建

(3)

設および周辺部における大規模な住宅都市の建設を推進し、④さうしてこのように広域的に展開する諸機能を有機的に連絡する交通施設の整備を促す。

このため、大都市およびその周辺の広域にわたる地域について、長期的な都市整備の計画を策定し、これに基いて、都市計画の強力な実施、社会資本の先行的な投資、税制措置などの施策を総合的に推進する。

また、この場合、とくに再開発による波及的効果の大きな都心部とその周辺部について、広範囲に高度利用地区を定めて、再開発事業を推進する。

2) 一方、所得水準の向上、自由時間の増大と相まって、今後、大都市では、技術的、専門的、管理的職業従事者の比重が高まり、青少年育成の場としての大都市の重要性が増大しよう。これらの変化に応じて、安全、健康、快適性と十分に備えた生活環境と健全な教育環境の確保への要求が高まり、また、知的労働の緊張からの解放等を求めて

自然と文化財への接触への要求も高まるであろう。

都市整備の具体的施策としては、このような要請にこたえるため、とくに住宅および生活環境の整備を重点的にとりあげるものとする。大都市においては、従来の無秩序なスプロール化を根本的に改めるため、後述のような強力な地価の安定策の実施とあわせて、都市内の大部分の住宅地が環境のよい住宅市街地として開発されるよう、規制と誘導の施策を強化する。

道路、公園、上下水道河川等の都市施設については、このような計画的な住宅地の開発に関連するものを優先的に整備する。とくに、後述の大規模な住宅都市の計画とあわせて、都市高速鉄道をはじめとする各種の輸送手段と一体的に組み合わせ、高速高効率の通勤交通体系が確立されるよう総合的な都市交通行政を推進する。

また、現成市街地内では、広範囲にわたる住宅地の更新に備えて、十分な公共空間を備えた環境のよい住宅地の形成を誘導するための方策につい

て早急に検討する。

- 3) さらに、大都市の整備に当たっては、広域的な行政の処理体制の確立、周辺の人口急増地域における基盤施設整備についての市町村に対する財政的配慮、費用負担の合理化等について、積極的な検討を行なう。また、国および地方公共団体の政策決定について、地域住民の意見が反映されるよう大都市の特殊性を十分配慮した方法について検討する必要がある。

(2) 地方都市および農村

従来わが国の地域社会は、農村を含む広域の経済圏の商工業、行政、文化等の中心地としての都市と、都市地域への農林水産資源の供給基地としての農村とが相互に依存しながら発展してきたが、今後は、交通通信施設の充実、生産・流通活動の一層の拡大と広域化などによって、生産と生活の両面において都市と農村との有機的な連携が一層強まるであろう。

このような条件の変化に対応して、大都市以外の

地域については、周辺の農村を含む広域の生活圏を地方都市を中心として整備して住民福祉の向上を図ることに政策の重点を置くものとする。また、過疎化現象についても、このような政策の一環として広域的に対応する。このため

- 1) 広域生活圏の中心となる地方都市を、その特質に応じた個性ある開発の可能性を生かして育成する。周辺の農村を含めた広域の生活圏に対して教育、文化、医療、福祉、レクリエーション、ショッピング等のサービスを提供するセンターとしての機能と、工業、商業等の生産・流通等の中心地としての機能を高めるよう交通通信施設や広域生活圏の共同の利便のための公共的施設等の整備を先行的に進める。

また、とくに地方の中心的な性格をもつ大規模な都市については、過密の弊害を防止しつつ今後の発展に対応して、大都市に準ずる都市整備対策を推進する。

- 2) 周辺の地域については、モータリゼーションの

進行等によって行動範囲の拡大等に対応して、高生産性農業、林業、観光、製造等それぞれの圏域の特性に応じた産業の発展と生活に必要な便益の充実を図るため、地方都市を中心として、広域生活圏内および生活圏相互を結ぶ交通通信網を最も重点に整備するとともに、公共輸送サービスの確保に努める。

この場合、農村から都市への在宅通勤に留意するとともに、豪雪地帯については、除雪、防雪施設の整備に努める。

3) 農村においては生活環境施設の整備が立ち遅れているので、今後の生活様式の高齢化、多様化等に対応して、生活圏の各段階において各種の生活環境施設が適切に配置されるようにその整備を促進する。

4) 離島、農村の一部は、今後も過疎化現象が進行することが予想されるが、これに対しては、上記諸施策の一環として対応するか、とくに直轄および通信施設の整備を重点に進め、また、地域の実

(10) 情に応じて、集落の移転統合を進める。

8 住宅、生活環境施設の整備と土地対策の推進

急激なわが国の経済成長は、産業と人口の都市集中と地価の高騰をもたらした。

都市への無秩序な産業、人口の集中は、地価の高騰とあいまって、住宅および生活環境整備の立ち遅れをもたらして、狭小過密居住、大気汚染、騒音、水質汚濁等の公害、下水道、ごみ・し尿処理施設の不備、都市公園の不足、道路交通、通勤交通の混雑、交通事故の増加等、国民生活面のみずみを大きくしている。

今後ますます進展すると見込まれる都市化の趨勢に対応し、活気にあふれた健康で文化的な国民生活を実現するためには、現在乱雑にながれている土地利用を秩序づけ、その効率的利用を図り、地価の安定を目指す施策を推進するとともに、住宅・生活環境施設の大規模な改善を図ることが必要である。とりわけ、土地利用の混乱と地価高騰が激しく、居住環境の悪化のいちじるしい大都市地域については、とくに強力な施策が推進されなければならない。

(11)

(1) 土地の有効利用と地価の安定

土地の効率的利用を促進し、住宅地価格の高騰を鎮静化するためには、土地の計画的利用・高度利用を図り、値上りを見込んでの土地保有や不急不要の土地需要を抑制し、住宅立地に適した土地を大幅にふやす等の総合的な施策を強力に実施する必要がある。

このためには、第1に、適正な都市計画のもとで土地の計画的利用を図る必要がある。

この観点から、都市計画法による市街化区域や住居地域、工業地域、高度利用地区等の地域地区の適正な設定、運用が推進されなければならない。とりわけ、市街化区域に組み入れられる山林、農地等については、都市計画のもとで、区画整備等を従来より一層強力に推進し、都市的施設の整備を推進する。

第2に、土地に対する固定資産税および都市計画税の課税を適正化する。

現在、固定資産税などは、必ずしも時価を基準に

して課税されておらず、都市の周辺地等値上りのはげしい土地ほどその負担がいちじるしく低くなっており、これが土地の荒廃みや買値を助長している面が大きい。

したがって、このような土地にかかる固定資産税などについては、土地の高度利用、地価の安定を図るためにも適正な時価を基準として課税することとする方向を検討する。

第3に、通勤可能圏を大幅に拡大することなどにより、住宅立地に適した土地の供給増大をはかる。

このため、地下鉄、郊外鉄道等通勤交通手段の輸送能力の増大、高速化、相互連絡の円滑化などを強力に進めるが、とくに路面交通と鉄道の効率的連絡には意を用いることとし、駅周辺区域の一括取得の途を講ずることも検討する。このほか、住宅用埋立の推進にも努める。

第4に、通勤交通の便をそなえ、施設のよとのつを良質低廉な住宅地の供給を大巾に増加する。

このため、大規模な住宅用地の造成をより強力に

推進することとし、民間による優良住宅地の造成を助成するほか、地方公共団体（住宅公団等を含む。）は、とくに住宅用地の取得およびその造成に重点をおいて、これを推進するものとする。

とくに、米の生産調整策がとられることとなった最近の情勢にかんがみ、今後、農業政策との絡み調整のもとに水田を大規模な住宅用地に転換するための新しい方途を積極的に検討する。

第5に、大都市機能の純化、土地需給の緩和をはかるためには、現在大都市にある機能を選択的に広域にわたって展開する施策を推進する必要がある。

このため、工場分散をさらに促進するほか、必ずしも大都市にある必要のない行政機関、高等教育機関の分散をはかり、また副都心および大都市周辺の適地における新しいビジネス・センターの建設を進める。

(2) 住宅、生活環境施設の整備

良好な生活の場を確保することは、国民生活の質的向上をはかるうえの基本であり、また、経済社会の発展を持続させるための要件である。しかしながら、土地利用の混乱と生活環境施設のいちじるしい立ち遅れにより、生活環境は、むしろ悪化の傾向にある。また、地価の高騰に加えて建築費の上昇は、適正な水準の住宅を確保しようと願う国民にとって大きな障害となっており、そのため都市居住者の多くが小規模低賃住宅あるいは郊外遠隔地住宅に居住することを余儀なくされている。このような実情を改善し、今後さらに拡大が予想される経済力にふさわしい生活の場を確保するためには、以下のような基本的方向に則り、諸施策を強力かつすみやかに実施しなければならない。

すなわち、生活環境施設の総合的な整備をすみやかに実施するとともに、国民が、それぞれの就業状態、世帯構成、生活意識に応じて、極力自力で、良好な住宅を確保し得るよう、地価および建築費の安

定などの基礎的な施策を強力に実施する。またこのような諸施策とあわせて、なお自力により適正な水準の住宅が確保できない低所得階層に対しては、必要な援助を実施する。以上の観点から、

第1に、立ち遅れのいちじるしい生活環境施設をすみやかに拡充する。この場合、これらの施設の整備は、既成市街地における都市再開発事業あるいは都市周辺における住宅市街地開発事業などの一環として、住宅などの整備と一体的に実施する。

① 生活・産業廃水の衛生的処理、水利用サイクルの効率化などをはかるための下水道の大幅な拡充、水需要の急増に即応した水資源の開発、都市生活者に緑の空間、災害時の避難場所を与える都市公園の整備、近年問題が深刻化している都市、産業廃棄物の広域的処理など、住生活に密接に関連する諸施設を早急に改善する。

② 都市化の進展にともない、地域的にいちじるしく不足している義務教育などの学校教育施設

を適正な水準に整備するとともに、文化施設などを充実する。

③ 地下鉄等大都市通勤線の拡充、都心乗入れを推進し、都市交通施設の輸送力の拡大と高速化など通勤・通学対策の強化をはかるとともに、別項(10、国民生活における安全確保と消費者行政の推進)でのべるような交通事故防止対策を強力に推進する。

④ 都市を自然災害から防護するため都市河川の改修などを推進する。

⑤ 地方都市、農山村においては、別項(7、住みよい都市および農山村の建設)において述べたように、道路その他の生活環境施設、医療、福祉施設などの整備を行ない、住民福祉の向上をはかる。

第2に停滞している住宅の質的向上を積極的に推進するとともに、ひきつぎ根づよい住宅需要に対処するため、住宅の建設を促進する。すなわ

ち、目標年次において、国民のすべてが、小世帯
〇〇 m^2 以上、一般世帯〇〇 m^2 以上の居住面積
をもつ良好な住宅を確保できるように民間自力、
および公的援助により、総戸数約〇〇万戸の建設
を目指す。

① 民間による良好な住宅の確保を促進する。こ
のため、ひきつぎ税制上の各種優遇措置を充
実するとともに、信用補完制度の拡充、民間金
融機関と政府金融機関の協調的融資の促進など
により、住宅金融を円滑にする。また、新技術
の開発、生産、流通機構の整備、部品、建材の
規格化などを促進することにより、住宅の工業
化を推進するとともに、民間資本の住宅分野へ
の大幅な進出を促し、良好な住宅の大量供給と、
住宅建築費の安定を目指す。

② 民間の資金または土地を活用する方法として、
住宅協同組合の設立、住宅債券制度の拡充、農
家等の土地所有者による住宅供給方式の採用な
どを検討する。

③ 適正な水準の住宅を確保できない所得階層に
対しては、公的施策による住宅の供給を充実す
る。公的施策住宅の建設にあたっては、大都市
の既成市街地内および周辺部の未利用地または
工場あと地等を積極的に活用し、その中高層化
を推進する。また公的施策住宅のうちでは、と
くに、公的賃貸住宅の建設を促進するとともに、
その管理運営にあたっては、入居に関しての所
得制限の徹底、傾斜家賃制度の採用などにより、
居住者の所得または、家賃負担能力を十分考慮
した合理的、弾力的な入居、家賃体系を確立す
る必要がある。

第三に、今後の国民生活のパターンの変化にと
もない、いちじるしく増大が予想されるレクリエ
ーション需要に対処するため、体育施設、自然公
園施設、大規模レクリエーション基地、国民宿舎
などの整備を促進する。また、国土開発、市街地
開発等による自然、歴史的環境の破壊を防止する

ために、開発事業等を実施するにあたっては、これらの保全に十分配慮する。

7 公害対策の強化

わが国の公害問題は、狭隘な国土のなかにおける重化学工業化を軸にした経済のめざましい成長産業と人口の急激な都市集中を背景として、近年ますます多発多様化の傾向を強めている。そして、これに対する規制の不十分さとも相まって、とくに太平洋ベルト地帯を中心とした地域は世界でも有数の公害の集積地帯を形成している。

わが国の公害防止対策は、昭和42年の公害対策基本法の制定を契機として急速に進展し、関係法規の新設など規制体系の整備をはじめ、地方公共団体や企業側の防止対策にもかなりの前進がみられる。しかしながら、今後とも継続する経済社会の高密度化や生活様式の都市化、高度化は、大気汚染、水質汚濁、騒音などの原因となる公害因子の排出量の激増をもたらすことが予想され、この際適切な対応措置が強力に講ぜられないかぎり、公害による生活環境の悪化は一般と深刻化・広域化し、安全で快適な国民生活の確保を困難にするのみならず、健全な経済の発展をも大きく阻害

する要因になるといわなければならない。このような実情にかんがみ、公害問題に対しては、国、地方公共団体は勿論のこと企業および個人においても、公害を発生させず、また発生する公害に対しては自らの社会的責任においてこれを防止するという自覚を新たにし、つぎの事項を重点とした公害防止対策を積極的かつ自主的に推進すべきである。

なお、公害防止に必要な各種費用負担のあり方については、原因発生者責任の原則に基づき、合理的な費用分担のあり方を早急に明確化する。

(1) 規制の強化

公害に対する規制措置については、大気汚染、水質汚濁および騒音に関する防止法の制定やいおう酸化物に係る環境基準の設定等により逐次整備充実されつつあるが、今後とも増加の一途をたどることが予想される自動車排気ガス、浮遊微粒子・汚水、騒音などに係る環境基準の設定を急ぐものとする。また、いおう酸化物をはじめ各種公害因子の排出規制については、環境汚染の実情に即してその強化を図

るとともに、監視測定体制の充実、所定の公害防止装置を設置する事業者等に対する必要な規制措置、石油等の配給機構改善等によってその実効を期する。

なお、悪臭・地盤沈下等の公害についても規制を強化する方向で所要措置の検討をすすめる。

(2) 生活関連社会資本の緊急整備

わが国の公害は、とくに市街地における生活関連社会資本のいちじろしい不足によって一層深刻化していること、および水質汚濁防止や都市・産業廃棄物処理に要す社会資本の役割がきわめて大きいことにかんがみ、前述のとおり、下水道、都市河川、廃棄物処理施設等生活関連社会資本の整備を積極的かつ重点的に推進する。

(3) 公害防止のための調査・研究および技術開発の促進

複雑多岐にわたる公害因子については、科学的な分析と計量的な発生量の予測が公害防止対策確立のための基礎条件であり、また、効果的な公害防止対策を推進するためには、防止技術開発のためのさまざまな創意と工夫が必要であることはいままでもない。

このためには、企業における自主的な努力はもとより、政府においても公害防止のための調査、研究および技術開発についてなお一層の促進に努め、また、試験研究機関の充実等のため所要の措置を講ずる必要がある。

(4) 公害防止対策の広域化と土地利用の適正化

産業活動などの一層の巨大化や全国的な都市化の進展などによる公害発生地の広域化に対応し、今後はいずれ広域的な公害防止計画の策定を検討するとともに、監視測定体制の整備および規制命令等の措置については関係地方公共団体の緊密な協力の下に広域的な観点から実施する。

また、公害の発生を未然に防止しつつ有効な国土の活用を図るためには、各種地域計画と公害防止計画とが緊密な連携のもとに策定されるべきであることはいうまでもなく、この場合には対象地域に関する綿密な総合事前調査を実施し、自然保護の必要地域と開発を進めるべき地域とをあらかじめ合理的に区分するとともに、公害をおくまる発生させな

い立場を貫くことが必要である。

(5) 公害防止対策のシステム化

個々の公害現象は相互に有機的な関連を有していることに着目し、これまで事後的個別的処理にとどまりがちであった公害防止対策の総合化、体系化を積極的に促進し、公害発生を未然防止に努める。また、低公害化対策、自動車排出ガス対策、水質保全対策などの実施にあたっては、最も効果的な政策手段を選択する等対策の最適化を図る。

10. 国民生活における安全確保と消費者行政の推進

近年のめざましい経済発展と経済社会の高密度化は、一面において、交通事故の激増等国民生活の安全確保のつえに大きな障害をもたらし、また、多様化する商品サービスの不当表示や虚偽広告は合理的な消費生活をさまたげるなど種々の問題を生じており、国民生活優先の観点からこれらに対する対策の強力な推進が急務となっている。

(1) 国民生活における安全の確保

国民生活における安全の確保の観点から今後政策の一層の強化が求められるものとしては、公害や危険食品等の問題もあるが、これらは別の項でふれているので、ここでは交通事故および災害の問題をとり上げることとする。

1) 交通事故についてみると、今後ともひきつづく流通規模の拡大、モータリゼーションの進行等はとくに大都市地域を中心としてますます自動車事故等の増大を招くおそれがあり、したがって自動車交通のあり方については、この際人命尊重の立

(27)

場から根本的な再検討を行なう必要がある。

交通安全のための具体的対策としては、つぎの施策を強かに推進するものとする。

オ1には、多大の交通量を有する道路および交通量増加の予想される道路を中心として、横断歩道橋や防護さくを増設するとともに、交差点、踏切の立体化、歩車道分離等の整備を進め、また市街地等においては、児童公園を整備して安全かつ健全な児童の遊び場を提供する。

オ2には、人命尊重および交通秩序確立の面から交通規制を格段に強化する必要があるが、この点に関しては、道路事情に即した機動的な交通規制の強化を図るとともに、安全運転を確保するうえからの行政措置を強かに推進し、あわせて交通安全教育の推進、国民全体としての交通道德の昂揚、交通安全思想の徹底を期する。

オ3には、事故防止および自動車排出ガスによる公害未然防止の見地からの車輛の構造、整備に関する技術開発をすすめるとともに被害者治療に

関する調査研究、救急医療体制の整備を図る。また、自動車損害賠償責任保険制度については、被害者に対する損害賠償の十分な確保を図るため責任保険金額の引き上げ、事故率を勘案した保険料金の設定等その改善を積極的に推進する。

なお、自動車交通のほか、鉄道交通、海上交通、航空についても、近年それらの大型化、高速化の進展と相まってひとたび事故が起ればその被害が甚大化する傾向にあることにかんがみ、これらに関する交通安全対策規制強化についても一層の推進に努める。

2) 最近のわが国は、高密度経済社会が形成されつつあり、火災または地震台風等の自然災害が発生した場合、人命、資産等の損害はもとより、輸送機関等の基幹的な都市施設の麻痺等国民生活に与える影響の深刻化が予想される地域が少なくない。このような地域においては、国土保全をはじめ都市の防災構造化のための諸施策を推進するとともに、とくに住宅密集地域等の災害危険区域に

においては立地規制や機動的な応急措置体制の強化をはかるとともに、国民各層が火災予防等の徹底につとめることが必要である。

(2) 消費者行政の推進

近年国民の消費生活の向上はいちじるしく、その内容はますます多様化、高額化の傾向を強めているが、反面、有害な食品や構造上の欠陥をもつ耐久消費財等による危害や損害も目立ってきている。消費生活における安全性確保は人命尊重の観点から最重点をおかれるべき課題であるといわねばならない。

また、商品やサービスの多様化、複雑化と販売競争の激化は商品内容についての消費者の正しい理解を困難にし、不当表示や虚偽広告を増加させている。さらに、今後の一層の都市化や情報化社会への進展は消費生活をめぐる環境条件の変化を一段と激しくするものと予想されるので、商品やサービスの供給側の情報が適切かつ迅速に提供されるべきはもとより、消費者においてもこのような条件変化に自主的に対応する努力が必要であるといえよう。

消費者行政は新しい行政分野であり、昭和43年の「消費者保護基本法」の制定もあって、中央地方を通じて次第にその体整が整えられつつあるが、いまだ商品サービスに関する行政全体の体制と行政運営の姿勢の中に十分根づいたとはいえない。産業政策が、効率と商業道徳に裏打ちされた企業を育成するという基本線をよりきびしく打ち出していくことが正しい消費者利益の擁護につながるとともに、合理的かつ自主的な消費者を育成することが産業の効率化を通じて国民経済の発展をうながすものといえよう。

このような基本的姿勢にもとづき、つぎの事項を重点として消費者行政を推進する。

第一には、商品やサービスの供給面における危険と虚偽をなくすため、規格、表示、計量等に関する規制と指導を強化するとともに、監視体制を充実する。とくに食品添加物、農薬等の取扱いと食品衛生については、試験研究体制の抜本的整備を含めて重点をおくものとする。

オ2には、所得水準の上昇に伴いレジャー活動や信用販売、通信販売等の販売サービスの急増と多様化、活発化が見込まれる一方、これに対する行政の対応が遅れがちなので、新しい分野に関する所管を明確化し、消費者の受ける危害や不明の損害を防止するための規制と指導を進める。

オ3には、消費者に対し商品サービスに関する正しい知識を普及するなど消費者教育の充実につとめるとともに、これら消費者教育の推進と消費者の意向、苦情等の迅速な把握のため、消費生活に関する全国的な情報ネットワークを整備する。

オ4には、消費者教育の推進、消費者意向の把握および苦情の処理等をはかるため、健全な民間消費者組織を育成するとともに、苦情処理を円滑化する基盤として、業界内とくに企業内の苦情処理体制を整備するよう指導を強化する。

11 社会保障の充実

わが国の社会保障は 昭和30年代における国民養老保険および国民皆年金の実現により 児童手当を別として、制度的には出揃った形になっている。

しかしながら、その実質的な内容においては 医療保障部門の高水準に比し 所得保障部門、社会福祉部門および関連する施設整備面の立ち遅れが目立つとともに これらの部門における給付額は 近年かなりの改善が行なわれているにもかかわらず 大幅な消費者物価の上昇によってその改善の効果は減殺されているという問題を生じている。また、社会保障給付費の国民所得に対する割合は 老令人口比率の低さ、就業者に占める雇用者比率の低さ、年金制度の未成熟な構造的要因によるところも大きいが 西欧諸国にくらべればなお低水準にある。

今後においてわが国の経済社会の発展にふさわしい社会保障の水準を確保するとともに、加速化する人口構成の老令化や核家族化の進行、幼少人口の減少、就業構造の変化等に伴う社会的なまさを予防、軽減し

て社会的緊張を緩和するためには、明確な目標意識をもった社会保障の充実になお一層の努力を傾注することが必要である。

1) 社会保障充実の基本方向

今後の社会保障のあり方としては、わが国経済の高い成長と大きな変化が社会的側面に及ぼすさまざまな影響を十分に予想して、それへの対応措置を注意深く講じつつ、充実した経済力にふさわしい国民生活の安定と福祉の実現を図ることを目的とし、これまでの政策に再検討を加えたうえ、新しい時代の動向に即応した新たな構想にもとづいて積極的に政策を展開しなければならない。このため

1) 社会保障のうち経済の成長発展から取り残されがちな分野において、国民生活水準の向上に見合った給付水準を確保するとともに、社会保障負担について拠出者の所得の伸びをより直接に保険財政面に反映させる等、経済社会情勢の変化に機動的に対処する政策措置を意欲的に講ずること。

2) 医療保障部門に偏した社会保障の部門間不均衡

(24)

を是正しつつ、その内容を実質的に充実して効果をより高めるといった観点から、わが国がめざすべき社会保障の姿を明らかにしてその実現のため適切な社会保障長期計画を策定し、これにもとづいて体系的整備をすすめること。

3) 社会保障に関連する施設の整備と要員の確保を強力にすすめ、社会保障の円滑な発展のための基盤を確立すること。

の三点を基本方針として施策の推進をはかるものとする。また、これらの施策の推進に際しては、とくに経済発展に取り残されがちな高齢者や心身障害者等に対し格段の配慮を払うものとする。

なお、社会保障の充実に伴う所要財源の増大に対しては、その財源構成、調達方法につき、制度の性質および社会的諸条件の動向に応じて、社会保険料または租税負担の増大が図られるべきである。この場合には、保険料負担によることが妥当な部分と租税負担によることが妥当な部分とを区分する基準の具体化に努めつつ、社会保障部門における給付拡充

(25)

の財源は主として社会保険料の引き上げに求められるべきである。いずれにしても、今後社会保険の拡大を中心として社会保険の水準を高めていくためには、それに見合った社会保険料等の増加が、国民企業、行政それぞれの立場において必要である。

(2) 医療部門の合理化および公衆衛生部門の充実

1) わが国の医療保険は、制度の分立、給付と負担面の乖離、保険医療のかたより、財政基盤の不安定などによって関係者の不満と制度の行きづまりが顕在化している。このため、医療保険制度については、医療関係諸制度の近代化合理化をあわせた総合的な見地から、問題の緊要性と実現可能性とを勘案しつつ根本改革を実施し、医学薬学の進展や医療技術の進歩に応じた適正な医療を提供するとともに国民の負担能力と均衡のとれた適切な医療給付を確保する。同時に、診療報酬体系の適正化に極力努める。

2) 交通事故の激変に対処するための救急医療体制の確立、公害被害者に対する医療救済制度の改善

(36)

過疎地域における医療の確保、脳卒中、がん、心臓病などの成人病に関する研究開発と予防対策等を積極的に推進する。

(3) 年金部門の拡充等

1) 高齢者に対し、国民の生活水準の上昇に応じ、老後生活の安定に資するため、年金制度の充実を計画期間中の重点政策として推進する。このため、厚生年金および拠出制の国民年金については、5年ごとの財政再計算期にとらわれることなく、経済実勢に対応する給付改善措置を機動的に実施するものとし、また、福祉年金については、その支給対象者の生活実態を考慮したうえで年金額および所得制限について思いきった改善措置を講ずる。

2) 児童手当制度については、児童養育費負担の軽減により児童の健全育成や質の向上等を図ろうとするこの制度のねらいと効果、財源調達、他の社会保障諸施策との均衡、税制における扶養控除制や償金体系における家族手当制度など、関連する諸制度との調整の問題について長期的視野から

(37)

十分な検討を加えたうえで、その実現を進める。

3) 失業保険については、給付の適正化に一層の努力を重ねるとともに、今後の雇用失業情勢に即応した運営の改善に努める。また、労災保険の給付内容は、国民生活水準の向上に伴って充実を図るものとする。

4) 公的扶助および社会福祉部門の改善

1) 生活扶助等の保護世帯については、被保護世帯と一般勤労者世帯との消費水準の格差に配慮しつつ、適切な改善措置を講ずるとともに、被保護世帯のうち老人世帯や心身障害者世帯が増加している傾向に即応した基準のあり方について検討をすすめる。また、生活保護の半ば以上を占める医療扶助については、公的医療等の諸施策の推進によりその適正化を図る。

2) 心身障害者、老人、母子世帯等の不適応階層に対する社会福祉施設は、とくに立ち居れのいちじろしい現状にかんがみ、その拡充を計画期間中の急務とする。この分野においては、在宅者に対す

る施策を含め、給付、サービス面の改善充実をはかるとともに、関連する社会福祉施設等の体系的整備拡充とこれに必要な要員の養成、処遇の改善を並力に推進する。また心身障害者に対するリハビリテーション体制の拡充強化をすすめる。

3) また、人口構造の変化、都市化の進展、核家族化の進行等経済社会条件の変化に対応し、次代をになう児童を心身ともに健全に育成することは一層重要になっていることにかんがみ、児童の福祉に肉する諸施策を積極的に推進する。

5) 社会保障の水準

社会保障の水準やその伸びの程度は、経済の発展や国民の生活水準の向上、社会保険料の動向に応じて弾力的に想定されるべきものであり、また、国民経済計算上の振替所得および社会保険負担の規模のみでは必ずしも正確に示されるものではないが、以上を鑑じ、この計画期間中に見込まれる振替所得および社会保険負担の規模は、昭和43年度の規模に対し各々〇・四倍程度および〇・四倍程度の増加となり、

また国民所得に対する比率は 昭和43年度の55
%および45%から、それぞれ %程度上昇する
こととなる。

(40)

〔Ⅲ〕 産 業 構 造 の 革 新

45. 2. 20

わが国の産業構造は、時代の変化に対して柔軟な適応能力を発揮しつつ、二次産業部門の高成長を軸としてかなりの高度化を遂げてきた。

1970年代は、国際化の全面的な進展、労働力不足の一層の進行、情報化の進展、技術革新の急速な展開等経済社会の高度化にともなう内外需要構造の急激な変化に加え、立地問題や資源問題などの表面化等大きな環境変化に直面することとなるが、このような変化に対して単に受動的に対応するのではなく、これを積極的に受けとめ、長期的・国際的な視点からわが国にとって最も有利かつ効率的な産業構造への革新をはかることが必要である。

このような産業構造の革新は、産業活動に携わるすべての国民の努力によってはじめて可能となるものであって、農業者等を含めた企業の創意と工夫に期待するとこ

〃

ろがもっとも大きい。政府としては、創造的な民間経済活動が自由に展開されるよう、各種の競争制限的な制度、慣行を大胆に除去する等競争条件をさらに整備するとともに、労働力の有効活用を図りつつ、農業、中小企業などともすれば適応のおくれがちな低生産性分野の近代化と転換を誘導し、また、将来、主導的な役割を果たすと期待される新規産業についてその発展に必要な環境条件の醸成につとめるとともに積極的な技術政策を展開するなど、新段階にふさわしい産業政策を総合的に実施することが、必要である。このような革新努力こそが、所得水準の上昇はもとより、物価の安定や高福祉を実現する基礎となるものと考えられる。

3. 産業の効率化

わが国産業構造は、これまで生産性が高く、生産性上昇率も高い工業部門の高成長を軸として、高度化してきたが、ノタフの年代においてもこのようなパターンは、大きく変化しないものとみられる。個人消費の面では全体としてサービス支出の割合が高まろうが、一方において飲食費の構成比が低下し、耐久消費財、その他の工業製品の比重が高まること、技術革新の進展、省エネルギーの活発化等により、機械や設備に対する需要が多いこと、工業製品輸出が拡大すること、などを反映して、工業部門はいぜんとして高いウエイトを占めるであろう。

しかしながら、今後とも工業全体としての生産性の上昇を図っていくためには構造政策をはじめ對外投資政策、労働力政策、産業立地政策等の総合的、有機的な展開が必要である。

その第一は、今後とも産業高度化の主役となる工業の内部において一層の高度化、効率化を図ることである。

いま、工業を鉄鋼、繊維等の「材料」、機械部品、衣服等の「加工」、一般機械、電気機械等の「組立」の三段階に区分し、それぞれの地位を国際的に比較すると、わが国においては「加工」「組立」の比率が低く、また生産性については、中小企業がほとんど存在する「材料」段階の軽工業および「加工」段階の水準が総じて低い。

したがって今後、労働力不足や、国際化が進展するなかで工業全体の高生産性を達成するためには、創造的な技術革新と情報化の推進を軸に、技術やデザインなどの情報投入量を増大させ、また多くの機能をシステム的に組み上げることなどによって、より情報収約化、高加工度化された方向に工業構造を誘導しなければならない。

中小企業についても、こうした方向でその近代化を推進していく必要がある。

このような工業構造の高度化は、化学岳、一般機械、電気機械などの技術集約的な製品が中核となりつつある世界の貿易構造の変化にも、合致するものであつて、

電子工業、航空機工業、産業機械工業等の高度な機械工業情報産業、原子力産業、新規合成産業等の産業がその高い所得弾力性と技術先端部門であることから、今後産業構造高度化の中核的でない手として登場することが大きく期待される。これら新規産業については政府は大規模先導的研究の推進等技術開発の促進、業態に応じた税制、金融上の優遇措置等を通じてその育成を図るものとする。

このような構造変化は反面、生産性の低い技術停滞的な労働集約的産業の思い切った構造転換を要請することになろう。したがって、これら部門に対する適切な配慮が加えられなければならない。

第2に、このような産業構造の高度化を円滑にするためにも、産業各部門の特性に応じた効率的な産業体制を確立することが必要である。

すなわち、競争制限的な諸制度、諸慣行の再検討や貿易自由化の推進等によって有効な競争環境を維持、整備することを基本とし、また分野によつては、適正規模の確保による効率の向上やいわゆる過当競争の是

正等の観点から合併、グループ化、業務提携、共同投資等により構造改善を推進することが必要である。とくに、計画前半期においては、対内直接投資の自由化が一段と進展し、欧米巨大資本との本格的な競争が予想される。このような分野においては、業種別ビジョンに基づき、構造改善を推進して、生産規模、経営規模の適正化をはかり、わが国経済の自主性を確保することともに、欧米企業との接触が当該部門の効率化に資するよう努める必要がある。

その場合、産業活動がより大型化し、これに伴い寡占的傾向が強まる可能性があるが、有効競争を確保し、技術進歩、生産性上昇の成果が広く国民に行きわたるよう、所要の環境整備を行なうことにより、寡占の弊害を除去することが必要である。

第3に、内外情勢の激しい変化に柔軟に対処できるよう、わが国企業の生産、販売効率の向上、企業経営の体質改善等により総合的な企業力を一層強化するための工夫と努力が必要である。このため、各企業においては、省力化投資を進めて資本装備率を上昇させ、

規模の利益を追求することなどを一層進めるとともに、国際的視野に立つ経営戦略を展開し、さらに市場開拓、生産管理、経営管理、技術開発力などの水準を意欲的に引き上げることが肝要である。また、自己資本を充実させることにより、不況抵抗力、国際競争力、自主技術開発等に伴う危険負担能力等を高めることが必要である。

さらに、商品コードの統一、伝票方式の標準化、検収制度の合理化等、生産、流通、消費の一貫したシステムをつくり上げることが、企業の枠を超えて進められねばならない。

こうした企業力の強化を進める原動力は企業自体の自主的努力にあることはいうまでもないが、政府においても後述の情報化の促進など広く企業環境の整備に努める必要がある。

第4は70年代を特徴づける、新たな重要問題として登場する資源、土地、輸送等の諸問題に対処することである。

鉄鋼における原料炭や、エネルギー産業における原

油等のエネルギーおよび工業基礎資源をいかにして低廉安定に確保するか、秋隘な国土の中で他の土地利用との調整を図りつつ、いかにして産業関連社会資本の充実につとめ、適正に産業立地をすすめるか、経済活動に見合って国内輸送、外航海運等各面での必要な輸送力をいかにして確保するか、などは70年代に解決を迫られる重大な問題であろう。

これらの諸問題は、とくに重化学工業系材料産業、エネルギー産業等が国経済の成長を支えてきた基幹資源型産業に集中してあらわれるものと考えられるが、こうした産業は今後も重要な役割を果たすことが期待されることにも鑑み、特段の対策の実施が望まれる。

第5に経済社会の高密度化の進展や所得水準の上昇等ともなう、新しい社会的需要の増大や消費需要の高密度化、多様化にシステム的に対応することである。今後都市開発、住宅建設、大規模工業基地開発、海洋開発、宇宙開発、公害防止、廃棄物処理・再利用等多くの機能を統合した分野の需要が登場するであろう。これら需要は各種の産業分野を有機的に連携すること

によって充足されるものであり、産業活動のシステム化、システム技術の開発、これらを支える機械機器、材料の開発と標準化、環境の整備等を推進することにより、効率的な供給体制を確立することが必要である。

第6に、産業構造高度化の原動力としての技術の役割はますます重要となるが、先進諸国との間にはいぜんとして大きな技術格差が存在することを十分配慮し、自主技術開発力の強化を中心とする積極的な技術政策を展開することが必要である。

以上のほか、国際化の進展に伴い貿易量のいちじるしい増加が予想されるので、海外資源の安定的確保や輸出入貨物の円滑な輸送を確保するなどの観点から今後ともわが国外航船腹の拡充を進めるほか、金融の効率化等を推進することが重要である。

4. 高生産性農業の実現と対策

農業が今後その近代化を強く要請されているのは、農業をめぐる内外の情勢と展望がづぎのようにきびしいからである。

オノに、わが国農業の基幹作物である米が深刻な供給過剰状態にあり、需要に見合った生産の調整が緊急の課題となっている。オニに、経済の高度成長のもとで地価の高騰とこれにもとづく農地の資産的保有意識の増大などのため農地の流動化が進まず、また、若年層を中心とする労働力の他産業への流出のため、農業就業者の大部分は中高年令層となっており、農業がその構造改善を推進するうえで、幾多の困難な問題に直面している。オニに、今後の農産物価格が、米の過剰、その他農産物の需給緩和の傾向、物価安定への要請などからみて、水準として停滞的に推移せざるをえず、1960年代後半にみられたように価格面から農業所得の大幅な増大を期待することがむずかしくなっている。オニに、経済の国際化の進展にともなって、農産物の輸入制限の緩和ないし撤廃が国の内外から強

(1)

く要請されて。尤もに、食料消費の多様化、高度化、加工化の傾向は、需要の面から生産流通単位の大規模化、供給の大量規格化等を強く要請している、ことなどである。

このような点を考えると、農業について強力な施策が展開されないかぎり、わが国の経済が成長をつづけるなかで農業と非農業との生産性、所得の格差は今後ますます拡大する方向をとるおそれがある。

以上のようなきびしい内外情勢の進展のもとで今後農業に関する政策の展開の基本的姿勢として、

① 長期的観点にたつて、農産物の価格上昇に依存しがちであった従来の農政から脱却し、国際競争にも耐えうる生産性の高い農業の実現をめざして、生産・流通構造の抜本的改革をはかる。

② 当面の緊急対策である米の生産調整を強力に推進するなど、需要に適合した農産物の安定的な供給をはかるとともに、農産物価格政策の適正化を期する。また、需要の増大する水産物、林産物についても水産業・林業の近代化をはかりつつその

(12)

安定的な供給体制の整備充実を進める。

③ 今後の農業問題に対処するには、従来の農政の領域をこえた広い国民経済的な対応策が不可欠であることを留意し、とくに高生産性農業の展開に十分対応できない農民層や地域の存在を正視しつつ、雇用、土地・社会保障、産業立地、公共投資など多角的な視野からの検討および総合的な政策の展開をはかることが必要である。

(1). 高生産性農業の展開

わが国の農業が、工業を中心とする他産業部門の急速な成長に対応しつつ、生産性の飛躍的向上をはかるために、また、食料需要の変化にともなう農業生産・流通の大規模化等の強い要請にこたえるためには、①規模が大きく、能率の高い自立経営や協業など集団的生産組織などの積極的な育成助長をはかるとともに、②これらの経営、組織などを含めた広はんは地域全体の高い総合生産力の発現をはかるため、整備された生産基盤や生産・流通の大規模施設など高度な「装置」を中核とし、分化する生産・流

(13)

通の諸機能を統合化し「システム化」するよう、その方向で検討し、誘導をはかることが不可欠である。

このような基本方向に沿いつつ、高生産性農業の展開をはかるため、つぎの諸施策の実施を進める。

オ1は、農地の流動化を促進する政策である。経営面積の規模拡大をはかるため、農地の所有権の移動によるばかりでなく賃借権の取得による方法を積極的に推進し、また、農地の移動が規模拡大に資するよう方向づけを行なう。このため、公的機関による農地の造成、譲渡、賃貸等をふくめ、現地農地制度の速やかな抜本的改正によって、農地流動化の積極的促進をはかる。

オ2は、農業の装置化を推進することである。大型機械の導入、耕地の多角的利用等を可能とする圃場の整備、大規模畜産の展開をめざした草地等の造成開発、生産、出荷などの大規模化に対応した大型農道の充実に、生産基盤の整備をはかる。この場合、農地と林地の一体的な利用形態についても配慮する。

また、生産から加工、流通にいたる諸段階に環境調節施設などの近代的施設、機械などの建設や導入を進める。同時に、革新技術の開発とその普及をはかるため、試験研究、普及指導および農業者教育の体制を刷新充実する。

オ3は、離農の援助・促進と地域政策の展開をはかることである。

中高年農業者の円滑な転職を促進するため、在宅通勤を中心とする地元雇用機会の創出とその増大を主軸として、農業者の通勤可能な農村地域への工場分散に対する助成指導、道路交通網および通信網の整備、農用地と非農用地との利用の計画的調整、転職希望者に対する情報提供と職業紹介、職業訓練の強化、離農希望者の農地の買取りまたは賃借、財産整理の円滑化措置など、産業立地の誘導、公共投資をもふくむ総合的な地域政策の展開を積極的に推進する。

また、高年令者の農業からの円滑な引退を促進し、あわせて農業者の老後保障、後継者その他へ

の経営移譲を進めるため、農業者年金制度の積極的活用をはかることが重要である。この場合、同年金制度の対象とならない高年令者等について、経過措置として離農一時金を支給するなどの措置を講ずる。なお、同年金基金の活用による農地の移譲の円滑化などについても検討を進める。

(2) 食料の安定的供給

今後、高度化、多様化する食料需要に適合した農産物の供給体制を整備するため、以下の政策を積極的に展開する。

第1に、農産物の需給調整と価格の安定をはかる必要がある。当面、米の生産調整対策を積極的に推進するとともに、需要の強い畜産物、果実、野菜などについて、生産性の向上を基本としつつ、積極的な生産対策・流通対策の充実と振興をはかる。米の生産調整については、当面、農業団体などの自主的な協力のもとに、稲作の転換などに対する奨励措置によってこれを推進する。

(これとあわせて、事態の推移によっては、政府買入れ価格の調整および買入れ制限など現行食糧管理制度の改正について検討を加える。)

また、長期的観点にたつて、従来ともすれば、所得補償に偏し、需給事情についての配意に欠けるうらみのあつた価格政策の運用を改め、今後は、価格の需給調整機能の回復をはかるとともに、価格政策

の重点を価格の安定におく方向をとることが重要である。この場合、とくに米価とその他農産物の相対価格関係の是正に努め、需要の動向に即応した農産生産を進める。

さらに、国民の食生活の安定および農業者の所得維持向上の見地から、農産物の出荷・輸送・貯蔵・包装・加工など流通加工全般にわたって合理化、近代化を積極的に推進する。

第2に、農産物の残存輸入制限について、品目ごとに農業生産と産用に対する影響などを考慮して、必要な調整措置を講じながら、漸次、輸入制限の緩和ないし撤廃を行なうことが必要である。その場合の対応策としては、農産物価格は、農産物の生産性向上の進捗、農業労働力の流動化の程度、消費者価格安定への要請などを考慮した中長期の見通しに基づいて漸次国際的価格への接近をはかることとし、経過措置として、可変的課徴金などによる調整措置を講ずる必要がある。

第3に、今後の需要増大に対応し、水産物の近代

化を図りつつ水産物の生産の安定的拡大を推進することが必要である。そのため、沿岸漁業については、漁場環境の維持に努めつつ漁場造成等の生産基盤を整備し、新しい技術の活用によって資源培養型漁業を展開し、さらに養殖業の推進等によって需要の旺盛な中高級魚貝類を中心とした生産の安定的拡大と生産性の高い漁業経営の育成を図る。一方、沖合、遠洋漁業では、新漁場の開発、新しい漁ろう技術の開発導入等による水利用資源の利用と漁業経営の合理化を図る。また、生産と流通加工の拠点である漁港の重点的整備を進めるとともに、水産物価格の安定のため流通加工施設の集約的拡充、水産物の規格化、流通情報の整備等を図る。

5 中小企業、流通部門の革新

(1) 中小企業

中小企業は、国際企業のいつそうの進出と労働力需給の逼迫化、さらには公害など社会環境への配慮の必要性に直面して、その企業経営の根本的変革が迫られている。一方、所得水準の上昇、先進国間貿易の拡大、技術革新の進展などによって、産業の高加工度化と製品サービスの高級化、多様化が要求されており、そのことが中小企業の活躍する機会を増大させている。中小企業のような変化への適応は、産業構造の高級化と経済の持続的成長につながるのと同時に、国民消費水準の質的向上をもたらすための不可欠な要件である。したがって、高度の技術をもち、生産性、賃金水準において大企業に比肩する企業になるよう、自重努力を基礎とした育成、誘導を行なう必要がある。

(2) 効率の向上

中小企業が環境変化をすすんで克服し、さらには先駆的な分野を開拓しようとするときに大きな

274

障害となりがちな資金調達の不足を補うため、政策金融、信用補完制度の充実をはかるとともに、技術指導、技術開発施策を強化して技術の高度化を支援する。また、グループ化、システム化を通じて効率向上を一般と促進するため、共同化、集団化事業をいっそう拡充する。さらに、環境変化の影響を受けており、また受けるおそれのある業種や下請企業に重点をおき、集団としての中小企業群について業種、業態に即した構造改善事業を推進する。

2) 競争条件の整備

カルテル行為やその他の調整措置については、半ば恒久化しているものもあるので、企業の合理化意欲を喚起し、業界の近代化を促進するようこれを適正に管理するとともに、更新存続にさいしてはとくに審査の厳格化を図る。また、特恵関税の供与や資本自由化については、これを革新への刺激として受けとめ、急激な市場攪乱を避けつつ、中小企業として新たな適応の道を見出すよう誘導

する。

3) 市場動向への適応

中小企業に関する情報体制を整備し、生産品種の選定、変更に必要な情報の流通を円滑化するなど、中小企業の市場への適応を助けるとともに、企業内の経営情報システムの啓蒙指導に努める。とくに、小規模企業にたいしては、施策の普及や経営の指導を積極的に行なう。

(2) 流通部門

これからの流通部門の課題は、生産性の向上と機能の高度化を通じて流通効率を高め、それにより得られる利益を消費者に還元していくことにある。そのためには、個々の企業、部門の省力化、情報化等がもちろん必要であるが、流通活動は生産、流通段階における多数の企業や事業所はもとより消費者にも関連するので、合理化方策の検討、実施に際しては流通活動をシステムとしてとらえて総合的効率化が図られるように配慮する。

1) 商業

流通効率の飛躍的向上を実現するためには、商業における経営の省力化、商取引の合理化、物的流通コストの低減および流通活動のシステム化が必要である。したがって、労働力不足に対応したセルフサービス化を促進するとともに、商業者が情報機能を強化して、発注、受注、在庫等流通機能のシステム化を進めるよう奨励する。とくに生鮮食料品流通については、品質の保持と処理、加工、包装、輸送などの各流通部門の合理化に大きな効果が期待されるコールド・チェーンの普及をはかる。

システム化については、その基礎的前提として帳票類・コード等の統一化を早急に進める。さらに、関係企業がそれぞれの取引慣行を超越した高い立場からシステム化の必要と効果を適確に認識するよう（流通関係各界代表者および専門家を結集して基本の方策の策定をはじめ具体的方策の審議、政府の関係施策に関する民間の意見の統一等

を行なう）総合的推進体制を確立する。あわせて、省力機械の取扱い、情報処理、科学的在庫管理、マーケティング等の技能を身につけた近代的流通活動となる人材を養成するための教育機関を拡充する。

つぎに、コストの低減に結びつく大規模商業の発達には流通の合理化に資することとなるので、流通関係の法制、政策は大規模商業をいさずうに抑制することのないよう運用する。さらに、これとの公正な競争関係を刺激にポランタリー・チェーン化等の組織化を強力に推進し、中小商業の近代化合理化を促進する。また、卸売市場運営の改善をすすめるほか、商取引慣行の合理化を図り、安定的な大量取引を推進する。

2) 物的流通

物的流通についても、流通経費の低減と機能の高効率化のために、そのシステム化を通じ、効率化と省力化を図る。

まず、一般貨物における協同一貫輸送、たとえば、フレートライナー（鉄道輸送のもつ大量高速性とト

ラック輸送のもつ機動性を結びつけた新しいコンテナ輸送方式)、長距離フェリー、内航コンテナ輸送、一貫パレチゼーション(パレットを利用した協同一貫輸送方式)等と大量ばら積貨物における専用輸送、たとえば内航専用輸送、国鉄の物資別適合輸送等を促進し、新しい輸送体系の形成を通じて革新的な物的流通の確立に努める。このため、JIS等により荷姿・包装の標準化を図るほか、情報機能の向上を基礎とした総合的流通活動および一貫輸送活動の普及を図る。

第2に、各種交通機関の結節点としての複合ターミナル等関連する社会資本を充実するほか、集荷配送、流通加工、情報処理を主たる機能とする流通倉庫、集配送センターの建設、配送ネットワークの整備のための民間の努力を誘導、促進する。また、中央卸売市場および地方卸売市場を通ずる生鮮食料品流通の体系的な合理化を実現するため、市場施設の計画的な整備を推進する。

3) 地域政策の配慮

都市化の進展等地域構造の変化にともなう都市機能の再開発、商業立地の適正化等のため、流通近代化の地域ビジョンに沿って、地域の商業振興と社会開発とを有機的に関連させるよう配慮しつつ、卸田地、卸総合センターの建設、生鮮食料品市場の移転・ショッピング・センターの建設、商店街の再開発等に関する施策を総合的に進める。

6. 労働力の有効活用

今後、増勢の鈍化が見込まれる労働力供給のもとで、ひきつづいて高い経済成長を実現するためには、労働生産を高め、労働力を有効に活用することがこれまで以上に重要な条件となつてきている。

そのためには、各産業、企業で省力のための技術開発や投資の推進、雇用管理の改善および人的能力の開発、勤労者の経済成長への積極的参加の意欲の醸成などへの努力が総合的に強化されねばならない。とくに農業流通、中小企業などの低生産性部門においては、前述のような近代化を進めるとともに、必要に応じて適切な業種転換の促進をはかるなど、国民経済的視野に立つて産業、就業構造の改善に努め、労働生産性を向上する努力が必要である。

(1) 中高年令者等の活用

今後、全体としての労働力人口の増勢鈍化に加え、その質的構成が大きく変化すると見込れる。とくに若年労働力のいちじるしい減少に伴い、労働力の高令化と、そのなかでの女子の比率の増大が進むこと

になるう、中高年労働力は、一般に新技術への適応力が劣り、地域的移動性などについての制約も大きい。このような労働力の構造変化のなかで、その有効活用をはかるためには、従来の賃金・雇用制度や慣行を改める新たな創意工夫が必要である。たとえば、わが国の歴史的社会的慣習と若年労働力の豊富な供給のもとで成立した年功賃金や封鎖的な雇用慣行などを改め、職務や能力に応じた賃金・雇用制度への移行をすすめることが必要である。また、中高年労働力の技術革新などへの適応力をつちかうため、生涯を通じての再訓練や労働能力の不断の開発向上に役立つ教育・訓練制度を整備、拡充する必要がある。さらに、適職の選定、あるいは労働能力に作業方法を適合させる工夫（ジョブ・リデザイン）などを推進するとともに、とくに高令者に対する就業分野の拡大の努力が必要である。

さらに、今後は、中高年女子労働力の進出を期待する度合いが高まることとなるが、この層の労働力の活用にあたっては、主婦としての責務との両立や

労働能力などを考慮して、勤務時間、作業環境、作業方法、職場適応などについて家内労働者も含めて特別の配慮が必要である。また、政府においても、この層の特質を考慮して、社会環境の整備、職業相談、就職のあっ旋、職業能力開発のための指導や訓練などの施策を強化する必要がある。

なお、新規学卒者の高学歴化の傾向に即応してその有効活用をはかるため、産業や経営側の受入れ態勢の改善を中心に適切な措置を講ずる必要がある。

(2) 労働力の流動化

労働力供給の量的、質的変化にともない、産業、就業構造が変化する過程で、労働力の産業間・地域間移動を円滑に行なうことが、従来にもまして重要になってきている。これまでの新規学卒者や若年労働力を中心とした移動とは異つて、中高年令層の比重が高まる今後は、職業紹介や職業指導においても、雇用情報処理の迅速化、移転用宿舍の設置、貸与、職業転換援護措置の拡充などの政策努力によつて、労働力の円滑な流動化をはかるとともに、個人の希

望が尊重されつつ国民経済的に必要な分野に労働者が就業できるような配慮についても検討されなければならない。

なお、農林部門からはひきつづいて速いテンポで労働力の流出が予想されるが、その大部分が職業転換能力や地域的移動性に乏しい中高年令層であるので、この層の実態に即した職業の紹介、訓練の実施を図るほか、在宅通勤による雇用機会を拓けるなどの政策が機動的にとられる必要がある。

(3) 環境の改善

労働者の職場および生活環境は、労働者の能力が有効に発揮されるとともに、資産の形成等を通じて経済成長の成果を享受し、豊かな生活を過せる諸条件を整備する方向で、その改善がはからなければならない。とくに職場環境については、災害や疾病の防止のための対策を強化するとともに、長時間労働あるいは単調な労働等に対しても適切な配慮が必要である。労働災害については、技術や労働力の質的変化にともなつて災害発生の可能性が高ま

つていので、これに対応した国の監督指導の励行、
企業における安全衛生活動の積極的推進によつて安
全衛生水準を向上させるとともに科学的労働災害防
止対策推進のための調査研究、あるいは被災者に対
する災害補償、社会復帰についても一貫した対策を
充実強化する必要がある。

(基-1364-A)

第35回 企画委員会議事要旨

昭和45年2月24日(火)

10時～12時30分

官房会議室

出席者：福良座長、小山、昌谷、向坂、谷、谷村
堀、湊、山本、渡辺各委員
館生活分科会長代理、水上国際経済分科
会長

(議事)

(参考資料について)

参考資料の企画委員会での予備検討の分担について
福良座長から発言、物価・賃金—堀委員、産業構造—
向坂委員、農業—昌谷委員、労働力—並木委員、
公害・社会保障—小山委員、土地—福良委員、
社会資本—谷委員、技術開発・資源—山本委員
向坂委員、谷村委員 中小企業の参考資料はなぜ作成
しないのか。

八塚局長 政策を補足する目的のものであるため、世

〃

ずしも研究委員会報告の有無にとらわれない。

(課題達成のための政策について)

「Ⅲ 産業構造の革新」オラ次稿について、その
修正案と宮崎調査官からの説明。

福良座長 食管制度の改正について()書きにし

てあるが、特にいふがあるのか。

巨理課長 食管制度の改正の部分は落してくれとい
う強い意見が農林省から来ている。

湊委員 企画委員会としては、がんばるべきだ。改
正について検討するという程度さえも書けないの
なら、新聞から一筆に攻撃されるであろう。現状
のままでもいいという人は農業関係者の中にもい
ない。

水上委員 経済同友会で宮協農協会長と昼食会を行
なったときにも、食管については総合農政を進め
いく中で考えるということであった。食管につい
て全くふれないことはまずいが、具体的にどうす
るかは、今は言わない方がよい。

小沼参事官 二つ問題は政治的な問題でもあり、農

(2)

林省も最終的には上で決めてもらいたいとのこと
であろう。

湊委員 それは結構だが、国会で大臣も答えている
ことであり、この場の雰囲気は農林省に伝えては
しい。

昌谷委員 食管のどこにふれるという焦点があれば
書きようがあるが、この書き方ではその点が不明
になっている。長期的に考えれば、米価の決め方、
配給制度のあり方に問題があるのであり、長期計
画としてはそれを書くべきであって、この案のよ
うなことで長期計画として役立つかは疑問だ。

福良座長 しかし、食管には言及しないわけにいか
ないだろう。

昌谷委員 この案では際もの的なことを言いつて
いる。書き方を工夫したい。

向坂委員 昌谷委員に検討してもらうことに賛成だ。

昌谷委員 産業分科会では、中小、流通について、
中小企業は中小工業中心の記述であり、流通は中
小企業の枠をこえたものであるのに、それを一つ

(3)

にしたため両方とも中途半端だとの指摘があった。
いきつづき検討ねがいたい。

湊委員 その案は現計画のときも問題になった。零
細単位のもを組織化することによって近代化す
るという考え方は大体一致している。その趣旨だ
ということをごどこかで言った方がよい。

谷村委員 中小流通については、産業分科会での指
摘と同じことが公決、金融分科会で指摘された。

昌谷委員 流通についていえば、機構の大型化が農
業など従来の低生産性部門の効率をひき上げるこ
とになる。このような項のたて方ではその案が出
てこないのが残念だ。

宮崎調査官 ご指摘の案はたしかにそうだ。

小島参事官 もつともなご指摘であるが、中小企業と
流通を別項にすると中小企業が淋しくなってしまう。

谷村委員 / 農業の個所で、当面米の生産調整を積
極的に推進する。など、当面の話が出てくるが、
ロングタームでみることとどう関連するのか。

2. P.23で「カルテル行為……」と書き出してあ
るか。これだけの表現で十分に意味が読みとれる
か。

水上委員 1. 今後の経済発展に重要である技術進歩
について取り扱いが小さすぎるのではないか。

2. P.7「以上のほか……重要である」の部分は、
外航船腹の拡充と同時に国内の港湾・道路等との
接続が重要であることを記述すべきだ。

宮崎調査官 技術の案は「IT発展基盤の培養」であ
れているが、もう一度考えさせていたたきたい。
後者の案についてはP.26の後半でふれ、さらに
社会資本の充実のところであっている。

湊委員 P.7下2行目の「金融の効率化等を推進
する」というが、そのような表現でよいのか。

向坂委員 これは削った方がよい。

山本委員 P.7の「以上のほか、……重要である」
は、P.5のオマとまとめた方がよい。

湊委員 技術開発の重要性は、もつと強調してもよ
い。

向坂委員 1.その奥は、前書きのP.2で一応書いてあるが、ここが説明不足だからもう少し書いたらどうか。
2. P.6～P.7のオ5の箇所に行政機構のことを書くべきだ。

宮崎調査官 先ほど谷村委員からご指摘のあった“当面”とは、現在さし止めたという意味ではなく、この計画期間中の問題解決のためにやらなければならぬ一歩という意味だ。

巨理委員 物価の項の“当面両米価の措置きを目途とし”は、物価、財政、農業所得等の諸観点からの妥協の産物だ。

小山委員 前書きのP.1の“労働力不足が一層の進行”は、経済社会の高度化にともなうものかと言いついてよいのか。

稲良座長 その次の、立地・資源と並べた方が分かりやすい。

堀委員 前書きのP.1下1行目の“農業者”とは、農業経営者といういみでなく、農業に従事する者

という意味か。それなら、その部分に“勤労者を含めた……”を加えてはどうか。

山本委員 “勤労者を含めた”ということがここでは欲しい。

小山委員 勤労者のうちでも、経営を担当している者は少ないのだから、それを加えらるゝとの意味とちがってくる。また、勤労報国運動を思い出させるのはまずい。

稲良座長 “広く民間の”という表現ではどうか。

向坂委員 P.4～P.5のオ5で“生産管理、経営管理の水準を意欲的に引き上げる”とあるが、コンピュータリゼーションが非常に重要であることと記述していただきたい。

計画課長 先日堀委員から指摘のあった、必要な分野への労働力の移動と、持家制度については、P.31にやんわりと入れてある。

向坂委員 P.31下8行目の“資産の形成”が持家制度を意味し、政府としてこれを制度的な支持を考へるということなら反対だ。

堀委員　そこまでは考えていない。

山本委員　西ドイツの政策は、どういう評価を受けているのか。

堀委員　西ドイツでは、割合に良い評価を受けている。ただ日本で直接的に輸入するのは問題がある。

水上委員　労働力の流動化の方が、資産形成よりもつと必要ではないか。

堀委員　P.31にその趣旨を入れたが、就業規制的なニュアンスが出ないように配慮した。

小山委員　P.31下ク行目の“豊かな”は、“安定して豊かな”としたらどうか。

堀委員　ドイツでは、持家、持株、長期貯蓄の3つの助成としている。日本では持家への助成は問題があるので、持株、長期貯蓄を中心とすべきであろう。その意味で“資産の形成”という程度の表現は入れておいてもらいたい。

向坂委員　企業・勤労者が自らの金で土地、住宅をもつのはよいが、政府の政策としてやるときは、

(7)

土地・住宅の細分化を奨励することになる。それには反対だ。

渡辺委員　貯蓄は大事だが、その使い方としては土地、住宅政策の方向が尊重されるべきである。

向坂委員　そのいみから、“資産の形成”よりも“貯蓄”という表現の方がよい。

谷村委員　この案の表現程度でもよいのではないか。
(「Ⅳ社会開発の推進について」)

「Ⅳ社会開発の推進」第3次稿についてその修正案を宮崎調査官から説明

福良座長　課題と政策とはどのように統一するのか

宮崎調査官　政策とフレームとが固まった後に課題の修正を行なう。課題の修正は、社会開発の部分が大きい。

小山委員　前書きで、課題の3つの柱として人命の尊重をとり上げているが、これは次元を少し変えた方がよい。

宮崎調査官　人命の尊重は、交通安全、有害食品等を考えているか、少しすわりが悪い。

(7)

小山委員 前書きのP.2へP.3の“政府が用意する福祉国家……”は書きすぎだ。“国民の福祉国家への意欲と行動が必要だ”という表現ではどうか。

宮崎調査官 会長のご意見もあり、福祉社会は自分たちでつくるのだということを書き込んだ。

小山委員 そのことは、政策全体の前書きに書くべきことなのに、ここにだけ書くことは強すぎる。

館委員 小山委員の意見に賛成だ。国民の自発的効力が必要であることを言うことは是非必要であるが、日本では政府の支援が滞ってきたことを考えるべきだ。あまりに自発的云々と言うと国民に全責任を押しつけることになる。ユ7日の生活分科会常任委員会にはかった上で分科会としての意見と言うが、政府はもつと前むきの姿勢を出してほしい。

堀委員 まず「政府が取り組むべきだ」と書いておいて、その内容として国民の自発性云々も書いてはどうか。

谷村委員 この案に賛成。この案程度のことを言っ

てはしめてバランスがとれる。

館委員 趣旨は、私も賛成だが、この書き方で本来遅れていた面が……ますます遅れることになる。

谷村委員 政府を強調するときに、どういう形でそれを具体化していくかが問題だ。

福島座長 全面的に政府に依存するだけではだめだという点は意見は一致している。

谷委員 1.このことを書くのは必要だが、今まで何もやらないで開き直った感じを与える点は、修正した方がよい。

2. P.3下5へ下5行目で“政府は……支援すべきものである。”としているが、自治体も政府に含まれるのか。

谷村委員 政府の中には中央、地方を含めているはずだが、たしかにここでは自治体の責任がぼけている。

谷委員 P.1の課題の3つの重点の並び方は気になる。

福島座長 人間尊重をまずメンションしてそれを受

ける形にすべきであらう。

堀委員 課題の3つの並べ方が具体的なので、その

後重実政策とのつながりが弱くなっている。

福島座長 P.2で⑤「社会保護」を最後にもってき

たのはどのような趣旨か。

宮崎調査官 P.1～P.2の①～③は課題での3つの

問題の考え方に即して配列してある。

小島参事官 生活の場、弱者の保護、人命の尊重を

る本柱にしようということだ。

渡辺委員 人命の尊重を今さら課題にしなければな

らないのか。

小島参事官 たしかに人命尊重は、どの場合でも考

えなければならぬので、今さら、ということとは

あるが、現在は経済成長のマイナス面を考えなければならぬ時期であり、課題として取り上げる

必要性はある。

小山委員 3つにしばったことについては賛成だ。

あとは表現の問題であらう。

昌谷委員 1. P.8上6～7行目の“国および地方公

共団体の政策決定について地域住民の意見が反映

されないよう”というのとはわからない。

2. P.9下3行目“大都市に準ずる”とは、一方で、

地方都市の個性発揮を言うことと矛盾しないか。

3. P.10下1行目“集落の移転統合を進める”と

は、たれが行なうのか。

4. P.31下2行目“試験研究体制の抜本的整備”

とは何か。

松本調査官 1. P.8は都市計画の決定を考えていた。

2. P.9は表現に問題がある。

3. P.31は、食品添加物等の試験と、日本独自の

研究を行なうということだ。

昌谷委員 1. P.8は私権制限の新しい態様を求めて

いるので、趣旨としてはわかるが、このままでは

不明確だ。

2. P.10の集落の移転統合は外から進めるべき

ものではなく、内容に疑問を感じる。

山本委員 先ほどの人命尊重だか、“人命尊重”は

単なる心構えであり、“人命の保護”というよう

なことが具体性をもつ。

堀委員 P. 6 下 5 ～ 下 4 行目 “青少年育成の場としての大都市の重要性が増大しよう。”ということの重要性はわかるが、このパラグラフの書き出しとは、つながらない。

昌谷委員 1. 大都市の役割としてこれを強調するのは結構だが、文意としてはつながらない。
2. P. 8 上 6 ～ 9 行目 “また、国および地方公共団体……” 必要がある。 “は、私権制限と自治体の役割の問題なので、前書きに書くべき問題だ。

谷村委員 公共・金融分科会では、住宅については P. 18 で民間の役割を強調しているが、都市再開発については民間の役割が書いてないという意見があつた。

谷委員 P. 15 下 2 ～ P. 16 上 4 行目の基本的な考え方は、これでよいのか。従来民間におがさっていたために、住宅難を解消できなかった。公共住宅、民間住宅とも家賃を同じにし、生活の条件によって家賃を援助する方式も考えられないか。西

ドイツでは建築補助のほかに家賃補助を行なっている。

向坂委員 私権制限の必要性には、ふれる必要がある。

福良座長 問題は土地収用法の改正ではないか。

宮崎調査官 表現はむづかしいが考えてみる。なお、谷村委員からご意見のあつた民間ディベロッパーの活用については「V 発展基盤の培養」で書いてある。

山本委員 シミュレーションで民間住宅投資の伸びが過去の実績より低まるのはどう解釈するか。

直理課長 対 GNP のシェアとしては相当に上っており、10% とこえる。

谷委員 今の建築のうち 3 分の 1 がリプレイスであるが、最近はこの頭打ちになっている。新築は土地がないのだからすぐにはない。住宅投資が対 GNP 10% とこえることはありえず、8% 程度にしかならないのではないか。

小山委員 住宅問題については、生活分科会の分野

だが、その構成から生活分科会では判断能力がない。企画委員会で谷委員がしばしば住宅問題の発言をされているが、その意見の本格的なこなし方を検討していただきたい。

巨理課長　この問題は投資配分にも関係するか、検討したい。

向坂委員　産業の効率化については、現在産業界が当面している問題と距離がある。私なりに考えてみたい。